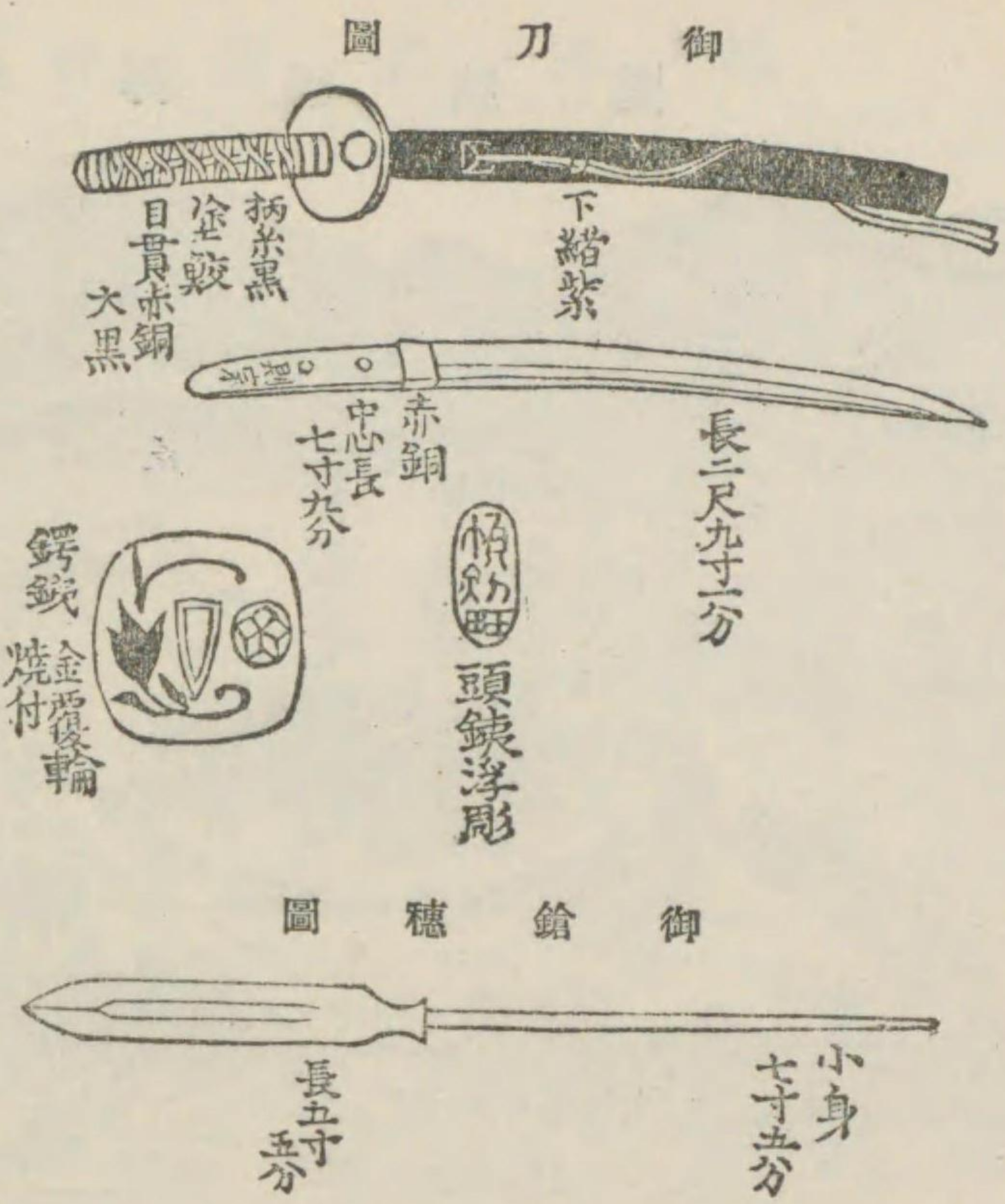


に至て九代に及と云、



○中島村 那賀志 江戸より行程二十里餘、廣十一町餘、
 袤八町餘、東、山王原村、西、荻窪村、南、小田原、
 新宿、大工兩町の持添田地、北、町田村、家數三十
 一、大永七年七月、北條氏の文書に、村民利右衛門
 代官百姓中とあり、永祿の頃は宮川左近將監知行せり、
 【役帳】曰、宮川左近將、同十年、北條氏當村掛錢の事に付て
 監世貫文、西郡中嶋、

令あり、利右衛門藏文書曰、卯歲懸錢但六月分、右中嶋懸錢、
 相定分錢候間、不及催促、急度可致皆濟、此上致無沙汰付者、
 奉行入濟に可被指越間、自地下中、くりやもたひ可致之者也、
 仍如件、立物之事、米は百文に一斗二升目、俵別三斗六升俵、麥
 は百文に三斗五升目、俵別三斗五升俵、黄金は一兩一貫五百文金
 以上三色、此外精錢一圓於夏懸錢被停止也、丁卯
 六月廿四日、中嶋郷小代官百姓中、虎朱印あり、今大久保加賀
 守忠眞の領分なり、舊領主の沿革、檢地は萬治二年改む、
 ○久野川 東北の界を延亘す、當村にては山王川と稱す、
 幅四間より六
 間に至る、
 ○熊野社 村の鎮守なり、本地佛正觀音・地藏・藥師の三
 軀を安ず、慶安三年の鏝口を掛く、△末社 天王 △別
 當觀行院 當山修驗、伊勢國山田世、本尊不動、
 ○本久寺 法光山と號す、日蓮宗、京六條本、元龜四年二
 月、住僧の記せし傳記、及開基の系圖、當寺所を閱する
 に、往古小田原の住人、武藤治部少輔清康と云者あり、
 後入道して法久禪門と稱す、大織冠鎌足十九代の孫、伊
 子の第二伊豆守維眞と云ものあり、初て相州小田原に住す、其
 子工藤民部大夫維資、其子工藤兵衛維光、維光の子大藏允光行
 は光行十世の孫なり、日蓮、宗法弘通の路次、法久の宅に
 寓居ありて、開法飯依の餘り、宅地に小堂を營み、法
 華堂と稱し日滿後房、を招て時々法華を講せしむ、滿

佐渡に赴くの後、日善日朗の上足、を堂主とす、繼て日
 善發願して大堂を建立せしかば、法久田園を寄せ、
 東西六十間、南、弘安五年九月、日朗を導師として供養
 す、正應二年三月二日、法久卒し、五七日に當て法華
 堂を改て法久寺と號す、夫より五十餘年を歴て、本寺
 の山寺號を 六光山本 摘擧し、法久の二字に配し、今の
 山寺號となす、此時本山日傳の命を得て六條門末の僧録と
 なり、且六條の別號を許せしとなり、
 世降り寛正中兵火に罹り、堂宇廢却せしかば、明應中
 日了、本山十、日澄、豆州、山本、に課して當山六世に補し、
 當村の閑地を撰て堂宇を再興し、漸く舊貫に復すと云
 因て日滿を開山、元應元年正月、法久を開基、蓮秀一儀、
 日澄を中興と稱す、永正七年三月九日、本尊三寶諸尊、
 及祖師を安ず、△稻荷社 △妙見堂 △鐘樓 鐘は享
 保八年九月鑄造、△櫻樹 旗櫻と唱ふ、辨の中に、旗の
 り故に名く、古木は圍三尺五、
 寸、文化中災に罹り今廢生す、 △子院法泉坊 三十番神
 の畫像のみを安ず、○福嚴寺 圓通山と號す、曹洞宗、大
 駿州阿部郡敷地、永正元年僧大用晨甫起立、本山世代、大
 村德願寺末、永正元年僧大用晨甫起立、永二年五月廿
 一日、其頃は福門寺と號す、按ずるに【古戦録】に、蘆子川角
 橋より一町許上に當り、小田原

城構の外に、昔福門寺と云る寺院の蹟方一町が程、小高き地
 知べし、今の地域小、三世徹嚴の時、皆川市正通嚴、中興
 開基せしかば、大永二年今の寺號に改めしと、寺記に
 見ゆ、通嚴天文七年五月十五日卒、法名福嚴寺殿以津喜公
 其牌を置、旗下の土皆川森之助康郡の祖なりと云、
 皆川家譜を案するに、市正、本尊十一面觀音、天正十八年
 十月、六世安州間宅、台命を受、天桂院殿の御導師を
 勤め、則境内に葬し奉る、客殿に御位牌を安置す、
 【什寶】 △鞍二口 前輪のみあり、黒塗にて梅花唐草
 一掛の鍔なり、△挾箱一合 春慶塗にて黒塗の面取
 以上天桂院殿の御遺物と云、△卓圍四張 二張は地茶色
 菊、桐、紅葉、桔梗、銀杏等の縫あり、二張は白、慶
 長十一年寛永三年の兩度に、天桂院殿の息女、淺野采女正長重
 内室、寄納す
 △白山社 △天桂院殿御寶塔一基 本堂の背にあり、
 五輪塔なり、高一尺五、天桂院殿は、東照宮の御妹にて
 高瀬君と稱し、松平玄蕃頭家清か室とならせらる、
 【寛永譜】曰、松平與次郎家清、後に玄蕃頭と稱す、寺傳に
 天正九年、大權現御妹を娶せ、御諱の字を賜る、寺傳に
 天正十八年十月十七日、今井の御陣屋 郡内今井村に
 御舊蹟あり、に

て逝去し給ふ、按ずるに、天桂院殿此御陣所にて逝せられ、中御不例に因て、御陣所の未毀たれざりしを以て、幸に爰に入奉り、御養生などありしにや、時に曹洞宗寺院に葬るべきの御遺言に任せ、當寺に御葬埋ありしと云、御法名天桂院殿月窓貞心大禪定尼と稱し奉る、是より年毎に、佛供料を其家より、今子孫旗下の士、松贈り且海道通行の序には自拜あり、又毎年の忌日に小田原城主より代拜の儀あり、按ずるに、家譜に據るに、玄蕃頭家十七日死、廿二、號天桂院殿月窓貞心大姉、葬所武州八幡山、一寺起立仕、號月窓山天桂院、後年三州吉田へ改葬、又同國西郡へ改葬、右寺も同所に移す、其後慶安二年、天桂院全衆寺を一箇寺に仕、龍臺山天桂院と改と見ゆ、されば始武州兒玉郡八幡山に、天桂院を建て御葬地とし、後三州へ改葬せられしなれば、當寺御葬地なりと云事覺束なし、されど今に主水の家、及領主より香火の奠あれ、○永昌院 佛眼山と號す、福嚴寺 開山寂幽宗姓、永祿十二年十二月八日卒、本寺四世の僧、開基は久保田次郎兵衛と云、法名永昌院孝山勝忠、永正七年正月八日死、境内に墓あり、小田原宿本町の民甚四郎が、本尊十一面觀音、△白山社 ○吉祥院 淵芳山と號す、同、永祿元年僧仙岩守鶴建、月廿九日卒、本尊釋迦、△白山社 ○東壁院 龍珠山と號す、同、當寺も仙岩守鶴永祿五年起立す、本尊正觀音、△稻荷社

○舊家利右衛門 祖先の事詳ならず、古文書二通を藏するのみなり、ともに北條氏の文書にて、一は大永七年軍勢催促の狀なり、其略に、於當郷、不撰侍凡下、自然名を可記事、但二人云々、右自然之時之御用也、八月晦日を限而、右之諸道具可致支度、郷中之請負、其人交名以下を者來月廿二日に、觸口可指上、仍如件、丁亥七月晦日、中島小代官百姓中、虎朱印を押す、一は永祿十年當村懸錢の令書なり、其全文は村の總説に註記す、
○町田村 満知太 江戸より行程二十里半、家數二十七、東西十三町四十五間、南北六町、東、山王原村、西、井細北、今領主大久保加賀守忠貞なり、舊領主の沿革は綱一色井村、今領主大久保加賀守忠貞なり、村に同じく、貞享年、先代加賀守忠朝 檢地は萬治二年の改なり、
○久野川 西南の堺を流る、幅五六、板橋二を架す、各長五
○山神社 村の鎮守なり、寶壽院持、
○願成寺 大雄山海藏院と號す、曹洞宗、中嶋村福嚴寺末、應永三年、鎌倉管領左兵衛督氏滿の創立と云、氏滿永安寺永五年十一月、開山心印、應永十五年八月、三日逝す、開山心印、月十五日卒、第三世徹嚴宗映、享祿二年五月、大永三年十方を勸化して再興す、其時の勸進狀今に所藏せり、其文曰、南關淨大日本扶桑國、相州西

進三尊彩色勸進之狀、勸進釋沙門妙久、相州西郡鶴子河足子河之中間有寺、號大雄山願成寺、大權越永安寺殿從三位源朝臣左兵衛督、應永三年建立御祈願所也、夫大雄山者、天竺阿育大雄向空中投七寶塔、早川庄勝澤有之、故爲大雄山、開山前住壽福心印和尚、淨智第二世大同和尚小師也、師檀道合盛哉、鎮守神山大權現、開山塔海藏院、山門境致、前濱海漫々、後大山峨々、今井一色小田原風景在目下矣、然所關東一亂人境變化只名而已、故奉勸十方檀那助成、伏願出家住家善男善女等、若一錢若二錢乃至十錢、隨家豐儉、不可論多少、至五穀亦然乎、何等物不可布施耶、以貴賤上下信力、寺家殿宇再造、釋迦三尊彩色修補、於願成就者、助成輩現世福聚無量、來世得作佛有疑乎、勸進之狀如件、大永三年卯月吉日、沙門徹岩謹書、落款あり、按ずるに、鞠子河は今の酒匂川、足子河は即久野川なり、今も下流を蘆子川と唱ふ、勝澤は今久野村の屬にて、同村に勝澤川あり、本尊釋迦、△白山社 △稻神山權現も久野村にあり、
○寶壽院 當山修驗、大和國內山永、開山王春院慶山、寛永十七年卒、本尊不動、○角養院 同修驗、伊勢國山袈裟、本尊不動、開山養達、萬治元年三月四日卒、
○舊家形助 澤池氏なり、天正十八年小田原陣の時、酒井左衛門尉忠次、この宅地を陣所とせしと傳ふ、當時忠次より與へし槍一筋、無銘、長一尺八寸、太刀一振、無銘、長二寸、薙刀一振、無銘、長一尺四寸、今に家藏す、宅地に稻荷社あり、酒井稻荷と稱す、即忠次の靈を祭ると云、

○萩窪村 遠義久 江戸より行程二十里、天正の頃此地に數寄屋を設け北條氏の一門老臣等、異風の茶道を弄びしこと所見あり、【小田原記】曰、五三年此方、宗仁と申數寄者、始め諸人弄之、此頃は早川邊に茶屋を造り、萩窪、久野の邊にも茶屋有、御一門衆年寄衆、異風の茶の湯とて、或は順禮になり依を荷ひ、或は行人や虚無僧になり、茶屋へ入事日々也、加様の慰不吉の瑞相なりと心ある人申けるが、果して三四年の内に哀れる跡になり行けり、按、東西三十五町、南北十三町余、新田、中嶋、町田、井細田三村、西、水野尾村及池戸、堤兩東、中嶋、町田、井細田三村、西、水野尾村及池戸、堤兩新田、南、府内竹花町及谷津村、北、久野、池上二村、家數百五十六、村東に甲州道係る、幅三、檢地は萬治二年改む、今大久保加賀守忠貞領す、古より小田原城に附屬せし村にて、貞享三年より大久保氏領す、
○小名 △寺町 甲州道の左右、寺、現の北麓、△駒形 △宮窪 久野村の用水とす、
○市方權現社 以知加多吾牟 村民持、下同、○稻荷社 二一は大黒を相殿とす、此像は、永正元年甲子正月、神事舞初子日に勸請すと傳ふ、

太夫大橋六太夫持、一は村民持、

○龍洞院 瑞雲山と號す、曹洞宗、洵綾郡下吉澤村松岩寺末、天文十三年、僧大洞良岳開基す、開山は通山間達り、慶長七年三月三日卒、本尊十一面觀音、長三寸八分、△白山稻荷合

社 ○壽昌寺 同宗久野村總末、安谷山と號す、天文十六年の起立にて、開山を天祐宗根と云、本寺五世、天文二十年十二月二日卒、寺寶に開山の肖像一幅あり、二世僧宗惠の筆にて、開山

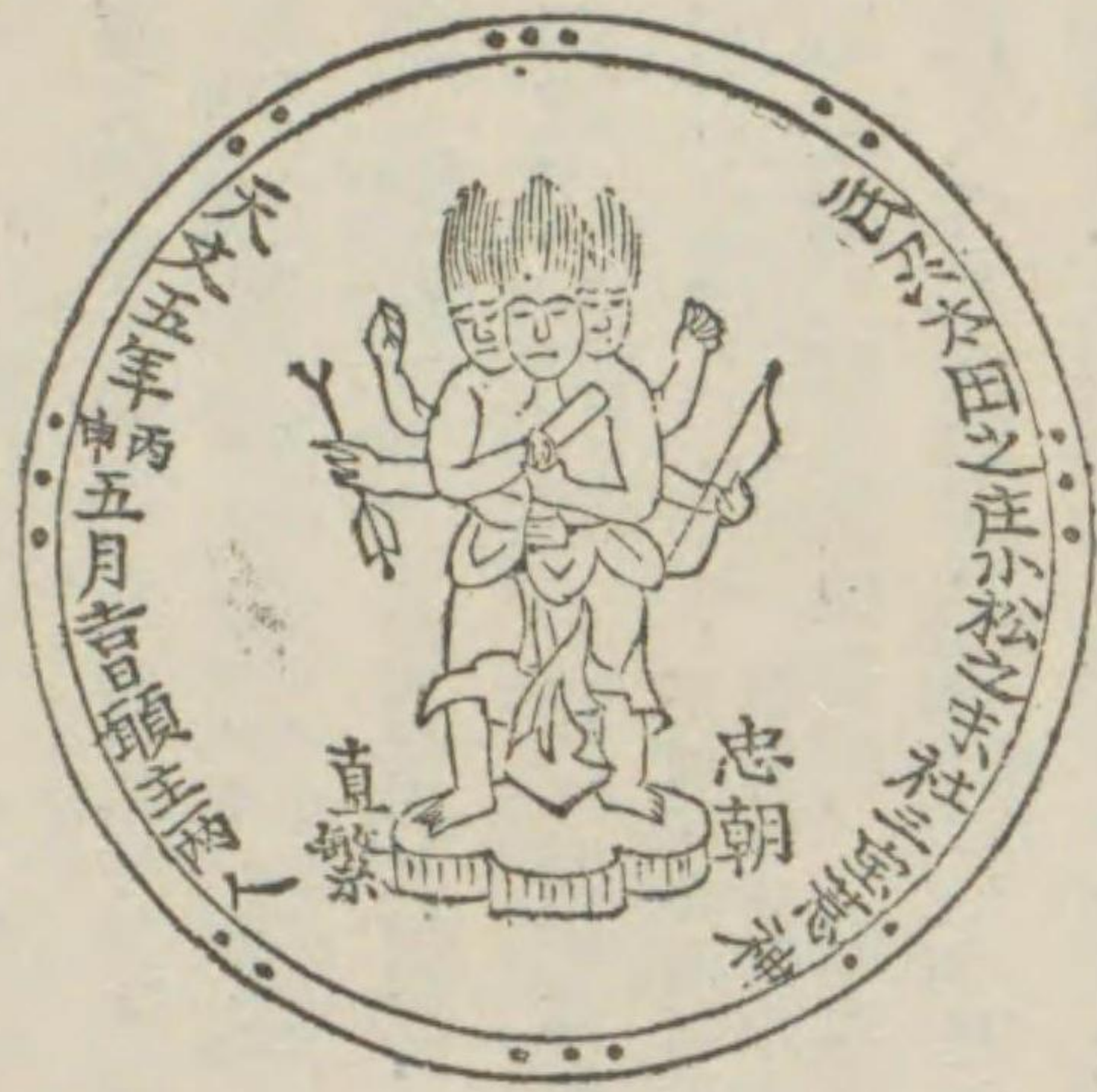
像、著儼鬚髮、從生多賣弄、至老受譏欺、丹青全不我、聲色豈予伊、欲見眞容貌、一面捲起之、小師宗惠上座、畫出予醜質、呈以請讚、聊書短偈、使應所請者也、于時天文馬兒年霜月日、前永平總世中興第五世、天祐老贖宗根自許、落款あり、本尊正觀音、長一尺三寸二分、△辨天社 △鐘樓 鐘に藤澤山清淨光寺と彫る、是は本尊の夢想により、元祿四年八月二十二日、境内地中より穿得しと云、○陽春院 同宗、岩村龍門、金峯山と號す、開山大興門吉月廿七日卒、此寺堂宇久しく頽廢し、本尊釋迦は、村内龍洞院に置けり、○喜安寺 同宗、板橋村香林寺末、寶久山と號す、開山

津英瑠梁、永正十一年建、本山二世、天文十二年六月十九日卒、本尊藥師、○延命院 同宗、末、觀音山と號す、文祿三年僧理

琴文察建、本寺九世、慶長七年七月二日卒、本尊藥師 ○大長院 明鏡山と號す、同宗、早川村久翁寺末、正保四年建、開山松岩存龍、本寺四世、壬子正月十七日卒、開基は長野内藏頭源祐守名と云、寛文十二年なるべし、大長院梅林宗信大禪定門、寛永八年八月廿一日死、境内に墳墓あり、にて實は祐守の子、伊藤九郎右衛門祐孝、法名佛國院虛庵成空居士、慶安三年十一月十一日死、域内に墓あり、子孫今長野靱負と稱し、一橋殿家人なり、草建して、亡父を開基とせしなりと云、されど鬼簿には、北條氏の臣大藤長門守開闢の地なり、故に其姓名の文字を採用して院號とすとあれ

ば、正保四年中興せしなるべし、本尊正觀音、○傳心庵 臨濟宗、湯本村早雲寺末、地藏山と號す、開山寶岳、大永元年十五日、本尊釋迦、△山王社稻荷天神を相殿とす、△六地藏堂 車地藏と唱ふ、○成修庵 同宗、末、觀音山と號す、古は鈴稱、開山不傳、天正五年八月廿八日卒、開基は鈴木大學頭成修と云、酒匂村里正新左衛門が家傳に、成修元龜天正の頃、北條氏に屬し武名あり、郭北荻窪村に庵室を創し、家藏の觀音を安じて、鈴木山成修庵と號す、天正十八年五月六日戰死すと云、△觀音堂 聖觀音の銅像、長五寸五分、を置、鈴木三郎重家の守護佛と云、新左衛門家乘日、鈴木氏世居相州足柄下郡酒匂村、文治中有一人負笈懷兒請宿居、有頃謂主曰、被容接已百日、豈敢匿情乎、僕源

延壽義經臣、鈴木三郎重家也、先隨延壽寄宿此家、延壽曰、今在奥羽之間故欲往而共生死遂屬兒於主、又出示觀音金像長五寸五分、是空海大師所鑄也、我從延壽戰鬪多年、未嘗須臾離身、嗚呼夢寐有所感、是夙因也、以送主、願能奉之、若兒幸而長、教此崇信、語訖而去矣、主無子令兒爲後、由之氏鈴木、爾後相傳三百八十餘年、至鈴木大學頭成修天正元龜之間、北條氏據小田原城、辟爲軍鋒、成修乃於郭北荻窪村、○安樂結一小庵、號成修庵、山謂鈴木、安置彼金像云々、蓮、淨土宗、芝増上寺末、荒神山國土院と號す、開山宗公、諡、社正譽と號す、寶徳三年二月十九日卒、文安三年建、本尊阿彌陀、餘、運慶作、△荒神社 神躰は鐵の鏡面に鑄出せし像なり、圖左の如し、



是舊は、武州羽生領の鎮守、埼玉郡小松村、熊野白山合祠の末社に勸請せし物なり、願主忠朝は、同郡羽生の城主、木戸伊豆守忠朝、直繁は廣田式部大輔直繁にて、小松村熊野本地、佛彌陀の銘に、

願主廣田式部大輔直繁と刻す、又羽生領の領主なれば、相謀て彼所に寄納せしなるべし、又是を當社に安ぜしは彼地の領主、大久保相模守忠隣、文祿三年、父七郎右衛門忠世の封を襲ぎ、武州の舊領を轉して、當國小田原城主となりし頃、爰に移置せしものなり、今當寺に藏する緣起に、此像は新田義重上州金山に得たりしを、大江廣元入道學阿に譲り、故ありて、武州神奈川の邊、長井の邑長傳來せしを太田持資入道々灌寛正五年上洛の歸路、神奈川に宿し、彼邑長より讓受、江戸城に安置し、武州太田庄を、燈明料に附す、天正中遠山政景、江戸在城の頃、當寺に移す、是七世長順の時なりと記するは、妄誕の甚と云べし、

△子院 松明院、中古廢して、未だ再建に及ばず、○天榮寺 金龜山圓通院と號す、同、延文四年開山慈眼起立す、頓蓮社中譽と號す、應永十年六月十日卒、本尊阿彌陀、○龍雲寺 花業山一乘院と號す、八日卒、小田原一町田、登蓮社光譽と號す、同宗、町誓願寺末、天正八年龍雲了詮開山す、朝日觀音と號す、祿元年八月十五日卒、本尊阿彌陀、又正觀音を安ず、朝日觀音と號す、守護佛と傳ふ、正徳二年十世、△稻荷社 ○圓妙寺 法華宗、身延山久遠寺末、本融山と號す、文明七年本法院日敬建、永正十二年九月五日卒、本尊三寶及宗法の諸尊を安ず、○清光寺

同宗、同宗顔山と號す、天正元年蓮行院日親建、本尊三寶及諸尊を安ず、○蓮久寺 法輪山と號す、同宗鎌倉比企ヶ谷妙本開山實相院日生、本尊三寶祖師、○本徳寺 同宗、小田原山角町 成就山と號す、文祿三年成就院日祐起立す、元和九年五、本尊三寶諸尊を安ず、○蓮法寺 本照山と號す、同宗、下總國葛飾郡平賀村本土寺末、寶永七年本照院日順建、本尊三寶及諸尊を置、○大聖院 明玉山發光寺と號す、古義眞言宗、小田原大工町 天文七年垣英起立す、本尊彌陀、△不動堂 荒澤不動と號す、由來詳な △地藏堂 △稻荷社

○音曲舞太夫大橋四郎次并桐尾上 越前國舞々幸若小八郎門弟なり、家傳に據に、其祖は筑前國太宰府の住人桑原式部嘉光と稱す、嘉光の弟十郎光政、其子五郎左衛門嘉高、大永三年關東に下向し始めて相州に住す、嘉高兼て幸若に所縁ありて其技を相傳す、依て北條氏の舞太夫となれり、天文九年左京大夫氏綱、鶴岡八幡造營の時、社頭にて法樂舞を勤む、此頃氏綱より賜はりしとて、印狀を藏す、其文に、一色への兵糧三俵、來廿六日を兵糧用に立様に可申付候仍如件、八月廿三日桑原五郎左衛門虎朱印あり、按ずるに、北條氏綱に、桑原五郎左衛門

中郡乳牛にて三十二貫五百文の地を知行せし事見ゆ、同人なるにや、同十一年左京大夫氏康、鶴岡社參の時も、法樂舞をなせり、嘉高の子太郎左衛門嘉政、氏を大橋と改む、其子治部左衛門嘉義、同十四年三月廿日、小田原松原明神の社内にて法樂舞を勤む、按ずるに「北條五代記」曰、天文十四年三月廿二日、七番あり、納めには四座の太夫四、後、氏政より諱の一字を賜り、政義と改む、天正十四年玉繩城主北條左衛門大夫氏勝の内室、歌舞懇望に依て、政義玉繩の被官となる、此時氏勝より與へし印狀今に藏す、曰、彼舞々治部御被官に候間東郡中に於て、横合非分有間鋪候、若非分申者有之に於ては、御印判を先として可申上候者也、仍如件、丙戌八月廿日、大橋治部左衛門、玉繩朱印あり、同十六年、武州鉢形城主北條安房守氏邦の招により、彼地に赴く、此時傳馬朱印を賜ふ、曰、傳馬五疋可出候、鉢形へ被召寄舞々に被下、可除一宗悅奉之、傳馬朱印あり、同十八年十一月、氏勝が領分彌富にて舞々を勤進す、其時の證狀あり、曰、我々知行分似合之勤進、可致之候、無相違候也、十一月廿三日、舞々治部左衛門殿、彌富領、花押あり、按ずるに、「藩翰譜」に、氏勝天正十八年秋、下總國岩富にて、一萬石を賜と見ゆ、彌富は即岩富なるべし、いはは音便近し、○又氏明の時も、同所に勤進舞を免許す、所藏文書曰、彌富知行分、似合之勤進可致之候、無相違者也、卯月四日、舞

々治部左衛門殿、氏明花押、按ずるに氏明と稱せし人、系譜等に所見なし、蓋前に載る氏勝の文書と照し見るに彌富知行分など記たれば、氏勝が家を繼し人に似たり、「寛永譜」に據に、氏勝嗣子なく、弟新左衛門尉繁廣を養子とし、又台命に依て、保科彈正忠直の子、氏重を養子として家督を繼しめられたれば、氏明は氏重の初名なるにや、政義の子六兵衛嘉明、慶長十九年、北條出羽守氏重の許を得て、其領地富田にて勸進舞を興行す、所藏文書曰、如前々我之勸進可致之候、無相違者也、慶長十九年九月十六日、大橋六兵衛殿、富田領、氏重花押、按ずるに、慶長十八年九月、氏重領地下總國佐倉を轉じ、嘉明多病なるを以て、族子銀太夫政氏を養て家業を襲しめ、娘くらを妻せ、亦家職を相傳し、女舞太夫となす、政氏は元祿七年別家し、後田村となり、是より夫婦其技を相續して、夫は音曲舞太夫、妻は音曲女舞太夫と稱せり、女舞太夫家督の時、領主のくらの女せんと云もの、女舞太夫桐大藏、江戸麴町の門人となり、其讓を得て桐を以て號とす、せんの夫、金太夫政道、亦氏重の免許を得、領内にて勸進舞を興行す、所藏文書曰、小田原金太夫と申、舞太夫參候間、望村にて舞せ、聞可被申候、恐々謹言、十月十一日、村々名主中、山川作十郎重政花押、按ずるに、重政は氏重の家人ならん、望村と云は舞々を所望の村と云事にて、地名にあらず、其後子孫家業を襲ぎ、正徳六年以後は、大橋四郎次、桐

尾上を通稱として今に至る、中古冷泉家より、職業の事尋ありし時、呈せし答書の案、今にあり、曰、相州足原領荻窪村寺町之住、女舞太夫桐尾上、年十六歳、髪すべからじ冠もの瓔珞、小太刀鐔木瓜、鞘黒塗、木瓜散し金蒔繪、水干紫地秋野無紋紗、大口赤地錦ハッ藤の散し、大披一挺、男一人年六十斗、鬘斗目素袍、黒侍烏帽子、小サ刀柄絲不同、諸物日本紀、又淡路嶋共唱、此外諸物數多御座候、大方平家物語を抜出たる類に御座候、其名目與市與田馬揃、其品多御座候故書上不申候、右女舞之義北條家在城の時より、女にて代々相續仕、城主吉事有之時、爲祝儀舞興行仕候、小田原城主の嘉儀ある毎に、音曲舞を興行するを例とす、宅地の後に、八間半二十五間の舞臺樂屋棧鋪等あり、興行の日は、桐尾上烏帽子水干にて舞臺に出床机に踞し、相傳の諸歌を誦ふ、傍に頰白の老叟、素袍侍烏帽子にて太鼓を打是に和す、是を尾上の舞と名づく、別に舞蹈するにあらず、其日は小田原より監使あり、又時々此舞臺にて、歌舞妓狂言を興行する事あり、其初日には監使を請、必尾上舞をなして後狂言を興行せり、門前に櫓臺あり、歌舞妓興行の時は、櫓上に紺地に桐の紋及御城附女舞太夫桐尾上と、染出せし幕を引けり、家藏の品左の如し、△古文書七通、前に註記する、△翁假面二枚、○神事舞太夫大橋六太夫 江戸淺草田原町村八太夫配下なり、祖銀太夫政氏は、音曲舞太夫なりしが、元祿七年家職を掣及女に讓りて、音曲舞太夫の條、別家となり、下に詳なり、

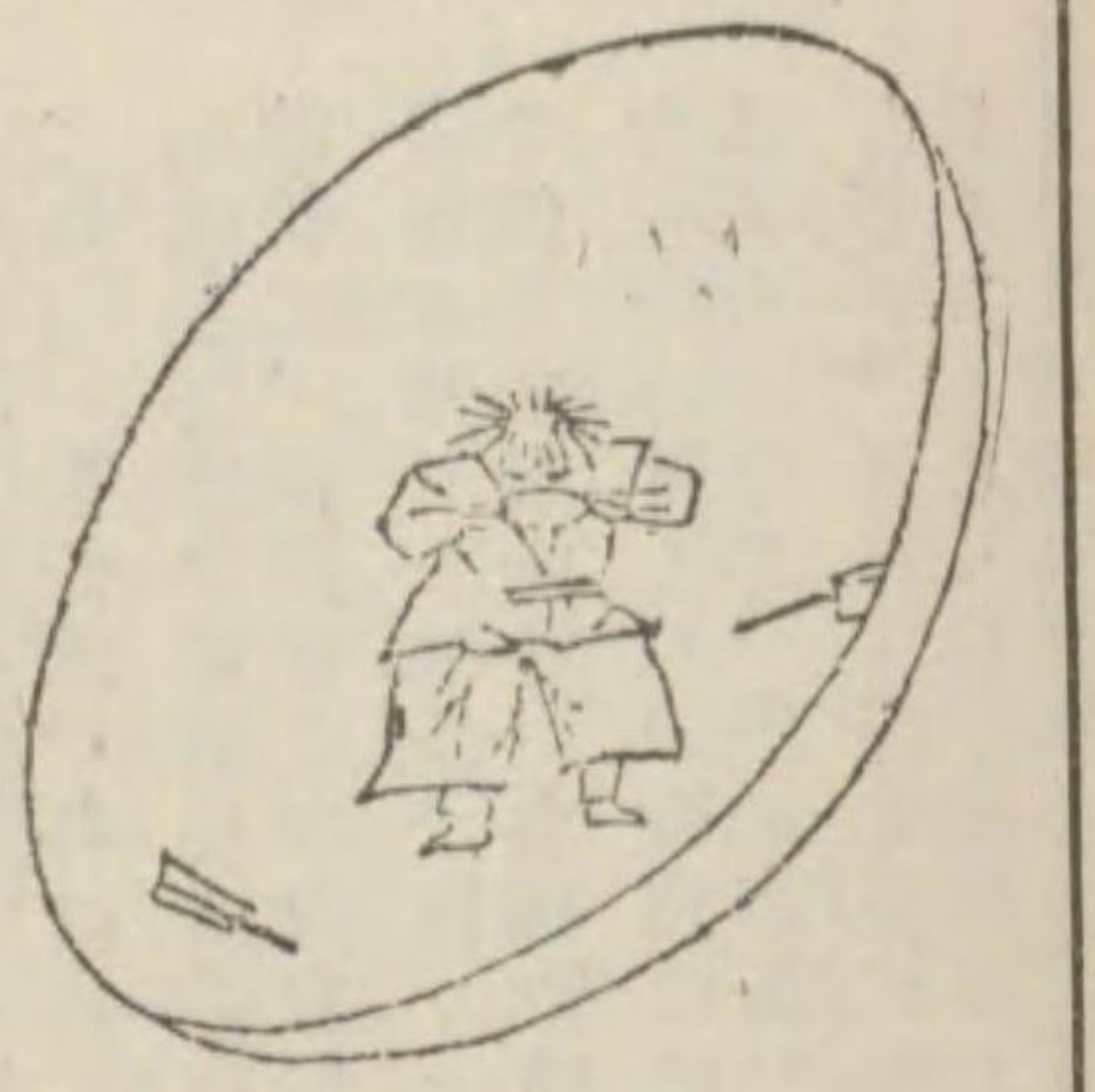
下同、○第六天社 ○大領寺權現社於保里也宇慈吾 民持、下同、○山王社 ○姥神社 ○佐護神社 ○荒神社 ○子ノ神社 ○熊野社

○總世寺 曹洞宗、早川村海、阿育王山と號す、本尊釋迦開山安叟宗楞、文明十六年九月、塔峯阿育王山に、本郡塔の月廿二日卒、此地を歴て、小田原に往返せしに、一日當所の修驗者一寺勸建せんことを勸む、安叟試に此地に楊枝を挿し、其後經回の頃、是を見るに、枝葉を生ぜしかば、今本堂の西に柳樹あり、圍八尺、楊枝柳と呼、是なり、有縁の靈地なるを悟り、一寺を創し、舊庵の山名を移して山號とす、是文安二年なり、開開の年代は、寛文十二年の記に載當寺は安叟の弟子智海宗哲の開山なりと云、當寺にては宗哲を二世とす、想ふに實は哲の開山にして、安叟を請待して開山とせしなり、時に小田原城主大森信濃守氏頼入道寄栖庵は安叟の甥にて、土肥宮上村保善院傳燈記曰、禪師字安叟、寄栖庵之伯父也云々、且歸依厚ければ、寺域山林を寄附す、今寺域石餘の餘地は、氏頼寄附せし地なりと云、依て開基と稱す、牌に寄栖庵殿日昇附せし地なりと記す、本寺の牌には、明昇居士、明應三年八月廿六日と記す、本寺の牌には、明昇居士、明應三年八月廿六日と記す、本寺の牌には、明昇居士、明應三年八月廿六日と記す、境内に氏頼の墓有、後世建しもの也、明應三年、三浦新介義同、後陸奥守入道、道寸と號す、養父三浦介時高と不和により

義同三浦を遁れ出、當時寺に來りて智海宗哲の弟子となり、圓頂黒衣の姿となる、按ずるに、義同の妻は、三浦の一門家臣等、其跡を尋て、當寺に來會し、遂に時高を討、【小田原記】曰、明應二年、三浦介時高入道と、子息高を討、新介義同と、不和の事あり、義同述懐して、鬢髮を切て三浦を忍出、相州西郡諏訪原總世寺と云會下寺へ引籠て會下僧の姿に成ける、依之三浦の一門被官の輩、心あるは時高の作法義を背けりと爪彈をし、多以て三浦を退き、其後永正十五年七月、三浦家滅亡の後、義同の子荒次郎義意の首を小田原府下に梟せしに、三年に及びて、其面相生るが如し、時に四世忠室存孝、和歌を詠じ手向しかば、彼首忽瞑して白骨となれりと云、【小田原記】曰、永正十五年七月十一日、荒次郎義意、自ら首をかき落し死たりけり、され共首は死せず、眼は逆さまにさけ、鬼鬚は針をすりたる如く、牙をくひしばり、にらみつめたる眼の光り、百れむの鏡に血をそきたるが如く、さもおそろしきを、一目みる者なれつす是に依て有驗の貴僧高僧に仰て、さまざまの大法秘法呪せられけれ共、其驗なし、三年此首死せず、小田原久野の總世寺の禪師來て一首の歌を詠じ給、現とも夢とも知らぬ一ねむり憂世のひまを曙の空と讀て、手向給へば、眼ふさがり忽白かりぬ、

宗哲に附與すと云、鏡背に安叟自筆の銘あり、曰、從天童如淨禪師、的々相承一衣也、今到愚老、附宗哲、正文元丙戌年臘八、總世安 △同一領 赤地に純子に似たり、△同一領 法院寄附と云、此人大久保氏なりと云のみ、 △開山影像 俗稱を詳にせず、木簡に染たる麻なり、 △開山影像 軸 閉基寄栖庵の筆にて、安叟の自讃あり、曰、豎不把拂柄、軸 横不拈烏藤、不殺斷佛種、不滅却祖燈、道根不染子、禪味不熟僧、默檢持來了、一箇老宗楞、噴睡後擡頭、看扶桑紅日昇、明昇庵主寫子陋質求贊、文明三年龍集辛卯十月十八日、絹地に丹青を施す、慶安四年十月十八日、旗下の士 十王并監大森信濃守頼直、修裝を加へし由、箱書あり、

齊使者畫像十二幅、嘆十王と號す、縁起に、據に永正中三浦漁人怪みて網をおろし、此畫幅を得、即北條氏に捧し、 △維に、當寺は三浦氏因縁あるを以て、寄附ありしと云、 △維摩居士像 一幅、北條氏直、 △涅槃像 一幅、兆殿司筆、大久保附、 △色紙 一枚、四世忠室存孝、三浦荒次郎義意の首領へ手 △盃 一口、最期の宴に用ゐし物と云、 黒塗にて、狸々及扇子柄杓等の蒔繪あり、圖の如し、圓徑五寸三分、碁碁底なり、按ずるに「北條五代記」道寸討死の條に、道寸今生の名残り、只今なり、酒を飲んと、盃をひかへ給ひければ、佐保田河内守、君が代は千代にや千代と詠ふ、荒次郎扇を取て、君か代は千代にや千代もよしやた、現のうちの夢の戯と舞給へば、彦四郎も同じく舞ふ、實あはれなる一曲なりと見ゆ、



△古文書一通、天正三年十一月、北條氏直の出す所なり、焚燼の片紙にて、其文意詳ならず、此餘古文書若干通を藏せしに、同錄にて烏有すと云、 △鐘樓 序文に據に、應永十五年新鑄して、某社に寄附せしを、天正十八年小田原陣の時、羽柴中納言秀次分取して、當寺に寄附せし鐘なり、序銘曰、當宮由來未有捷推之具、乃今範金爲鐘、以肅清衆、齊教令、和神人、贊幽明、其施不亦博乎、因作銘曰、天地橐籥、萬物爲銅、元氣磅礴、流形不同、鳴鐘之設、其器惟洪、乃擊乃考、發部發蒙、梵音浩々、應而無窮、盡敬聞者、證入圓通、應永十五年戊子十二月十三日、別當法印聖山、大工毛利常吉、次に永祿元年寄附の事を鐫る、曰、當社寄附且那、生田若狭守藤原重吉、維永祿元年戊午十一月廿一日、次に天正當寺に寄附の事を鐫れり、曰、相模州足柄下郡早川庄久野村阿育王山總世禪寺什物、羽柴中納言寄附之者也、天正十八年庚子年七月廿一日、當山現住心翁宗傳和尚代、△衆寮 △辨天社 △稻荷社 △飯綱社 △山門廢跡 △總門門外に貞享四年領主の制札を建、△萬年松 總門の内、三圍 △花立松 大門の入口に二株相並べり、三圍 許、三圍 相傳ふ四世忠室、三浦義意の首に、松樹及櫻花を折て手向、歌を詠す、後其二種の枝を爰に挿たりし

に、枝葉を生ぜしもの是なり、櫻は中古枯稿すと云、
 ○京福寺 栖徳山と號す、總世寺 開山大休宗惠、本寺七
 祿十一年九月 天文二十三年建、寛文十二年の、開基は北條
 廿七日卒、村記に見ゆ、開基は北條
 幻庵の母なり、栖徳寺殿華岩信公大禪定尼、天文二十三年
 並記、寺傳に古當寺に鄰りて京福山栖徳寺と云寺あり、
 開山開基とも同じければ、寺山號を互にせり、後年彼
 寺廢して、其地域も當寺に籠れりと云、按ずるに、萬治
 字七軒屋鋪に、栖徳寺あり、其後の圖には、小名坂下にあり、
 然れば後又隣地に移せしと見ゆ、又本光寺文書永祿三年二月
 の記に、栖徳寺と見えし、
 は、即此寺の事なるにや、本尊釋迦、△釋迦堂 栖徳廢寺
 の本尊を安ず、長二尺六寸、
 ○東泉院 護國山と號す
 同、大永元年僧兀山開基す、開山は京福寺に同じ、按ず
 年曆を推考すれば、其實は兀山開
 山し、宗惠は法地開山なるべし、正觀音を安ず、△隱寮
 △稻荷白山合社 △辨天社 ○潮音寺 大徳山と號す、
 同、天文二十三年の艸創なり、寛文十二年村 開山は爰も
 又宗惠なり、本尊觀音、○保壽寺 天龍山記には、天
 嶽山と、と號す、同、弘治元年起立にて、保壽庵と云しを、
 延享二年、寺號許可ありと云、開山大岳宗純、本寺八
 正十四年正月 △本尊釋迦、△白山社 ○星山寺 字

星山にあり、妙輝山と號す、同、開山傳華宗譽、本寺九世
 年五月十 九日卒、元龜元年建、寛文村記 本尊正觀音を安ず、○藥
 師堂 塑像を置、△疱瘡神社 △別當來光寺 三宅山
 と號す、當山修驗、儀勢國山田世、本尊不動、○藥師堂
 村民持、○觀音堂 正觀音を置、弘法大、略縁起に據に、
 天正の兵火に罹り、久しく土中にありしが、一時村民
 の夢に入、地を鋤て彼靈像を得たり、今堂北の白田間に
 所と、即堂宇を再營し安置すと云、村持、下同、○觀
 音堂
 ○東照宮御陣所蹟 天正小田原の役に、東照宮は足柄山
 を越えさせ給ひ、諏訪原に陣し給ふ事、古記に往々見
 ゆ、されど當村には其傳を失へり、蓋當所に暫し御陣
 を居させられ、夫より今井の御陣所に移らせ給ひしな
 るべし、【遺老物語】曰、其時諏訪の原御本陣なり、物見に御
 出候間、各は是に居て陣取可仕とて、内藤四左、高
 主水、渡忠右、寛助兵、服部半藏、各御殘し、五六騎若き衆被召
 連候て、御陣屋を御覽被成候、各御呼、散々御叱り候て、不勤
 者なる陣の取樣哉、皆々は合點可參と思召候つるに、初心に
 て候とて御叱り、各陣取直し候様と、裏表になり、始は城の
 方へ向ひ陣を取、御意には加様にはやまかれ候城中に、切て
 出ぬものなり、其心あらば、山より何方へ寄る時、いたすべ
 しぞや、加様に取まかれて、城中の方便は、夜討ばかりなり
 陣取定らぬ中に、夜討つものなり、城より出候ては、うた

ず候、何方は案内者なれば、何方になりとも、隠れ居候陣の
 後より懸敗りて、城へは入様に、夜討うつものにて候ま、
 其心得して、裏を本に、城際の陣は、かくるものなりと御意
 候て、御叱り候由、【管窺武鑑】曰、東照宮は足柄越を被成、
 小田原へ押向、天狗嶽の下諏訪の原の上、竹の下山に御陣取
 なり、【大三川志】曰、天正十八年三月廿九日、神祖の先陣井
 伊直政、近藤秀用、箱根の嶮を越え、小田原の東酒匂川の上、
 諏訪原と云所に到て陣す、四月三日、神祖軍を進られ、小田
 原口に陣し給ふ、四日、神祖 ○北條幻庵屋鋪蹟 幻庵墓附
 の軍は今井一色濱に陣す、
 小名中宿にあり、潤三千坪、今白田を開き、租地とな
 り、廻りは竹林にて、南の方に石垣の形あり、蓋門
 戸の蹟なるべし、村に傳ふる寛文十二年の記に、幻庵屋
 地の南に續て、中屋鋪太鼓屋鋪、東に七軒屋鋪等の字
 あり、これ幻庵居住の頃の遺名なりと云、按ずるに幻
 庵は北條新九郎入道早雲の末男にて、初菊壽丸と稱し
 宮根別當坊にあり、後長綱と稱し、退隱後當所に住し、
 久野幻庵と稱せり、【小田原記】曰、氏康の伯父幻庵と申は
 と申す、此人始は箱根別當に契約にて、出家、久野源庵
 になし奉り、眞言の學淺からずまなび給ふ、此人天然細工
 に妙を得たるを以、世に聞ゆ、又曰、伊勢の家に鞍の妙工
 給ふ、然れども北條の系圖を請て、子息氏綱は北條なれば、不
 相傳也、源庵出家の御身なれども、天然細工に得天骨、傳處
 の鞍の寸法、悉く習ひ極め給ふ、是のみに限らず、弓の細工
 を傳へ給ひ、矢をはぎ、弦をさし給ふ、世に無雙、又石臺を

作り、茶臼を作り給事勝れたり、其後武勇も賢く御坐しければ
 又武家に選し奉りぬ、此頃は尺八を切給ふこと名譽也、源庵
 切の尺八とて、一節切の尺八、都鄙に流傳し、禁中よりも御所
 望ありけり、依之尺八悉くはやり、小田原の若侍共、皆是を
 もてあ、天文十四年、宗牧小田原に到りし時、幻庵の宅
 に來りし事、【東國紀行】に見ゆ、小田原も見えわたるほ
 ど、幻庵より迎たまはり云々、廿六日幻庵より朝風呂に入べ
 きよし使あり云々、幻庵後園の山家見すべしとて、竹の枯葉
 を踏分て、しるべせられたり、安房上總の浦々、窓うつ心地
 して、鎌倉山は茶屋の木末にか、れり、近き眺望は言ふにた
 らざるべし云々、廿八日の發足の砌、幻庵小袖重疊、あづま
 のみやげなどまで、おもひよられて、花ちれば別れをいそぐ
 ことのはのしげりあふ日ないつとまちなん、返し、花の春あ
 かて別れし心をば葉の秋にこそ色もみえなん、又これより小
 袖のしうちやくを申て、目も春に色こき袖の浦波をかけても
 いはん言の葉ぞなき、袖の浦、小田原の近邊に在となり、
 按ずるに、當今の地勢を見るに、此宅蹟、山間にして
 眺望の便なし、然るに後園にて房總の浦々をも望し
 ま載たれば、當時幻庵小田原城府内にも宅地ありて、
 宗牧其所に至りしにあらすや、府内に今幻庵の、世下りて
 稻葉氏領地の頃、其臣稻葉休山、此地を隱宅とす、
 寛文十二年の記に、十一年前より、稻葉七郎兵衛、陸田間に
 下屋鋪になりしと見ゆ、即休山と同人なるべし、陸田間に
 盆池、廣三十 假山の形残り、これ休山住居の頃のもの

なるべし、又屋鋪蹟の西、竹林中幻庵の墓あり、土人は御靈屋と稱す、五輪の頽碑苔生て、前に石の燈臺一基あり、五六級の石階を経て爰に至る、階下に自然石の水鉢あり中古までは覆殿あり、朱をもて塗抹し、彫鏤等を施し、管作頗る巧なりしと云、階上に至れば、瘡疾を得など云傳へ、足蹟至らざれば、雨露に朽しと云、此地幻庵眞葬の地と見ゆれど、香火の手向もなく古墳空しく荆棘中に埋れしは歎すべし、村内京福寺に立る幻庵の碑に、金龍院殿明心徹公大居士、天正五年十一月朔日と鐫れり、○丹波屋敷蹟 南方にあり、今陸田となる、寛文十二年の村記に、丹波屋敷、東西五十二間、南北二十五間とあり、丹波屋敷とのみ傳へ、姓氏年代等を詳にせず、按ずるに北條氏の臣、遠山丹波守などにや、或は稻葉氏領分の頃、其家人等の内なる歟、

○塚 小名諏訪原より留場の邊に至る迄、所々に散在す、都て二十八、高五尺より八尺に至る、

○多古村 太古 江戸より行程二十里三十町、家數五十一、東西三十町、南北二十町、東、酒匂川を隔飯泉村、西、久野寺村、北、蓮正寺村、北條氏分國の頃は、笠原美作守、〔役帳〕曰、笠原美作守、九十九貫八百文、松田助六郎、九貫八百文、多古分、等領せり、今大久保加賀守忠眞領分なり、舊領主の沿革は、檢地

は萬治二年なり、甲州道村の中程を貫く、間、當村人馬の繼立をなせり、南は小田原宿へ一里、北は足柄上郡塚原村へ一里繼合り、大山道一、甲州道より東へ一分る、幅九尺、飛地、五歩、穴部新田にあり、

○小名 △上多古 △内多古 △山下 △出土橋

○酒匂川 東の村堺を流る、河原を合て幅二百間餘、○狩川 村の北堺を流れ、字三町河原の邊にて、酒匂川に合す、幅四十間、○久野川 西南堺を流る、幅六間、

○渡船場 酒匂川にあり、對岸飯泉村に達す、故に飯泉渡と唱ふ、五月初旬より九月中旬に至り、渡船二艘を置て、往來を便す、冬春の間は、土橋を架せり、飯泉及當村の持、東海道酒匂川渡船より川上十九町を隔つ、彼渡し留れば、亦此渡しも留む、

○堤三 一は酒匂川縁より狩川岸に添り、内堤と唱ふ、長七百二十七間、高一丈、一は狩川對岸にあり、達磨堤と云、長百八間、高一丈、一は狩川にあり、長二百七十二間、高六尺、

○一里塚 甲州道中字榎道惠廻幾多字にあり、今塚はなく、榎樹あるのみ、

○白山社 村の鎮守なり、本地佛正觀音を安す、例祭九月十五日、村持、下同、△末社 山神稻荷合社 ○神明社 ○山王社

○玉寶寺

天桂山と號す、曹洞宗、大住郡田原村、香雲寺末、天文三年起立す、開山寶堂、本寺四世、永祿七年九月十一日卒、開基玉寶貞金大姉、卒年及事跡を傳へず、及珩和伊豫守某なり、其牌に、設活翁宗漢居士と記す、卒年詳ならず、命日は十日なり、永祿二年九月、珩和伊豫守氏續、寺領寄附の狀に、爲祖母玉寶貞金、前伊豫守、於御門前十貫文之所、於寺領被附置候、於自分、彌長相違申間鋪者也と見ゆ、是に據ば、伊豫守某、其母玉寶の爲に、當寺を造立せしなり、故に此二人を開基と稱せるなるべし、珩和は北條氏の家士なりと云、〔役帳〕に載る、珩和又十郎・同彦十郎等の一族ならん、本尊釋迦、又五百羅漢の木像を置、像長一尺二寸より二尺に、此像は享保十五年、僧智鉄、當村の至る、座像長七尺八寸、此像は享保十五年、僧智鉄、當村の造立の事を企てしが、果さずして歿す、其弟僧眞澄、其志を續き造立して、寶曆七年當寺に安す、毎年四月八日、大般若經轉讀あり、此日近郷の僧俗群詣す、

【寺寶】 △寺領寄附狀一通 永祿二年丁巳九月十一日、玉寶寺に參、珩和伊豫守氏續花押あり、其文は既の上に抄載す、

△鐘樓 寶曆十二年の鐘なり、△觀音堂 辨天社
○利慶院 白湯山と號す、同宗、板橋村香林寺末、天正元年僧鳳山龍徹建、天正十年九月二十八日、本寺七世の僧なり、本尊地藏、

○城蹟 村の中程山上を云、東西二町許、城主の名を傳へ、南北四十間、

す、今は陸田となれり、

○穴部村 安奈邊 江戸より行程二十一里六町餘、家數三十二、東西七町二十間、南北四町四十六間、東、多古村、南、久野村、北、穴部、清水兩新田、永正十六年四月、北條早雲、當村の内瀨下分瀨下の地名、今失へり、を、箱根權現の社領に寄附す、是當時早雲の幼息菊壽丸、箱根別當坊に在し故、實は菊壽丸の知行に宛行しなり、箱根文書曰、箱根領所へ菊壽丸知行分、二十貫文、あなへの内せしも分、しんみ

やういん、永祿の頃は、北條幻庵内室の知行に入れり、〔役帳〕に被下、永祿御新造知行、二十六貫六百文、西郡瀨下分、庚辰檢地曰、幻庵御新造知行、箱根山より退隱の後、北條幻庵と稱す、按ずるに菊壽丸は、箱根山より退隱の後、北條幻庵と稱す、

庚辰は永正十七年なり、今大久保加賀守忠眞領す、領主の沿革、寛永以前は、近村と同年なるべし、

じかるべけれど、其傳を失ふ、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享三年、大久保加賀守忠朝に替賜ひ、其子加賀守忠増の時、寶永四年富士山焚燒の時、田邑荒廢せしかば、明年正月御料所となり、延享四年に至て舊に復し、大久保出羽守忠興に賜れり、其際享保七年より同十一年まで、小田原領主の御預所となりし事あり、檢地は萬治二年の改なり、飛地、二段四間、穴部新田にあり、甲州道村の北を東西に貫けり、間、幅二間、

○小名 △東窪 △西窪 △北窪 △中窪

○穴部堰 古は當村にて狩川を堰入しが、川瀨變遷せし

より、西方七町程水上、飯田岡村にて同川を引入れ、當村以下惣て十村、清水新田、穴部新田、多古、井細田、今井、町田、中島、山玉原、網一色等の村々なり、の用水とす、幅二、〇堤、狩川水溢に備ふ、内圍堤なり、高九、尺、

○姥權現社 村の鎮守なり、本地佛十一面觀音、例祭二月十五日、村持、下同、○山神社 ○龍覺寺 當山派

修驗、荒神山と號す、大和國內山永、中興久山、正徳二年十本尊不動、及三寶荒神を置、○秀寶院 同修驗、勢州山

寺袈、中興淑山、寶永七年四月五日卒、本尊不動、石經塚 村の南にあり、經文を石に刻して埋めし所と云、高三間、鋪方

○簀笠之助 陣屋蹟 龍覺寺前にあり、今は水田となれり、笠之助は御代官にて、享保十七年より延享四年まで當所を支配せり、

○穴部新田 安奈邊志 民戸九、廣六町半、袤三町、東、多古部村、清水新田、南、穴部、多古二、村、西、穴部村、北、狩川を隔て蓮正寺村、江戸より行程二十一里六町、慶安三年農民傳左衛門と云もの、門の祖半右衛門の弟なり、其子孫今に當領主稻葉美濃守正則へ願ひ、芝地を開所の名主を勤む、

是なり、故に當所の寺蹟除地をも彼寺にて進退す、○北ノ久保村 幾太乃久 江戸より行程二十一里半、家數二十、東西九町二十間、南北十二町五間、東、飯田岡、新川村、西も同村及足柄上郡沼田村、北、足柄上郡沼田、岩原二村、今大久保加賀守忠貞領す、領の遷替は前村に同じ、檢地は萬治二年の改なり、甲州道村東に係れり、幅二、間、

壑し、穴部村の接地なれば、則かく號すと云、正徳二年洪水に流失し村民穴部村に移りて、假に住せしに、傳左衛門が曾孫與右衛門、再び開墾の事を企て、寶曆五年に至り、成功ありて舊に復すと云、大久保加賀守忠貞領す、開墾以來領主の沿、檢地は萬治二年の改なり、○狩川 北境を流る、幅四十、堤二を設く、一は川岸にあり、岡堤なり、長三百間許、

○稻荷社 村の鎮守なり、村持、

○府川村 婦加波 江戸より行程二十里、家數四十九、東西凡二十町、南北五町許、東、穴部村、清水新田、南、久野

柄上郡沼田村、西、北、北ノ窪村、飯田岡村、及足も同郡三竹山村、北條氏分國の頃は、福岡某の知行なりしを、狩野大膳亮買得して所領とす、

○小名 久所 萬石 △楠木 △西ノ久保 南の方久野山より出る細流、沼田村、足柄上、北ノ久保村の界にて、小名久所の山間より出る一流と合し、是より分澤川の名あり、末は沼田村の東にて、狩川に入れり、

川幅六 此川上下郡界にあれば、分澤の名を得しと云、○用水 足柄上郡岩原村にて狩川を分水し、同郡沼田村及當郡飯田岡村當村等の用水とせり、幅二、故に三ヶ村用水と呼ぶ、

○上諏訪社 村の鎮守たり、例祭三月二十七日、社地山上にあり、老木最繁茂せり、社邊より隣村久野村總世寺の邊を惣て、諏訪原と唱ふるも、當社あるが故なり、按ずるに、諏訪原の名は、古記に往々見ゆ、村持、下同、れば、當社の鎮坐尙しきこと知るべし、

○下諏訪社 上社の山下にあり、○稻荷社 ○山神社 ○矢作社 志夜久地 ○天神社 ○山王社

○正應寺 滿谷山と號す、曹洞宗、久野村總、世寺末、天正中、僧傳室光馨建、本山十世、元和元年二月十二日卒、本尊釋迦、長六寸五分、及藥

師長六寸、地藏石像一寸八、を置、又西國四國秩父坂東等の觀音に擬せし石像を安す、寛政中建立すと云、各自然石にて長八、△觀音堂 △天神社

○西光寺蹟 字天神下にあり、除地四畝、慶長十五年、傳室香譽山なり、起立して、隱栖の所とす、元和申遷化の後、無住となりしを萬治三年僧實全八世、總世寺十、小田原谷津村に、當寺の號を引遷して一寺を建、今の慈眼寺

○小名 △山崎 △久所前 村の西北を流る、幅七、尺、

○分澤川 村の鎮守なり、例祭二月二十五日、北野天神を勸請すと云、陽雲寺持、○神明社 村持、○山王社 村民持、

○陽雲寺 陰盛山西稱院と號す、淨土宗、足柄上郡沼田村西念寺末、文明八年莊蓮社嚴譽建、永正二年二月、本尊彌陀七寸、

惠心作、子安無量光如來と號す、相傳ふ二世天蓮社運譽、後柏原院の皇后御平産の御祈禱を勤めし時、此像及水晶の念珠を賜はり、且惠明大僧都の號を加へ給ふ、子安無量光の名も勅號なりと云、運譽慶長十一年九月六日卒、念珠は今に寺實とせり、かゝる由縁有を以て、○藥師堂 今も安産の守として、帶を出せり、

新編相模國風土記稿卷之卅四 終

新編相模國風土記稿卷之卅五

村里部 足柄下郡卷之十四

成田庄

○飯田岡村 伊比太遠 飯田郷と唱ふ、此郷は古く聞えし地名にて、「和名抄」にも見ゆ、曰、足下、今近隣五村此郷に屬す、堀ノ内・小臺・新屋・中會五年の棟札に、飯田本郷と載す、飯田郷より、行程二十一里十五町、戸數五十二、東西十二町餘、南北十三町餘、村の中間に清水新田の地あれば、地域二區に別れり、清水新田は、もと當の岸に傍ひ、水溢の爲荒田となりしを、後開きし新田なり、故に其地村中に差入てあり、四隣、東、中會根・蓮正寺二村、西、府川・北久保二村、南蓮正寺村、清水新田、北堀ノ内・新屋二村、北條氏割據の頃は、北條左衛門佐氏堯、「役帳」曰、左衛門佐殿知行、松田孫太郎同書、松知行中に、此外六十貫文、西郡飯田岡分、松田孫太郎同書、松分、但數田之助富永與兩代官に而、給田同意候間無役、等領せ

り、又狩野大膳亮、狩野大膳亮、買得八十貫文、西野守、石卷下野守、六十貫、大藤式部丞、大藤式部丞、三十三貫文、西郡飯田壹岐分、富永彌四郎、百八貫四、圓應寺、富永彌四郎、富永彌四郎、百八貫四、芝田彦八郎、十二貫文、西郡飯田、上總分、飯田郷中を領せし事、「役帳」に見ゆ、役帳に記せし某分と唱ふる地、今何れの見ゆ、屬なりや詳ならず、故に爰に併載す、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の遷替は、傳へず、寛永中稻葉丹後守正勝永四年富士山焼の後、同五年御料所となり、延享四年舊領に復して、大久保出羽守忠眞に賜はれり、檢地は萬治元年九月稻葉美濃守正則改む、

○小名 △若宮小路 古若宮八幡鎮座す、文中中洪名義は清水新田に載す、
○狩川 村の西南を流る、幅二十、兩岸に堤あり、餘、東岸長二百間、土橋を架す、長十八、
○仙了川 村の中間清水新田の堺を流る、幅八、堤あり、長三百間餘、土橋を架す、長八、
○八王子社 當村及柳新田村の鎮守なり、古は新屋小臺のせしと神軀を置、各木像長、例祭仲春秋の二十一日なり、

當社は往昔よりの鎮座にて、初は小名若宮小路にありしも、文中中洪水の後、今の社地に遷座せる由、元祿五年の棟札に記せり、村持、

○福田寺 飯田山安養院と號す、古義眞言宗、國府津村寶開山惠傳、保延二年起立、本尊藥師、前立に十二神を置、各弘法大

○清水新田 志美津之 慶安三年村民喜左衛門と云者、今主長右衛門、河涯の廢地を開發して新田とす、此地清水湧

出せしを以て直に新田に名くと云、元祿の改に始て村名枝郷と傍記す、今の地形を見るに、飯田岡村中の荒地を開きしなり、故に昔は枝郷の稱ありしならん、江戸より、行程二十一里十九町、家數十四、内五軒は文政六年洪水の東西一町十間、南北十五町、東、飯田岡・蓮正寺二村、西、府川田、北、柳新田、今大久保加賀守忠眞領す、領主の遷替は、檢地は萬治二年改の後、延寶七年三月、稻葉美濃守正則糾せり甲州道坤の方に係る、間、幅二

○小名 △上清水 △下清水 △硯石 土中に硯に似たる巨石ありしと云、
○狩川 坤方を流る、幅四十、堤あり、長三百五十間、了川 北方より流來り、村内にて狩川に合す、間、幅十、土

橋を架す、長八

○若宮八幡社 村の鎮守なり、當社元は小名硯石にあり、寶曆中洪水の後、隣村府川の地を借て鎮座す、村持、

○新屋村 安羅也 飯田郷と唱ふ、正保の改に飯田新屋村と郷新屋村と見ゆ、元祿の改には新屋村と載せ、古は飯田新屋村と傍記す、江戸より、行程二十一

里二十五町、民戸二十七、廣五町十二間、表八町二十間、東、清水・柳新田、西北久保及足柄上郡沼田・岩原三村、北、當郡小臺村、南、飯田岡村、北條氏の頃は、近藤隼人佐知行す、「役帳」曰、近藤隼人佐、四忠眞領す、領主の遷替は、檢地は萬治元年の改なり、富士道村の北界に係る、幅九

○狩川 古は沼田北久保村界を流れしが、元祿國圖所如、川瀬變遷して今は全く村内に入、西方を流る、幅十より二十間、其川蹟を新開して古川新田と云り、土橋を架す、長十二、又堤防あり、長三百七十間、橋堤とも小臺村組合持なり、

○山王社 村持、下同、○稻荷社 以上二社、村の鎮守なり、

○柳新田村 夜奈幾志牟 飯田郷に屬す、正保の改に載せず、萬治檢地帳に飯田郷柳新田村と載たれば、開墾の年代

推て知るべし、江戸より、行程二十一里二十七町、東西二町二十一間、南北八町十五間、東、仙了川を隔堀ノ内村郡小臺、新屋二村、南、清、今大久保加賀守忠眞領す、領主の遷水新田、北、柏山村、今大久保加賀守忠眞領す、替、前村に同、檢地は萬治元年の改なり、民戸八、富士往來村南に係れり、幅九尺、

○仙了川 東の方村界を流る、幅六間、

○小臺村 古太伊 飯田郷に屬す、江戸より、行程二十一里二十六町、家數二十四、東西五町四十六間、南北四町二十三間、東、柳新田村、西、足柄上郡岩原、塚原二村、今大久保加賀守忠眞領す、

天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜はり、其子相模守忠隣の時、慶長十九年收公せらる、元和六年阿部備中守正次に賜はり、同九年又御料となり、寛永九年稻葉丹後守正勝に賜ふ、此後の遷替は、飯田岡村に同じ、檢地は萬治元年の改なり、村内に富士道係れり、幅九尺、

○狩川 村の西南の際を通ず、幅十四間、土橋及堤あり、屋新

村組合持 ○要定川 延字佐 西方を流れ狩川に合す、幅六尺、板橋を架す、長六間、

○仙了川 村の西界を流る、幅五間、

○用水 村の中程にあり、五ヶ村用水と唱ふ、幅二三尺、足柄上郡栢山村にて、酒勾川を堰入、同村以下五村、堀ノ内、中曾根、飯田岡、蓮の用水とす、

○若宮八幡社 鎮守なり、當社古は飯田岡村若宮小路にありしが、文和中洪水に流亡せしより、當村に遷座せし由、飯田岡村八王子社元祿五年の棟札に記す、村民持、下同、△末社 神明 山王 ○山神社 ○水神社 光明寺持、

○光明寺 攝取山遍照院と號す、淨土宗、足柄上郡沼田村西念寺末、文明五年念蓮社觀譽建、月十日卒、本尊彌陀、長二寸、定、△觀音堂 十一面觀音を置、△水神石祠 朝作、

○藥師堂 村持、

○舊家七太郎 平塚氏なり、祖先七郎左衛門、當村及足柄上郡中沼村の名主を勤し頃、正保元年十一月、地頭室賀源七郎正俊より、郷藏蹟地八畝十歩、を宅地に與へ、永く諸役を免除す、其免狀今に藏す、曰、屋敷免許之事、其方名主屋敷八畝十

○山王社 寛文九年建、村持、下同、○稻荷社 以上二社、村の鎮守なり、

○蓮乘寺 華臺山法學院と號す、淨土宗、足柄上郡沼田村西念寺末、寶徳元年僧公建、貞元年三月十三日卒、本尊三尊彌陀朝作、長各一、當寺正徳二年の洪水に堂宇流失せしかば、水尺七八寸、當寺正徳二年の洪水に堂宇流失せしかば、水災を畏れ今の地に移して再建す、舊地は墓所となせり、

○堀ノ内村 保利乃宇 飯田郷と唱ふ、江戸より、行程二十一里二十五町、家數三十、廣七町餘、袤八町餘、東、中曾足柄上郡栢山村、西、仙了川を隔堀中柳、清水、兩新田、南、飯田岡村、北、足柄上村栢山村、小田原北條氏の頃は、横地圖書助領せり、

西郡飯田堀内横地圖書助、今大久保加賀守忠眞領す、文祿三年大久保相模守忠隣に賜ひ、萬治三年まで知行し、明る寛文元年御料所となり、同三年稻葉美濃守正則に賜はれり、此後の遷替は、飯田岡村に異ならず、按ずるに、此邊の村々、古より小田原領に屬して、旗下の士に賜りし事なし、然るに當村のみ室賀氏の知行と傳ふる事疑べし、されど正保元年室賀源七郎より、村民七郎左衛門に與ふる證狀、今村に傳へたれば、傳聞の誤にはあらざるべし、室賀源七郎満俊、元和七年、台徳院殿の鈞命を蒙り、將軍家へ仕へ、御給奉行仰付らる、満俊の養子源七郎正俊、元和七年、將軍家へ御奉公、寛永十六年七月十八日組頭、富士道南方を通に仰付らる見え、桑地の沙汰に及ばず、

九歩、因源七郎下知、永差置令免許畢、聊不可有妨者也、仍執違如件、正保元年霜月廿四日、室賀源七郎家僕の連名あり、宛名は中沼村堀ノ内村兩所名、爾來御代官及領主遷替の時も、因循して免除し今に至る、

○中曾根村 奈加曾 飯田郷と唱ふ、江戸より、行程二十一里十九町餘、飯田郷と唱ふ、民戸三十二、東西六町半、南北九町二十間、東、酒勾川を隔桑原、成田二村、西、飯田岡、堀ノ内二村、南、蓮正寺村、北、足柄上郡栢山村、今大久保加賀守忠眞領す、古領主の遷替は、檢地は萬治元年九月、稻葉美濃守正則改む、北方に富士道係る、幅六尺、

○酒勾川 東方桑原村界を流る、幅百三十間より百渡場あり、富士道の係る所なり、十一月より翌年四月迄桑原村持なり、東海道酒勾川出水し、往川に添て堤あり、來を留る時は、此渡場も亦往來を禁ず、川に添て堤あり、女蕃堤と云、長八百間許、高二間、相傳ふ、昔有馬玄

○用水 三ヶ村用水と唱ふ、足柄上郡栢山村にて酒勾川を堰入、當村及蓮正寺栢山村、三村の用とす、幅二

○稻荷社 鎮守なり、飯田岡村福田寺持、下同、△末社 水神 ○太神宮 明暦二年勸請す、

○蓮正寺村 禮無之夜 江戸より、行程二十一里八町、家數六十一、廣六町四十五間、袤十町半、東、酒勾川を隔成田

飯泉二村、西、狩川

新編相模國風土記稿卷之三十五 村里部 足柄下郡卷之十四

二二二

を隔て清水新田、南も同川を隔て多古村、穴部新田、北、中曾根、飯田岡二村、今大久保加賀守忠貞領す、領主の遷替、飯、檢地は萬治元年の改なり、田岡村に同じ、

○酒勾川 東堺を流る、河原を合、幅凡百三十間、堤あり、長二百間許、其内百間許、一、

○狩川 西南堺を屈曲して流る、幅三四、土橋を架す、長九、堤あり、間許、

○稻荷社 天王山王を合祀す、村の鎮守なり、例祭二月、初午、天王は六月十五日なり、村持、

○成田村 奈留賦、成田庄、奈利太志夜宇と唱へ、の本郷なり、此庄名の古書に見えしは、鎌倉圓覺寺佛日庵藏文應元年九月の文書に、相模國成田庄と載しを初とす、其全文飯

載、明應中北條早雲小田原城を攻るの時、西郷の住人成田市之丞、大森式部少輔實頼に與力し、北條氏と戦ひし事あり、此市之丞は即當所の人なるべし、村民七兵衛は成

れど、今は衰微し先、北條氏の侍松田孫太郎・佐藤四郎兵衛など、曾我劍澤の藤花を見ん爲、當所を過りし事、【小田原記】に見ゆ、

日、松田孫太郎、佐藤四郎兵衛以下若侍ども、曾我故郷の劍澤、藤を見んとて、鞠川を打渡り、成田飯泉を過て云々、按ず、永祿の頃は藤田大藏丞當所

に、鞠川は今の酒勾川なり、永祿の頃は藤田大藏丞當所を知行す、【役帳】曰、藤田大藏丞、百一貫九百八十七文、西、郡成田、此外七十四貫三百六十文、檢地上本途不足

今大久保加賀守忠貞が領分なり、舊領主の沿革は、前村に五月にして、前村と異なり、檢地は万治二年十月、稻葉美濃守正則糺す、江戸より、行程二十里、民戸九十八、東西八町餘、南北九町半、東、延清、矢作二村、西酒勾川を限り桑原、延、小田原道南北に貫き、富士道は東より北に達す、道幅各九尺、

○高札場一 ○小名 △下成田 △大源寺 △早川寺 以上二所は寺蹟なるべし、△南庭 △中庭 △北庭

○酒勾川 村の西堺を流る、幅凡三町、川に傍て堤を設く、間、高九尺、

○鬼柳堰 村の東を流る、當村にてかつは堰と呼、幅二又上流西大友村にて此堰より分水する一流、村の中程に在、中堀堰と呼、尺、此外西方に悪水渠あり、村内田間に沃き用水の助となす、正覺寺堰と唱ふ、廢蹟の邊にあれば

○三島社 小名大源寺及南庭の鎮守なり、例祭九月十九日、寛永六年造立の棟札あり、△末社 神明 △別當 多寶院 當山修驗、醍醐三寶院 成田山と號す、本尊不

動、○諏訪社 小名下成田の鎮守なり、例祭七月廿七日、成願寺持、○市ノ宮社 小名中庭の鎮守、例祭九月十九日、社地に老楠樹あり、圍一丈、多寶院持、下同、○第六天社 小名北庭の鎮守、例祭六月十六日、

○稻荷社二 村民持、下同、○水神社 ○成願寺 耕徳山と號す、曹洞宗、泉寺末、開山梁屋棟、明應四年七月十五日卒、中興開基心翁清安、村民なり、平右衛門

月六日死、今、本尊釋迦、△大鐘 元祿六年の鑄鐘なり、樓は破壊して今、△藥師堂 △衆寮 地藏を本尊とす、本堂の軒に掛、

△白山社 ○米穀寺 米穀山と號す、時宗、藤澤清淨光國府津村蓮臺、石像長一尺五寸、寛文十一年の縁起寺支配す、本尊藥師、に、此像は弘法大師の作にて、延文年間、村山越後と云るもの、越州米、此寺古より住僧なく磬

打境内に住して本尊を守護す、△磬打金阿彌 慶長十九年、遊行三十世の上人より與へし、印書を藏す、日、諸國所々磬打座衆、爲遊行之客僚事、於末代不可違契約之趣、爲後證以印手所書與一行也、仍蹤蹟如件、慶長十九年、甲寅三月十一日、遊行三十世の朱、印を押し、宛名は金阿彌とあり、△同關山 金阿彌の別家なり、○彌陀堂 成願寺持、

○塚 水田中にあり、方二間、猪駒塚と稱す、相傳ふ猪

駒は頼朝卿の乗馬なり、此邊通行ありし頃、此馬斃れしかば、爰に埋めて一封の塚となす、塚上に石小祠あり、猪駒權現と稱す、先年村民次郎右衛門塚邊を耕して、轡一口を得たり、これ彼馬の轡なりとて、今に次郎右衛門の家に藏し、權現の神體と稱せり、○正覺寺蹟 村の西にあり、桑原山と號し、成願寺の末なりしと云、建慶の年曆を傳へず、

○桑原村 久波渡、江戸より、行程二十里、家數五十、東西七町半、南北七町許、東、延清村、南、成田村、西、酒勾川北も同郡、古は郷名に唱ふ、治承四年十月、頼朝卿當郷を鶴岡八幡の社領に寄附あり、【東鑑】曰、治承四年十月十六日被始長日勤行、以相模國、建長元年六月、社領たるを以て、當桑原郷、爲御供料所、建長元年六月、社領たるを以て、當郷の役夫工米免除せしめ、政所の沙汰として辨濟すべきの由、執權北條相模守時頼、政所の執事民部少尉藤原行盛入道行然に下知す、鶴岡文書曰、鶴岡八幡宮領、相模國內桑

政所之沙汰、以他計略可被致其辨之狀、依仰執達如件、世降り建長元年六月三日、信濃民部入道殿、左近將監華押、世降りて永祿の頃は、島津孫四郎、七十貫文、西郡桑原郷、島津又二郎、文、桑原郷之内、五十貫、等知行す、今大久保加賀守忠

眞が領分なり、領主の遷替は、前村に同じく、天檢地は萬治二年の改なり、小田原道東界を通ず、富士道南方より西に係る、道幅各九尺、

○高札場一 ○小名 △上 △中 △下

○酒勾川 西境を流る、河原を合、富士道の係る所歩行渡あり、年々十一月より翌年四月に至るまで土橋を架す、堤あり、長六百十、五間、

○鬼柳堰 村の東界にあり、幅二

○三島社 村の鎮守、祭祀十一月十五日、村持、下同、

○牛頭天王社 山王を相殿とす、△末社 第六天 金毘羅 天神社 ○神明社 △末社 天神 ○稻荷社二

○淨蓮寺 相傳山勝願院と號す、淨土宗、芝増上寺末、桑原道場の古墳にして、良譽定惠佛蓮社との創建する所なり、

【淨土傳燈錄】曰、良譽諱定惠、久依寂慧受淨土教、白旗之門嗣其業者不可勝計、時衆以定惠及慧光爲高弟、然白旗奇惠才、以爲釋門千里駒、日示家法、擧居首座、未幾慧辭乃住乎武州足立郡箕田、衆徒鳴宗、東方州郡悉爲崇敬、厚施淨財、以資造寺、不日而成、號寺曰乘願、尋主於鎌倉光明寺、道化盛行、東方宗之、晚居桑原、修練淨業、備九品之生、聖問來而求法、爲授淨教及起信釋論等深義、應安三年十二月廿六日、安序而寂、壽七十有五、慧管自號曰良譽、蓋取善導和向五種嘉譽釋文、我門譽號實始於斯矣、今掛る所大鐘の序文云、相州桑原道場清淨蓮寺者、良譽定惠上人開基也、上人

者續圓光大師五世統、傳一乘圓戒於了譽上人、戒香四薰、德化興復、五種嘉譽、垂範千古、凡吾宗之緒素、至今莫不蒙其法澤矣、實淨教之楷、當時は方八町の寺域なりしと云、水今模、蓮宗之勝蹟也、當時は方八町の寺域なりしと云、水今田の字に、寺田塔屋 中興立譽、元和七年三月、本尊彌陀、敷等の遺名あり、

○西大友村 仁志於保 江戸より行程廿里餘、民戸三十九、東西六町餘、南北十三町餘、東、東大友、永塚二村、南、延鬼柳村、北、同、北條氏割據の頃は、上杉三郎景虎知行す、郡下大井村、

【寺寶】 △觀智國師眞蹟一幅 三緣山中興貞蓮社並昌源譽華押あり △同書翰一通 末寺異論の事に就て、小田原惣門中華師源譽、華押あり、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

△鐘樓 天明六年の鑄鐘をかく、○藥師堂 醫王院の號あり、淨蓮寺持、下同、○十王堂 閻王院の號あり、本尊地藏、

陣の制札に、曾我郡村民貞 西郡内大友と見ゆ、今大久保加賀守忠眞が領分なり、領主の沿革、檢地は萬治二年改む、

小田原道尺、及酒勾國府津道尺、係れり、當村より下の矢作村邊に至る迄、總て府中筋須智と唱ふ、萬治の檢地記せ

○小名 △北畑 △中桁 △東 △南 △根下 福志

○鬼柳堰 居村の西を流る、幅二、村南にて此水を分派し、桑原村に達す、幅九、此餘下大井村にて酒勾堰を分派し

村内の水田に沃げり、是を川久保堰と唱ふ、

○熊野八幡合社 村の鎮守、例祭九月十六日、△末社 淡島 地神 △別當大樂院 當山修驗、醍醐三寶 鳩峯山 と號す、本尊不動、△稻荷社 ○天神社 大樂院持、

○第六天社 盛泰寺持、貞享の棟札あり、

○盛泰寺 寶珠山と號す、曹洞宗、大住郡堀山下 開山天 宥、天文十九年四、中興無外、二世の僧なり、永祿 月十九日卒、三年三月十五日卒、本尊釋迦、

△衆寮 觀音を本尊とす、△白山社 ○阿彌陀堂 桑 原村淨蓮寺持、遍照院の號あり、

○東大友村 比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

比賀志於保 江戸より、行程二十里餘、家數十九、

東西四町餘、南北三町餘、東、曾我原村及曾我五ヶ村、入合北、足柄上郡上曾、當村古は松田左衛門尉が、尾張守が祖左衛門尉頼秀な

所領なりしを、寛正三年十二月、其闕地を裂て、堀越御所左兵衛督政知、鶴岡八幡の社領に寄附す、

鶴岡文書曰、奉寄鶴岡八幡宮相模國東大友半分、松田左衛門尉蹟事、右爲當社領所令寄附之狀如件、寛正三年十二月廿一日、

左馬頭源朝臣華押、按ずるに、久友は大友の訛なり、華押を閱するに左兵衛督政知なり、されど政知左馬頭に任せし事未所見

な、永祿の頃は松田新次郎康隆知行す、【役帳】曰、松田新次郎、西郡東大友、按ずるに、某 其頃小田原の侍、松田孫太

郎・佐藤四郎兵衛等、當村を遊歴せし事已に西大友村に出せり、今大久保加賀守忠眞領す、領主の遷替、檢地は万治

二年なり、酒勾及國府津邊への往還あり、幅九

○一美川 伊知味加波或は市村の東を流る、幅九、板橋を架す、

○酒勾堰 村の西を流る、幅四、板橋を架す、

田堰 下大井村にて酒勾堰を分流し村の中程を南流す、幅七、此水を當村及永塚村の用水とす、又村北にて此堰を分派し、一美川に伏越樋を置いて水を通じ、曾我四村別所・谷津・原、田島・高田・千代凡て七村の用水に引込げ

○八幡社 村の鎮守なり、神體石像、祭祀八月十五日牛頭天王を相殿に祀る、村持、下同、○稻荷社二 ○巖島辨天社 大友左近將監能直建立すと傳ふ、長善寺持、
○長善寺 金峯山と號す、曹洞宗、足柄上郡上曾我村瑞雲寺末、開山寶室宗珍、文龜二年十月十七日卒、本尊釋迦、△白山社

○永塚村奈賀津可牟良 江戸より、行程廿里餘、家數四十一、壽永二年七月、賴朝卿當國長墓郷を、豆州走湯山の常行堂領に寄附せらる、即當村の事なり、走湯山文書曰、奉寄走郷一所事、右件郷本自雖爲寺領、殊爲丁擲勤修御祈禱、以彼郷所奉寄御也、然則堂衆等各存其旨、朝暮勤行、可令奉祈源家安穩、御息災延命、增長福壽、御願成就之由也、仍奉寄如件、治承七年七月廿五日、賴朝花押あり、宛に座主と記す、按ずるに、座主は阿野法橋なり、又曰、依仰所令申候なり、聊本自走湯山の寺領長墓と申郷一所を、上常行堂に御奉寄候也、爲御息災可令朝暮御祈禱所なり、自御所いさながらに申に候はん、件郷え仰遣事は候まじきに候、其御心にさせらばはまじ候へきなりせられ候也、見佐廿餘町、御いらん是なるとけん任見佐天所當最初は開奏反の御けんけんにて候らん、すこしは召桌又星供をあつらえまいらせ候しに、そのまちは傳まし不致言けん候て有べし、不便に候申也、さもともも憐台不可御なくついに所の御けんにて候也、穴賢々々、治承七年七月廿五日、俵井子賴朝袖判あり、此文書は女筆と見え脱誤多く、讀べからざる所儘也、北條氏割據の頃は、湯本村早雲寺の領地にして、【役帳】曰、早雲寺、三十八貫七百廿文、西郡長塚村、按ずるに、正保國圖にも長塚村に作る、今大久保加賀

守忠眞領分なり、領主の沿革傳を失ふ、東西八町、南北六町、東、曾代村、北、東大友村及曾我五村入合田地、檢地は万治二年紀す、村西の一路酒勾、國府津への往還なり、幅九尺、

○一美川 村西を流る、幅九尺、○菊川 村の西境を流る、幅四尺、此川は足柄上郡山田村に濫觴し、下大井村にて酒勾堰に合し、當村乾の方にて再び別流となれり、こは慶長中酒勾を疎鑿せられし時、下大井村より當村に至るの際、即菊川の流を直に堰筋とせらる、故に今は此川中絶て酒勾堰の分流の如し、

○酒勾堰 村の西に在、幅四尺、板橋を架す、長五間、

○雷電社 鎮守なり、神體石像、按ずるに、雷電社は走湯往昔彼山の領たりし頃、勸請して土地神とせしなるべし、村持、下同、△末社 淡島天王 ○御嶽社 ○神明社 ○荒神社

○良雲寺 爲樂山と號す、曹洞宗、足柄上郡松田惣領延命寺末、開山燈屋純惠、廿三日卒、本尊釋迦、△觀音堂 馬郎婦觀音陶像長六寸、を安ず、○彌陀堂 村持、

○延清村濃布幾與牟良 江戸より、行程廿里餘、民戸十八、東西二町、南北四町、東、菊川を隔て千代、永塚二村、南、成田、矢作二村、西、桑原、成田二村、北、大友村、

大久保加賀守忠眞領分なり、元祿十年大久保氏に賜ふと傳ふ享三年大久保氏に賜はり、寶永中一旦御料となり、後舊領に復せしあり、元祿拜賜の事は外に所見なし、且檢地の年代も他村と違へり、想ふに村内妙了寺に鶴殿氏の墓あるを見れば、若くは古に此人の采邑なりしも知るべからず、檢地は元祿十五年六月、杉山五左衛門、梅原九郎左衛門糾す、酒勾・小田原二道係れり、各幅九尺、

○菊川 村の東境を流る、幅六尺、橋を架す、菊川橋と云、

○鬼柳堰 村の中程を流る、幅二間、又西大友村にて此堰より分派せる一流は西境を流る、幅九尺、是も鬼柳堰と唱ふ、橋四を架す、

○淺間社 村の鎮守なり、祭禮六月一日、村持、△末社 山王 天王

○妙了寺 延清山と號す、法華宗、京都本國開山日澄、圓院と號す、永正七年三月九日卒、中興開基日榮、享保二十年正月十三日卒、本尊三寶祖師、△鶴殿氏墓 二基あり、一は本尊院、明曆四年七月九日、一は徳本院、寛文十一年五月廿七日と彫れり、

○鶴殿家譜を按ずるに、徳本院は惣右衛門氏信の法名なり、氏信初新七郎と稱す、元和九年父石見守氏廣の家督を襲ぎ、千七百石を知行す、御花畠御番を勤め、慶安元年四月、大御番組頭となり、明曆二年病に依て小普請に入、寛文十一年五月

廿七日没、高輪長應寺に葬る、法名徳本院日體とあれば、其葬地は高輪長應寺なり、當所に碑を立し由來は詳ならず、若くは采邑などにてありしを以て造立せしや、

○千代村知與牟良 江戸の行程二十里餘、家數六十三、東西十四町半餘、南北五町、東、曾我谷津、曾我原、高田三村、西、延清村、南、高田、下堀、矢作三村、北、永塚、曾我別所、曾我原三村、按ずるに、走湯山文書に、相模國千葉郷

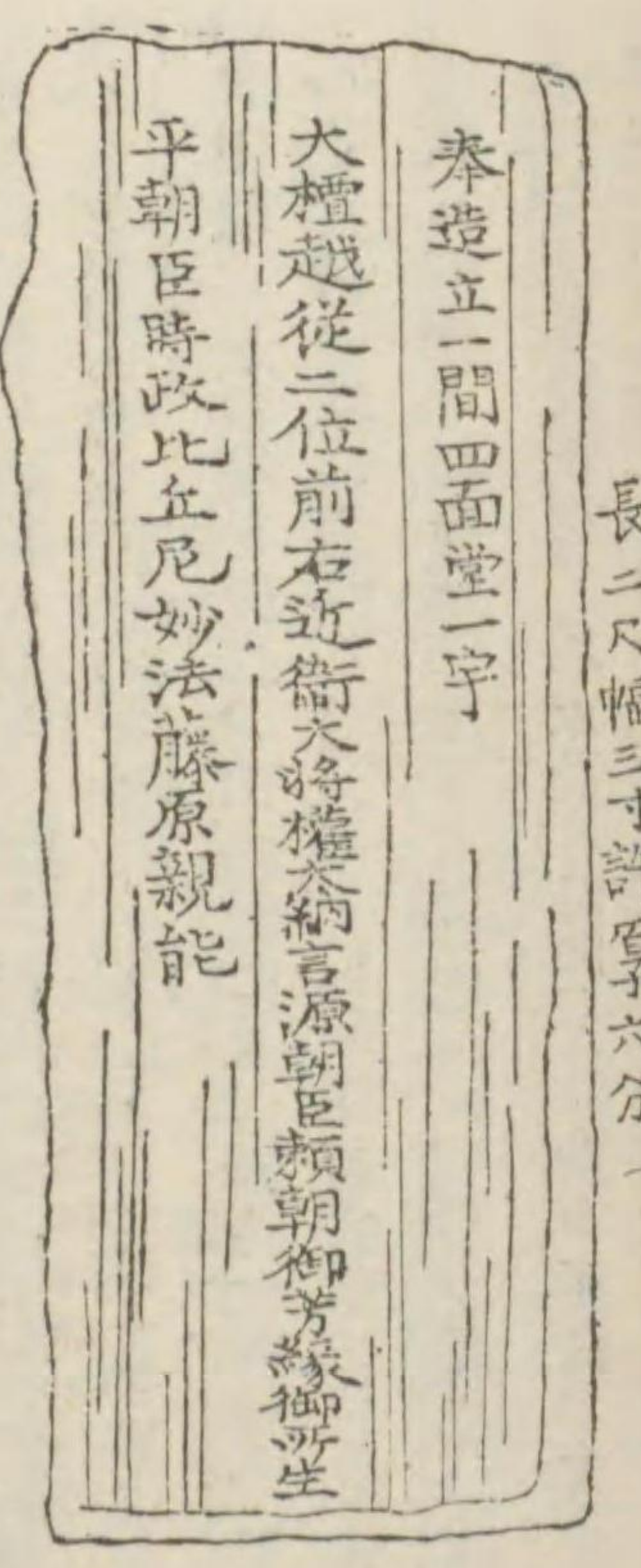
と見えしは、當村の事なるべし、村内蓮華寺を千葉山と號す、是古名の存せるなるべし、屏應の文書に、千葉郷内觀音免と見ゆ、當村飯泉觀音の舊地なることは後に載す、又明應の文書に、上千葉と記せば、昔は上下に分りしと見ゆ、【役帳】にも千代上下と記し、今も上千代下千代の小名存せり、且隣村永塚も昔は走湯山領なり、此等皆な其證となすに足れり、其文書に據ば、弘安九年五月、執權北條相模守貞時、同陸奥守業時連署し、千葉郷内飽間次郎左衛門尉が闕地を、走湯山領に寄進す、曰、征夷大將軍家進、相模國千葉郷内、飽間次郎左衛門尉、古奉仰伊豆權現者、承和往代、祠宇啓基以來、一陰陽之尊神、靈驗不測、千手千眼之垂蹟、利益深募、是以奉進一村之内田園祝著萬歳之春秋請照丹誠、必垂支鑿朝野泰平、州縣豐稔、壹吏安全、黎民愷樂、者依仰寄進如件、弘安九年五月廿九日、左馬權頭兼相模守平朝臣華押、陸奥守平朝臣華押、按ずるに、左衛門尉の下闕文有べし、 曆應四年十二月、走湯山領千葉郷内觀音免、代々寄進の旨に任せ相違あるべからざるの由、僧都逐永の證書あり、曰、走湯山領、相模國

千葉郷内觀音免事、合一所者、右代々寄進狀等、上下衆徒不綺上者、不可有相違之狀如件、曆應四年十二月十八日、僧都逐押、文龜元年三月、北條新九郎入道早雲、上千葉の内走湯山領の替地を、豆州田牛村にて寄進す、日、相州上千葉之内、走湯山分爲替地豆州田牛村、先寄進申、可有御成敗者也、仍如件、明應十辛酉三月廿八日、宗瑞華押、按ずるに、明應十年文龜と改元す、此後今の村名に替りし年代等詳ならず、永祿の頃は上千代・下千代の二村となり、並に大田豊後守知行せし事、北條氏後帳に見ゆ、日、大田豊後守、二百十貫文、西郡千代上下、又天正小田原陣の制札に、曾我原村民貞、西郡内千世とあり、今大久保加賀守忠眞領す、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世に賜り、文祿三年、大久保相模守忠隣襲封せしが、慶長十九年上りて御料となり、中川勘助近藤石見守秀用等支配し、元和六年阿部備中守正次に賜ひ、寛永元年より御料に復し、同九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、其子美濃守正則、其子丹後守正通封を襲き、貞享三年大久保加賀守忠朝に替りしに、寶永四年富士山焚燒の後、一旦御料となり、享保元年大久保加賀守忠郁の時、舊領に復せり、檢地は元和年中、役人名を失ふ、寛永十八年・萬治二年・寛文五年の四度なり、寛文以前、宇南屋敷・北屋敷と云所に村落をなせしに、今年宇上原・谷津上の二所に移住す、故に檢地ありしと云、以上三度は皆領主稻葉正則改、酒勾・大山の兩道を通ず、酒勾道は酒勾堰にあり、幅五尺、

○小名 △上千代 △下千代 △上原
○菊川 西境を流る、幅六尺、○多屋川 中程を流る、幅七尺、永塚村一美川の流下なり
○酒勾堰 西寄を流る、幅四間、板橋を架す、○和田堰 東界にあり、幅五尺、
○三島社 村の鎮守なり、例祭は重陽の日を用ゐる、豆州三島社を勧請すと云、曾我谷津村小澤明神主尾崎雙持、○八幡社 太神宮を合祀す、本立寺持、○太神宮 躍宮と稱す、例祀六月十六日、大乘院持、
○蓮華寺 千葉山郷と唱へし遺名なり、と號す、法華宗、總國中山法華經寺末、文永十一年中老日辨、慶長元年六月二十六日卒、起立す、本尊釋迦多寶、其餘宗法の諸尊を置、慶安二年寺領九石三斗餘の御朱印を賜ふ、其地は村内に在、△番神堂 △鐘樓 鐘は元祿元年の鑄造なり、此鐘板橋村妙福寺の物なり、當寺に掛く、序銘は舊に仍て改めず、○本立寺 光瑞山と號す、同宗、身延久遠 開山日秀、文正元年三月十三日卒、本尊釋迦多寶以下諸尊を置、△鐘樓 享保二十年の鑄鐘なり、○安養寺 千代山地藏院と號す、淨土宗、矢作村奉、光院末、開山禪空律師、弘長二年十一月、中興吟公、當寺四世、觀蓮社經譽と稱す、應永廿一年七月十日卒、本尊

三尊彌陀、長四尺一寸、運慶作、脇土各及地藏を置、足下藏と稱す、運慶作、長一尺九寸五分、度部休得作、ケ地尺九寸、元の本尊なり、當寺京都知恩院直末の許狀を藏すれど、其文に相模國千代村千代山安養寺地藏院事、本山前住尊空大和尚御代、知恩院末寺に被召加候處歷然候、彌可被抽御報謝候、仍如件、寛文五年四月廿九日、知恩院役者常稱院先求院源光院、宛に地藏院とあり、今春光院末たる所以詳ならず、○圓宗寺 華公山太田院と號す、同宗、開山洞譽傳公、開基は太田又三郎某なり、法名圓宗寺殿華公淨悅大禪定門、天文四年十二月十七日、日當村にて卒す、境内に其碑あり、法名を刻するのみ、按ずるに、永祿の頃の地頭、本尊彌陀別に三尊彌陀を置、本大田豊後守の父などに、尊なりと云、中尊一尺二寸、脇土八寸八分、各惠心作、此像の扉内に又三郎が前髪及俗名法名等を書せし物納めありしと傳、○長立寺 池鏡山と號す、同宗、末、本尊三尊彌陀を安す、源頼朝卿創建の古刹なりと云、中興開山澤應、享保年間卒、當時の大鐘は、村内宇上原の巽の方、田間に埋まりありしと傳ふ、其地を字鐘堀田と唱へ、方一間に餘の地と不毛の地となれり、△乳母神堂 神躰大黒の像に似たり、立像長一尺、こは頼朝卿の乳母感得ありし像にて、此堂則頼朝卿の建立なりと云、當時の棟札盡餘の片端を藏す、其圖左の如し、按ずるに、棟札の文意解し難けれど、藤原親能は掃部頭中原親能なるべし、此人頼朝卿の息女乙姫の乳母の

夫にして、正治元年六月晦日乙姫薨逝の時、薙髮して寂忍と號せり、東鑑、正治元年三月五日の記に、故將軍姫君號乙姫君字三幡、御病惱、尼御臺所諸社有祈願、諸寺修誦經云々、又六月晦日の記に、姫君三幡遷化、御年十四、尼御臺所御歎息、乳母夫掃部頭親能遂出家、今夜戌刻姫君奉葬于親能、由て想ふに頼朝卿の乳母と傳ふるは龜谷堂傍也云々、由て想ふに頼朝卿の乳母と傳ふるは則乙姫の乳母にして、親能の婦、姫の爲に此像を信崇し、建久の頃、頼朝卿此堂を建立ありしならん、頼朝大納言に任じ右大將を兼しは、建久元年十一月なり、もし然らずんば、親能の名此棟札に載べき所謂なし、○大乘院 本山修驗、小田原玉瀧、坊霞下、開山宗傳、寛永十一年、本尊不動、○飯泉觀音堂蹟 大乘院の傍に在、飯泉觀音堂元地にし、字觀音屋敷と云、近隣陸田の字に彌勒畑・八幡畑、



長二尺幅三寸許厚六分

堂ノ脇・塔ノ腰・堂ノ後、等皆當時の遺名なり、〔坂東靈場記〕飯泉觀音の條に、弓削道鏡下野國へ謫せらるゝ時、東海の驛路を経て、千代の里に至り、笈佛の觀音邊に重りて進まず、村の老若渴仰して、手々に竹木を運びて拜堂を營み、當村に安ぜり、今の地に轉ぜしは、天長七年なりと見ゆ、按ずるに、村名の條に注記する曆應四年の文書に、千葉郷内觀音免と見ゆれば、曆應の頃猶此地に在しに似たり、殊に天長は年代悠遠にして舊蹟現存すべきの理なし、蓋歴應以 ○城蹟 宇上原臺にあり、今陸田を開けり、地中より古瓦、布目、など出ることまゝあり、此地高行にして、四方に坂あれば、宇四方坂と云、何の頃の城地にや、其主の名も傳へず、

○古塚六 △經塚 長六間、幅一 △神明塚 長八間、幅六 △權現塚 長八間、幅四 △庚申塚 長二間、幅二 △山伏塚 長二間、幅五 △石塚 長二間、幅一、等の名あり、

○高田村 多加太 江戸より、行程二十里、民戸四十三、東西十一町、南北八町、東、田島、會我別所二村、西、千代、下我原村、又別堀村、高田は古き地名にして、〔和名抄〕當郡の郷名に見えたり、日、足下、郡高田、壽永二年二月、頼朝卿鶴岡八幡社領に當郷を寄進せらる、鶴岡文書曰、奉寄相模國鎌倉郡内鶴岡八幡新宮若宮御領事

在當國二箇所、高田郷田島郷、右爲神威増益爲所願成就、所奉寄也、方來更不可有牢籠之狀如件、壽永二年二月廿七日、前右兵衛佐源朝臣 永正十六年四月、北條新九郎入道早雲、此地を幼息菊壽丸の知行に譲與し、箱根文書曰、宗瑞讓の在所、の年貢云々、永正十六年四月廿 永祿の頃に至るまで知行せ八日、菊壽丸殿、宗瑞華押、二百七十一貫文米共に、高田〔役帳〕曰、幻庵御知行、二百六十九貫二百八十五文、西郡高田郷、按ずるに、菊壽丸後幻庵と稱す、又天正

小田原陣の制札に、曾我原村民貞、吉所藏す、西郡内高田と見ゆ、今大

久保加賀守忠眞領す、貞享三年より大久保氏領すと云、 檢地は萬治二年領主稻葉美濃守正則改む、飛地田島村に在、段別二畝、小田原・國府津・大山の三道係れり、小田原道は西寄に在、大山道に在、共に幅二間、國府津道東境に在、幅六尺、

○多屋川 村の西南に亘る、幅六尺、村内にては上流を茶屋川、なるべし、轉訛 下流を田窪川と唱ふ、

○和田堰 長の境を流れ、田島村に入、巽方に至て、又少く當村の地に掛れり、

○若宮八幡社 村の鎮守なり、按ずるに、古當村鶴岡八幡社にて祀りし、圓藏院持、△末社 神明 諏訪 稻荷 天神 天王 ○稻荷社 村持、○神明社 村民持、下同、

○駒形八幡社 ○神宮司社

○圓藏院 高田山滿願寺と號す、古義眞言宗、國府津村裏開山圓琳、正應元年六月十七日卒、 本尊大日、傍に弘法大師の像九寸一分、を置、○地藏堂 本尊は惠心の作、六寸、圓藏院持、

○別堀村 陪津保 江戸より、行程二十里、民戸七、東西六町、南北二町半、四城總て高、田村なり、 小田原北條氏割據の頃は久米玄蕃知行す、〔役帳〕曰、久米玄蕃、三十三貫二百文、西郡別堀、 今大久保加賀守忠眞領分なり、貞享三年より大久保氏領分なりと傳ふ、 檢地は萬治二年紀せり、

○稻荷社 鎮守とす、例祭二月初午、村持、社地に古松あり、廻り一丈 △末社 神明 諏訪 幸ノ神

○東學寺 元光山と號す、臨濟宗、鎌倉建長、應安元年僧祥登開山す、應永十五年五月十五日卒、 中興材巖、天和元年十二月朔日卒、 本尊釋迦長五尺七寸、△天滿宮 ○東光寺 虎王山と號す、東末、開山了貞、享德三年起立す、本尊眞藥師、行基寺、

○中里村 奈加佐 江戸より、行程二十里、民戸四十六、當村古は新屋村 阿羅也、と唱ふ、村民次郎左衛門の祖善左

衛門と云もの、天正中より元和年間に至るまで、高三百石餘を新墾し、此實として次郎左衛門が宅地九畝十八歩を免除せられしが、萬治中の檢地に租地となれり、

名主中右衛門の祖三郎左衛門、慶長中より元和の頃に至て、高二百石餘を開墾せしかば、村名を新屋と唱へ、元和三年檢地ありて貢數を定む、此時の水帳に高五百九十石七斗七升九合、新屋村と見ゆ、

然るに寛永十八年檢地ありて、高百石餘を裂て別村とし中里村と唱ふ、此時の水帳に高四百九十石三十六升六合新故屋村、高百一石一升五合中里村と見ゆ、 故に正保の改に新屋・中里兩村を併載す、其後慶安二年稻葉美濃守正則領主たりし頃、故ありて新屋村を廢して、中里村に併入し一村となせしと云、されば元祿の改には新屋の村名を載せず、今は高六百四十九石餘に増加す、 東西七町許、南北凡九町、東、田島、高田二村及前川村飛地、西、矢作村、南、酒匂村、北、下堀村、 今大久保加賀守忠眞領分なり、領主の遷替は千坂新助、寛永十八年、萬治二年、共に領主稻葉美濃守正則改む、の三度なり、往還四、小田原道西寄に在、富士道北寄村落に傍ふ、 大山道西に、各幅二間、又順禮道と云あり、南寄に在、幅六尺、

○酒匂堰 西南境を延亘す、幅四間、橋二を架す、一は順禮橋と唱ふ、

○稻荷社 圓座松稻荷と號す、例祭二月初午、當所の鎮神にして村民持、下同、社地古松立り、圍一丈七寸餘、 △末社 牛頭天王 ○神明社 六月十六日祭をなせり、是

も村の鎮守とす、下二社同じ、○十二天社 例祭九月九日 ○山王社 天神を合祀す、例祭三月十五日、

○満福寺 延壽山成就院と號す、古義眞言宗、小田原大工
建長六年の起立なり、中興開山眞賢、寛永元年八月
本尊不動、二童子附す、各惠心作、長一尺八寸、此像古へ米
すて爰に移す、神村社堂に安ぜしが、村民靈夢を得
すと云、

○下堀村 志毛保 江戸より、行程二十里、民戸十六、村落
方に堀あり、東西五町半餘、南北三町餘、東、高田村、南、中
幅二間許、西、矢作村、北、千代村、永正十六年四月、北條新九郎入道早雲、當村を箱
根社領に寄附し、幼息菊壽丸の知行宛行ふ、當時菊壽
丸箱根別當坊に在しが故なり、箱根文書曰、箱根領所へ菊
壽丸知行分、十三貫四百文、

下堀、永祿の頃は、北條幻庵内室の知行たり、〔役帳〕曰、御新
貫文、西郡下堀、庚辰檢地辻、按ずるに、庚辰は永正十七年なる
べし、茲年檢地ありて貫高増加せしこと見るべし、菊壽丸退隱
の後、幻庵 今大久保加賀守忠眞領分、領主の遷替は千
は萬治二年なり、酒勾小田原道と云、兩道掛る、酒勾道、幅
振渡を通ず、小田原道
聚方に在、幅二間、
○酒勾堰 西寄を流る、幅四

○御靈八幡社 村の鎮守なり、例祭八月十五日、村持、社
地に古松あり、圍一丈、六尺、△末社 稻荷 駒形 ○山王
社 村民持、下同、○御嶽社 石祠なり、塚上に在、
塚の高八尺、
敷三間、

○大日堂 村民持、金剛寺の號あり、萬治の水帳に、大日堂
別當免金剛寺と見ゆ、
○矢作村 也波幾 村西春光院の傍に、古へ矢師住せしよ
り、村名起れりと云、江戸より行程二十里、民戸三十一、
東西四町半餘、南北十町半餘、東、中里村、西、鴨宮、飯泉、
代、延清、下、小田原北條氏割據の頃は、窪孫兵衛知行す、
〔役帳〕曰、南條寄子窪孫兵衛、
十六貫七百五十文、矢作、今大久保加賀守忠眞領分、領
村に同じ、檢地は寛永十七年、萬治二年、并に稻葉美濃
守正則糾す、村内四條の往還を通ぜり、富士道は村の中間
に分れて小田原道となり、東に分れて大山道となる、酒勾道は
酒勾堰に在、十文字往來とも云、以上三路各幅二間、順禮道
は南境を通ず、幅五尺、

○小名 △石神

○菊川 西境を流る、幅六、板橋二を架す、

○酒勾堰 東境を流る、幅四、板橋を架す、

○淺間社 石一顆を神跡とす、富峯より飛來り、祭禮六月十

新編相模國風土記稿卷之卅六

村里部 足柄下郡卷之十五

成田庄

○飯泉村 伊比郡 江戸より、行程二十里、民戸八十一、多
く觀音門前に連住す、旅客を宿する、家六戸あり、正嘉の頃飯泉左衛門
尉景光が所領なり、鎌倉圓覺寺佛日庵文書曰、早以飯泉左衛
内、田肆町參段口貳所坪付名字載議狀事、右任亡父左衛門尉平
景光法師法名光佛、正嘉三年四月九日議狀、可相傳之子細載之、
可令領掌之狀、依仰口如件、文應元年九月十九日、後年上杉
武藏守平朝臣長時華押、相模守平朝臣政村花押、

右京亮が領地となる、鎌倉山ノ内村民新太郎藏文書曰、於御
小泉御分地之御事、希有之至、重々賀奉存候、爲御祝儀如、永祿
斯御座候、以上、五月九日、上杉右京亮様、土岐左口、
の頃は小笠原六郎知行す、〔役帳〕曰、小笠原六郎殿、百八十
貫三百九十一文、西郡飯泉郷、
同十二年、武田信玄小田原退陣の時、當所にて軍勢を集
めし事あり、〔小田原記〕曰、永祿十二年、信玄小田原へ寄云々、
引、北條氏の諸士曾我劍澤の藤花見物の時、當所を過れ

五日、當村及中里村の鎮守なり、増福院持、○山王社
村の鎮守なり、神跡石像、延寶七年起立の由を彫る、
例祭六月十五日、村民持、
○春光院 安樂山淨土寺と號す、淨土宗、京知恩
鎮西聖光上人の起立なり、嘉禎四年閏二
月廿九日卒、中興開山經譽
吟公、本尊三尊彌陀を安す、寺域隣村鴨宮村に跨れり、
境内一段七畝餘は村内の餘地、五段一畝餘は鴨宮村
の餘地なり、されど大門當村に在を以て村内に隸す、△鐘
樓 元祿二年の鑄鐘をかく、△天神社 幾久川天神と
稱す、文明十年二月十五日、太田持資入道道灌の勸請
と云、○増福院 石寶山淺間寺と號す、古義眞言宗、
小田原大工町 本尊正觀音、惠心の
蓮上院末、△八幡社 社傍に老
銀杏樹あり、圍一丈三
尺餘、

新編相模國風土記稿卷之卅五 終

り、又曰、松田孫太郎・佐藤四郎兵衛以下若侍ども、曾我故郷の
 劔澤の藤を見んとて、鞠川を打渡り、成田飯泉を過て云々
 按ずるに、鞠川は丸子川の訛 又北條氏當所の河原にて、軍
 勢の着到を付し事あり、酒勾村民徳右衛門藏文書曰、可罷出
 檢使之前に而、着到付可罷歸候云々、七月廿二日、酒勾本郷小
 代官、百姓中、北條氏朱印、按ずるに、年代未考の所なし、
 東西十町餘、南北十二町餘、東、矢作・鴨宮二村、西、酒勾川
 田、飯泉新田、鴨宮、大久保加賀守忠眞領す、天正中、大久保七
 村、北、成田村、後稻葉丹後守正勝に替り、寶永中御、檢地は萬治二年なり
 料となり、天明三年忠眞の先世に賜る、檢地は萬治二年なり
 小田原・大山・順禮の三路係る、各幅九尺、小田原道は、北
 は東方より來り、村内に
 て三路合て一道となる、

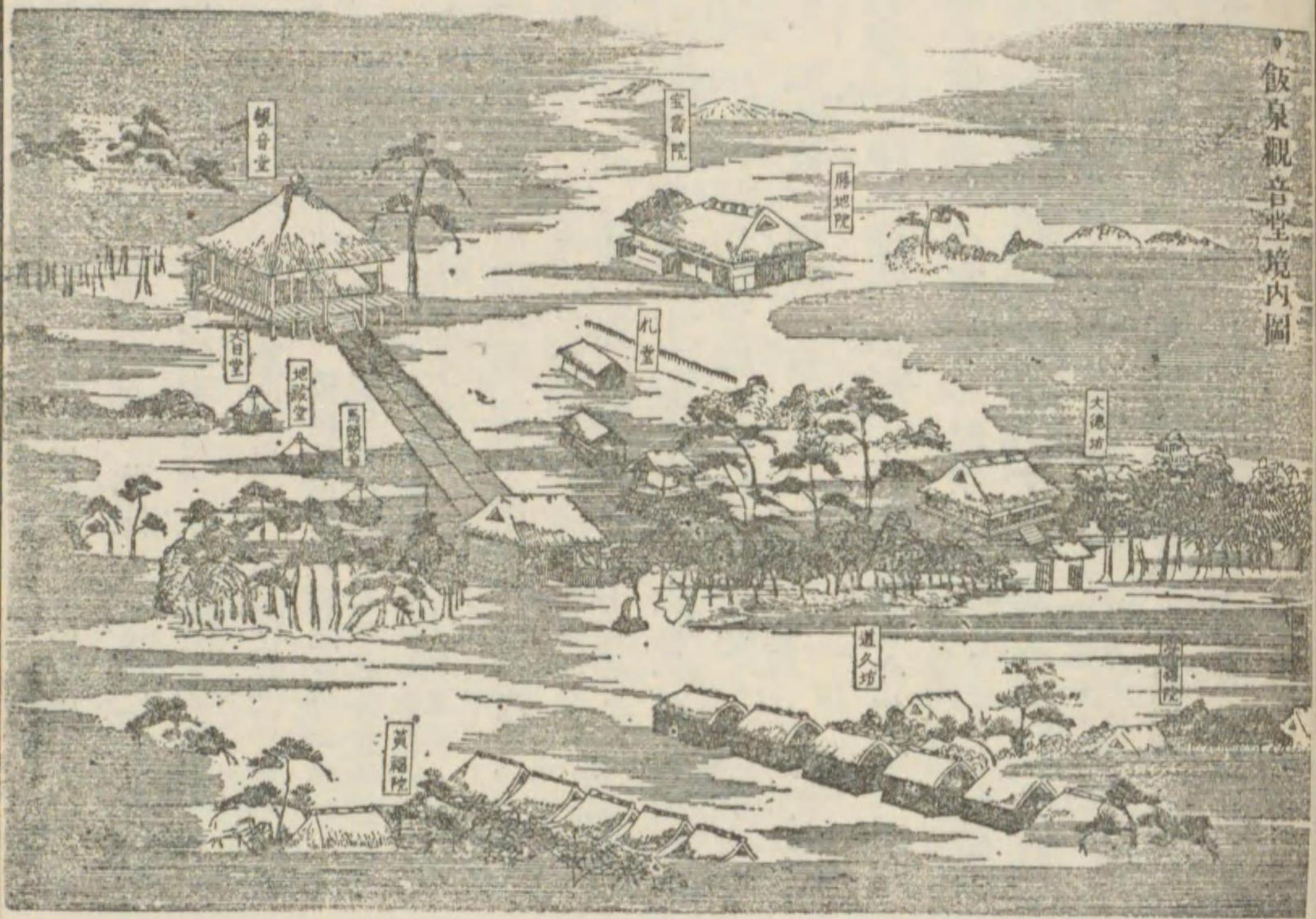
○高札場一 ○小名 △田中 △大北 △中北 △馬場
 △辻 △下庭 △横町 △裏門 △塙上 △兩毛
 ○酒勾川 西境を流る、河原を合て 渡船場あり、舟二艘を
 置て往來に便す、季秋より初夏に至る迄は、橋を設く
 對岸多古村と二村にて進退せり、
 ○段河原堰 西方にあり、間、坤方に至り、黒塙堤下に
 扒樋を設け、村内及飯泉新田・上中下三新田・酒勾村・同
 鍛冶分すべて七村の用水となせり、故に扒樋以下の水
 路は、黒塙堰と唱ふ、間、○鬼柳堰 東方にあり、幅一

北隣成田村中堀堰の末なり、村内にて黒塙堰に合す、
 ○堤 西方酒勾川に傍り、高一丈、南方に在る黒塙堤と云
 り、

○八幡社 鎮守なり、例祭九月十五日、本地佛彌陀、勝
 地院持、社地に古松樹あり、神木と云、圍み一丈 △末
 社 天神 山王 ○神明社 彌勒院持、△末社 稻荷
 山神 天王 ○天神社 村持、○稻荷社 寶永五年二
 月勸請す、兩毛稻荷と號す、常福院持、

○觀音堂 飯泉山 千代村に在し時は、勝福寺と號す、坂東
 三十三觀音の一にて、第五番なり、本尊十一面觀音は、
 木佛立像、長二尺八寸、毘首羯摩赤梅檀の御衣木を
 以て作ると云、三十三年毎に帳を開て拜せしむ、三國傳
 來にして、天平勝寶五年、唐の楊州大明寺の僧鑑和將
 來して、孝謙天皇に獻す、天皇弓削道鏡に賜ふ、道鏡
 下野國へ謫せらるゝ時、寶龜元年なり、同三年四月十
 郡千代村に在し、則此所なり、を過るに、有縁の地なりと
 て、則其地に一堂を經營して安置す、其後天長七年靈
 夢に因て、當所に引移せしと傳ふ、按ずるに、走湯山文
 月、走湯山領千葉郷内觀音免と見ゆ、千葉郷は今の千代村な
 れば、當時猶彼村に在しならん、天長に移りしと云は疑べし、
 永延二年、板東札所と定めり、永祿五年十二月、北條

飯泉觀音堂境内圖



氏より山中の法度書を出す、曰、法度、飯泉山諸役免許
 事、以上、右三箇條、堅令停止候、於違犯者、速可被處罪科
 者也、仍如件、壬戌十二月十日、町奉行小笠原殿代北條氏虎
 朱、又天正十七年正月、神馬錢の事に依て令あり、丑正
 月御神馬錢九貫文、秩父勝菊代前より請取之、飯泉之供僧別
 當に可相渡者也、仍如件、己丑正月廿五日、北條氏虎朱印、
 慶長四年、大久保相模守忠隣家人をして山中の掟を令
 す、曰、飯泉山如前々諸役免許之事、諸事共如前師之可爲任
 事、置事、坊中屋敷六供、并別當陰居定夫屋敷共、但右之内
 大徳坊屋敷如前別當之、觀音佛供領之内に寄附被成申者也、
 仍如件、亥五月廿三日、聖知院、白幡與四右衛門、花押、
 前立に慈覺大師作の十一面觀音を、木像立佛、長、安す、堂
 方七、に普門閣の三字を扁す、月舟の 毎年正月六月十二
 月の十八日には境内に市ありて、時用の物を交易す、
 △仁王門 △鐘樓 鐘は寛永六年鑄造なり、△札堂
 十一面觀音を置、△大日堂 馬頭觀音堂 △入定塚
 由來詳ならず、塚上五輪塔の壞損せし物あり、
 ▲供僧 凡六院あり、千代村に在し頃は、彌勒院別當し、當所
 相替り執、△勝地院 古義眞言宗、金剛寺末、弓削道鏡の
 開闢する處と云、中興頼秀、正應二年六月 本尊不動、文
 書五通を藏す、一は天文十五年二月、小笠原某供僧等
 の領地を舊に依て寄附する狀なり、曰、觀音供僧分廿一
 貫文、如前々之寄附

申者也、仍如件、天文十五丙午年二月十八日、飯泉山別當坊、小笠原花押、按ずるに、小笠原は永祿の頃の地頭、小笠原六郎なるべし、一は永祿五年十二月、北條氏より出す所の法度書なり、一は天正十七年正月、神馬錢の令書なり、以上の二通、文一は、東照宮より當院に賜はる御書翰前に出せり、一は、芳札令披見候、仍被任嘉例祈禱之札、并杉原十帖なり、五明到來、珍重候、猶阿部伊豫守可申候、恐々謹言、九月六日、勝地 一は慶長四年五月、大久保相州の家人、院、御花押、一は慶長四年五月、大久保相州の家人、白幡與四右衛門用勝の與へし、山中の捷書なり、其支前に載す

△彌勒院 同宗同、中興僧慶傳、正應五年八月、本尊彌勒、立像長一尺九寸、行基作、應永三十二年十二月廿六日、鎌倉管領持氏の與へし、當山別當職の補任狀を藏せしが、中古失へり、地藏堂 地藏は惠心作、立像、長三寸、△寶壽院 同宗、同、中興慶海、永仁元年卒、本尊不動、今無住にて、彌勒寺兼帶す、△常福院 同宗、上院末、弓削道鏡の開基なり、僧聖仁寛永中興す、本尊藥師、大師堂△廣福院 同宗、同、中興開山周海、享保十三年十一月十日卒、本尊彌陀、今無住にして、常福院兼帶す、△大徳坊 同宗、寶金剛、永仁元年、惠任中興す、本尊不動、是も無住なり、勝地院兼帶、

▲承仕 供僧の支配に屬す、△道久坊 本尊藥師、六院と同じく、○觀音堂 村持、○藥師堂 村民持、○飯泉新田 伊比都美志牟傳舞、江戸より、行程二十里、古へ飯泉村の新田なりしを、正保年中小田原城主、稻葉美濃守正則除地として、入生田村紹太寺に寄附し、永く常住の齋糧に充しより、今も彼寺の領なり、檢地は萬治二年なり、按ずるに、元祿圖に始て村名を載たれば、檢地の頃分村せしにや、東西三町四十間餘、南北二丁半餘、新田村、西北、飯泉村、民戸七、○黒盡堰 南方にあり、間、幅二、○鴨宮村 加毛乃美屋牟良、當村の古名は柳下と唱へり、是柳の老樹有し故なりと云、今も村の小名、下鴨の一名を柳下と呼、又田間の字に柳添など唱ふるは、古名の遺れるなり、按ずるに、【東鑑】建久三年八月、當國の神社に神馬を奉納ありし、其一社に柳下賀茂と載たるは、即村内賀茂明神の事なり、されば當時猶柳下と唱へし證左とすべし、又村の東隣酒勾村の屬にも、八木下と唱ふる所あれば、柳下八木下國、古は此邊一圓に柳下と唱へしなるべし、按ずるに【源平盛衰記】治承四年八月、石橋山の役に、和田義盛酒勾宿の西のはづれ、八木下と云所に陣を取と見えし、其地は酒勾村の屬なら【曾我物語】安元二年の記に、相模國住人八木下五

郎季俊と見えしは、則當所の人にて、在名を名乗しならん、中古加茂宮村と改しは、明神鎮座の地なるを以てなり、其年代は傳へざれど、【北條役帳】に加茂宮郷と見ゆれば、永祿の頃は既に改し事知らる、按ずるに、【役帳】に西郡柳下と記し、酒勾村民家藏元龜二年の文書に、酒勾柳下百姓中など見えしは、皆酒勾村の屬八木下を指なるべし、其後今の文字に改しは、正保前の事なり、圖に鴨宮村と記す又隣村上下二新田の地、古は當村の地域なりしに、萬治以前別村となれりと云、江戸より、行程二十里、家數七十八、東西十町に足らず、南北十町半餘、東、矢作、酒勾、下二新田、南も上下二新田、大山及順禮の二往還係る、幅各六尺、北、矢作、飯泉二村、大山及順禮の二往還係る、七尺、北條氏割據の頃は、賀茂宮式部少輔直勝が所領なり、其子源左衛門直清、其子次兵衛直次相續て知行せり、【役帳】曰十五貫四百四十三文、西郡加茂宮郷、加毛宮家譜曰、式部少輔直勝、相州小田原加茂宮の郷に生る、北條氏政に仕ふ、源左衛門直清、生國同前、氏直に仕ふ、加茂宮の郷百五十貫の地を領す、天正五年十月四日、四十一歳にして死す、法名宗林、次兵衛尉直重、生國同前、天正十八年七月十一日、北條陸、今大久保加賀守忠貞領分なり、天正十八年、大久保七郎右衛門忠世十九年收公せられ、御料となり、近藤石見守秀用、中川勘助等支配し、元和六年阿部備中守正次に賜り、寛永元年御料に復し、同九年稻葉丹後守正勝に賜はり、其子正則、其子檢地は萬治正通相續て貞享三年大久保加賀守忠朝に賜ふ、

二年なり、飛地二所あり、一は飯泉村、及三新田の境に在、及中新田の境にあり、段別八段三畝餘、○小名 △上鴨 △下鴨 一名柳下、間、幅二、○菊川 東境を流る、間、幅二、○鬼柳堰 中程を流る、間、幅二、○黒盡堰 飛地の南を流る、間、幅二、○賀茂社 村内及上新田村の鎮守なり、建久三年八月、頼朝卿の夫人平産の祈禱として、當社に神馬を奉納有し事、所見あり、【東鑑】曰、八月九日、御臺所御産氣、鶴奉納十二社あり、其一なり、此時神馬、神體は木像なり、拜殿・幣殿あり、例祭九月九日、村持、下同、社地古松あり、間一丈五、○稻荷社 社地にびんとう樹あり、間六尺、尺餘、○山王社二 ○山神社五 ○石神社 壽明院持、○西光寺 蓮生山と號す、淨土宗、矢作村春、本尊彌陀、寛永元年僧深譽建、○東照寺 稻荷山と號す、同、本尊三尊彌陀、寛永七年僧春譽善達建、○壽明院 當山修驗、駿河國有波郡府中新通、本尊不動、五町目大寶院袈裟下、古は鴨宮村の閑地なりしを開墾す

と云、其年曆は傳を失ひたれど、萬治二年の檢地帳に、既に別村とす、然れば某以前の墾闢なる事知るべし、元祿國圖に、始て村名を載、鴨宮村枝郷と傍記す、江戸より行程二十里、家數四、東西四町餘、南北一町半、東、下新田村、鴨宮村飛地、西、飯泉地、北、飯泉、鴨宮、大久保加賀守忠眞領分、遷替は、鴨宮村、檢地は萬治二年十月、稻葉美濃守正則改む、飛地三、一は中二は鴨宮村飛地にあ、當村小田原宿の助郷を勤しに、享保十三年洪水に民戸流没せしより、これを免除せらる、

○中新田 奈加志 此地は古今井村の閑地なりしを、今井村多く酒勾川の對岸にあれど、昔は此川當、墾闢して、新田とす村の北背を流て、地域全く續きしと云、
○下新田村 志毛之無 此地も鴨宮村の閑地を墾闢すと云、村民平兵衛所藏、慶長十六年の文書に、賀茂宮新田と記し、開墾の事を載せたり、曰、賀茂宮新田に移り居候百姓に候間、如此之當開之地に於て者、亥子兩年者荒野に相定候、右之通申付候、手柄次第開墾可有之者也、如件、辛亥三月十日、加毛の宮新田分、長兵衛殿へ、天野金太夫、判、八木七郎左衛門、判、伊久美彦兵衛、判、代官大浦采女、判、又賀茂宮新田越候年人彌七郎、名主長兵衛、敷畑等小歩之所出候者也、如件、亥九月廿一日、名主長兵衛、天金太夫、伊彦兵衛、八七郎左衛門、按ずるに、長兵衛は平兵衛の祖なり、天野、又元祿國圖に以下の數人は皆大久保相模守忠隣が家士なり、鴨宮村枝郷と傍記すれば、開墾全成初て村名を記して、鴨宮村枝郷と傍記すれば、開墾全成

二町半餘、南北一町餘、東、酒勾川同鍛冶分、西、飯泉村、井細田二村、北、鴨宮村飛地、領主大久保加賀守忠眞、沿革下新田村、上新田村飛地、領主大久保加賀守忠眞、沿革は鴨宮村と同じくして、寶永四年の初迄、檢地は萬御料所なり、同二年舊に復して、大久保氏拜賜す、檢地は萬治二年なり、此村屢酒勾川の水溢にかゝり、田邑荒廢せしにより、民家も鴨宮村の内に移住す、されば小田原宿の助郷を免除せらる、
○酒勾川 南境に在、河原を合幅、堤を設く、高八尺、長三町餘、
○黒盡堰 村の北界を流る、幅二間、
○神明社 村の鎮守、六月十六日祀る、村持、下同、○田神社

○下新田村 志毛之無 此地も鴨宮村の閑地を墾闢すと云、村民平兵衛所藏、慶長十六年の文書に、賀茂宮新田と記し、開墾の事を載せたり、曰、賀茂宮新田に移り居候百姓に候間、如此之當開之地に於て者、亥子兩年者荒野に相定候、右之通申付候、手柄次第開墾可有之者也、如件、辛亥三月十日、加毛の宮新田分、長兵衛殿へ、天野金太夫、判、八木七郎左衛門、判、伊久美彦兵衛、判、代官大浦采女、判、又賀茂宮新田越候年人彌七郎、名主長兵衛、敷畑等小歩之所出候者也、如件、亥九月廿一日、名主長兵衛、天金太夫、伊彦兵衛、八七郎左衛門、按ずるに、長兵衛は平兵衛の祖なり、天野、又元祿國圖に以下の數人は皆大久保相模守忠隣が家士なり、鴨宮村枝郷と傍記すれば、開墾全成初て村名を記して、鴨宮村枝郷と傍記すれば、開墾全成

しは、正保以後の事なるべし、江戸より行程二十里、民戸十九、東西八町半餘、南北四町、東、酒勾川、同鍛冶南、中新田、今大久保加賀守忠眞領分、慶長中大久保相模守北、鴨宮村、今大久保加賀守忠眞領分、忠隣領し、同十九年御料所、元和五年阿部備中守正次に賜り、寛永元年御料に復し、同十九年稻葉丹後守正勝に賜ひ、貞享中當領主の先世に賜ふ、檢地は萬治中と傳ふ、飛地五、一は飯泉村、一は鴨宮村、鴨宮村飛地の堺に在、段別合八段三畝餘、

これは今の酒勾川を云なるべし、此川當所にて海に入れば、潮水逆流せしこともあるべし、今は絶て逆流せず、然れば此川に因て地名となりし歟、又按ずるに、物茂卿の南留別志に、岸和田岩和田、佐川田など地名にわたると云は、曲の字なるべし、海川のまがりめなりと見ゆ、當所も酒勾川海に注する處、地形灣曲と註し、又「前漢書」趙充國傳に、入鮮水北句廉上、註に句廉謂水岸曲而有廉後也とあり、是等に據て想ふに、村名に勾の字を用ゐれば、もと水岸の曲りたるより起りて、さか古は郷名に唱わだと唱ふべきを、下略せしも知べからず、箱根縁起曰、へ、鳥羽法皇當國箱根權現の社領に寄らる、箱根上皇就當州酒輪郷、四十八町、此地東海道の宿驛なりし事、古書天旨、令寄附當社云々、此地東海道の宿驛なりし事、古書に往々見えたり、治承四年八月、石橋山の役に、和田義盛當驛に着し、宿の西方八木下に陣を取る、日、八月二十五日、和田義盛三百餘騎にて、鎌倉通を腰越、稻村、八松原、大磯、小磯打過て、二日路を一日に酒勾の宿に着けるが、丸子川の洪水いまだ減ぜざれば、渡すこと不叶して、宿の西の外れ、八木下と云所に陣を取、按ずるに、八木下は今村内の小名に存す、元暦元年木曾追討の時、佐々木四郎高綱當所を過れり、又曰、佐々木四郎高綱十七騎にて、相模川を打渡、大磯、小磯、逆和宿、湯本、足柄越過て云々、又高綱生啖を賜り、田子浦にて梶原源太景季に申様、後の御勘當は左右もあれ、盗で乗んと思て、御殿の小平に心を入、盗出て夜に紛れ、酒勾の宿まで遣て、この曉引、文治元年五月、源廷尉義經前内大臣宗盛父子を相具し、當驛に着、北條時政をして是を請取しむ、日、東鑑五

○鬼柳堰 是も同邊に在、幅七尺、村内にて菊川に合す、
○神明社 村の鎮守なり、六月廿日祀る、村持、
○酒勾村 佐加和 江行より、行程十九里十町、民戸百十八、東海道側に連住す、外に神事舞太夫二人住せり、中村傳之進、同傳右衛門と云、舞太夫頭田村八太夫配下、廣十町餘、表十町許、東、小八幡村、西、酒勾川を隔網一色村、南、前川村、村名の起詳ならず、相傳ふ日本武尊東夷征伐の時、龍飛地、村名の起詳ならず、神へ祈誓ありて、今の酒勾川へ神酒を灌ぎしかば、酒のほひし止ざりしを以て、遂に地名になれりと、是は全く勾の字を句の字に誤て、憶案を加へし説なり、又傳ふ東海道側なる民家の前に、幡三尺許なる小溝あり、此水西へ逆流するゆへ、地名となれりと、是も信據となしがたし、按ずるに、「海道記」に、道は順なれども、宿を逆川と云所に泊る、沙のさすとき水の上さまに流るれば、逆川といふ云々、

これは今の酒勾川を云なるべし、此川當所にて海に入れば、潮水逆流せしこともあるべし、今は絶て逆流せず、然れば此川に因て地名となりし歟、又按ずるに、物茂卿の南留別志に、岸和田岩和田、佐川田など地名にわたると云は、曲の字なるべし、海川のまがりめなりと見ゆ、當所も酒勾川海に注する處、地形灣曲と註し、又「前漢書」趙充國傳に、入鮮水北句廉上、註に句廉謂水岸曲而有廉後也とあり、是等に據て想ふに、村名に勾の字を用ゐれば、もと水岸の曲りたるより起りて、さか古は郷名に唱わだと唱ふべきを、下略せしも知べからず、箱根縁起曰、へ、鳥羽法皇當國箱根權現の社領に寄らる、箱根上皇就當州酒輪郷、四十八町、此地東海道の宿驛なりし事、古書天旨、令寄附當社云々、此地東海道の宿驛なりし事、古書に往々見えたり、治承四年八月、石橋山の役に、和田義盛當驛に着し、宿の西方八木下に陣を取る、日、八月二十五日、和田義盛三百餘騎にて、鎌倉通を腰越、稻村、八松原、大磯、小磯打過て、二日路を一日に酒勾の宿に着けるが、丸子川の洪水いまだ減ぜざれば、渡すこと不叶して、宿の西の外れ、八木下と云所に陣を取、按ずるに、八木下は今村内の小名に存す、元暦元年木曾追討の時、佐々木四郎高綱當所を過れり、又曰、佐々木四郎高綱十七騎にて、相模川を打渡、大磯、小磯、逆和宿、湯本、足柄越過て云々、又高綱生啖を賜り、田子浦にて梶原源太景季に申様、後の御勘當は左右もあれ、盗で乗んと思て、御殿の小平に心を入、盗出て夜に紛れ、酒勾の宿まで遣て、この曉引、文治元年五月、源廷尉義經前内大臣宗盛父子を相具し、當驛に着、北條時政をして是を請取しむ、日、東鑑五

月十五日、延尉使者景光參着、相具前内府父子令參向云、去七日出京、今夜欲着酒勾驛、明日可入鎌倉之由、申之、北條殿爲御使令向酒勾宿給、是爲迎前内府也、被相具武者所宗親工藤小次郎行光等、於延尉無左右不可參鎌倉、暫逗留其邊、可隨召之由、被仰遣、六月九日、延尉此間逗留酒勾邊、今日相具前内府歸洛、延尉日來所存者、令參向關東者、征平氏間事、具預芳問又被賞大功、可達本望歟之由、思儲之處、忽以建久元年十月、賴朝卿上洛の時、當驛に宿せらる、十月四日入、此時曾我祐成兄弟弗戴の驛を復せんと、工藤祐經を狙らふ、重須本語曰、鎌倉殿御覽五郎有様被仰、此事年來存知、亦今俄思出事問、五郎承之、事淺承候物哉、懸心候事、自九七年、至長大今不候思忘日、佐候一年君候御上洛時、忍々仕御友、自佐河宿始、夜窺宿隙、晝便便宜候、入京中不候少隙、鎌倉殿被聞食此由、終重被仰下、其何助經自伊豆通鎌倉事、差賀一月有四五度十度、何今不認、五郎承之、佐候此五六箇年間、立住足柄、箱根、佐河、古宇津大磯小磯平塚宿由井小坪邊候、日夜朝暮認候、敵大勢、或時七八十騎、或時百騎計、劣其定行五六十騎候、申我々身列時只二人、无佐時只一人候、行合、十二月、賴朝卿鎌倉に歸るの時も此驛に宿す、【東鑑】曰、十二月二十八日酒勾、二十九日五更令出酒勾宿給、西刻著御鎌倉、此後世々の鎌倉將軍、當驛に宿せられし事、往々見ゆ、事は御所蹟の、三年の春、祐成兄弟、工藤祐經の郎黨八幡七郎等と當驛に闘ふ、七郎終に時致に討る、【曾我物語】曰、七郎等、祐經の家に八幡七郎と云ける大力の男に、身近雑色六人を相治、土肥と鎌倉の間に徘徊して、東西すること、日々

に幾數行なり、かゝること有とは、曾我の者ども夢にも知らざりければ、或日土肥より曾我へ歸るとて、酒勾の宿に下居て、休息せし所に、旅人の如き男六人來て、案内もなくつと入、曾我の人々へ申へきこと有て、吾々は是まで參候ぞや、承れば工藤左衛門祐經を親の敵と宣て、日來脱給よし、如何なる者の申に因て、左は思給ぞや、吾々參向て御心の程を承りとゞけよとの使に來り候と、云より早く太刀を抜て、祐成に討付たるに餘りにはやりけるにや、鴨居にはたと切こみける所を、時致心得たりとて、向ざまに蹴倒し、をこしも立ず斬伏しかば、残りし者ども面も振ぎ切て懸りけるを、祐成時致究竟の兵どもなれば、踏こみ、斬ほどに、三人斬伏せしかば、二人の者は、太刀を打捨逃げるを、時致追かけ切らんと云しを、祐成押てよし助給吾々が手並の程を、祐經に知せたくこそ思へと云ける間、留りけるが、件八幡七郎と云者は、父河津を討し、三郎行氏が子なりけるが、此度祐成時致が手に、四年六月、賴朝卿富士野の狩場より鎌倉に歸館の時、當驛にて供奉の内、曾我太郎祐信に暇を給はり、曾我庄に歸らしむ、是祐成兄弟の夢後を弔はしめんが爲なり、又曰、六月七日、將軍鎌倉に還御參する所に、酒勾の宿より御暇を給ひ、剩へ曾我庄の御乃實を免除し給の間、祐成時致の夢後を永く訪ふべき由、被仰出ける、重須本【曾我物語】曰、鎌倉殿出富士野井田屋形、著酒勾宿、以土肥彌太郎遠平、被召曾我太郎助信、助信消肝呼何此者共自幼少竹馬時養、成長上今斯起謀叛、有御科耶思問年恐怖急參、被召御座敷、曾我冠者原今度謀叛由不知仰不了、佐候計申流涙、鎌倉殿打低樋母悲有佐、自今以後於曾我庄年貢辨濟、二人者共爲孝養取母、汝相副俱付力、可助修羅道苦患、賜公役御免御教

書、返曾我里、按ずるに、【東鑑】には曾我太郎祐信、貞應二年、候御供之處於路次給暇と載、當所たる事は見えず、貞應二年、源光行當驛に宿し、和歌を詠す、其紀行に當所の様を載る、頗る詳なり、【海道記】曰、道は順なれど、宿を逆川と云所さかとはと云、北は片岡田嚮うちすきみて、薄ノ焼おれ青葉に交り、南は滿海蒼波わきあがりて、白馬ならび渡る、しかのみならず、前汀東西素布を長疊の浪に争ひ、後園町段線杉を萬莖の竹にかく、時に暮行日脚は、景を遠島の松にかへし、來宿疎人は、契を同驛のむしろに結ぶ、彼草につなぐ疲馬は、胡國を忍びて北風に嘶へ、野に休む群牛は、吳地にならびて夜の月に喘、棹歌數聲舟船を明月峽のほとりに寄せ、松琴萬曲琵琶を尋陽江の汀にきく、一生の思ひ出、今夜の泊りにあり、行とまる磯邊の浪の宵の月旅寐の袖、阿佛が【十六夜日記】にも當驛に宿しにまたやどせとや、鎌倉に越し路次の記あり、曰、丸子川と云河をいと暗くて渡あすは鎌倉へいるべしと云なり、二十九日さかかへを出て、濱路をはるゝと行、明はなる、海のうへに、いとほそき月いでたり、浦路行こゝろ細さを浪間よりいで、しらする有明の月、なごきよせ歸る浪の上に露立て、あまたありつる釣舟見えずなりぬ、海士をぶねこぎ行かたを見せしとや浪に立そふ浦の朝霧、都遠くへだゝりはてぬるも、猶夢のこゝちして、たちはなれ世をうき浪はかけもせじむか、永祿の頃も尙宿驛なりしに、永祿元年【海道宿次記】に小田原一里、酒勾、郡水、志保見と次第す、按ずるに、郡水は今の國府津村の轉訛なるべし、志保見は鹽海にして、今淘綾郡二宮村の屬なり、是皆東海道中に續けり、其是地より國府津へ二十町、小田原へ三十二町の道程なり、其

後何の頃か廢せらる、【北條役帳】に、此地三田彈正少弼、貫九百文、西郡酒勾郷、及北條幻庵内室の知行たりし事見ゆ、分、庚辰檢地辻、十七貫四百文、同所内箱根分、庚辰檢地、又加茂宮式部少輔直勝、及笠原平左衛門某も村内を領せり、式部少輔直勝は、小名はんべを領し、平左衛門、永祿三年夏、上杉憲政相州へ發向、當所に陣を取る、【管窺武】永祿三年の夏、謙信公御上洛、其跡にて家老衆評議、北條を追倒し可申と、憲政公を惣大將に取立、二萬八千の人数を以て、相州へ發向、鞠川を前に當、坂に勾陣取、明日は小田原入と申定處、氏康より信玄へ種々頼給ふを以て、信玄公越後へ働かん爲に信州へ被出、この注進を坂勾の、同四年三月、上杉輝虎もこの聞て、越後を氣遣ひ引取云々、小田原發向の由聞えければ、北條方の諸士當所に出張す、【小田原記】曰、永祿四年三月、上杉景虎小田原發向す、小田原方には、松田、石卷、神尾、大谷、多目、小池、橋本を先として、一色・酒勾に出張、同十二年八月、武田信玄當所にかゝり、小田原へ亂入す、【甲陽軍鑑】曰、永祿十二年八月、信玄かぶづ相記曰、永祿十二年、信玄過碓米峠、出張す、元龜二年四月、北條氏より酒勾、及柳下貢税の定額を令す、村民徳右衛門年正木棟別之事、三貫八百五十四文、酒勾柳下共に毎年納辻、此麥三十八俵一斗九升、一俵別三斗五升入、此代百文、但彌段

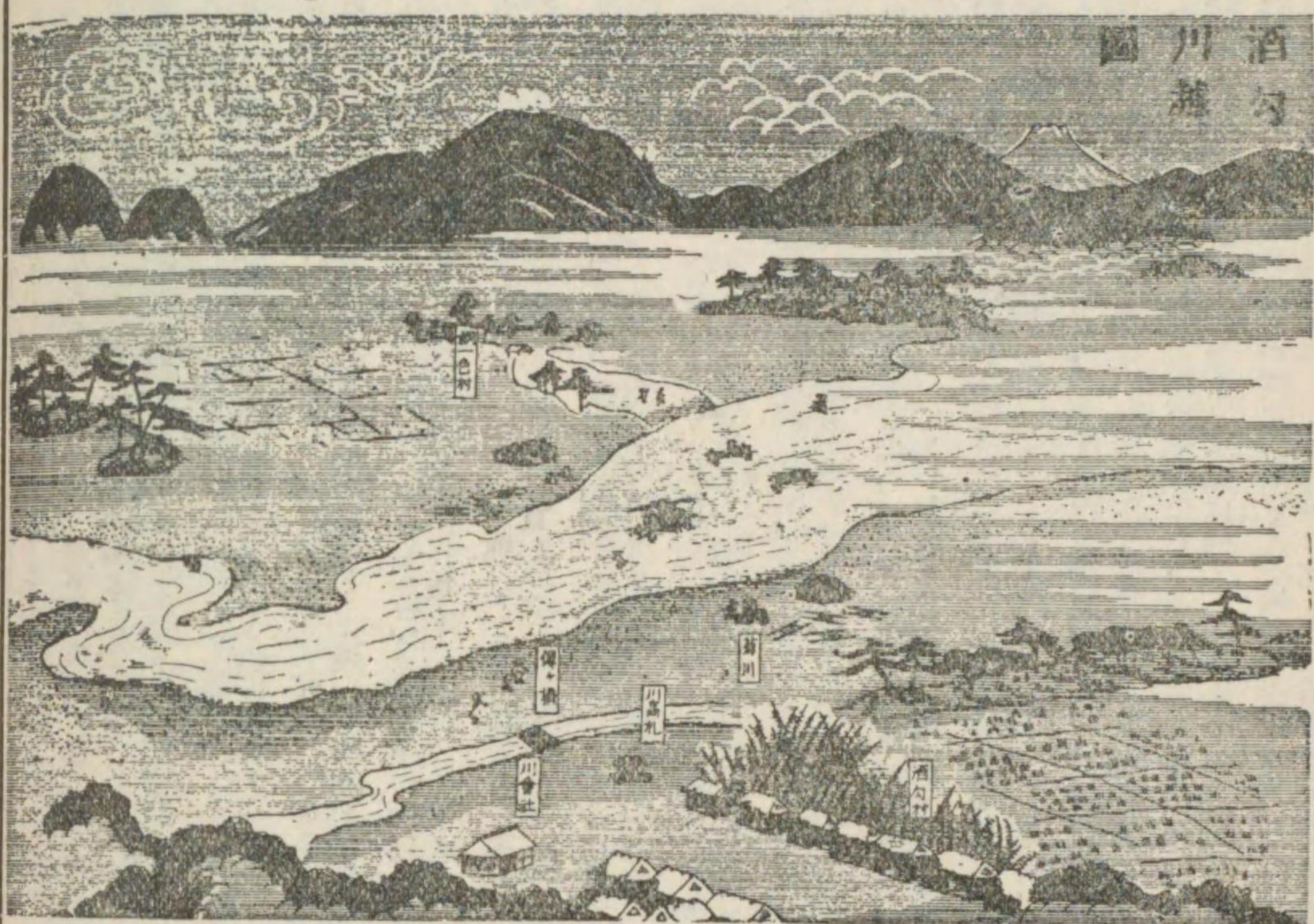
者去年同前、右五月晦日を限而可致皆濟、若致難濟者、則小代官名主百姓一々召連、小田原へ可參旨、奉行人に被仰付間、於此日限一日も踏出事不可有之、若亦奉行人非儀有之者、則時以目安可申上者也、仍如件、辛未四月晦日、酒勾柳下百姓中、虎朱印を押す、按ずるに、柳下は今村内の小名に存して、隣村加茂宮村へ跨り、正木棟別と見ゆれば、當所の内正木某知行所のみの所務を沙汰、又某年七月、當郷の軍夫催促の事あり、同人所藏文書曰、旋當郷に有之者、侍凡下共に廿日可借候行之子細有之間、悉弓鐵炮何に而も得道具を持、何時成共左右次第可罷出事、此度若一人成共隠而不罷出儀、後日に聞届次第、當郷の小代官、并百姓頭可切頭事、惣而爲男者は十五七十を切而、悉可罷立、まゝ、猿引體之者成共、可罷出事、男之内當郷に可殘者は、七十より上之極老、定使十五より内之わらわへ、役夫、此外者悉可立事、付傳馬衆十三人、河越舟方四人、可殘置候者、此度心有者鑓之さきにも見がき、番小旗體にても致走廻泉河原迄來、公方檢使之前に而着到に付、可罷出者は、來廿五日飯百姓頭致可罷出、但雨降候者無用、何時成共廿五日より後、天氣次第罷出、可付着到事、付着到に付時、似合に可持得道具者持來可付之、又弓鑓之類持得間敷程之男は、紙かま成共可持來事、出家に候共此一廻之事は、發起次第可罷出事、右七ヶ條之旨、能々見届可入精、愚に致覺悟候者、可行嚴科、又入精に者爲忠節間、如記右似合、之望を相叶可被仰付者也、仍如件七月廿二日、酒勾本郷小代官、百姓中、朱印を押し、御出馬天御留守之間、御隠居御封判にて被爲推候、以上とあり、御出馬天正小田原の役に、關東の諸城より小田原への通路を絶んが爲に、勇士を撰み當所の河原に伏兵を設くべしとなり、

【東遷基業】曰、秀吉三月二十八日には、山中の城を巡見し、其後長窪に至り、神君と軍事を議す、神君某手勢を率て、古路を働き入、小田原近所、酒勾の宿河原へ張出し陣を取布き、關東北條持國々の通路を押隔候べし、其時殿下は直に惣軍を卒し、小田原へ押詰給ふべし、葦山陥なば山中弱り、山中陥なば葦山弱り候べしと宣へば、秀吉大に感じ給ふ、【大三川志】曰、秀吉又關東の諸城より、小田原へ通路を絶んが爲に、神祖群臣の武勇の士を選び、伏を設け、小田原へ往來の者を捕へ、秀吉の陣へ送らしめんとよりて四月四日、東照宮旗下の士に命ぜられ、大須賀忠政・榊原康政兩隊より勇士を選び、伏兵を置しめ給ふ四月四日、神祖命あつて、大須賀忠政が隊より坂部廣勝・久世廣宣・渥美勝吉・篠瀬左大夫・鷺山傳八・淺井九右衛門、又榊原康政が隊より鈴木藤九郎・伊藤雁助・前島庄左衛門・江坂次郎大夫・四方之助・永井彌右衛門・白元・小笠原三右衛門・木村一藏重信・渥美彌太夫等三百餘兵を三隊に分け、酒勾川の傍に伏好を設く、然るに大須賀康高が女塔、阿部善七郎正吉勇有て性急なる者なれば、卒爾の事あらんことを慮り、此數に洩れければ、正吉選に洩れたるを恨み、先へ行き伏して、敵兵を追ひ亂さんと、笈龍之助・加藤半次郎・鈴木角右衛門を伴ひ、五日の夜、北條安房守氏邦が兵五百餘人、武州鉢形城より小田原城に入らんとするもの、爰を過りしかば、伏を起し、阿部善七郎正吉、或は忠吉に作る、戦功を顯し、首級を得たり、此時渥美源五郎勝吉・伊藤雁助・篠瀬左大夫・永井彌右衛門・白元・渥美彌太夫・小笠原三郎右衛門・笈助兵衛爲春も同

く功を顯す、【大三川志】曰、四月五日、武州鉢形城より、北條氏邦が兵五百餘人、夜に及んで密に小田原城に入らんと、此所へ來り、既に正吉が伏兵の前を過ぐ、正吉姓名を呼んで突出す、鉢形の兵不意の事なれば、大に驚き殊に夜陰なり、伏兵の寡少は知らず、一戦に利を失ひ、終に散亂す、其中四人止り戦ふ、正吉槍を以て一人を突き伏せ、一人を創つ、坂部寛・鈴木等追ひ逼て、其四人を殺す、鉢形の兵敗走し、久世・坂部等が伏の前を過ぐ、三所の伏兵一時に集り、急に撃て是を追ふ敵兵山岸主水助強男なり、渥美勝吉槍を以て山岸を突く、山岸渥美が槍の柄を切折る、渥美刀を振て山岸と戦ふこと暫時なり、鈴木藤九郎馳來り、渥美を助け山岸と戦ふ、山岸敢て屈せず、渥美・鈴木槍を被、伊藤雁助・篠瀬左大夫相共に是を撃ち、終に山岸を擒にし、神祖に獻す、神祖山岸が勇壯を賞し、命を助け榊原康政に預け給ふ、是日酒勾川の伏兵の得たる所の首九つ、具に是を書して秀吉へ達し給ふ、秀吉大に感じ、徳川氏武勇の士を多く養ひ、無類の功を顯す、殊に阿部善七郎能圖を計り、第一番に伏を起し、槍を接へ首を得るも又一番なり、小田原城に向て初軍の功なり、善七郎伏を起すこと遅くば、敵大半城に入らん、又早き時は敵敗す可らず、伏を起す時圖に當れりと、賞すること甚し、軍神に供へんと、其首を梟す、神祖も正吉を賞し給ふ、此時に永井彌右衛門・白元・渥美彌太夫・小笠原三郎右衛門等功あり、笈助兵衛爲春罪ありて居けるが菅沼定利に屬し、伏兵の内にあつて功を顯す、木村一藏重信戦死す、秀吉伊藤雁助が功を賞して、感書を與ふ、【寛永諸家譜】曰、阿部左馬助忠吉、小田原陣の時、横須賀の兵と同じく、酒勾の邊に伏兵を構へ、敵の首級を得て、大権現の台覽に備ふ、渥美源五郎勝吉、小田原陣の時、伊藤雁助・篠瀬左大夫と共に、兵士三百人を率て是を三組に分け、伏兵として酒勾の宿にあり、時に敵兵四人其

前を過、勝吉是を見て其跡を追、槍を以て山岸主税助を突、主税助刀を以て相交へ、其鎗を打折、互に太刀を合す、其時榊原式部大輔家臣、鈴木藤九郎も又追來る、然れども主税助が暴動諸人に越たれば、勝吉及藤九郎共に疵を蒙る、しばらくありて伊藤雁助・篠瀬左大夫も馳來りて、ついに主税助を生捕て、大權現に獻す、仰に曰、彼は武勇の人に勝れたる者なり、其罪を免ずべしと宣ひ、榊原式部大輔に屬せらる、永井彌右衛門・白元、後監物と號す、小田原陣の時、井伊兵部少輔直政に従ふ、時に渥美孫太夫と共に酒勾に於て伏兵をなし、功あり、笈助兵衛尉爲春、天正十八年小田原陣に、菅沼が許にあり、此時敵軍酒勾邊に兵を伏す、爲春相、此時豊太閤より當村に出せし制札、戦て高名を得たり、相模國西郡酒村五郎右衛門の家に傳ふ、勾郷とあり、今大久保加賀守忠眞領す、舊領主の迂替、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則糾せり、按ずるに、【北條役帳】に、庚辰檢地辻と見れ、東海道村の東西に貫く、幅五、當村川越の役を勤むるを以て、小田原宿の助郷は免除せらる、飛地中里村に在、段別二町七〇高札場一、〇小名、△はんべ、東海道を通衢にて、西の方事に、【東鑑】に酒勾濱邊御所など見えしは、則此地なるべし、事は舊蹟の條に詳なり、又【金枕集】に二所詣下向に濱邊の宿の前に前川といへる川あり、雨降て水増りしかば、日暮て渡り侍る、濱邊なる前の川瀨を逝水の早くも今日の暮にける哉と見えしも此地なり、前川は酒勾川のことならん、【北條役帳】に、加茂宮、六十五貫四百四十三文、西郡加茂宮郷、五

酒 川 越 圖



十一貫六百三十六文、同濱邊とあり、加茂宮は、則加茂宮式部少輔直勝にして、加茂宮郷は、則隣村鴨宮村なり、然れば是も當所の事なり、△横町は、んべより北に入る横街なり、元は所に御所、△八木下、鴨宮村堺にて、此地名彼の村にも、跨れ義盛酒宿の西のはづれ、八木下に陣を取ると、〔盛衰記〕に見えしは是地なり、又〔北條役帳〕に笠原平左衛門十八貫文、西郡柳下、知行役如高辻と載、村民徳右衛門家藏、元龜二年四月の文書にも、酒川柳下百姓中とあり、△中宿 △市場

○林 海岸にあり、領主の松林なり、林中に御馬松と唱ふるあり、圍二尺許、昔八朔進獻の馬、川支にて村民の家

○海 南方にあり、海濱を袖ヶ浦と呼ぶ、村民農間に漁業をなす、所獲の魚は、鮪・鯉・鱒・比目魚の類なり、

○酒川 西界を流て直に海に入、水流は時々變遷し、あり、當村傳ヶ橋邊より、對岸網一色村埋橋に至る、此川古

は丸子川と唱ふ、丸ヶ川之事、古書に往々見、○川越場酒川にあり、東海道に係れる所なり、當村及對岸網

一色村山王原村の三村にて、歩行人夫を出し、其役を勤む、人夫は三百十九人を定額とし、數内當村百六

十人、網一色村六十二人、山王原村九十三人、日々二十人、東西涯各

河涯に出、赤體

行人を肩して渡せり、又輦臺越をもなす、人夫四人にて、輦の價は、人夫二人の雇錢に換ふ、輦臺の數、三村にて凡七十五挺を定額とし、又高欄を附たる輦臺三挺あり、こは諸家の通行に備ふ、往來繁劇の時は、定額の人歩を悉出し、尙足ざれば、河涯の村々に課して人歩を出さしむ、網一色村

舊家四郎左衛門家藏文書曰、兩村にて不叶と見及たる時は、中島町田、今井三ヶ村之人足も加、往還衆運々なき様に川越可仕と、急度手形取置可有之候、以上、巳九月二十六日、高松與三右衛門殿、小野甚太夫殿、藤井惣右衛門殿、町田六右衛門殿、御勘定所、此配符一色村四郎右衛門所に御置候様に御渡し可被成候云々、按ずるに、寛永中稻葉丹後守正勝所領の頃なる、人歩の定價は、一人にて平水、水中深さ一尺、三十

五文、水増せば水の深さ二尺、四十八文を定とせしに、彼三村水火の兩災に罹り、人民困厄せしをもて、文政元年十月官に願ひ、五年の間増錢を許可ありしより、平水四十六文、増水六十二文を定額とせられし後は、期年に至り又許可ありて今に然り、凡水の深さ三尺三四寸に及べば、二合餘の馬越を留む、又深さ四尺五寸に

至れば、三合の水と云、往來を留む、川明の差も是に倣ふ、三村瀬踏を司どる夫各二人ありて、水の淺深を試み、往來を通ず、但川留川明の時々宿繼を以て道中奉行に達す、十月五日より明年三月五日に至るの際に、土橋を設け往

來を便す、土橋の費用は、領主より與へ、川越場となりし始を詳にせざれど、北條氏の頃よりありし事、文書に見ゆ、村民徳右衛門家藏、酒川本郷小代官、百姓等に與へし、文書に、男之内當郷に可殘者は、七十より上之極老、定使、十五より内の童子、役夫、此外者悉可立事、△高札場付傳馬衆十三人、河越舟方四人可殘置事とあり、△高札場

川越の掟を示す所なり、高札凡四枚あり、其一曰、定、對し、川越の者かさつ成事すべからず、無禮惡口等の事あるべからず、たとひ輕き旅人たりと云ども大切に思ひ、あやまちなき様に念を入べき事、川越札吟味する所より札を取り、川越すべし、旅人と相對にて賃錢取べからず、并に旅人をいひかすめ、札錢の外一切取まじき事、旅人いかやうにたのむといふとも、御法度の脇道へまはるべからざる事、川越の事、暮六ツ時以後手引にてもすべからず、若急之旅人斷ありて、夜中に通るに於ては、川越肝煎之者吟味之上、水のかき帶通

より上之時は手引二人、帶通より下之時は一人にて渡すべき事、旅人家來馬に取付越候者あらば、乗掛馬には二人、から尻馬には一人に過べからず、人多く取付事危きに付て、此定の外無用たるべき事、右條々可相守之、答於相背者可被行罪科者也、正徳元年五月日、奉行、其一曰、定、川越之者入時は、問屋より番の者を川端に付置、改むべき事、洪水の節、水のかきにしたがひ、其時々問屋方にて川越錢を定むべし

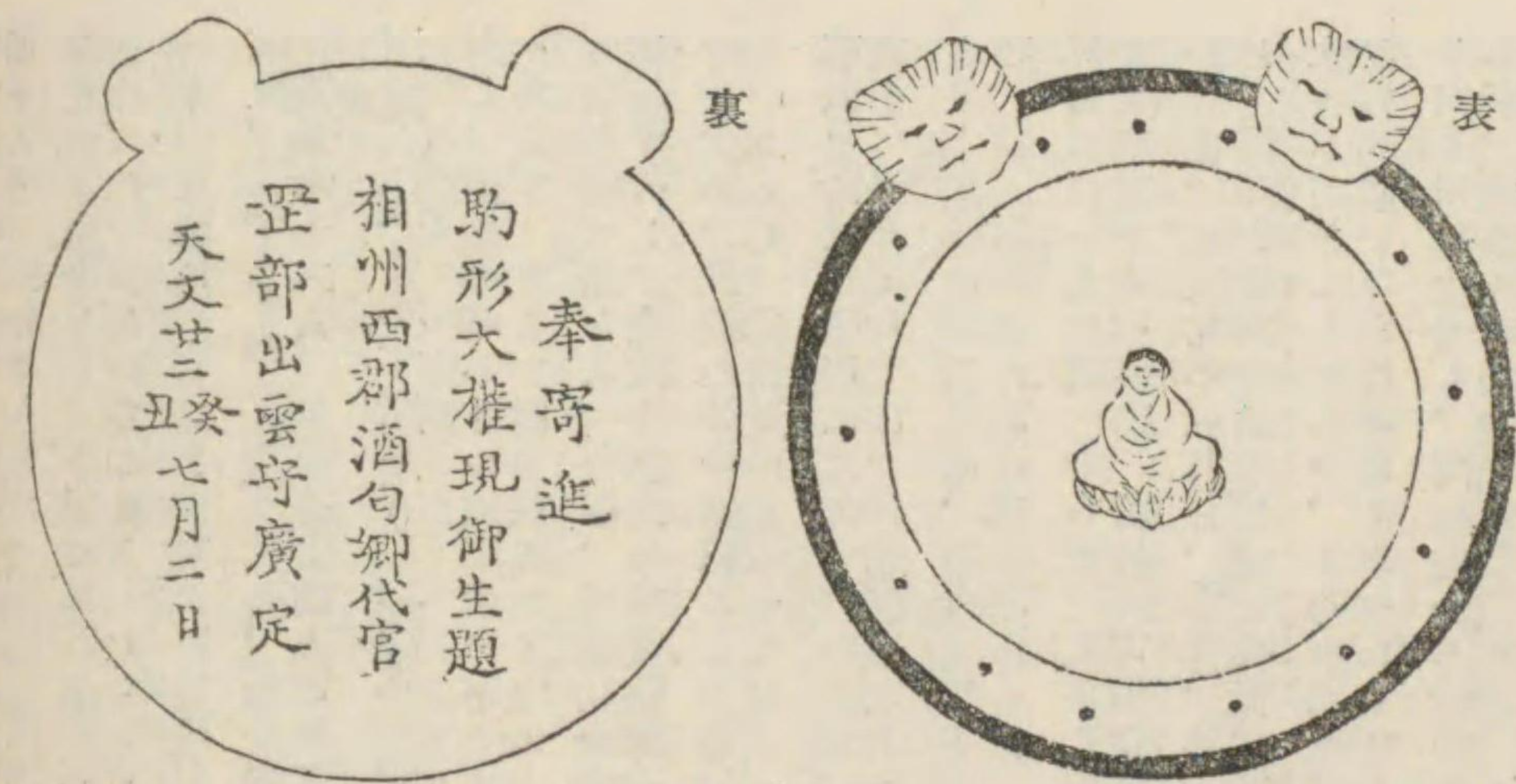
みだりにいひかけおほく取べからざる事、當町之外、他所より出る川越之者も、問屋定むる所の外、錢おほく取べからざる事、右條々可相守、若於相背者、可被行罪科者也、正徳元年五月日、奉行、其一曰、定、酒川夏秋之内、假橋無之歩行越之節、百姓町人等の旅人は、川會所にて世話不致、川越

人足共と相對にて、致渡川候故、手間取、其上賃錢過分に取候趣相聞不届候、以來川會所にて世話いたし、百姓町人に候共、定賃錢取之、順々越立可申候、若相背族者、可爲曲事者也、寛政元年四月日、奉行其一曰、定、來巳年より來る酉年まで五ヶ年之間、越立人足賃錢三割増之、平水越立人足一人四十六文、増水越立人足一人六十二文、右之通可取之、若於相背者、可爲曲事者也、△川會所 高札場の向にあり、天保三年辰十二月、奉行、

○酒勾堰 村の北を流る、幅四五間、黒盡堰 村西を流る、傳ヶ橋邊にて菊川に合す、幅二間、

○堤二 酒勾川水溢に備ふ、一は松土手と云、長三百一十間、

○駒形社 村の鎮守なり、祭神鷓鴣茅葺不合尊、木立像、又當社御生題との誤なるべし、號して、銅鏡面に像を鑄出せしものを、別當寺に置、天文廿二年、岡部出雲



守廣定の寄附する所なり、其圖左の如し、

同時小島左衛門太郎正吉も又生題二面を寄附す、こは中古失へり、村民徳家乘に、其銘の寫あり奉寄進駒形大権現御生題、相州西郡酒勾郷、檀那小島左衛門太郎正吉、天文廿二癸丑七月二日、徳右衛門は即正吉が裔なり、按するに、【北條役帳】幻庵内室の知行中に、四十貫二百五十文酒勾内駒形分と見ゆ、則當社の事なり、本地十一面觀音、別當寺の本尊是なり、例祭七月七日、當社及八幡の神輿を昇て村中を巡行す

元和七年、領主阿部備中守正次、先規に任せ供免五石を寄附す、徳右衛門家乘に、寄附狀の案あり、曰、相州西郡酒御祭免、御造家免、右之分如前々之相違有間鋪者也、元和七年十二月、阿部備中守内、内藤覺右衛門印、下官理右衛門印、小島主水へ、今も社地の外供免五石六斗餘の除地を附す、幣殿・拜殿等あり、寛永五年の鰐口を掲ぐ、社地に供所及神木古松一株あり、圍一丈、南藏寺の持、○八幡社 是も鎮守とす、例祭駒形社と同じ、神木に松樹一あり、圍一丈一、是も南藏寺持、下並同、○金山社 ○諏訪社 尺五寸、

○雷電社 ○神明社 ○山王社二 ○十二天社

○南藏寺 酒勾山 中古龍光山と改めしことあり、こは萬治三境内北隅に、龍燈出現の古松ありしを以て、酒勾山を改め、龍光山と號す、由、令旨を賜はれり、後天明二年の回祿に令旨烏有となり、又龍燈松も枯槁せしかば、舊號に復すと云、不動院と號す、古義眞言宗國府津村寶寺傳に古は福田寺と號し、寺地も今の所在より、四五町を隔てゝあり、村内不動院と呼ぶ水田是なり、今の寺號に改めし年代詳ならず、建久の初、鶴岡海光院院の一、の開山義慶、武藏阿闍梨、當寺へ隱栖す、慶は頼朝卿の歸依僧なりしかば、同三年八月、御臺所平産の祈禱を命ぜらる、鶴岡神社佛寺、奉神馬、被修誦經、福田

寺酒勾、按するに、佛本尊十一面觀音、寸、村内駒形八幡關十五寺の一なり、兩社の本地佛なり、寺記に像の中心に、本尊再興、當寺別當法印實紹、伊豫阿闍梨隆賢、應永七庚辰年七月日と記すとあり、見るべからず、又不動を置、長六寸四分、智證大師作、も六年地震に堂宇破れし後、爰に安す、△地藏堂 ○大見寺 光明山無量院と號す、淨土宗、院末、天文三年、僧退堂小菴の古跡に就て起立す、退堂は下總飯沼弘經寺七世の僧なり、名連社見譽と號す、天文五年十一月二日、日本尊三尊彌陀、中尊は立像、丈三寸、各五輪なり、一は長四尺七寸、右者爲左衛門入道也、あり、沙彌性阿、比丘尼滿阿、徳治三年六月廿三日、一は長六尺、相州足下郡於酒勾郷、爲小島行西也、天文廿一子年四月日、孝子敬白、一は長七尺六寸、相州西郡酒勾郷小島治部少輔敬白、天正二甲戌年八月廿二日と、△閻魔堂 僧連譽當寺十、享保十四年建、△地藏堂 △鐘樓 寶永三年の鐘を掛、△稻荷社 ○大經寺 願力山功德院と號す、同、三尊彌陀を置、開山念譽、月十九日卒、△地藏堂 ○長樂寺 勸學山修行院と號す、同宗、矢作村春、開山殘立、應永十五年六月建、學蓮社本譽と號す、三尊彌陀を置、中尊は立像、長二尺一寸、安阿彌作、又地藏を安ぜり、伊、長一尺、座

△稻荷社 ○上輩寺 九品山淨土院と號す、時宗、國府末、津村蓮臺寺 開山他阿眞教、永仁五年建、元應元年正月、同時に中輩・下輩の兩寺も、村内に起立す、下輩寺は今廢し、本尊藥師は即當寺に安ず、村東神明社後の陸田に藥師拵と云字あり、是其蹟なりと云り、開基は酒勾右馬頭某なり、其牌を置、牌面刻して云、當寺開基大檀那酒勾右馬頭佛阿彌、背に維正安元年七月七日往生とあり、木理の樣全く當時の物なり、五輪三基並建長一尺一寸六分、幅二寸五分、又墳あり、り、高各五尺寸、本尊彌陀、△熊野社 ○中輩寺 山號院號本寺開基に至るまで、皆上輩寺に同じ、三尊彌陀を置、△藥師堂 本尊は賢問子芥子國の作、立像、長二尺、日光月光十二神をも置、○妙善寺 眞如山と號す、法華宗、身延久遠、開山日明、天正十六年九月、本尊宗風の諸尊を置、末、緣起に據に、當寺昔は小名柳下にあり、もと當所の住人柳下源吾菅原本典墳墓の地なり、本典享祿四年六月十日、僧日能は孫とも云、其冥福を修し、天文九年其地に就一寺を建、地名に付て山號とし、諱を取て寺號に銘すと云、故に今本典を開基とし、日能を開山と稱す、天正十九年今の地に移せり、此時寺域を除地となす、其後元和九年、阿部備中守正

次領主たりし時、門前五十八坪の地を寄附す、其證狀置申門前五十八坪、并土居之竹木諸役有之間鋪所實正也、仍而如件、元和九年七月十六日、本典寺、内藤貞右衛門花押、下宮利右衛門、本尊十界勸請の諸尊を置、○法善寺 神力山と號す、末、本尊は宗風の諸尊なり、開山日敬、寛正二年九月十五日、△七面堂 元文元年九月、現住日賢建、△鐘樓寛政六年の鐘をかく、○法船寺 濟渡山と號す、同宗、鎌倉比企谷妙本寺末、寺傳に文永十一年五月十二日、日蓮鎌倉より身延山に赴く時、當所を經歷ありしに、修驗者飯山法船と云もの歸依の餘り、日蓮を我家に寓宿せしむ、【注書】曰、文永十一年五月十二日、出鎌倉宿酒勾、十三日竹下云々、十七日入于甲斐國波木井郷、六月十七日初結庵於身延、後宅地を捨て寺となし、越中阿闍梨朗慶を延て、開山第一祖となす、開基は即法船夫婦、法船正應元年五月十二日死、濟安妙船と稱す、本尊三寶祖師、祖師は朗慶、作日期の開眼、境内に龍燈松と稱する老樹ありしが、圍一丈四尺、近き頃同祿の爲に枯槁す、○法久寺 歡喜山と號す、同宗、下總國中山法華經寺末、開山日能、本尊三寶祖師、○妙蓮寺 廣昌山と號す、末、開山日親、應永三十三年六月建、長享二年九月、開基は山崎氏女なり、法號妙蓮信女、今村民十七日卒、開基は山崎氏女なり、

れ祖なるや、慶長八年領主大久保相模守忠隣、千二百二十坪の地を寄附す、其證狀曰、定、立四十間、横二十五間、如此候、此外百二十坪を塔中場付置候、并彼於寺中大都之御用候共、竹木伐べからず候、次本寺家之所者、諸給方候間、如前々坪年貢納所可被下候、爲其一札進之候、仍如件、慶長八癸卯六月二十四日、酒勾妙蓮寺、大權右花押、天金右花押、田九郎左花押、伊惣右花押、或説に酒勾堰新に疏鑿せられし時、時の住僧祈禱の功ありて事成れり、故に此地を領主より寄附あ本尊宗風の諸尊を置、△三十番神堂 ○不動堂 南藏寺持、下同、此堂及下の虚空藏堂とも、元祿十年、六年地震に破損せし後、再建に及み各存す、○虚空藏堂

○御所蹟 八幡の社前なり、潤三千坪、白田を開けり、北域に土手の形尙残り、高六尺、今は瓦屋鋪と云、中古にして瓦を燒土人云、源廷尉義經の邸蹟なりと、こは文治元年五月十五日、義經内大臣宗盛父子を相具し、酒勾驛に著せしに、義經は鎌倉に入ことを停められ、暫く此地にありて、六月九日歸洛せしこと、【東鑑】等に見えたり、村名の條に詳載す、是等に據て此傳あるにや、按ずるに鎌倉將軍上洛、及二所參詣の路次、酒勾驛に寓宿せられし記に、酒勾濱邊御所など見ゆ、今其舊蹟定かならざれど、此地の南東海道の大路をはんべと呼び、はん

べより北に折れて爰に至る横街を、もと御所小路と唱へし由、今現に傳ふれば、所謂將軍旅館の舊蹟は、此地なること必せり、【東鑑】曰、十月、當驛に止宿あり、日、入御酒勾宿、十二月、鎌倉に歸館の路次、亦宿せらる、十二月廿八日、酒勾、廿九日、五保元年正月、實朝卿伊豆箱根兩所權現參詣の時、當驛に止宿、正月廿二日、將軍家二所、曆仁元年正月、賴經卿上洛の路次、當所に宿せらる、正月廿八日、已尅進發、同十二月、鎌倉に歸館の時も又然り、此記に始て濱邊御所と載す、十二月廿八日、酒 寛元二年正月、二所參詣の歸路、濱邊宿に着せらる、正月廿五日、走湯山御奉幣、入夜着濱邊宿給、文應元年十二月、宗尊親王二所下向の時、當驛に止宿せらる、十二月二日、御止宿酒勾驛、弘長三年五月、二所下向の時も、此地に宿せられしと見ゆ、濱部崎より、方位により、方違等の議あり、五月一日、將軍家自二所還御、而今有御彈歎之由、

○舊家徳右衛門 小島を氏とす、先祖小島左衛門入道は徳治三年六月廿三日卒、中古の祖小島行西、天文廿一年四月卒、以上二人、村内大 其子左衛門太郎正吉、天文

二十二年七月、村内駒形社に正體を寄附す、正吉は當郷の小代官職を勤む、永祿三年五月十五日、小田原評定衆大膳亮泰光より、正吉に與へし文書、今に其寫を藏す、曰、西郡十ヶ村百姓捧目安付而、酒勾之小島召出違糺年貢方之徳政不入上者、不可出者也、依仰狀如件、永祿三年五月十五日、評定衆大膳亮泰光花押、酒勾代官小島左衛門太郎、正吉同月十六日死す、其子治部少輔の時、元龜二年四月、正木棟別酒勾柳下年租の事を令する、北條氏の文書あり、今に藏す、中とあり、全文は已に村名の條に注記、此餘北條氏より出せし古文書一通を家藏す、月廿二日、酒勾本郷小代官、百姓等に與ふる軍勢催促の狀なり、是も全文は村名の條に注記す、一は本書を失ひ寫のみにて、未正月七日、酒勾と記し、虎朱印を押し、千葉殿御人者可取候間、法屋以下可走廻候、至于無沙汰者、可爲曲事者也、仍如件とあり、治部少輔の子主水の時、元和元年十二月、小田原御城番近藤石見守秀用の家僕より、當郷并小八幡舟役年貢の事を令する文書あり、并年貢之儀、如毎年の改納所可申候、爲以後仍如件、元和元年卯十二月二日、植村忠左、磯部源吾、小島主水殿とあり、是より子孫連綿し、代々其名を徳右衛門と唱へ、組頭役など勤しが嗣子なくして今は家名を存するのみ、古書等は弟なる村民半十郎の家に藏せり、○同五郎右衛門 祖先は當

所草分人の一なりと云、家藏に豊太閣小田原陣の制札一通、寛永十七年稻葉美濃守正則領主たりし頃、五郎右衛門宅地の蜜柑運上赦免の狀一通あり、曰、さかは、御免し候間、如此候、以上、寛永十七年辰丁二月五日、勘定所印、酒勾之郷名主中五郎右衛門とあり、○同新左衛門 鈴木を氏とす、世々名主を勤む、家乘十年早雲寺住、に據に、文治中源廷尉義經奥州に走るの後、其臣鈴木三郎重家偶嬰兒を懷て此家に來り、寓居する數日、一日主に謂て曰、吾廷尉と死生を共にせんと欲す、今兒を主に託す、幸に育養の恵を垂よ、又觀音金像長五寸五分、一軀を出して云、これ余が守護佛なり、兒長するの後願くは委授せよ、是に於て重家終に奥州に趣く、主子なきをもて遂に彼兒をして嗣子とし、家を襲しむ、依て鈴木を氏とす、裔孫鈴木大學頭成脩に至り、小田原北條氏に仕ふ、按ずるに、北條役帳に、鈴木、同、成脩城北荻窪村に一小庵を建、彼金像を安置す、今彼村に見存する、天正の役、成脩小田原城に籠り五月六日濫取口にて戰死す、家系曰、大學頭成脩、天正庚辰に戰死す、北條盛衰記曰、鈴木大學者しほり口の役所に居て、毎日敵陣に向て矢を放つに、あだ矢更になし、敵又大學を討んと心がけし程に、終に鐵炮に當て死す、大學は旗本の弓大將にて、精兵矢繼は、無比類射手なり、前々數度の合戦

に先をかけ、高名を顯せり、指物に鑑と云字を書ける、或時太田十郎家中春日左衛門と云者、大學に向て其方弓の名其人名を得たり、彼と云是と云、指物に弓と云字を可書に、鎗と云字を書は、不審なり、扱鎗は旗本の鎗か、關東の鎗かと問、大學旗本の鎗と答ふ、左衛門開て、衛本の鎗に於ては無是非苟も此春日左衛門有て、關東の鎗とは、不可名と、とがめけるとぞ、見聞隨筆曰、鈴木大學助は、勇將殊に強弓を射けるが、城中より射出すに、鎗も甲もたまらず射通しけるが、矢に鈴木大學助矢先成佛と、成脩の子某後に一閑居士と號す、是より十一代にして、今の新左衛門に至ると云、○長吏友右衛門 小名市場の海濱に、長吏十七軒住す、見捨地二段五畝二十五歩、友右衛門は小頭なり、古文書二通を藏す、一は大永三年三月の文書なり、途也、下酒勾長吏太郎右衛門大永三年癸未三月廿三日とありて、中間に花一は享祿元年押及朱印を押す、何人の印章なるを知らず、十二月の文書なり、曰、小八幡村之内皮免之事、八百文目相違者也、爲後證遺一筆候也、享祿元子十二月十九日、上使花押、宛名右馬四郎とあり、按ずるに、此文書に據ば、此所古は小八幡村の、見捨地の内に白山社あり、社内に元祿二年屬なるべし、見捨地の内に白山社あり、社内に元祿二年○酒勾鍛冶分 左可和加、酒勾村より分れし地なり、元祿の改名を載、高纜に四十石餘にて、四域彼村に包まれ、民戸も錯雜して一村の如し、もと鍛工四十二軒餘住居せしかば

地名となれり、今は民戸六十二軒の内鍛工を業とする者、纜に七戸のみなり、江戸の行程、領主檢地等渾て酒勾村に異ならず、○小八幡村 古也波、享祿元年十二月の文書、酒勾村長吏友右衛門の内皮免之事、八百文目、往古以來相定候云々と載す、按ずるに、今長吏の棲る所、酒勾村の屬なれど、江戸より行程十九里、家數九十六、廣十町十六間、袤六町五十間許、東南は海、西、前川村飛地、西、北條氏の頃は、高麗越前守知行す、十五貫文、西郡小八幡、今大久保加賀守忠眞領す、檢地は萬治二年、稻葉美濃守正則糺す、東海道村の巽方を貫く、幅五間、路の左右に松の並木あり、此地立場なり、上は小田原宿、下は洺綾郡山西村小名梅澤立場まで、各一里、○高札場一 ○小名 △東分 △西分 △西原 △東原 ○海 巽の方にあり、海濱を袖ヶ浦と唱ふ、常に獵船八艘を置、農隙に漁業をなせり、鮪・鯉・鯛・比目魚・鱒・鰯等の類を得、大平臺村名主與右衛門藏、北條氏の文書に曰、代に可渡之、無沙汰付者、可爲曲事旨、被仰出者也、仍如件、西三月廿日、南條奉之、小八幡小代官、百姓中、虎朱印を押す、○酒勾堰 西東に貫り、幅三間

及鎌倉勢今川勢と共に、此邊に陣を取、【鎌倉大草紙】曰、應永廿三年十二月廿五日、今川勢朝比奈三浦北條の者共、箱根山を越、伊豆山の衆徒と、土肥・土屋・中村・岡崎を攻落し、京都鎌倉今川勢評議を定め、一同に小田原國府津・前川に陣を取、又此頃當所に關門を置、其征錢を以て鶴岡八幡宮一切經修理の料に充し事あり、曰、鶴岡八幡宮兩界一切經修理以下要脚關所事、於相模國小田原國府津宿邊、構在所、致關務、至當年分、爲當社神子屋造替送遣之、於後年者、爲一切經料所、嚴密可致其沙汰、次關錢事、宜文龜二年、爲海道法例也矣、按ずるに、此文書年月缺送す、文龜二年、宗祇法師鎌倉より駿河に至れる路次、病に罹りて當所に一宿す、【宗祇終焉記】曰、駿河國へ出たち侍る、午の刻ばかりに道の空にて、寸白といふ虫のおこりあひて、いかにもやるかたなく、薬を用ひぬれど、露しるしもなければ、こふづといふ所に旅宿をもとめて、一夜をあかし侍りしに、駿河より今川氏規迎の馬人こしなども見ゆ、素純馬をはせて來りむかはれしかば、力を与えて、明れば箱根山の麓、湯本といふところにつきしに、永祿四年三月、上杉輝虎小田原發向に依て、北條方の諸士當所に出張す、【小田原記】曰、永祿四年三月、上杉景虎小田原へ發向す、小田原方には、松田石卷神尾大谷多目小智橋本を先とし、國府津前一色酒匂に出張して待懸たり、同十年正月、北條氏康、板橋村香林寺に、當村の内を寄附せり、香林寺藏文書曰、聲明錢六貫六百文、國府津田島之、同十二年、武田内に伏す、永祿十年正月、北條氏康華押、甲陽軍鑑曰、永祿十信玄小田原亂入の時、此邊に働く、二年八月、信玄公國府

津・前川・酒匂までよ、今大久保加賀守忠貞領分なり、天正年、大久保七郎右衛門忠世に賜り、文祿三年、其子相模守忠貞襲封し、慶長十九年御料となり、近藤石見守秀用支配し、元和六年阿部備中守正次に賜ひ、同八年御料となり、寛永九年十一月、稻葉丹後守正勝に賜はり、同十一年正月、其子美濃守正則、天和三年五月、其子丹後守正通襲封し、貞享二年十二月、大久保加賀守忠朝に替賜はり、元祿十一年十一月、嫡子加賀守忠増封を襲ふ、寶永五年正月、一旦御料となり、檢地は萬治二年享保元年加賀守忠郁の時、舊領に復す、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則改む、飛地二、田島村にあり、一は二段四十五歩、東海道南に係る、間、此餘二條の往來あり、一は曾我道、幅八、一は府中道、布奈加三千、共に東海道中より分る、脇往還なり、府中道は關本道了權現に詣ずる捷徑なり路頭に道了權現の石標を立、中里村に至りては、富士道と稱す、

○小名 △市場 東海道中の西、親木橋詰を云、驛家たり曾我原村民家藏、天正十八年の制札に、相模國西郡内片岡と見えしは、則此地なりと云、然れば當時は別村なりしにや、

△生田 於此

○山 北方に在、登り凡十上ノ山・横山・生田山・大平臺・不動山・道場山・田代山・地藏山等の字あり、山中に領主の林あり、○海 南に在、海濱を袖ヶ浦と云、海上廿二町は、當村の獵場にして、農隙に専ら漁獵をなし、

生産を資く、當に漁艇十、所獲の魚は、鯛・比目魚・鮪・鮓・宇須八と訓ず、鱈の類なり、蓋當所に舟主と小なるものなり、鯉・鯰・鮒の類なり、蓋當所に舟主と云もの七人あり、海濱七百九十間の間を持場とし、地曳網を以て漁獵す、員外の漁者、其内にて猥に網する事を許さず、按ずるに、弘治の頃既に舟主と稱し、北條氏へ魚類を調進するを以て、船の諸役を免除せられしなり、猶詳なる事は、舊家の條に見えたり、江戸まで海上凡三十六里、○森戸川 村西を流れ、幅三間、直に海に入、東海道の通ずる所土橋を架す、古は板橋に、高欄有しといふ、親木橋と唱ふ、長十二間四尺、橋上にて西望するに、富嶽まほに見ゆ、因て此邊にては、富士見川とも呼ぶ、

○逆川 佐加左、酒匂堰の末流なり、幅三間、親木橋邊にて森戸川に合す、土橋を架す、鷹野橋と呼、間、○澤二 東に在、一は唐澤、伽羅、一は鹽向澤、志與俱加、と呼、共に常は水なし、大雨の時は水流れて、末は海に入、○鳴澤瀧 村北不動山に在、高二丈、幅三尺許、下流は其邊の用水となせり、

○天神社 村鎮守とす、神體木立像、本地佛十一面觀音、安樂院 例祭六月晦日、弘治元年五月、北條氏の文書に寶金剛 當社修造の時は、當所の番匠に命ずべき由見ゆ

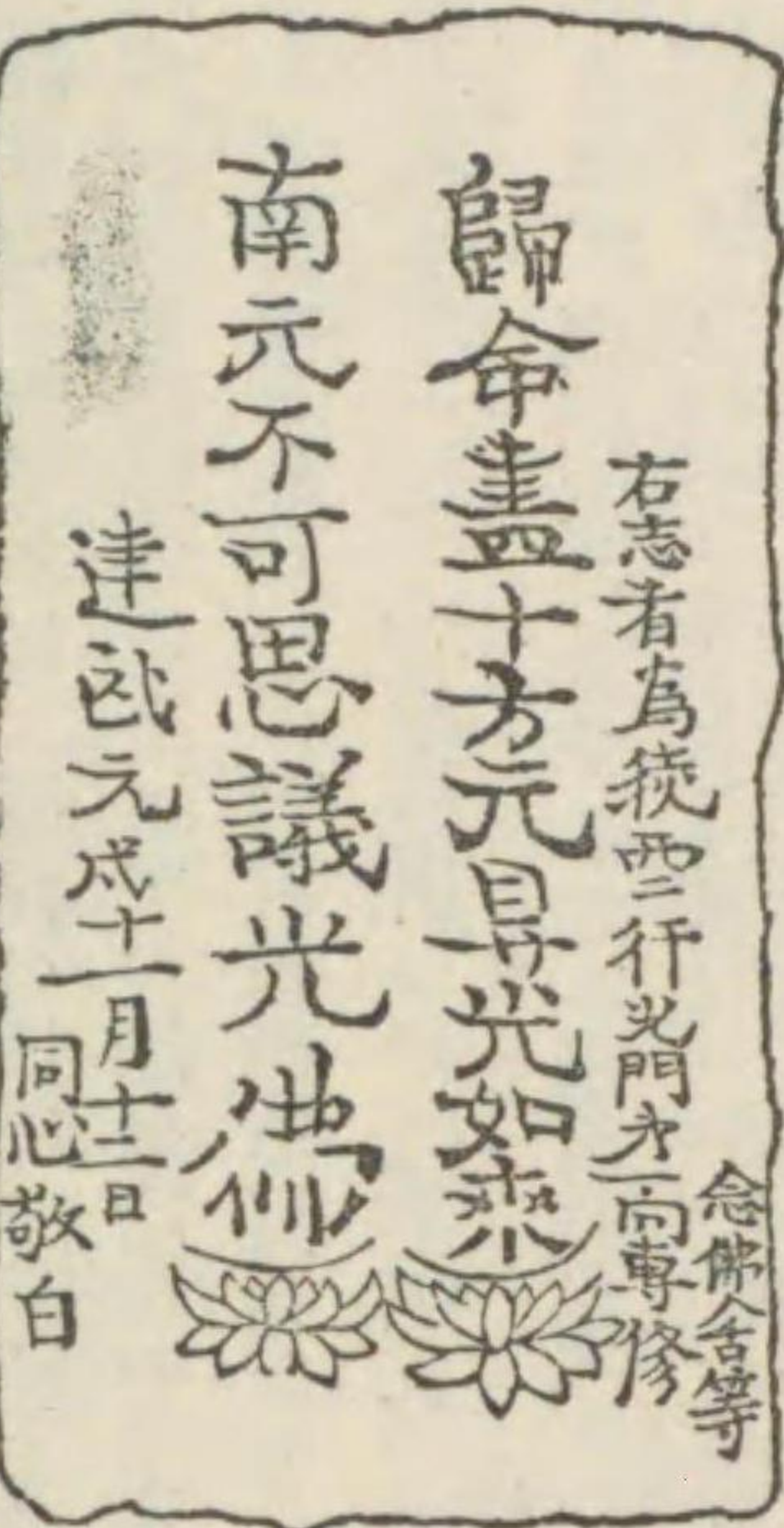
又天王十五年九月、小田原より、當社中に於て制禁の事を、別當安樂院に令する書あり、其文は安樂院、幣殿・拜殿あり、神木に楠・楓・椋・山欒等の老木あり、各圍一△神樂堂 庵の住す、△末社 諏訪社前に寛永三年の石燈臺 稻荷 ○八幡社 社前に寛永五年の石燈臺あり、當社も弘治元年の文書に、修造の時は當所の番匠を召仕ふべき由載たり、安樂院持、下同、○淺間社

○山王社 ○神明社 ○稻荷社

○眞樂寺 勸山 須々女、信樂院と號す、淨土眞宗、寺末、本尊阿彌陀、木佛立像、親鸞、聖德太子の開闢にして、天台宗の古刹なり、安貞の頃親鸞當國化益ありし時、現住性順、師資の約をなし、一堂を今の勤堂、建て是に移り親鸞をして當寺に住せしむる事七年、夫より親鸞寺務を上足顯知に譲りて歸洛ありしと云、故に親鸞を開山とし、顯知を二世とし、三世は是證と云り、正和四年七月十六日卒、平大納言時忠の男、母は下河、中興超傳、延寶六年七月邊庄司行光の娘なりと云、中興超傳、月廿日卒、慶安二年十一月、境内四石の御朱印を賜ふ、

【寺寶】 △彌陀畫像一軸 親鸞、△同一軸 顯如筆、裏書に本願寺顯如、△謠譜一卷 連如の作と云、當寺親鸞の舊跡た判あり、△謠譜一卷 來由を謠曲に作り、俗を勸導

せしものなり、題號は國府津とあり、眞蹟は失ひて、今は刻本のみなり、
 △親鸞分骨一粒
 △聖德太子二歳の肖像一軀親鸞作 △同像一軀惠心作 △阿彌陀像一軀傳教大 △六字名號二幅一は法然筆、一は蓮如筆 △唐錢二文一は大定の字及鶴龜の形を鑄、一は和同開珎と鑄れり △禁制書一通豐太郎原陣の制札なり、相模國西郡内國府津眞樂寺、并門前共にとあり △重匣一組 △服紗二條以上二品は、大猷院殿の賜物と云、御紋散しなり、本山門主歸命堂に參拜の時、響應するに此二品を用ゐる △歸命堂 寛永十三年、本山宣如上人の造建なり、名號石 高七尺、を安置せり、その圖左の如し



此名號は、親鸞當所居住の頃、勸堂の下へ一切經を積し唐船着岸す、舟底に石八枚を積めり、親鸞歸洛の時末世道俗の爲に、其一石に指頭を以て、二名號を書せり、或説に此石に怪異の事共ありければ、土人親鸞に請て、二名號を書せしめしかば、怪異忽ち止まれりと云

建武中、本山三世覺如上人巡國の時、拜覽し、則左右の傍記を加へしと云、後其文字を直に鐫入す 本山門主江府參向の時、必參拜あり、此時門主を嚮應するに、黍稗米の三品を團子に製し、且砂蕎麥と號し、を例とす、是古へ宗祖の難苦を知らしめんが爲めなりといへり 堂前に石燈臺一對あり、寛永九年仲秋寄附、本多三彌左衛門藤原正友と彫る △鐘 春日局建立と云、鐘は貞享三年の鑄造なり、△中門 是も同建立と云傳ふ、△菩提樹 親鸞手植のものト云圍七 ○寶金剛寺 國府津山醫王院と號す、眞言宗古義、京都東寺寶、近郷三十一寺の本山なり、昔は地青寺と稱せしを、所藏弘治元年五月の文、弘治二年、後奈良帝の勅によりて、今の寺號に改むと云、開山吳隣、承知十一月七日 久安元年僧一海中興す、治承三年九月廿六日卒 本尊地藏、聖德太子作、木立像、長一尺六寸、帶解地藏と稱す、寺傳に小松内府重盛此地藏を信仰有て、治承二年十一貫二百文の寺産を寄附、又不動を置、智證大師作、長二尺五寸、弘治元年五月、小田原評定衆石卷下野守康保奉りて、當所の寺社修造の時召仕ふべき番匠の事を令す、其文書曰、於國府津番匠可召仕事、八幡宮天神宮修造之時、備次第何成共可召仕事、地青寺蓮臺寺建立之時も、番匠之事、前々可爲如御定事、大工之事者、八郎左衛門仁相定

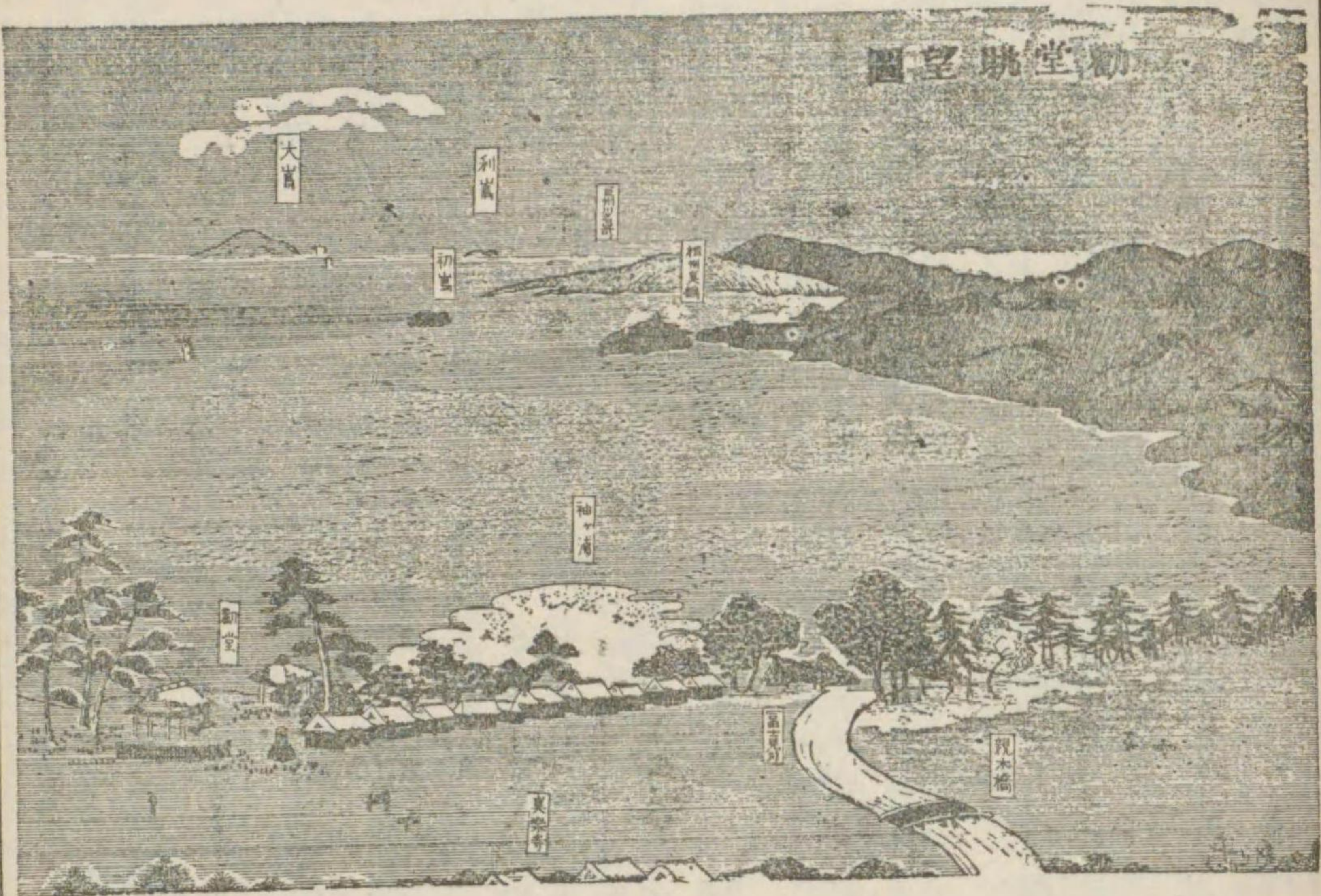
事、以上、右相定上、兎角申番匠有之者、急度可被申上由、被仰出狀如件、天文廿四年五月廿八日、地青寺、石卷奉之、北條氏虎 永祿年間、足利晴氏疾病なりし時、北條氏康當寺をして、百座の修法を執行せしむ、【小田原記】曰、永祿二年の暮より、古河晴氏卿御不例の由聞えけるが、次第に重く成せ給ふ、是は氏康の御妹嫁公なれば、御祈念の爲、小田原國府津の護摩堂にて、百座の御祈念あり、元龜元年、北條氏康の疾重りし時も、亦百座を修せり、又曰、元龜元年の秋の頃より、氏康御病氣國府津護摩堂、花ノ木の蓮乗、天正七年の頃、寺域の名木、院にて、百座の御祈念あり、寺域の名木、小田原城内の庭中に移すべきの命あり、曰、松木一本、梅木一本、以上二本、寺の傍に有之由に候、爲御庭へ可被移、御所望候、於被進者、可爲御祝着者也、仍如件、卯十二月朔日、國府津護摩堂、幸田奉、同十四年三月、板部岡江雪齋融成奉りて、寺内不入の制札を出す、曰、提、右當寺如前々諸役不可有藉堅令停止畢、若違犯之輩有之者、可有披露、糺明之上、可被處嚴科旨被仰出者也、仍如件、丙戌三月七日、寶金剛寺、江雪奉之、曰、寺領十一貫二百文、前々の如く所務すべきの旨、北條氏直下知を加ふ、曰、從前々被相拘國府津之筋目、猶以不可有相違者也、仍狀如件、天正十四年丙戌三月十六日、寶金剛寺、氏直華押、又江雪齋の添簡あり、曰、寺領之御判形申調進入候、御文言に、御内所務之員數、雖可被書載候、既先年之御檢地帳にも、三年前之御改之帳面に

も、本途無異儀御拘、然に本途に付く内所務、今更改而被仰出不及候、本途御抱に候へば、それに付來御内德に候間、如前々本増共十一貫二百文之所、永代御相違有間敷旨、被仰出候、爲御心得一筆如件、猶以御寺領之事候間、如前々何事も諸役者不可有之候、百姓中へ其御斷御允候、以上、丙戌三月十六日、板部岡江雪華押、寶金剛院御同宿中、同十九年十一月、先規に任ぜられ、護摩堂領として廿二石を賜ふ、此御寄附狀に大納言源朝臣と遊せられ、御華押あり、台徳院殿元和三年の御朱印以下、舊に依て護摩堂領と遊ばされ、寶金剛寺の寺名を記し給ふ、
 【寺寶】 △古文書五通全文既に前に註記す △不動畫像一幅弘法大師筆
 △護摩堂 本尊藥師、智證大師作、長一尺六寸、脇立日光、月光、及愛染、長五寸五分、多門天、長九寸、等を安ず、按ずるに、【小正の文書、且御朱印の面にも、國府津護摩堂を以て、通稱となす時は、此堂即本堂なり、△鐘樓 寛文三年の鑄鐘を掛、△稻荷社 本地十一面觀音を置、○安樂院 寶金剛寺末、梅花山 萬治三年六月三日、京都旨ありしに、專養寺と號す、元應二年僧高傳建、同年今失へり、天正十五年九月、北條氏より出せし制札一通を藏す、其文中に當寺新地たる由見ゆれば、天正の頃寺地變遷せしなるべし、曰、禁制、右於社中并別當屋敷、横合非分狼藉之儀、不可有之、山

林竹木等剪取儀、堅令停止畢、就中寺中者爲新地間、改而諸役等不可有之候、若於違犯之輩者、可遂披露、糺明之上可處嚴科旨、被仰出者也、仍如件、天正十五年丁亥九月八日、田島郷天神別當安樂院、江雪奉之、虎朱印、今本書は失て、寫のみを藏せり、社中とは、○蓮臺寺 國府山金光院と號す、時宗、藤澤清淨、永仁五年、遊行二世眞教の開闢なり元應元年正月 本尊三尊彌陀を安ず、本堂に蓮臺寺の三字を扁す、後醍醐帝の宸筆と云、古は域内も廣く、寺産も二百貫許ありて、今寺傍の字に、念佛免など唱ふる水田あり、國府津道場と呼しとなり、今に寺後の山を道場と云、高四五町、按ずるに、永享十二年八月、結城亂の時に、蒲原播磨守某、國府津の道場に陣を取と、【鎌倉大草紙】に見えしは、則當寺の事なり、曰、永享十二年八月、御所方なる箱根別當、大森伊豆守結城の後詰に馳せ參るとも申ければ、蒲原播磨守は、國府津の道場に陣を張て待かけたり、按ずるに、當寺所在、今東海道往還より、北に入る事六七町なり、然るに陣營となりしは、東海道の古道、古昔は、天文廿四年五月の文書、寶金剛當寺の門前を通せし故なり、天文廿四年五月の文書、寶金剛に、當時建立の時、番匠大工等の定ある事見えたり、△熊野社 文祿三年三月再建す、△松樹 門外にあり、圍一丈、龍燈出現の松と云、○光明寺 蓮臺寺末、海向山遍照院と號す、是も眞教の開基なり、本尊彌陀、△子

權現社 熊野稻荷を合祀す、○法秀寺 劍持山永昌院と號す、法華宗、立寺末、開山日運、永祿七年、永祿十年日、開基劍持大藏、慶長三年八月廿三日死、法名法秀、卒、開基劍持大藏、秀日慶、今も村民に子孫あり、本尊釋迦多寶を安ず、△稻荷社 ○勸堂 眞樂寺性順の建立なり、事は眞樂寺の親鸞彼寺に住せし頃、此堂にて道俗を教化せし故、かく名付しなり、又壽教寺の號あり、本尊彌陀、長二尺、堂の傍に石碑を立、高四尺、親鸞聖人眞樂寺持、堂地海濱にして、眺望頗る美なり、○舊家幾右衛門 先祖を村野惣右衛門と云、北條氏の頃舟主にして、魚類調進するを以て、舟の諸役免除せらる、同四郎左衛門と稱せし者あり、按ずるに、惣右衛門が子なるべし、是も北條氏へ魚類を調進せり、又慶長十九年、攝州大坂役の時、舟止の事を命ぜらる、皆其證左あり、下に註す、夫より世々舟主にして、今の幾右衛門に至る、所藏の古文書五通あり、一は弘治三年十一月十五日、北條氏より船の諸役免除の書なり、曰、御前様御臺所船諸役御人、内年中半分御免事、臨時公事網被仰付間敷事、御印判看御免之事、地頭代官御榮肴出之間敷事、於諸浦網を引可致釣免候、然者御前様御臺所爲御肴錢、一上月、右五ヶ條被成御救比代に可渡之、此外御雜掌、并御客來時者、別而奉公可申候、若致無沙汰者、從類共に可被處罪科旨、被仰出候狀如件、岩

勸堂眺望圖



本太郎左衛門尉奉之、北條氏虎朱印、一は永祿三年二月廿宛名に國府津、村野惣右衛門とあり、曰、本城御前様御三日、魚類の納方及定價の掟書なり、臺所毎月納着、從昔相定帳面、改而被仰出事、一艘國府津村野宗右衛門船、此着錢毎月二百五十文宛之役、着損間致鹽上可申、但隨時無鹽にても上可申者、可爲船主之隨意、代物にて納儀被停止事、國府津上十日に被定置候、十日之内者、二度にも三度にも、二百五十文之着之積を以、上可申、十一日共至于令運々者、可被懸過役事、御肴之渡所由比千菊、清五郎、左衛門兩人に被定候、相渡度毎に必請取を取、御糺明之時、爲先請取、可申被事、以上、此外魚之代定、鹽有も無鹽にても可爲隨意、六七寸之鯛一つ、代十文、一尺之鯛一つ、代十五文、一尺五六寸鯛一つ、代三十文、以上、鯛ならば、以此積可渡、なまびかつほ一、代十二文、大あち一つ、代二文、いなだ一つ、代五文、以上、右所定置、令無沙汰に付而者、船持可加頭、地頭迄、可被處越度、若又臺所奉行并由比、清五郎左衛門、至于非分之儀申懸者、則可捧目安者也、仍如件、庚申二月廿三日、北條氏虎朱印、國府津之船主村野宗右衛門とあり、按ずるに、此文書當時魚價の廉なり、一は魚類納方の令書にて、是は年りしを見るに足れり、曰、未九月廿日より御定之御肴、一ヶ月に二百號を記さず、□□□□、以御肴嚴密に金井に可渡之、至于無沙汰者、可爲曲事候、仍如件、五月十六日、萬阿彌奉之、北條氏朱印、宛名に國府津村野四郎左衛門とあり、一は魚類を急に調進すべきの書と見ゆれど、損壞ありて、其全文からず是も年號は記さず、□□□□ハッ以前□□之

儀、御臺所へ持來、□□□□久保まへより、可請取申者也、仍如件、大草左近大夫奉、北條氏朱印、國府津小代官舟持中、一は田島村へ人夫の事を令する文書にて、此家に預るものにあらず、傳來の由緒詳ならず、其餘四郎左衛門と、同村九郎右衛門と云者、座順争論に及びし訴牒の案文、按ずるに、其文中に籠城罷出候など載れば、及慶長十九年大坂の役に、湊舟止の事を命ぜられし時、捧ぐる所の案書あり、曰、指上申一札之事、今度大坂御陣に付罷出候共、御手形とり候て、出し可申、若無手形して出し候は、急度曲事可被仰付候事、旅舟參候者、能々相改、早々可申上候事、若不申上隠置候者、急度曲事可被仰付候事、海道通我等共之所に宿をかり候て、舟にて關落爲致申間敷候、若舟借舟にて關落申候は、曲事可被仰付候事、御陣之内、舟之道具、夜中には家之内に取入置可申事、若外に取捨置候て、舟盗まれ候は、曲事可被仰付候事、あま舟の儀者、其日歸に可仕候、何方の湊へも付置候は、一夜も逗留致申間敷候、若何方の湊へも付置、一夜も逗留致候は、何様にも曲事可被仰付候事、右之分一札申上候故は、何様にも御法度被仰付候口とも、御恨に存間敷候、爲後日一札指上申候、仍如件、寅十一月十九日、末にあんもんとあり、○同藤藏 雲野氏なり、世々工匠を業とす、祖先を八郎左衛門と云、匠事に工なるを以て、弘治元年五月、當村寺社修造の時、大工の事を司どるべき由、北條氏より

令す、其文書寶金剛 元龜元年四月八郎左衛門北條氏の命に依て、當郡湯本村に至り、今年匠作の課役を勤む、鎌倉東慶寺大工棟梁金子氏文書曰、番匠衆被召寄事、國府津八郎左衛門同所太郎左衛門云々、以上七人、右番匠來十二日に湯本へ居着、當年御番細工可致之、縦煩候共罷越可申斷者也、仍如件、庚午卯月九日、南條山城、興津筑後、北條氏虎朱印、按ずるに、太郎左衛門、沼代村若一王子社、天正十九年の棟札衛門が齋今廢す、曰、大工國府津雲野八郎左衛門、に八郎左衛門の名見ゆ、天正十九歲籍月二日、又同社寛永二年の棟札にも、大工八郎左衛門と見、按ずるに、足柄上郡遠藤村五所八幡社に藏する、長祿元年以下の古棟札に有野八郎左衛門・宇野八郎左衛門など載するあり、是皆此家累世の内にして、雲野有野宇野など文字は異なれど、其音相近き故、かく記せしなるべし、長祿元年二月大工有野八郎左衛門、永正十年四月の棟札は、大工宇野八郎左衛門、天正十二年十一月の棟札は、大工宇野と載たり、○同市郎左衛門 里正なり豊太閣小田原陣の制札を藏す、津とあり、○同善左衛門 組頭を勤む、元和中先祖與惣右衛門、隣村酒勾の内、當所出作の分を預り、名主役をも勤む、其頃小田原御城番近藤石見守秀用の臣等より出せし書二通を藏す 一は元和四年、閏三月四日連署の狀にて、酒勾分之内から津出作、其方に申付候上は、於以來緒ある間敷由を載、宛名にかう津與惣右衛門殿とあり、

一は巳年十月廿三日、植村忠左衛門磯源五連署の狀にて、巳歲酒勾分内から津分割付之事、米三百八十表三斗一升、但三斗五升入、此内三表は名主給に可引云々、名主中とあり、

○前川村 末邊可 江戸より、行程十八里半、按ずるに、走湯山所藏、明徳元年の文書に、走湯山雷電社領相模國河村と見えしは、當村の事なるべし、曰、走湯山雷電社領河村と見えしは、當村の事なるべし、相模國河村事、被仰下之旨、中納言律師明善、沙汰付下地候處、中村安藝太郎官等、立還遵行之地、致違亂由之事、國代官岡藏人大夫入道聖州、今月三日註進狀如此、註進覽之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、明徳元年八月六日、進上大夫高連華押、按ずるに、當時鹿河と記して、唱は末邊可波なるべし、應永廿三年、上杉尙上相鹿橋を、末邊波志と呼ぶが如し、應永廿三年、上杉禪秀亂の記には、前川と記し、討手の軍勢此邊に陣取し事見ゆ、【鎌倉大草紙】所見あり、既 弘治二年、小田原本光寺領に寄附あり、江戸青山種徳寺文書曰、本光寺領下中村百貫文、同八貫二百文十分一、合十七貫二百文、被指置之由、殘百八十二貫八百文、當年實無無沙汰可令進納候、此上百姓代官及違亂者可處罪科狀如件、丙辰九月十四日、板部阿奉之、代官納所同百姓中、按ずるに、本光寺は種徳寺の舊號なりと云、永祿十二年、武田信玄小田原亂入の時、此邊に働く、【甲陽軍鑑】所載、亦 今大久保加賀守忠貞領地、領主の沿革國府津村に注記す、

東、羽根尾村、及海綾郡川勾、山西二村、西、國府津村、北、羽根尾、中村、原上町三村、南海、民戸百六十三、東海道村南を貫けり、間、海道中小名向原にて北に入一路あり、大道なり、幅六、此道の人馬繼立をば當村にて勤め、大住郡會屋村に達す、道程三、飛地國府津村を隔てあり、水田段別三十二町六歩、國府津、酒勾、小八幡、中里四村の間に挟まる、○小名 △車坂 海道中にて、西に下れる一町許の坂あり、按見えしは此處なり、曰、車坂と云里にて、夕立頻に降きそへば、鳴神の聲も頻に車坂轟し降る夕立の空、又韓使來聘の時を例とす、其間口百三十間餘と云、△西 △中宿 △向原 △町屋 △町屋原 ○山 北方に在、吾妻山、吾妻權現、坊山等名く、高各三、○松林 坊山、城山 東方にあり、海綾川勾村に跨れり、の二所にあり、皆領主の林なり、○海 南に在、濱邊を袖ヶ浦と云、古は鹽濱あり、正保元祿國圖 享保七年の頃より荒砂となり、製鹽の事次第に衰へしに、明和元年に至り全廢す、東は山西村境より、西は國府津村の海濱、別凡六町四段三、村民農隙に専ら漁獵をなし、漁艇廿五艘、故二十九歩、押送艇一艘あり、活計の資となせり、所獲の魚は大抵國府津村に同

けれど、就中鮪を當村の名産とす、○塔臺川 東に在、幅三四、當村にては羽根尾川と呼、羽根尾は上流間、當村にては羽根尾川と呼、の村名なり、當村にて海に沃ぐ、○西川 西に在、幅六、村内民家の背後より出、水末直に海に入、土橋一あり、西橋と呼、○澤三西谷津澤 幅七間、下流は櫻川と唱ふ、土橋五間、東澤橋を架す、長五間、櫻橋と云、東澤流を關、下川と唱ふ、以上二流は、坊谷津澤内蓮池へ入、下流村等の名あり、○池 村の程中に在、長二百五十間、蓮池と唱れど今は絶て生植せず、

○土産蜜柑 土地に應ずるを以て、戸々多く植、寒中領主より公へ貢獻す、此邊村々種植すといへども、當村の産を上品とす、按ずるに、延喜式にも、當國例貢の品物に甘子あり、宮内式曰、諸國例貢御贄、相模、甘子橋信濃大宰等、返抄申官行下、自餘諸國省與返抄、

○近戸社 神體木、及本地十一面觀音を置、例祭八月十五日、神輿を昇て村内を巡行す、村の鎮守なり村民持、下同、社地に古松あり、圍一丈、○淺間社 ○吾妻社 ○龍門社 小名町屋の持、○山王社 村持 ○稻荷社 小名向原の持、○長泉寺 瑞寶山と號す、臨濟宗、鎌倉建長、開山休

庵、大永七年十二月八日卒、本尊釋迦、△鐘樓 安永三年の鐘を掛、△觀音堂 正觀音を安ず、腹籠は弘法大師、△稻荷社 ○常念寺 瀧澤山法性院と號す、淨土宗、芝増上開山靜譽暉峯、寛永十一年六月朔日卒、慶長十六年、瀧川修理亮開基す、元和元年十二月十四日死す、法名瀧川院、願譽淨清常念、村民庄左衛門が祖なり、本尊三尊彌陀、△鐘樓 寶曆二年の鑄鐘をかく、○清龍庵 天賜山と號す、長泉寺、開山秀甫、卒、本寺二世なり、本尊地藏、○羽根尾村 波瀾遠、江戸より、行程十八里、家數三十四、中村郷に屬す、古は中村原と一村なりしと傳ふ、されば田畝彼村と錯雜して、廣狹詳に辨じがたし、其大概東西三町、南北五町許なり、東、中村原及洵綾郡川勾村、西、同山西村、北、當郡、村及本郡前川村、南、同村及洵綾郡上町、中村原二村、大久保加賀守忠眞領す、檢地は萬治二年なり、東海道異方に係る、間、幅五、○小名 △押切、○塔臺川 西境に在、幅五間、土橋を架す、長七間、古は板當村、川勾兩村の持、○神明社 村民持、下同、小船村、白鬚明神を、○山神社 ○稻荷社二 ○天神社 ○荒神社三 ○道祖神社

○中村原 奈加半、江戸より、行程十八里餘、此村古より村宇中村郷に屬す、中村は古きよりの郷名にして、往昔は洵綾郡に屬せしなり、【和名鈔】曰、治承の頃は庄名に唱へ、平宗平庄司となり、中村庄司宗平と稱せり、子孫中村を以

文治元年十月、頼朝上洛の路次、中村庄に止宿せらる、【東鑑】曰、十月廿九日、爲征豫州備州之叛逆、二品今日上洛給、已尅令進發給、今夜止宿相模國中村庄、建久六年五月、曾我祐成兄弟の冥福を修せんが爲に、頼朝中村郷の内を曾我大御堂に寄附あり、三年佛事、曾我女房出家、子共爲孝養被造引籠曾我大御堂、曾我太郎女房歎不淺由、付罷原申入つ、出家暇御免有則出家、我身同引籠鎌倉殿食名念佛田、土橋中村兩郷公田有百六十町處有御寄、今も中村郷に屬せる

村頗る廣く、足柄上郡に跨れり、明徳の頃此郷中伊豆權現社領在し事、走湯山文書に載す、中村郷内、畠十町田六町年貢事、任被仰下之旨、今口御子細處、中村安藝太郎憲平、今月九日請文、並國代官、岡藏人大夫入道聖州、同十六日註進等謹進説之、以此旨可有御披露候恐惶謹言、明徳元年八月廿四日、進上御奉行所、大介高連華押、北條氏割據の頃も、尙同社領あり、【役帳】曰、伊豆山領三十三貫文、西郡中村二伏、太井三田分、按ずるに、

太井は今上郡の屬、又曰、伊豆山領五十三貫三百七十文、西郡中村に伏、大豆町屋、按ずるに、大豆町屋の地名今詳ならず、又篠窪民部丞、篠窪民部丞、十貫二百六十、花ノ木某、花之木、七文西郡會下分、中村に伏、

貫文、下中、渡邊左衛門、門、五十貫文、下中村惣領分内、渡邊左衛門惣領分、五十貫文、同所、西右衛門、今度被改上知行役可申、西右衛門、今度被改上知行役可申付、本多豊前守信親家譜曰、信親屬北條左京大夫氏康、等領せり、今の地頭は瓦相模守氏政、領相州曾我郷中村郷、御入國後の遷替を考ふるに、天正十八年大久林幸之助なり、保七郎右衛門忠世に賜り、文祿三年其子相模守忠隣襲封し、慶長十九年正月彼家御改易の後、御料所となり寛永九年十一月稻葉丹後守正勝に賜はり、同十二年正月其子美濃守正則、天和三年五月其子丹後守正通襲封し、貞享二年十一月越後高田城へ得替あり、同年十二月大久保加賀守忠朝に賜はり、元祿十一年十一月嫡子加賀守忠増封を襲ひし時、次男長門守教寛に分地す、家譜を按ずるに、長門守教寛、元祿十一年十一月廿八日兄忠増家督の時、新田之内六千石賜教寛と見ゆ、其後實永五年教寛の領地上りて御料となり、寶曆五年に至り、田沼主殿頭意次に賜はれり、家譜に、主殿頭意次、寶曆五年九月十八日加賜三千石、舊領合五千石と見ゆ、同八年又御料に復す、按ずるに、家譜曰、主殿頭意次、寶曆八年九月三日、加賜五千石、都合領一萬石と、此時封を他に移されしなるべし、其後御料となり、文化八年、檢地は萬治三年、領主稻葉美濃守正則糾す、後享保十七年寛播磨守正舖、高四斗七、明和六年、江川太郎左衛門英征、高三斗九、等新田を檢す、東西三町、南北五町、東、洵綾郡川勾、山西二村、西、本郡前川、上郡川勾村、北、本郡小、羽根尾三村、南、前川、羽根尾二村及洵綾郡川勾村、洵綾郡山西村、地域羽根尾村と尤相犬牙す、蓋古は彼村と一村なりしと云、家數六十二、飛地洵綾郡山西村

の内字梅澤にあり、七段九畝餘、村内に大山道係る、幅六尺、
 ○高札場一 ○小名 ○上ノ久保 △上さ加 △堂ノ前
 △東庭 △下庭 △下川原
 ○押切川 東を流る、幅八間、川傍に堤を設く、長十八間、板橋を架す、五尺、間、○塔臺川 西を流る、幅四間、此水を田間の用水に引沃ぐ、板橋あり、庚申橋と呼、
 ○貴布禰社 村民持、下同、○八幡社 ○八面明神社
 ○石神社 ○山王社 廣濟寺持、下同、○御嶽社
 ○廣濟寺 萬年山と號す、曹洞宗、大住郡矢名村、開山東巖祥寅、慶長三年三月廿日卒、天正十三年九月建、本尊釋迦文殊普賢 △鐘樓 貞享二年の鑄鐘を掛、△白山社 ○禪龍寺 臨濟宗、鎌倉建長寺末、福聚山と號す、開山慶資善、建寺九十二世の僧、永享四年正月廿五日卒、本尊藥師、△辨天 蛇形の石像なり、○地藏堂 廣濟寺持、○十王堂 本尊は地藏なり、十王像脇侍す、村民持、正保四年の棟札あり、
 ○中村原 奈加牟良波羅、小笠原氏知行 當所は前村の内に孕りて、江戸よりの行程、郷名等彼村に同じ、村内二區に分る、一は眞砂子、一は菖蒲と唱ふ、今小笠原若狹守信知行す、元御料所、文化八、小村石餘、高二十四にして民家なく、里正は小

田原領小竹村にて兼帶す、又本村と同村名なる事も、小竹村條に辨す、合せ見るべし、
 ○小船村 平不爾、舟良 中村郷に屬す、江戸より、行程十八里十三町、家數五十二、東西十町、南北八町、東、中村原及海町村、北、小竹村、小笠原若狹守信名が知る所なり、國初寶曆五年に至る迄の遷替は、中村原に同じ、同年御料の地を裂て、田沼主殿頭意次に賜ひ、同六年に舊に復して、皆御料所となり、文化八年信名に賜はれり、檢地は萬治三年改の後、明和六年江川太郎左衛門英征、新田 高四斗八 の地を檢す、飛地 五段一畝二小竹村にあり、 村内大山道係る、村の中程にあ
 ○高札場一 ○小名 △清水 △谷 △入 △連ノ越
 △久保田 △宮ノ下 △森 △押切川
 ○押切川 村の東北界を流る、幅八間、 當村にては小船川と唱ふ、水除堤を設く、高八尺、官の修理なり、
 ○白鬚社 當村及羽根尾村・中村原・小竹村・沼代村内字明ヶ澤等の鎮守なり、祭神猿田彦命、實應作、木座像、長九寸五分、
 本地佛地藏、行基作、木立像、緣起一卷あり、其略に、行基の靈地たるにより、地藏を彫刻して、一堂に安置す、其後實應なるものあり、初は伊勢の神官にて、玉串菜と云、佛門に入り回國の路次、偶此堂に信宿して、白鬚の靈夢を蒙り、佛體を彫刻し、社宇を造立す、是當社鎮座の始なり、後又星
 日卒、廣濟寺二世、按ずるに、天文十九年上町檢地帳に、島一段三十歩、普濟寺と見ゆれば、玄達中興の僧なるべし、
 本尊地藏、△天王社 △稻荷社 △白山社 △金毘羅社 ○阿彌陀堂 觀音地藏をも置、村持、寛文の頃は、里正五郎兵衛の内庵なりしに、寛政中村持となれり、
 ○舊家五郎兵衛 當村草分の民なり、名主を勤む、氏を船津と云、按ずるに、天文十九年上町檢地帳に、舟津氏の人見ゆ、蓋祖先なるべし、又小田原大工町蓮上院所藏、天正十六年七月、岡江雪の文書に、建立之地藏爲佛供料、十二貫文宛從、當年一毎年、中村五郎兵衛前より可被請取候云々、寺記に佛供料十二貫文、中村の内小船村より納むべき旨、氏政朱印を與へしと見ゆ然れば、五郎兵衛と云るは、即此家の事なるべし、
 ○上町村 加濃滿 江戸より、行程十八里十六町、中村郷に屬す、民戸四十六、東西九町、南北七町、東、小船村、中村南、羽根尾、前川、國府津三村、北、沼代村、天文十六年九月、北條左京大夫氏康當村を小田原本光寺に寄附し、本光寺文書曰、就當寺建立、百貫文地、令寄進者也、仍狀如件、天文十六丁未九月廿一日、本光寺 氏康華押、按ずるに、【北條役帳】に、本光寺領百文、西郡沼代分と載す、明年十二月不入たるべき旨を示す、又曰、同所ならん、

霜を経て、文治三年實頂當社を再興す、建久元年六月、頼朝卿、神領を寄附せられ、曆應二年尊氏將軍、御教書を賜はれり、然るに、應永の亂に、社頭兵燹に罹り、正長元年當國生澤の郷士、眞宮彦四郎宗信再建す、永正元年北條長氏、境内免除の墨付を與ふ、天正十八年小田原陣に、社頭再び兵火に逢ければ、偃武の後別當秀泉、今の如く社壇を造立せしと云、祭禮年々九月九日、中村原の内字五三原と云所に、神輿を居て神事あり、又正月三ヶ日及八日に、流鏑馬等の式を行ふ、幣殿・拜殿あり、石鳥居に中村社の三字を扁す、關思恭 △神木松 圍み七尺三寸、△末社 山神神明 疱瘡神 △鐘樓 鐘は安永八年の鑄造なり、
 △別當能引寺 旅神山清寶院と號す、本山修驗、小田浦坊觸 緣起に據に、頂は江州志賀の住人、松浦四郎入道綱泰の次子、靈夢により當所に下向し、氏を志澤と改、後修驗道に入、終に當社を再興し、別當となれり、建曆二年七月七日卒、本尊不動、
 ○三島社 例祭八月十五日、能引寺持、○熊野社 源長寺持、○山王社二 一は同寺持、一は村民持、○稻荷社二 一は源長寺持、一は村民持、○貴船社 村民持、例祭六月八日、
 ○源長寺 小船山岸青院と號す、古義眞言宗、國府津村寶金剛寺末、中興開山秀源、寛文二年十二月廿六日卒、本尊不動、○普濟寺 金剛山と號す、曹洞宗、中村原廣濟寺末、開山眞安玄達、寛永八年正月廿二

新編相模國風土記稿卷之三十七 村里部 足柄下郡卷之十六

九十歩同人、畠二段主計、田二十歩同人、畠大二郎三郎、田百歩代官手作、畠一段五十歩同人、畠一段半同人、畠大同人、畠二段大同人、田一段半同人、畠二段小同人、畠一段同人、田一人、畠二段小同人、畠一段大六十歩同人、以上十四町一段三十歩田分、此分錢七十貫五百四十二文、以上二十七町五段五十歩畠、此分錢四十五貫四百文、此内十七貫八百八十五文夏成、合百十五貫九百四十二文、此外問答之地、小竹上町田四段百歩舟津、田四段百歩源太郎、以上八段半二十歩、此分錢四貫二百七十八文、惣都合百二十貫二百二十文、右小竹上町問答之地八段半二十歩、庚戌之歲上町へ被落居候、以此帳公事免其外諸色之引替、分國中如法度引之、百姓中へ可有御渡者也、仍如件、天文十九庚戌七月十七日、本光寺、虎朱印、按ずるに、檢地帳及古文書等に據に、當時は小船村も當村の内なるべし、又村民太次兵衛の氏を久保、庄兵衛の氏を石塚、小船村の里正五郎兵衛の氏を舟津と稱す、是即檢地帳に載る、久保石塚舟津等の子孫なるべし、弘治二年九月、當村の内風損の地あるにより、前川村にて寺領の替地に宛行ふ、本光寺文書曰、本光寺領下川分十八貫文之半分、九貫文、同八貫二百文十分一、合十七貫二百文、被指置之由、殘百八十二貫八百文、當年貢無沙汰可令進納候、此上百姓代官、及違亂者可處罪科狀、永祿四年の頃、寺領の内隠田を禁するの令あり、又曰、本光寺領上町分入く者、速可申上、以後自横合間候者、百姓可處罪科者、仍如件、未十月廿七日、上町百姓中、虎朱印、按ずるに、入くみの田地、今村内に此字なし、中村原の接地、彼村の屬にぐみの木と云耕地字あり、蓋其地なるべし、本光寺は、天正十八年小田原陣の

後、江戸へ移さる、今赤坂本光山種徳寺是なり、前の檢地帳は、今に寺寶とす、其餘古文書は中古失へり、今御料所なり、舊領主の沿革は、中村原に同くし、檢地は萬治三年の改なり、其後新田あり、明和六年、高一石七斗、八升餘、天明元年五斗六の二度共に、江川太郎左衛門英征檢す、
 ○高札場一 ○小名 △廣濟寺 中村原廣濟寺 △北ノ谷 △堂ノ前 △西ノ庭 △沖ノ庭 △南ノ庭
 ○御林三 二は松林なり、共に西方の山上、麓より登凡に在、古御林、段別八町五段六、新御林二町、と呼、一は竹林別段六なり、北寄に在、○川 源は西方山間より出、村の中程を流る、幅六、隣村中村原に至て、塔臺川の名起る、
 ○山王社 村民十五野の鎮守なり、村持、下同、△末社 稻荷棟札あり、○天王社 ○山王社 村民持、下同、○山神社 ○稻荷社三 ○天神社三 ○白山社
 ○廣宣寺 法華宗、下總國葛飾郡中、海近山と號す、至徳元年僧日英建、應永三十年八月十日卒、本尊宗法の諸尊を安す、△三十番神社 村民三十一軒の鎮守なり、△稻荷社 ○阿彌陀堂 三尊彌陀を安す、沼代村吉祥院持、

○沼代村 呂末良 江戸より、行程十八里半、中村郷に屬す、家數五十六、東西八町、南北九町、東、小竹、小船、御料沼、曾我原、曾我谷津三村、南、上町、田島二村、西、曾我別所、北、小竹村及足柄上郡遠藤、田中二村、天文二十年七月、北條氏康當村の内を、小田原本光寺修理の料に寄附す、本光寺文書曰、本光寺修理之事、爲末代候間、於下中村、沼代分之内、十五貫文之地令寄進候、後年貢に相應之修理、年々被遂算用、無退轉可被成之候、然者於向後者、修理之儀此方承間敷候、仍後日之狀如件、天文廿年辛亥七月二日、本光寺、氏康華押、按ずるに、〔役帳〕に本光寺百貫文、西郡中村沼代分と見ゆれど、上町村の條に註記せる、本光寺文書等に據ば、百貫文の地は、上町村の内なり、尙同村の條合せ考ふべし、又同寺文書に、本光寺爲修理錢、於下中村十五貫文、從辛亥歲寄進候、此度被任御所望沼代之村岸分之内、田島十五貫文渡進候、代官石垣之相談以下地可有御請取者也、仍如件、永祿五年九月廿六日、本光寺、北條氏虎朱印、按ずるに、今村の東境小船村に屬する畑に、岸と云字あり、則岸分とは此地なるべし、又辛亥寄進とあるは、即前の天文廿、今黒田五左衛門知行す、御打後御料所、元和元年十二月五左、檢地は寛永十三年十月、正保衛門先祖黒田直綱拜賜せり、檢地は寛永十三年十月、正保二年九月の二度、地頭黒田氏改む、村の西境山頂に大山道係る、幅七尺、字六
 ○高札場一 ○小名 △明澤
 ○山三 二之藏山・將監山・笹原山等の名あり、登り一町、或は二町に

及べり、○川 村内乾方より出、東流して小竹村に沃ぎ、押切川に入る、幅二、○池 村の中程に在、二畝十五歩、
 ○若一王子社 村の鎮守とす、地藏彌陀觀音の像三軀を神體とす、寶徳元年の勸請と云、當時の棟札今に藏す、棟札長一尺五寸八分、幅三寸三分、文字剥落して、纔に敬白、奉棟上、寶徳元、大工四郎左衛門等の數字を見るべし、又天文十一年再興の棟札あり、記して曰、敬白、奉棟上、文十一年壬寅十一月十九日、其後再造ありしは、天正十九大且那平如宣の字見ゆ、其後再造ありしは、天正十九年、棟札の文曰、奉修造若一王子權現大社一字、且那林内藏、助吉光、宮本木工之助、導師國府津寶金剛寺法印惠雄、大工國府津雲野八郎左衛門、天正十九年辛卯歲霜月二日甲子、助力林安藝守、林總左衛門、林平左衛門、林隼人佑、寛永二年、棟札に曰、奉再隆若一王子權現社壇一字、大且那地頭、勸進者林、等なり、祭祀十一月朔日、別當吉祥院福泉寺内藏助、
 の兩寺なり、△神木 檉樹一株、圍八尺、杉二株、圍共尺五、△末社 八幡 稻荷 疱瘡神 ○辨天社 神體蛇骨、福泉吉祥兩寺の持、○第六天社 一は福泉寺一は吉祥院持、○神明社 福泉寺持、下同、○山王社 ○稻荷社 ○山神社 ○若宮八幡社 吉祥院持、

るを以て、所在の接地小竹、沼代、中村原三村に屬せらる、按ずるに、山西村の傳には、此頃は平岡三郎右衛門代官所にして、彼三村の地下郡に屬せし後は、割付のみを別ち、其地は山西村にて進退すと云、されど今此三村の村高を三本村高に加ふれば、元祿改の村高に合す、然れば當所の傳得たるに似たり、後又其地を分郷し併て一村となし、小竹・中村原・沼代三ヶ村と名づく、按ずるに、山西村の傳には、延享年中彼村酒井雅賀せしと、此以前は前に注記する如く、此頃は一圓御料所なり、然るを當村は天明三年大久保氏、中村原は文化八年小笠原氏に賜ひ、沼代の地のみ舊に、かく給々に分りたるを以、今の如く三村に分ると云、爾來三村共に各本村同名の村名を稱す、されば今姑く各村名の下に小笠原氏知行、御料、小田原領注記を加へ、本村に分てり、且當村は四十一石餘の地にて、民家もあれど、其餘の二村は蕞爾たる小村にて、田畠のみなれば、當村の里正兼帯して、諸事を沙汰せり、

- 小名 △長作 △別堀
- 押切川 東方に在、幅八
- 若宮社 村民持、下同、△末社 山王 ○稻荷社

新編相模國風土記稿卷之卅七終

段に落、上を鑑ヶ瀧高八尺下を弓張ヶ瀧高一丈と云、文明十八年聖護院道興准后當所に來り和歌を詠す、【廻國雜記】曰、劍澤と云る所にて、水を曰て、此頃はみさびわたれる劍澤こほりしよりぞ名は光ある、又天文の初、北條氏の諸士、相伴ひて此所に逍遙し、藤花を看、瀑布の本にて和歌を詠せし事あり、【小田原記】曰、松田衛、高橋將監、笠原能登、鈴木兵衛助以下若侍ども、寄合て申けるは、武勇の家に生れては、本よりも本望なれども、吾等が生涯こそあまりなれ、唯明養合戦のみにて詩歌管絃に心を寄る事もなし、空しく愚蒙を不晴して年月を送る事も拙しとて、京都より連歌の遣者を呼下し、各和歌をぞたしなみける、此人々卯月の頃、曾我故郷の劍澤の藤を見んとて、各打つれ鞭川を打渡り、成田飯泉を過て、大友にかゝりて、時致祐成がそだちし曾我の里に至り、劍澤の藤を詠めて、瀧の本に寄て横江神助、瀧水にうつらう影もしげり行松に契りてさける藤波、朝倉右京、袖ふれし春や昔の花の香もわするばかりに咲る藤波、按ずるに、藤樹は正保の國圖にも劍澤と題せり、年々上巳には此處にて互市をなし、農具等を交易す、

○劍澤川 東を流る、幅六、前の瀑布の末にて、村内清水澤の水も落合へり、小橋を架す、○小岸川 西堺にあり、幅三、宇谷津田より出、南流して千代村の堺に至り和田堰に合す、○殿澤川、登乃佐八、西寄を流る、

新編相模國風土記稿卷之卅八

村里部 足柄下郡卷之十七

曾我里

○曾我谷津村 楚賀屋 江戸より、行程二十里、民戸六十、八東西六町、南北廿三町餘、東、曾我別所村、西、曾我岸村、柄上郡古怒、曾我道村、南に係る、幅六、又西南の間に曾我田、田中二村、別所、原、各津、犬牙の地あり、今大久保加賀守忠貞領す、檢地は萬治二年稻葉美濃守正則札す、

尺、字ばちヶ澤より出、是も千代村界にて和田堰に合す、

○小澤明神社 曾我里六村の惣鎮守なり、祭神三座、中央小澤明神、木像、鎮座の年、左應神天皇、幣束を置、曾我を勧請す、右桓武天皇、木像、北條氏小田原城鬼門擁護の爲、と云、例祭九月廿九日、神輿巡行の儀あり、四神鎗弓鐵砲長引舞臺を出せり、曾我原村字神戸の内、殿澤川の涯にて神事を行ふ、供免三石七斗餘を附す、元和三年舊に依て除地とす、此慶長中災に罹り、神寶等鳥有となれりと云、△鐘樓 鐘は明和七年の鑄造なり、△末社 七座相殿、彦安明神、神明、淺間、辨天、稻荷二、△神主尾崎雙、京吉田家の配下なり、承應二年よ、中興の祖孫磨と云、○稻荷社 近津稻荷と號す、尾崎雙持、下同、○五郎社 曾我時致の靈社なり、神體陰陽石、年毎五月廿八日祭る、○不動社 今大山に在、祭期は上巳なり、曾我時致、大山不動を勧請すと云、○山神社 大光院持、○若宮八幡社 村民持、

會我十郎祐成木像 長八寸五分
前に牌を置
高崇院殿峯岩良雪大禪定門、建
久四五年五月廿八日と彫る、



譽故念、 永治元年八月十三日卒
鎌倉光明寺二世の弟子
と云、按ずるに、光明
寺二世寂慧は、弘安二
年彼寺に住し、正慶元
年三月寂、年八十一、
永治より年代遙に下れ
り、殊に祐信の開基と
云、年代悉齟齬す、寺
傳の謬論、開基會我太
郎祐信、牌に祐信院殿
徹眞居士、正治二年
七月朔日と刻す、

居城の追手に當て當寺を建つ、故に此寺號あり、本尊彌
陀、木座像、長二尺七寸、惠心の
作、祐信の念持佛と傳ふ、 客殿に會我兄弟及遊女
虎の木像を置、其圖左の如し、
又河津三郎祐泰、牌に玄峯院殿玄觀哲
霜大居士と彫れり、二宮太郎朝忠妻、
牌に相心院安室二宮大姉と記す、【會我物語】に、河津三郎に
三人の子あり姉は二宮太郎朝忠に嫁すと有は、即祐成が姉な
り、祐信妻 牌に崇清院淨岩高等の牌を安す、
【寺寶】左に載る數品、皆信用なしがたけれど、古よ
り口碑に傳ふる來由あれば、姑く是を載す、 △不

同五郎時致木像 長同上、
牌に鷹獄
院殿士山良富大居士、建久四
五年五月二十九日と刻す、



のなり、【東鑑】建久四年五月廿九日の記に、五郎爲殊勇士之
間、可被有歟之旨、内々雖有御猶豫、祐經息男大房丸、依泣愁
申、被亘五郎、以號鎮西中、 △大磯虎文一通 候、又申上
太男、則令梟首とあり、 △大磯虎文一通 候、御暇乞なが
ら狩衣又此一いろ送り参らせ候、めでたく御
歸りに可申承候、五月十八日、十郎殿參、虎、
△鎮樓 享保三年の鑄鐘を掛、 △淡島社 神體は虎
の護持神と云、△彌陀銅像 元文元年の鑄造なり、

動像一軀、 弘法大師
兄弟の守本尊 作、會我
なりと云、 △旗二
流、是も兄弟の用ゐし
もの云、地性は
ぬめ絹に類し、圖の如
き模様を縫出せり、長
四尺三寸五分、幅一尺
八寸、其圖左の如し、
△時致赦免狀一通 其
日、急事會我五郎時致、
依將軍憐愍、助命被成
下、謹而是可請給候、五
月廿九日、太郎祐信と
の、和田三浦、按ずる
に、此文書、尤疑しきも

遊女虎の木像 長八寸三分、牌に陽春院
淨譽故心大姉とあり、



○法輪寺 盤谷
山と號す、臨濟
宗、鎌倉建長
寺末、開山
了道素安、 本寺
三世、延文五年十
月廿日卒、本覺禪
師と勅、開基淨智
諡す、 貞治三
年九月
十六日卒、古は天台
宗にて盧尊寺と號す、了道改宗して今の寺號となれり、
按ずるに、温中當寺を開き本 本尊地藏分、運慶作、當寺
覺を勸請開山とせしなり、 碑面に崇泉寺殿智
にも會我祐信が牌有しが烏有すと云、 岳祐信居士、正治
二年七月朔日、施主會我播 什寶に二十五條布袈裟一領あ
磨守と記しありと傳ふ、 淨土律僧澄禪が一針毎に念
り、佛一遍唱て縫し物と云、 △大鐘 元祿二年の鑄
造なり、 △鎮守社 稻荷春日天神秋葉を合祀す、
△寶篋印塔 塔中に、元祿二年澄禪夢中に感得せる舍

旗二流



利を納む、 ○正泰寺 龍谷山と號す、曹洞宗、 上會我
寺、本尊彌陀、開山梅叟梁木、 天正十四年三 村瑞雲
月二日卒、 ○大光
院 本山修驗、坊觸下、諸法山實相寺と號す、本尊
不動、 弘法大師作、吉野不動を腹籠とす、按ずるに、村民八
尊なりしを、文明十八年當院を創建せし時納 中興開山惠
むと載す、されど當寺には傳へざる事なり、

曾我祐信木像 長一尺、祐信なる者彫刻する所と云



萬劫木像 長八寸五分、同作



敷跡 南方に在、城前寺の後にて方二三町許、四方共道を界域とし、土手の形尙存する所あり、是外構なり、

○藥師堂 小澤明神の本地佛なり、木座像、長三尺、惠心作、小澤山神宮寺の號あり、法輪寺持、○阿彌陀堂 本尊の傍に曾我祐信夫婦の像を置 厨子は文政二年 旗下の士曾我兵庫・曾我伊豫守助順・曾我豊後守助綱・曾我帶刀・曾我熊之助等再興すと云、今も各氏より香火の奠あり、村民持、○曾我太郎祐信屋

今は陸田を開き民家あり、其中央に方一町許、内郭の跡あり、四方に土手 高八九 を築き、上に小篠生ず、此内も白田を開き、又民戸一軒あり、村民八左衛門家譜云、正の子、甚九郎祐吉より民間に下れり、祐吉の子八左衛門祐次、舊宅の地を開墾して、高凡二十石餘の新田とす、祐次慶長十五年死す、其後萬治二年檢地の時、盡く租地となれりと云、されど此家譜後人の手に出て偽傳多ければ、敢て信據となし難し、内郭中東の方に一塚あり、物見塚と云、高五尺、徑三四間、上に稻荷の小祠を建、又熊野の石祠あり、祐信の勸請なりと云、按ずるに、鎮守府將軍村岡五郎良文八世の裔祐家、當所に住し曾我大夫と號す、子孫因て氏とす、曾我原村舊家貞吉家譜に、祐家の父兵衛太郎恒信、當年三月十九日 所に住すと見ゆ、村民八左衛門の家譜に、祐家長寛元年と載す、太郎祐信は則祐家の子なり、安元二年十月、河津三郎祐泰の後室、祐信に再嫁し、一萬宮王の二兒を倡ひて爰に入興す、重須本【曾我物語】曰、河津女元暦二年十一月、宮王を箱根山に登せ別當行實の弟子となす、建久元年九月、宮王を難髮せん事を嫌ひ、彼山を出て當所に來り、兄十郎祐成の宅に匿る、又曰、宮根に坊々騒合、則曾我里被下使者、曾我母大驚、宮王返曾我里、隱居十郎方、【東鑑】曰、建久元年九月七日、曾我十郎祐成、又相

從繼父祐信、同四年五月祐成時致弗戴の驛を報んと、富在曾我庄、同四年五月祐成時致弗戴の驛を報んと、富士野狩場に赴頃、祐成大磯に至り、遊女虎を相具し當所に歸り永訣を惜み、引具虎返曾我里、何事死心安ん、賜直垂小袖洗候、張縫小袖直垂折節、十郎虎額著々打守、張縫助成衣裳事、思今日計云、拙不覺涙、虎見此有様、何不例物思氣色難心得物哉、十郎被悟思押涙語、助成身有様隨日、世中无益覺、其故祖父伊東入道有謀叛身、我等鎌倉殿御勘當深人末不被召仕云、奉被沒收先祖所領、不知亡郷一所、不伺尋常馬一匹、爲父經不讀一卷、佛不造一體、有无甲斐身、付本鳥見人耻、今度御友最後、仕出家遁世、訪父後世、助我身後生思、後亦再不可返此里、和御前此世相見事今日計、无何覺哀語、虎不聞敢此詞打伏十郎膝嘔焦、有良久虎押流涙申、啜恨御心中、不問不知思耶、實申童大磯遊女淺猿身、不思世常女數、而自始不被仰理、取身無兩意、奉被惡殿後、早成三年、今更不可奉恨、實思立佐様、童刺髮結副別卷室、染衣洗袈裟、虎出立返大磯、十郎留空床、見送有様无喻方、虎脱上著綾小袖是脱替殿腐小袖、不放棄我見爲形身云、十郎大喜、我年來著馴脱替目結小袖、茸毛馬置貝鞍引立、且兄弟前裁の草木に對して、最後の哀を催せし事所見あり、又曰、五郎自來、十郎申、我等年來住馴栖可只今日、打出其後亦再不可返、去來爲最後詠、二人列見廻此彼、取分見廻前裁中、年來植置詠千草花、見草木共、既に富士野にて復讎の後、兄弟の郎等其遺物を持って當所に歸る、又曰、十郎助成下人丹三郎、五郎時宗下人鬼王丸、此等

二人打列、竟夜懸足柄山、空形見共々懸肩頭、鞍上、空頼死主馬共引手々返曾我里、取出次第形見共、倒伏庭面、頼朝卿の命に依て、尾河三郎某、兄弟の首領を曾我に送て葬埋す、云、汝此殿原有縁開食、此等首共預汝、送曾我里可葬送被仰、畏喜二首入足高送曾我里、文形見共見時、母佐嘔焦、倍見二人子共首、倒懸足高、何子共引具一遺計消入哀、六月宇佐美禪師、富士野より二人の白骨を持って此處に來る、又曰、爰宇佐美禪師在駿河國平澤山寺、本久能法師、二宮女房二人殿原乳母女房達、取付禪師衣袂嘔咄、按ずるに以上二條に據れば、當所に兄弟の墳墓、曾我の老母祐成當所を出し時書置し文を記念物となし、大磯の虎が許に贈れり、又曰、曾我屋形母哀之、十郎出時書置文爲形見、被贈かぬ別れの水盃のあと、又頼朝卿富士野より歸館の路常口遣入善提道營事、次、祐信を召て曾我庄の年貢課役免除の御教書を賜はり、則當所に歸る、是兄弟の勇敢を感ぜられ、其冥福を修せしめられんが爲なり、又曰、鎌倉殿出富士野井出屋遠平、被召曾我太郎助信、消肝呼何、此者共自幼少竹馬時養成長上、今斯起謀叛、有御科耶思問、乍恐怖急參、被召御座敷、曾我冠者原今度謀叛由、不知仰不了、佐候計申流涙、鎌倉殿打低榼、母悲有佐、自今以後、於曾我庄、年貢辨濟二人者共、

爲孝養取母、汝相副俱付力可助修羅道
 苦患、賜公役御免御教書、返會我里、九月祐成が妾虎、悲
 歎に堪ず出家せんとして、先此地に來り會我の老母に
 謁す、又曰、同年九月上旬頃、不繫月日積來、心憂夏過秋漸
 入、無人百箇日孝養、大磯如形可營侍、可有篤根御山由承侍、
 我身出家營思、其次云參侍、會我女房大喜、喜思食寄、十郎
 屋形且答立入、虎泣々差入住馴、祐家は正治二年七月卒、
 其子小太郎祐綱跡を襲ぎ、子孫連綿して當所に住せし
 に、民部大輔信正に至り、時の武將の命に背き、永祿二
 年四月朔日、此宅地にて自盡す、是より廢跡となりし
 と云、村民八左衛門の家、譜に所載なり。

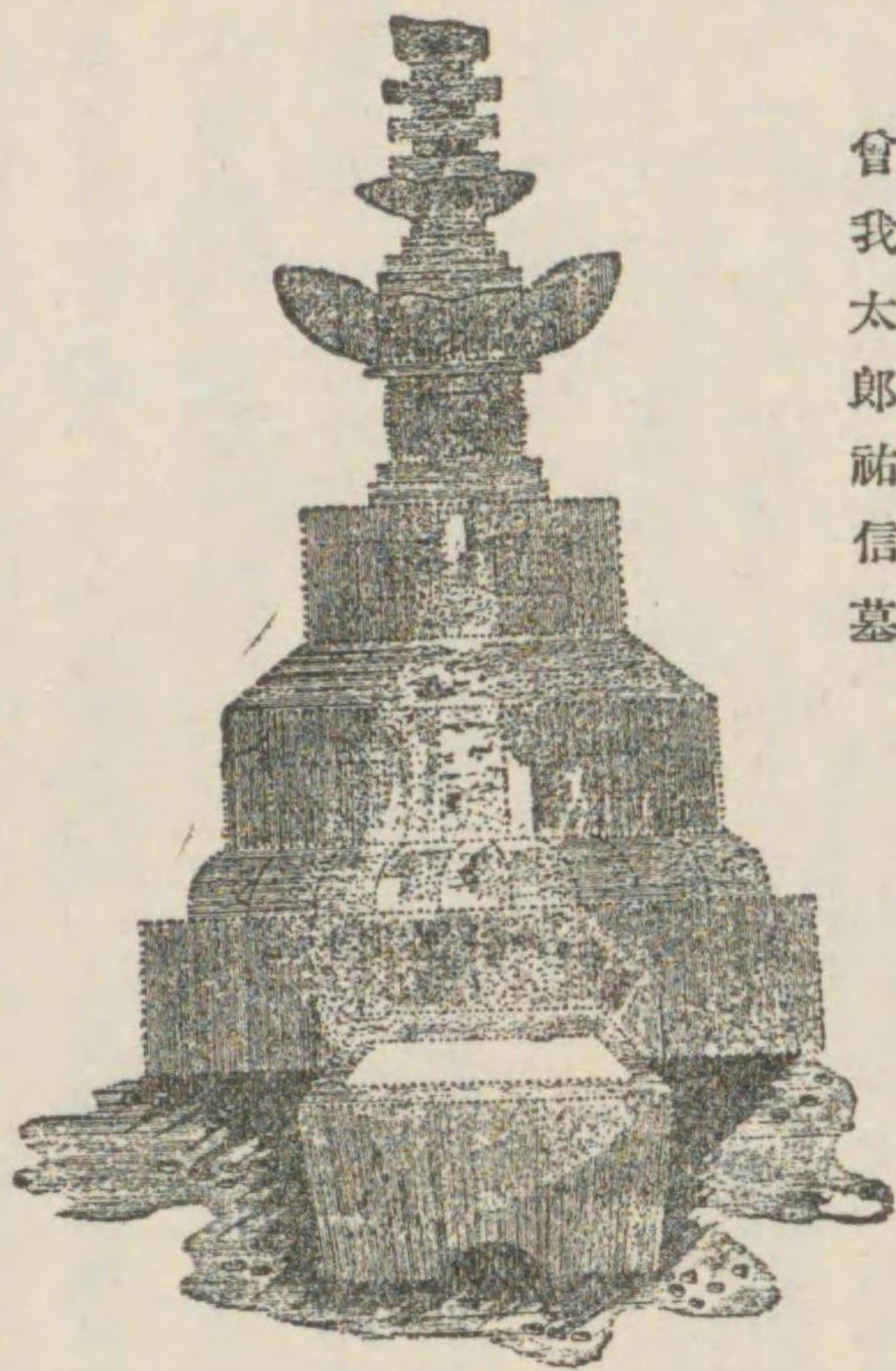
○曾我太郎祐信墓 曾我別所村界の山林中にあり、此地は元領主の林なりしに、寛延三年正月、村民八左衛門が持となる、墳所は方七間程の地にして、碑あり、其面に文字ありしなるべけれど、苔蘚生じて今讀べからず、城前寺に祐信の牌を置、又阿彌陀堂に其木像あり、合せ見るべし、碑圖左のごとし。
 ○矢根井 字前田の田間に在、曾我兄弟常に鎌を磨し井なりと云、今埋れり、

○沓石 小名下庭民家の傍にある一巨石なり、長四尺一寸、面に凹池あり、幅七寸五分、是を時致病後己が力量を試んとて踏し足跡と云、池中に溜りたる水を酌て瘧疾に用ゐるに驗あり

太多開集案、況會我一門不及申、本間・澁谷・海老名・二ノ宮・松田・河村・土谷・土肥・岡崎・澁美、早河人々思、借染佛事集會我大御、然るに今舊蹟を傳へず、恐らくは當寺地其舊跡なるべし、

○舊家八左衛門 曾我氏なり、家系一卷を藏す、後世贗ものにて、信據となしがたき事多し、其略に、太郎祐信の父祐家、曾我大

曾我太郎祐信墓



夫と稱す、長寛元年三月十九日卒、祐信の子は小太郎祐寛、祐院仙室松琳と諡す、安貞元年十一月十日卒、祐綱より十二代々の姓名卒年法名等、ことごとく、民部大輔信正に至る迄、相繼記したれど、爰に略す、

と云、
 ○轡 石劍澤山の入口にあり、今土中に埋れり、長六尺、幅三尺許、時致轡を置し石なり、石面に其跡ありと云、

○崇泉寺跡 劍澤川の西に傍へる陸田間にあり、相傳ふ會我太郎祐信が創建する所なりと、今も此地を穿てば五輪石の類碑など得ること儘ありと云、村民八左衛門が家系を関するに、祐成兄弟の追福を修せんが爲、祐信創建して祐信山崇泉寺と號す、されば祐信の法諡を崇泉院智嶽と云り、按ずるに、城前寺の牌には祐信院に作る、蓋是に非ず、世降て
 曾我民部大輔信正の時、永祿二年四月、兵燹に罹り寺遂に廢すと云、按ずるに「曾我物語」に曾我の老母祐成兄弟菩提の爲に、當所に一寺を建、曾我大御堂と號し、頼朝卿より寺産をも寄附ありし事見ゆ、重須本「曾我物語」曰、當第三年佛事日、虎入會我里、斯三箇年孝養、驚耳目程佛事、其日過說法、曾我女房出家、子共爲孝養被造、引籠曾我大御堂、虎同籠居、華香備行、曾我太郎女房歎不淺由、付梶原申入、出家暇无左右御免有、則其日出家、所領分三、與三人子共、我身同引籠行、曾我太郎菩提心程、母歎不淺由、鎌倉殿開食哀、名念佛田、土橋中村兩郷公田有百六十町處、有御寄進、其後助信入道殿大喜、定十二人供僧、不怠不斷恒例勤、御堂壁二十五菩薩行者來迎儀冊變相移、道場内朝夕稱名爲事、六時不斷念佛時衆十二人、尼公達虎爲長老朝夕不怠、念佛同時聲澄耳、峯軒半響耳貴、飯依且那多、自三浦鎌倉始、施人且那

で曾我の領主たりしが、永祿二年時の武將の武將と云は、北條氏を指、命に背きしを以て、四月朔日信正自盡るなるべし、法名雲禪院、法山祐心、家没落せしかば、其子甚九郎祐吉、

○曾我岸村 惣賀幾 江戶より、行程二十里、民戸廿七、東、曾我谷津村、西、足柄上郡上千代二村、北、足柄上郡古怒田村、今領主大久保加賀守忠眞、檢地は、萬治二年なり、田畝は曾我五村、入合へり、村南を曾我道通す、幅六尺、

○小名 △山岸
 ○山 北に在、高三十五間、領主の林あり、
 ○小岸川 東

○十二天社 村持、九月廿八日祭る、△末社 稻荷

○地藏堂 村持、

○曾我原村 楚賀波 江戶より、行程十九里三十町、民戸五十三、外神事舞大夫一軒あり、東西三十三町、南北七町半、

東、曾我別所村、西、永塚、千代二村、南、當村も曾我五村入高田、千代二村、北、曾我谷津、曾我岸二村、當村も曾我五村入合の一なり、檢地は萬治二年改む、大久保加賀守忠貞領分なり、往還二、曾我道東西に通ず、幅八尺、大古道東南に係る、幅九尺。

○高札場一 ○小名 △城南慈也宇 △横内 △堀ノ内 △神戸我子 △下原志毛

○領主林 良方に在、 ○殿澤川 西を流る、幅五尺、小橋二を架す、車堂橋神戸橋と呼ぶ、 ○劍澤川 東界を流る、幅六七尺。

○山王社二 東光院持、下同、 ○稻荷社二

○東光院 瑠璃山南谷寺と號す、古義眞言宗、國府津村寶金剛寺末、古は劍澤川の東に在しが、舊地は陸田を開き、寺如と字す、文祿二年中興惠譽今の地に移すと云、本尊藥師、木立像、長二尺、行基作。

△鐘樓 鐘は元祿十五年の鑄造なり、 △神明天神合社 ○大運寺 劍澤山明道院と號す、淨土宗、芝増上寺末、開山稱譽明道、承應元年十二月廿二日卒、本尊三尊彌陀、二尺二寸、運慶、△閻魔石像 もと村内別堂に安置すと傳ふ、

はれり、制札今に遺す、地名に相模國西部内曾我、大、祐良、井、大とも、千世、高田、田島、片岡とあり、より九代にして今の貞吉に至ると云、

○曾我別所村 楚賀邊津 江戸より、行程十九里餘、東西十八町、南北一里、曾我五村入會の地を總て云り、東、田島沼原、曾我谷津、曾我岸三村及足柄上郡上曾我村、今大久保加賀守忠貞領分、檢地は萬治二年なり、曾我道南北に通ず、幅二、山道東西に達す、上郡田中村に達す、當村を草創せしは、穂坂關左衛門、川窪次郎右衛門と云二人なりしと云、年代詳ならず、其子孫今村民に残れり。

○小名 △下 △坊田 △中臺 △北臺

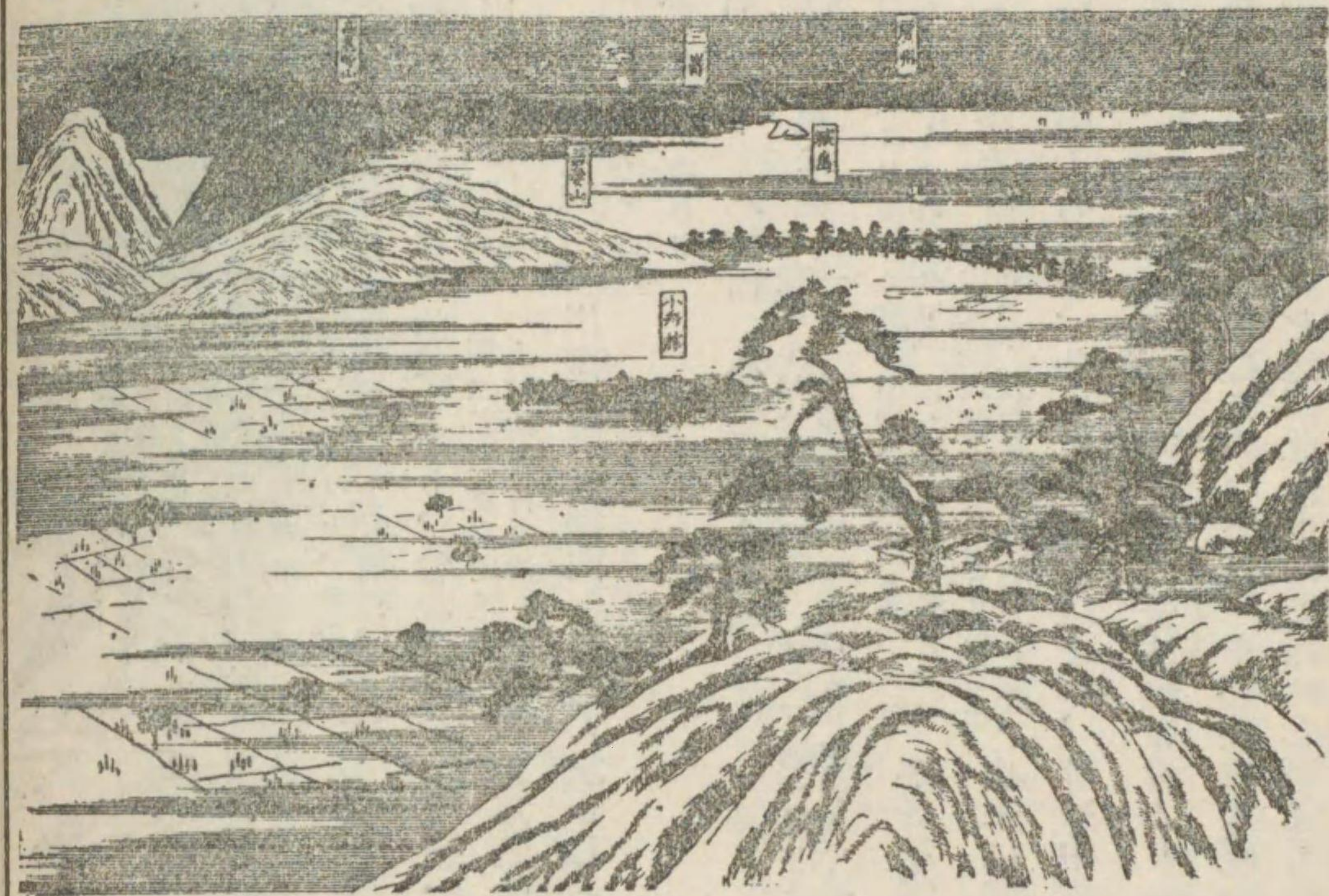
○山彦山 東に在、登り八町、道幅二間、俗に打越一里と云あり、故にしか呼成せり、山頂を兩郡の境とす、峯通を字して六本松と呼、古へ松六株立りしよりの名な、山上に姥石姫石と唱る石あり、此山越は大山道なり、昔は中村通と呼り、曾我里より足柄上郡中村郷に達す、故に此名あり、是は舊き世よりの路にて、【曾我物語】に建久四年五月、十郎祐成大磯の虎が曾我よりの歸路を送、此山上にて別れし事見えたる。

○塚 小名神戸に在、高五尺、徑二間、山伏塚と呼り、相傳ふ天正十九年五月朔日、村民中村多門亮と云るもの、子孫に修驗行者と口論し、市川外記、子孫谷津村と云村民をして、修驗者の首を刎しめ、其骸を埋め一杯の塚を築けり、此故に此名ありと云。

○舊家貞吉 中村を氏とす、元は曾我氏なり、家系に此家系本書は別家の方へ譲しに、其家絶しかば失ひて、今傳ふる所は寫なり、據に、村岡五郎良文六代の孫、兵衛太郎恒信始て曾我に住す、其子曾我大夫祐家と稱す、祐家太郎祐信を生む、正治二年七月朔日卒、法名崇岳寺智嶽、祐信より六代左衛門尉師助、足利尊氏に屬す、其子兵庫助助次、其子美濃守滿助、將軍義滿に仕へ、永和四年軍功に依て諱の一字を賜はり、且周防國田保庄安堵の判物を給ふ、其子平次左衛門政助は、義滿・義持・義量三代に歴仕し京師に住す、其子兵庫助助次、是も京師に住し、義教に仕へ諱の一字を賜、其子兵庫助元助、元助の弟左平太祐久は、本國に下向し當所に住す、天文七年卒、祐久多門祐之を生む、天正十二年二月朔日卒、祐之の子平次左衛門綱助、綱助の養子多門亮祐良の時、氏を中村と改め、曾我郷を始近邑十五村の庄屋たり、天正十八年小田原の役に、豊太閣より郷中安堵の制札を給。

り、日、祐成も送るべしとて、馬に鞍を置せ打乘て、中村通り、日行べし、大道は馬鞍も見苦し、曾我と中村の界なる山彦山の峠まで送り來て云々、重須本【曾我物語】曰、葦毛馬置具鞍、十郎立膝上昇懷乘虎、我少奉送打出、十郎曳馬申、此馬不可返此方、此三年程一月通四五度十度、馬替鞍是鞍替馬、是留可爲形見、佐道行中村通、行大道不見人、助成通皆人知、京上京下間、自行合見知者、我人諸共可恥語、比建久四年五月下旬事、五月雨天物憂今朝空、五月雨茂雨連不晴遣心暗、裾露袖撫涙無由契哉、不結了物故只假染契成、永歎憂趣迷途中有旅覺是耶、任馬行程、曾我與中村境付山彦山手向爰乍曳馬十郎語今少可奉送、今朝云疾立、五郎定今來、又五名殘悲、我人可同事、乞暇返佐此世相見事只今計、強名殘惜潮別淚、駒不得勸遣、虎无思遣方云且計、引馬立而不盡悲心強打却、十郎引返、余覺悲、虎舉手招、我留心不及力引返、取組手於手、並駒立、互不云物、有良久、十郎押涙語、心内只可推量、而亦此非可暮日、偏生合一佛淨土、可祈憑來世、くれないのふりてはなげく涙には袂よりこそ色増さりけれ、虎乍悲不及力引別、紅のこいの涙のいかなれば果はくばとそをなすらん、是時移悲、佐可有不事不及、又兄弟の母、高麗寺の麓なる虎が庵室を訪ひし時も、此山越を行しなり、里を立出で、中村通り山彦山を打越て、高麗寺の奥に入、文明十八年、道興准后此山を踏し時の歌あり、【回國雜記】曰、山彦山にて、答へする人山頂の眺望頗る美なり、南望すれば中村郷の水田を越て、淘綾郡の山々を見、遠く三浦ヶ崎房總の諸岳海上に浮。

(望南) 一 其 圖 望 眺 山 彦 山



出たり、又西望すれば富峯突兀として雲際に秀で、足柄
 宮根ノ諸岳打連れり、○林 東の方山上にあり、領
 主の林なり、○劍澤川 中程に在、幅九尺、○山彦川
 山彦山より出、村内にて直に劍澤川に合す、○澤三
 東に在、御堂澤・百一澤・いばり澤等名く、
 ○稻荷社二 祭禮二月初午の日、曾我谷津村尾崎雙持、
 下同、○山王社二 例祭六月十五日、○山神社
 祭祀正月十七日、○八幡社 法蓮寺持、
 ○法蓮寺 千葉山と號す、法華宗、寺末、開山日相乘
 院と稱、慶長十九年建、開基穗坂半十郎、元和二年二月
 葉院法傳、村民徳、本尊宗風の諸尊を置、△毘沙門堂
 右衛門が祖なり、妙見八幡の二像をも置、○應福寺 中華山と號す、臨
 濟宗、曾我谷津村、本尊藥師、行基作、長四
 尺八寸立像、
 田島郷
 ○田島村 多志摩 江戸より、行程十九里餘、壽永二年頼
 朝卿、當郷を鶴岡八幡の神領に寄附あり、鶴岡文書曰、奉
 内鶴岡八幡新宮若宮御領事、在當國二箇所、高田郷田島郷、右爲
 神威増益、爲所願成就所奉寄也、方來更不可有牢籠之狀如件、壽
 永二年二月廿七日、前右、永祿七年、松田孫太郎戰功の賞と
 兵衛佐源朝臣頼朝華押、

(望西) 二 其



して、當村にて二百貫の地を、北條氏より賜はれり、
 【小田原記】曰、永祿七年三月、越後の輝虎入道、下總國白井の
 城へ發向す、城主原式部大輔、千葉介より椎津権名以下數百騎
 小田原より松田孫太郎并與力引具して楯籠る、原が家老佐久
 間先がけとして、松田孫太郎同心侍百五十餘騎、突て出で一面
 に進み、敵の一陣二陣を切拂ひ追立、輝虎の旗本まで追付、孫
 太郎長刀八文字に開持眞先に進み、敵八人自ら切て落し、其後長
 刀をば下人に持せ、かしの木の棒にて馬上の敵をたき落し、
 ねぢ首にして指上、組の侍蔭山新四郎橋本以下、何れも高名さ
 せ、日已に暮れば城へ引て入、次日片山の岸移しく崩れ、山
 際に扣へたる越後勢打れ、人馬悉く死にける處に城より逆寄に
 松田孫太郎先に進んで、越後勢を散々に追立切て廻る、今日も
 松田自身敵七人討取、馬をも射られ歩立に成て猶も追立追立切
 てかゝる、輝虎此有様を見て、岩舟に赤鬼の住と沙汰しけるは、
 一定彼が事なるべしと譽給ふ、其後輝虎引返しけるを、原松田
 追かけ越後勢を悉く討取けり、今度の松田が振舞日頃よりは勝
 れたりとて、御感状を給り、并田島と云所にて二百貫の所領を
 給りける、其より松田孫太
 郎を鬼孫太郎とぞ申ける、同十年、北條氏康村内を板橋村
 香林寺に寄附す、板橋村香林寺文書曰、燈明錢六貫六百文、
 氏康華 天正小田原陣の制札に、曾我原村民 西郡田島とあ
 り、檢地は萬治二年なり、大久保加賀守忠貞領す、貞享
 大久保氏領分となり、正徳中 民戸百、東西十三町、南北十
 一町餘、東、上町・沼代二村、西、高田・中里二村、南、國
 府津・酒匂二村及前川村飛地、北曾我別所村、飛地

高田村に在、一段六、畝餘、會我道村の中程に係る、幅二

○高札場一 ○小名 △丹澤 △尾崎 △根岸 △川原

△當ノ前 △境

○山二 東に在、高山丸山と呼、高五町より八、町に至る、○林 東

に在、領主の林なり、○劔澤川 西に在、幅二、國府津

村境に至て、森戸川と稱す、板橋を架す、長三間、○冷

田川、比延多、可波、西隣高田村和田堰の下流なり、西方を流

れ、幅二、國府津村界にて森戸川に合す、○關口川

高田村多屋川の下流なり、西に在、幅二、○丹澤川

東方山林より出、幅二間、餘、以上三流皆村の巽方にて森戸

川に合す、○澤三 丹澤・いばり澤・根會澤と呼、皆領

主の林中に在、

○牛頭天王社 村の鎮守なり、例祭六月七日、金藏院

持、△末社 稻荷 疱瘡神 地神 ○稻荷社 玉泉

寺持、○神明社 一徳寺持、下同、○子ノ神社 ○

山王社 金藏院持、

○玉泉寺 金剛山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺末、開山玉仲珊

甫、元徳元年八月十五日卒、本尊釋迦、中興如雲、正保二年卒、門に金剛

山の三字を扁す、韓人述齋の筆、門前に一巨石あり、高六尺、幅三尺、

異國より經文を渡せし時、船底に積し石にて、△天神社

國府津村眞樂寺に安ずる名號石と同じと云、

○一徳寺 天陽山と號す、同、開山雪庭白、元應二年十二月十二日卒、

中興一翁、享保十一年五月卒、本尊釋迦行基作座像、△鐘樓

鐘は寛政八年の鑄造なり、○金藏院 寶篋山觀音寺と

號す、古義眞言宗、國府津村寶金剛寺末、中興開山惠賢、慶長十一年卒、

本尊正觀音、○吉祥院 當山修驗、伊勢國山田世儀寺末、中興開

山長慶、寛延三年九月二十二日卒、本尊不動、○地藏堂 一徳寺持、

新編相模國風土記稿卷之卅八終

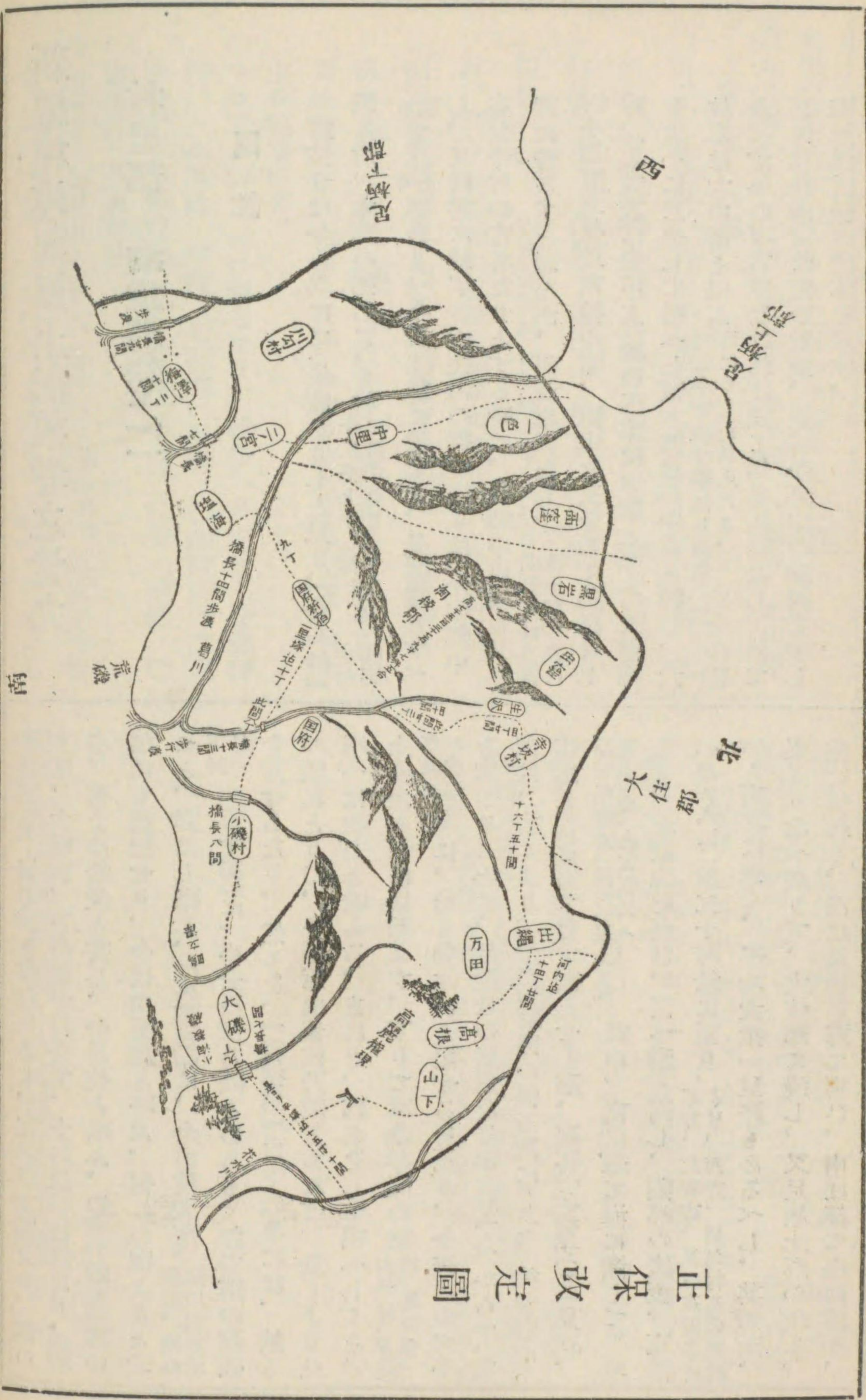
新編相模國風土記稿卷之卅九

村里部 淘綾郡卷之一

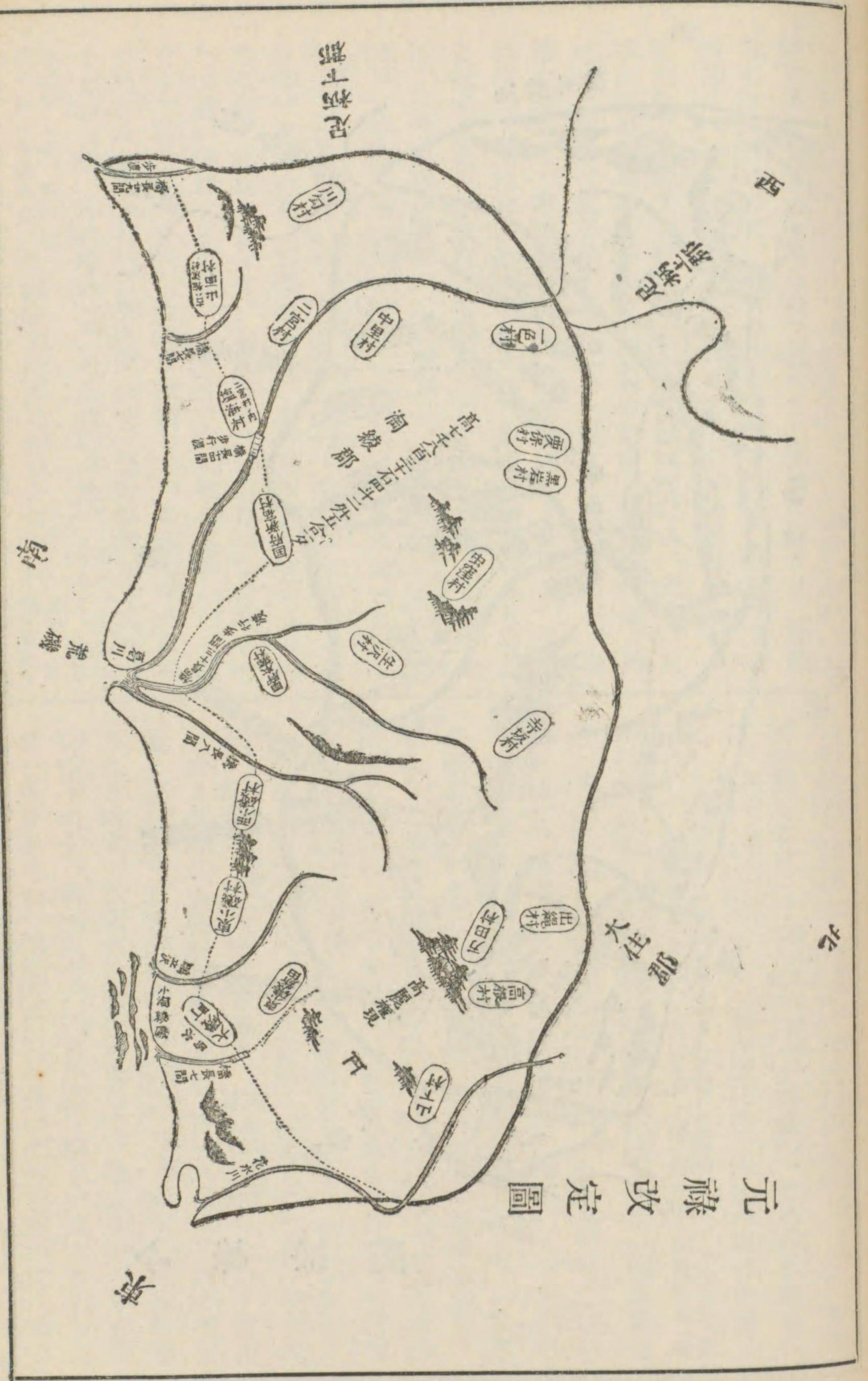
圖說

本郡往昔は今と異にて、最廣かりしと見え、〔倭名鈔〕載る所、本郡の郷名に、中村今足柄上下二郡に跨がれり、幅多今大住郡の金目同等あり、今皆他郡に隸せり、是其證とすべし、又同書に載する大住郡の郷名高來は、今本郡中、高麗寺村の古名なりとする時は、彼郡中の地も又本郡に併入すと云んか、但此事詳ならず、委しくは、高麗寺村の條に辨小田原北條氏割據の頃、國中を三分して闔稱せし時、當郡、及び愛甲・大住の三郡は中郡と唱ふ、又中郡を大小に二分して唱へし頃本郡は小中郡と稱し、大住郡は大中郡と唱ふ、天正中寺社に賜ひし御朱印にもしか見えたり、古今の際疆域沿革の事古傳なければ強て知るに由なし、依て正保元祿兩度改定の縮圖、及び今考定の縮圖を著し聊正保已後の沿革を示す、

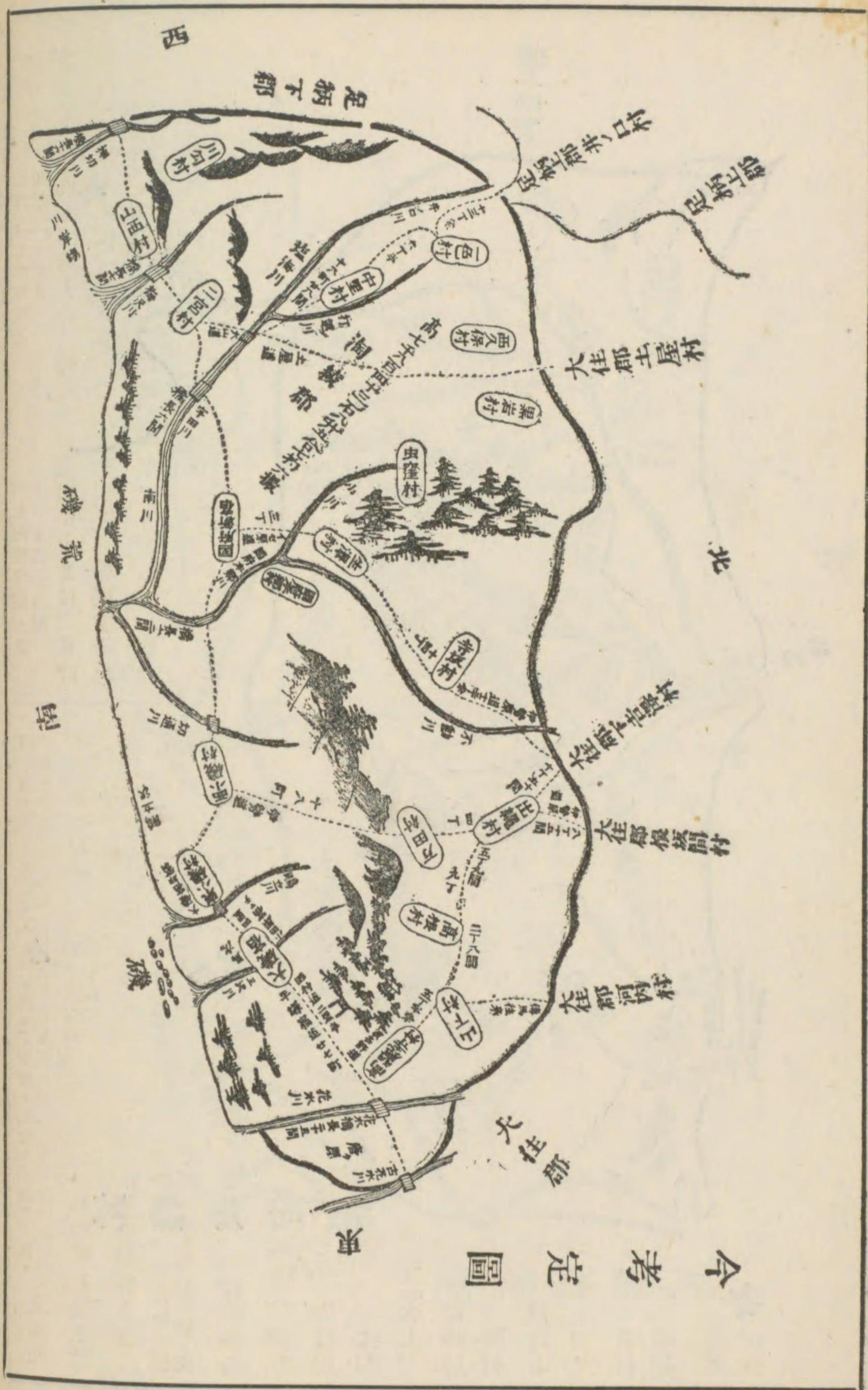
淘綾郡は、國の南方海邊にあり、江戸日本橋より、郡の東堺、大磯宿、及高麗寺村まで、十六里の行程なり、郡名、舊くは餘綾と書し、余呂伎と唱ふ、〔倭名鈔〕國郡の部にも然記せり、今は由留幾と呼ぶ、何れの頃よりと云ふこと、詳にし難し、〔萬葉集〕に、余呂伎能濱、證歌、海の下同、〔古今集〕に、小余呂伎乃磯とあるも、即當郡の濱磯を斥せるなり、然るを、〔後撰集〕以下の集には、越るの義にとりて、多く巨由留伎乃磯とあれば、蚤くより此唱へは在しと識らる、されど、郡名をしか唱へしこと、上りたる世には聞えず、下りて享祿年間の物、山西村、等覺院、藥師像、享祿五年の背銘、に、始て動木郡と記せるを見る、今淘綾の文字を宛つることは、最近世の所爲なる事、論すべからず、當郡は、古くより、東海道驛路の係る所にして、往昔郡中、傳馬五匹を出すを定額とせし事、延喜〔兵部式〕に見ゆ、曰、相模國、傳馬、足上、餘綾、高座、各五匹云々、郡中、南は總て海に瀕して平坦なり、北は山を負ひ、西へ漸々高し、闔郡の廣袤、東西へ長く、二里二十町餘に至り、東方、大磯宿、及び高麗寺村より、西方、川勾村迄の里程なり、南北は狭く、平均大抵一里許もあるべし、其四至、東より北へ廻りて、大住郡に邊し、又足柄上郡の地も、僅に係れり、西は足柄下郡に堺ひ、南は都て海に添り、



正保改定圖



元祿改定圖



水田少く、二百五十八町八段陸田多し、六百四町四分七畝土性は多く、眞土・赤土の二種にて、海邊に近きは、砂礫錯れり、用水には、井ノロ川の下流を引て、耕穡する村四村、中里・一色・二宮・國府新宿、又大住郡より沃く、五箇村組合堰の餘水を、灌漑する村二村、萬田、其餘の諸村は、天水、及び山間の涌泉等を用ゐる、農間の餘資、山寄の村は、男は薪を採り、蕨を織り、女は糸を操り、綿布を織る、海邊の諸村は、専漁釣をなし、驛路に連住する家は、便宜に依て、或は旅客を止宿せしめ、或は是が爲に酒食諸品を鬻ぐもあり、されど富饒の戸口乏し、村數、正保の改に、十九、元祿の改に、二を増加し、大磯加宿東小磯村、同數に、一を減じて、鹽海村を、二、凡て二十、今は又一を増し入、高麗寺、二を減ず、加宿東小磯、同所新田を、故に又十九村となれり、本郡の高、正保の改に、七千五百三十七石九斗七升五合、元祿に至りて、七千八百三十三石四斗二升五合一勺、前に増加すること、二百九十二石四斗五升一勺、後又十二石六斗六升六勺六撮を増加して、今高七千八百四十三石八升五合七勺六撮に至れり、此餘寺社領、二百六十七石一斗、寺社除地、二十八石四斗餘、外に、段別の入ざるもの、十町五段一畝三步餘あり、大磯宿定助郷を勤むる村十三、山下・高

西小磯・國府新宿・二ノ宮・出籠・生澤・虫籠・山西・一色。又加助郷を勤むる村一、西ノ久保村高小田原宿、加助郷を勤むる村二、川勾・黒岩二村、あり、東海道往還、海邊の諸村を歴て通ず、道程二里二十町餘、郡中を通ずる道程なり、下皆是に倣、其地域は、高麗寺・大磯・東小磯・西小磯・國府本郷・國府新宿・二ノ宮・山西・川勾等の村に、小往還五條、一は高麗寺村より北に入り、以下の往來、何れも海山下・高根、二村の埠を通じ、萬田村を經、出籠村に入、西折して、大住郡下吉澤村に達す、行程三十二町半、幅八九尺、波多野道と唱ふ、一は西小磯村よりいり、萬田村を經、出籠村にて前路に合し、北折して大住郡根坂間村に達し、行程三十町餘、一は國府新宿より分れ、生澤・寺坂、二村を經、是も大住郡下吉澤村に達す、行程三十町餘、共に伊勢原道と云、一は二ノ宮村より分れ、中里・一色、の二村を通じ、足柄上郡、井ノ口村に出、行程一里餘、大道と云り、道とも云ふ、一は二ノ宮村前路より分れ、虫窪村を歴て、黒岩・西ノ久保、二村の境を通じ、大住郡、土屋村に達す、行程一里許、此餘小徑岐路等あれど略す、古領主の沿革詳ならず、治承の頃、中村庄司宗平の子、四郎友平、二宮四郎と稱し、夫よりして二宮を稱するもの、【東鑑】に往々見ゆ、是等郡中に土着し

て傳領せしならん、今も園郡、總て二ノ宮庄を唱ふ、世下りて、小田原北條氏分國の頃は、其家人等に配當し、天正十八年、關東御分國の後は、總て御料となり、往々諸侯及び旗下の士に割賜ひし事は、各村に詳載せり、當郡風俗、他に異なる事なし、海濱の村々は、漁獵運漕の爲、都下の商賈と交り、海道に連居する家は常に餘國の人民、多く來住して、是に習熟なすが故、自然古昔の風俗を失へり、

○〔倭名鈔〕所載、合郷七

○伊蘇 唱を註せず、按ずるに、郡中大磯・小磯等の地、蓋是ならん、○餘綾 與呂木と註す、今何れと斥すべき地なし、但し郡名はより起りし地なれば、必郡中にて、蚤く村落をなし、宗とあるべき地なりしと覺ゆ、因て按ずるに、國府本郷村、同新宿の地、舊く府廳ありし所と識るれば、彼邊の古名なるべき歟、猶考ふべし、古國府の事、建置沿革、並に國府本郷村の條、併せ見るべし、○霜見 唱を註せず、されど志毛美と唱ふべきなり、二ノ宮村小名に鹽海あり、近き頃まで村名に呼べり、即是霜見の轉訛なり、二ノ宮村、小名の條下に詳なり、○磯長 是も唱を註せざれど、志奈賀と唱ふべし、何れの地と斥し難けれど、是も海濱に寄れる地なり、〔國造本紀〕に、師長國造の名あり、

是成務帝の御宇、意驚意彌命をもて、定させ賜ひしと云、此師長とあるもの、即此地を云へるにて、最舊く聞えし地名なり、按ずるに、〔國造本紀〕は、全く後人擬作せしものにて、最信用すべきものならねど、其文體延喜已後のものとも見えざれば、聊考據となるべき事もあり、又按ずるに、彼〔本紀〕の旨により、往古は當國、相武、師長と分れ、二國たりしと心得るものあれど、そは僻言、○中村 此郷名、今足柄上下二郡に残れり、治承の頃は、庄名にも唱へしなり、平宗平庄司たり、事は、足柄下郡中村原の條に載、○幡多 波多と唱へしならん、今大住郡に、波多野庄あり、是其遺名なるべし、○金目 是も大住郡中、波多野庄近隣の村名に金目と書し、加奈井と呼べるあり、是其遺名なるべし、以上の三郷、今皆他郷に隸するを見れば、後世郡界狭りし事知るべし、

○今所唱合郷二 ○二ノ宮 美也 川勾村一村、此郷名を唱ふ、○山下 地末 山下・高根・萬田の三村此郷に屬す、○今所唱庄名一 ○二ノ宮 園郡十九村、總て此庄名を唱ふ、

○海 郡南にあり、東方、大住郡塚より、西方、足柄下郡塚迄、縁海長、凡三里餘浪除の堤防、一所を設く、長二百九十間、高五尺、鋪一丈六尺、獲る所の魚類、及び廻船漁艇等のこ

とは、海邊に屬する村々に辨ずれば、爰に略す、古くは、此海邊に、唐ヶ濱の唱へあり、豆州、走湯山縁起に見ゆ、曰、人王十六代、應神天皇二年辛卯四月、東夷相模國、唐濱磯部、海漕現一圓鏡、徑三尺有餘云々、是は、唐ヶ原の近き磯邊をや唱へしならん、唐ヶ原の條併せ見る、蚤くより此稱呼を失ふ、凡此海岸、大磯・小磯等の名義の如く、巖石多く、浪荒くして、船かゝりあしく潮干なし、汀砂色麗しく鮮明にして愛すべく、風光他に殊なり、されば古くより名苑に入て、〔萬葉集〕に、餘呂伎能波末と見え、又世々の歌集に、小餘呂伎の磯ともある、即此海邊を云へるなり、今も其所に因て、小餘綾の浦、或は小餘綾の磯、洵綾の浦など呼べり、按ずるに、鎌倉腰越村海岸、八王子社地をも、古由留義と呼り、〔鎌倉志〕にも、彼地と定め、當國名所、小余呂伎磯も是邊なり、或は大磯の濱をも云と記すれど、全く、然して、宗當所を得たりとすべしと記せしは、全訛れり、祇が〔名所方角抄〕には、大磯・小磯の海濱なる由、定め云へり、曰、大磯・小磯とて、中間五六町あり、南は汀なり、北は野なり、富士は乾の方に見えたり、よろぎの濱、こよろぎの磯、など云名所あり、但小呂 中古、此海道を經與伎の磯は、大磯の邊を云なり云々、今其一二を擧んに、文明十二年、太田持資入道道灌上

洛の路次、大磯宿にて、此邊の詠歌あり、〔平安紀行〕曰こゆるぎの磯にて、浦風にまたしき秋は 天文十四年、宗牧、小ゆるぎの磯立ならし今日や暮なん、大磯宿、笠原玄蕃助が許に宿りし夜、こゆるぎの磯の枕と詠せし事あり、〔東國紀行〕曰、こゆるぎの磯も近く見だし、旅宿は山陰の小庵、花の木植て心あるさま、殊さら咲みだれて、興を添たり、又やみん花の波さへこゆるぎの磯の枕の春の曙、まことに忘れがたきたぐひなるべし、朝飯のしたて、何をかななどあるじ看もとめて、こゆるぎのいそきありきしさま、中川の宿 〔東國陣道記〕にも、細川幽齋、大磯驛にて、此磯の所在を尋ね、詠吟せし事見えたり、曰、五月十一日、鎌倉見物の爲まかりける道に、大磯といふ所に屢とゞまりて、こゆるぎの磯を、在所の人に尋けるに、此所の由答へ侍るに、釣舟の多く浮みて見えければ、見るが内、されど舊に磯の浪分こゆるぎの沖に出たる蟹の釣ふね、くは、一所に限れる名にはあらで、總て郡中の海濱を通稱せしなるべし、當國名所の一として、歴代歌集及び古人の詠集耳目に觸るゝ物多し、今其大概を左に輯録す、

東歌

ナカミチノ、ヨロキノハマノ、マナコナヌ、コラクカナ、相模治乃、余呂伎能波麻乃、麻奈胡奈須、兒良久可奈之、於毛波流留可毛、歌の一なり、作者を註せず、

玉たれのこかめやいつら小與呂木の磯の波分沖に出にけり【古今集】下同 ○敏行朝臣

小與呂木の磯立ならし磯菜摘むめさしぬらすな沖にをれ波 ○讀人不詳

君を思ふ心は人にこゆるきの磯の玉藻や今もからまし【後撰集】○古今六帖には、忠岑が詠とし、末の二句を、磯にや出て玉も刈ましに作る、 ○躬 恆

如何にして今日を暮さんこゆるきのいそき出てもかひなかりけり 【拾遺集】下同 ○小貳命婦

こゆるきのいそきて來つるかひもなく又こそたてれ澳つ白波 ○讀人不詳

とふ事を待に月日はこゆるきの磯にや出ていまはうらみん【後拾遺集】 ○右 近

こゆるきのいそきて逢しかひもなく波よりこすと聞はまことか【金葉集】 ○源顯國朝臣

程もなく五十の波もこゆるきのいそきなれたる歳の暮哉【新後撰集】下同 ○讀人不詳

こゆるきの磯邊に風や立ぬらんいはほにも咲花の白波 ○前内大臣頼綱

月日のみたゝ徒にこゆるきのいそくに付て暮るゝ年なみ【續千載集】下同 ○前右兵衛督教定

陸奥に世を浮島も有と云は關こゆるきのいそかささらな

む詞書に、陸奥に罷りける、人の許に遣しけるとあり、 ○小野小町

浦風や吹まさるらんこゆるきの磯の波間に千鳥鳴なり ○讀人不詳

鹿玉の今年もかくてこゆるきの五十の波を袖にかけつゝ ○從三位行能

徒に又此度もこゆるきのいそかて法の舟にをくるな【新拾遺集】 ○欣子内親王

風吹は波も岩根をこゆるきの磯たちならし千鳥鳴なり【新葉集】 ○前内大臣

鶴も住松も老たるこゆるきの磯の蟹さへ千代をこそ祈れ【夫木集】下同 ○能 宣

若和布刈る蟹やよるらんこゆるきのいそかしくのみ漕かよふ舟 ○能 宣

岩かねの磯の初草下萌て寄すれば青き小與呂木の浪○爲 相

やゝ若和布かりそめ臥の袖の上に今日年なみもこゆるきの磯 ○宮内卿

いつまでか松のしつえにこゆるきの磯路にかゝる浪もうらめし ○參議雅經

こゆるきの磯山櫻咲にけり沖つ波間に泊る舟人 ○隆祐

こゆるきの磯の波分花を散る今日行春は沖に出にけり ○後九條内大臣

こゆるきの磯の松風音すれば夕波千鳥立さわくなり ○土御門内大臣

こゆるきの磯の浪分見渡せば目に近からぬ澳つ島哉 ○行家

遙々と波路を分てこゆるきのいそくと人はしらすや有けん【林葉和歌集】 ○俊惠法師

待わたる都の人にこゆるきのいそく浪ちといかて知らせん 千五百番歌合 ○兼宗卿

妹たにも待とし聞はこゆるきのいそく舟出もうれしからまし 六百番歌合 ○中宮權大夫

こゆるきの磯の名のりそなのらねと袖計をそさくり知りたる【家集】下同 ○重 之

こゆるきの磯の若和布も刈ぬ身は沖の小浪や誰によすらん詞書に、相模にてとあり、 ○重 之

風吹は玉もり出す白浪のよせすともなきこゆるきの磯 ○信 明

こゆるきの渚に風の吹しからくたも残さず波も寄けり ○元 眞

こゆるきの蟹はあさりにやつれつゝ如何なる時かなま

めかるらん ○忠 見

こよろきの磯より遠くひくしほに浮へる月は沖に出にけり ○兼 好

都へと思ひ立より小ゆるきのいそく日數も猶積る哉【拾玉集】 ○慈 鎮

沖つ風吹くる波にこゆるきの磯邊の千鳥立居啼なり【壬二集】下同 ○家 隆

小與呂木の磯たちならし寄浪のよるへも見えず夕暗の空 ○家 隆

鷗居る岩根白波こゆるきのいそく心を止めてそ見る【歌枕名寄】下同 ○鴨長明

若和布刈る春やきぬらんこよろきの磯の蟹人波にましれり ○兼 詮

昨日たち今日こゆるきの磯の浪いそきて行ん夕暮の道【武藏野紀行】 ○北條左京大夫氏康

秋も半我身も半こゆるきのいそかね年のなと積るらん【北條五代記】 ○北條左京大夫氏政

霧迷ふ小餘綾の磯の歸るさに【名所千句】 ○宗 祇

朝霧のいつくこゆるき磯の松【東路の土産】 ○宗 長

○船着場 山西村海濱、字押切にあり、廻船其外貢米着岸の地なり、按ずるに、大磯宿地福寺の山號を着船と

呼び、又同寺藏、天文二十三年、古河公方義氏より、同寺へ與へし文書に、相模國大磯郷、舟付談所云々とあり、是に據れば、元大磯海濱にありしと見ゆ、其後今の地に轉せしにや、

○花水川 波奈美 頭可波 大住郡平塚宿より、郡中山下村に入、高麗寺・大磯二村の地を流れて海に入る、水路十七町許、是は、郡中を流る、川丈なり、高七尺、敷二尺、以下是に倣へ、幅二十五間、堤あり、間、馬踏六尺、此川は、寶永六年、新に掘割し水路なり、松平豊後守宗俊此役を勤む、

○古花水川 布流波奈美 頭可波 是古より、其名聞えし花水川なり、此川名は、昔河邊に櫻樹多くありて、流水花を浮べるより起れりと云、〔千種日記〕にも、其事を載せたり、曰、花水の橋を渡る、昔此川の上に、櫻多くありて、花散頭は、爰に流れ侍るとて、名付たるとなん、大住郡平塚宿と、本郡高麗寺村、及び大磯宿の境を流る

海に入、文明十八年、聖護院准后道興、此川を渡られし時、詠歌あり、〔回國雜記〕曰、花水川といへる川を渡りし浪の、天文十四年、宗牧も、此川名を愛して詠吟す、白玉、【東國紀行】曰、花水川となん、風流なる名も聞捨てたて、駒とめて暫時取飼陰もなし花水川の波の下草、此頃は、川幅も今も異にて、最廣かりしが、幅二十五間に及べりと云、寶永六年、水路改り、前の新川疏鑿ありしより、即古川

幅二十間程 ○小川 遠可 源、虫窪村字谷戸山。しけ澤山の二所より湧出し、二流合して、國府新宿に至て川名を得、生澤村を流れ、國府本郷村に至り、國府本郷川に合す、

○五ヶ村用水 大住郡廣川村にて、金目川を堰上げ、同村、及び公所・根坂・間・河内・本郡山下、五ヶ村の用水とせり、幅九尺、末に至りて三尺許、此水路より分派して、萬田村用水の助水ともなす、

○萬年堰 滿武禰 牟世儀 中里村より宇田川を堰入、同村、及び二ノ宮村の用水となせり、慶長中、縣令萬年七郎右衛門高頼、掘割の功を發せしかば名とす、

○唐ヶ原 或は諸越と書せり、 大磯宿海邊より、高麗寺村、及び大住郡の海邊に亘て此名あり、正保國圖には、大住郡平塚宿の海濱に、唐ヶ原と記せり、古は廣く他郡にわたりて、此名ありしと見え、〔更級日記〕にもろこしが原と云所も、すなこいみじう白きを二三日ゆく、夏は大和撫子の、濃く薄く、錦をひけるやうになん咲たる、云々と記せり、【鎌倉志】には、片瀬川の恐くは非ならん、名義は、往古、東國七州に、高麗人散居せり、本州も其一なり、〔續日本紀〕靈龜二年の條に見ゆ、高麗寺村併せ見るべし、此邊、其居住の地なりし故、此名起りしならん、又近き磯邊を、唐ヶ

と唱へ、小流となれり、水路凡十九町許、幅二間 ○國府本郷川 古布保無加字可波 不動川附 大住郡下吉澤村とがまん川より、郡中寺坂村に入て、不動川と呼び、生澤村此地に虫窪村より來るを經、國府本郷村に入り、即此川名を得、海道を斜通し、直に海に沃ぐ、水路凡十三町半餘、幅二間 ○井ノ口川 爲廻久知可波 鹽海 大住郡五分一村堂ヶ谷川とより、郡中一色村に流入、此名を得、按ずるに水源足柄上郡井ノ口村より發するが故なり、中里村にて鹽海川と唱へ、二ノ宮・國府新宿二村の境を流れ、宇田川と呼ぶ、夫より國府本郷村に沃て、南川と呼び、村内海邊にて前川に合す、按ずるに、正保及元祿國圖に、二川落合の邊に、葛川と記すれど、今傳へず、水路凡二里許、間許一色・中里・二ノ宮・國府新宿、四村の田間に灌漑す、

○打越川 字古志 可波 一色村北方字杉ヶより涌出し、同小名打越を流れ、川名を得、中里・二ノ宮兩村の境にて、前川に合す、水路十五町餘、幅六尺より二間 ○押切川 於志利 足柄下郡中村原より、郡中川勾村に入り、夫より古は足柄下郡前川村に達せしが、中古水路革りし後は、直に山西村に沃ぎ、南方にて海に入、水路十五町許、

濱、豆洲走湯山嶽起に見え、海の條に引用す、とも云しとぞ、是等同じ因なり、さて、此原古くより名苑に入て、古人の吟詠、粗所見あり左に採録す、名にしおは、虎やふすらん東路にありと云なるもろこしか原【堀川百首】 ○藤原忠房 遙かなる中こそうけれ夢ならて遠く見にけりもろこしの原【懷中抄】 ○作者不詳 まとろまんよなかにしはしむは玉の夢路そ近きもろこしの原【歌枕名寄】 ○鴨長明 から大和色々に織る錦かな撫子咲る諸越の原【和歌手習】 ○鴨長明

新編相模國風土記稿卷之卅九終

○産物 ○砂利 大磯宿海濱の産、其種類、五色或は中栗、白班、黒小砂利等あり、時々命ありて公に納む、

新編相模國風土記稿卷之四十

村里部 淘綾郡卷之二

二ノ宮庄

○二ノ宮村 爾廼美也 牟良 江戸より行程十七里半、二ノ宮庄の原村にして、鬪郡十九村、都て此庄に屬せり、當村或は二ノ宮本郷或は古淘綾里とも唱ふと云ふ、永祿二年八月、當所六月關の稅錢を以て、毎歲大磯宿地福寺客殿修理料に宛べき由、北條氏より令せしことあり、大磯宿地福寺所藏文書に據る、其全文彼寺の條に引用す、按、六月關のこと傳を失ふ、東西十五町餘、南北十八町、東、國府新宿、西、山西、中里二村、南、海、北、虫窪、中里二村、民戸百八十、今米倉丹後守昌壽、及び曾我伊豫守助順、小笠原若狹守信名、等を知る所なり、古領主の選替は總て傳を失へり、按ずるに、慶長の頃は御料にして、萬年七郎右衛門正賴支配せしと見ゆ、ことは大應寺の條に辨ず、寛文の頃は、板倉内膳正重矩が領主たりしこと、同寺妙見社の棟札に記せり、後一旦御料に復し、寶永二年米倉、安永七年、曾我、文化八年小笠原の三氏に裂賜はる、檢地は、延寶五年、成瀬五左衛門重治改む、東海道往還、南方海瀨を通

ず、幅三間 大道東北に貫く、幅九尺 北道の中程に岐路あり、土屋道と呼べり、

○高札場三 ○小名 △鹽海、志保美○正保の改には別村と内と傍記して、村高も本村に合す、其後村内に併入して、全く小名となりし年代詳ならず、古此海濱にて鹽を製造す、依て此名あり、今其事廢すといへども、永錢は舊に依て出せりと云、按ずるに、〔倭名抄〕當郡の郷名に霜見あり、蓋其遺名なるべし、諸記多くは海を見に作る、古は此所にて、人馬の繼立をなせしと見え、永祿元年〔海道宿次記〕に酒勾・郡水・志保見・平塚云々とあり、又藤原爲相卿、海道宿次百首の歌に、しほみ、暮てはや鹽滿ぬらん浦々に、釣船よせておる、蟹人、

【東海道名所記】に鹽見、又は古屋の宮を名づく云々、〔行囊抄〕に、鹽見村、或は古屋共云と記すれど、古屋の唱今傳を失ひ詳ならず、△原田 △妙見

○山 乾方にあり、田代山、登二 正善山、登五町許 正善里、依て、山王臺、登二 等の名あり、○坂 北方にあり、登五町許 土屋、○林四 三は松林、一は竹林なり、

○海 南方にあり、漁船六艘を置、獲所の魚、鯖・鰹・比目魚・鯖の類多し、古へ鹽田ありし事は、小名の條に註記す、○宇田川 村の中央を流れ、國府新宿に達す、幅三間 中里村鹽海川の流下なり、田間の用水とす、

坂樋を設く、東海道の係る所、土橋間、長六 架す、宇田

川土橋と稱す、舊くは鹽海橋と呼しとぞ、又倉田橋と唱ふる板橋あり、

○淺間社 村民持、下同し、○天神社 ○守宮神社

村持、下同し、○天王社二 ○稻荷社二 一は村民持、一は村持、○秋葉社 本地佛十一面觀音を置、神應院持、○妙見社 寛文九年再建の棟札あり、大應寺持、

○大應寺 妙見山盛唇庵と號す、曹洞宗、豆州加茂郡宮上村最勝院末 開山麟正、本寺五世、天文八 年三月廿九日寂、天文七年正月、高遁齋道應 と云者、寺地を寄附す、所藏文書曰、相州二ノ宮庄内、藏屋敷事、爲御會下地形、御所望候 間進之候、然上、寺家廻之山、并屋敷等之事、至于末代不可有相違候、仍證文如件、天文七年正月十八日、盛唇庵侍司、道 應華押、表書に高遁齋と記せり、按ずるに、永祿元年十月、北條氏政伐木禁制の掟書を出せり、曰、於寺中竹木切取事、右背此 旨者有之者、急度可被申上候、仍如件、天正十九年十石の御朱印を賜ふ、後當國の縣令、萬年七郎右衛門高賴、

按ずるに、萬年家傳、及び寺傳、共に高賴に作る、今「寛永譜」に従ふ、法名萬歲院泰應成安と云、家傳寺傳共に、慶長十一年六月廿一日死すと云へど、「寛永譜」に據れば、時代合せず、是高賴が父七郎右衛門正賴が歿年にして、是年六十六にて死

すと記し、高賴が歿年は説す、又按ずるに、父子共に當時本州の縣令たりし事、「寛永譜」に見えれば、中興開基高賴とすは正賴なるも識べからず、元祿二年、萬年佐左 と稱せり、本尊釋迦、衛門宗賴寄附す、

【寺寶】△古文書三通、内二通は前に註記せり、餘は北條氏政の書翰なり、曰、爲孟春之祝儀三種給候珍重候、猶藤田大藏丞可申候、恐々謹言、正月十六日、大應寺、氏政華押、△鐘樓 元祿三年の鐘をか、

△天神社 △稻荷社 △五社太神宮

○龍澤寺 天寧山と號す、曹洞宗、小田原一町田本寺四世、元和七 年七月十九日寂、長一尺 脇立文珠普賢を置、寺領七石三斗の御朱印は、慶安二年賜ふ、△衆寮

△鐘樓 鐘は元祿七年の鑄造なり、△鎮守社 五社を合祠す、祭神詳ならず、△辨天社 ○善光寺 光明山と號す、曹洞宗、大應寺 開山舜桐、本寺五世、寛永四 年五月十二日寂、本 尊は、信州善光寺如來の模像を置、△八幡宮 ○知足寺 鹽海山花月院と號す、淨土宗、京知恩 院末、相傳て、當

寺は曩昔、二ノ宮彌太郎朝定、〔東鑑〕曾我物語等、が居蹟にして、建久の頃、朝定の後室花月尼、河津三郎祐泰 夫が女と云、

朝定、及び曾我兄弟等が爲に、一字を創し、冥福を修

せしと云、享祿の頃に至り、然譽惠公、永祿三年八月三日寂す、

舊蹤を追慕して中興す、本尊彌陀、長二尺七寸、恵心作、外に長一尺二寸の同作を内佛とす、慶安二年、五石六斗の御朱印を賜はれり、

【寺寶】△鞍一口、曾我兄弟の遺物と傳ふ、尤信じがたし、

△鐘樓 鐘は延享三年の鑄造なり、△辨天社 △二ノ宮夫婦・曾我兄弟碑、城外少許を隔て山間にあり、四

基並び建り、一は宗徳院殿義譽興仁知信大居士、一は光玉院殿盛譽花月二宮大姉、一は前太守曾我助十郎祐成、峯巖良雪大居士、一は前太守曾我助五郎時宗、土山良富大居士と彫る、元祿中、七世檀秀再

建せりと云、碑銘あれど後世の物なれば省けり、

○東光院 瑠璃山と號す、前寺末、本尊藥師行基作、長一尺二寸を安じ、十二神彌陀の像を置、△稻荷社 ○曉明院 大圓

山と號す、淨土宗、京黒谷光明寺末、本尊彌陀を置、寛永の頃、當村の民惣兵衛が祖先起立すと傳ふ、開山は周光、中興は喚迎元文二年八月廿五日寂す、と云、○神應院 當山修驗、大住郡吉祥寺、本尊不動、○阿彌陀堂二 一は海前寺と唱ふ、

龍澤寺持、一は知足寺持、○地藏堂二 一は西光寺と號す、知足寺持、一は龍澤寺持、

○神事舞大夫松本隼人江戸淺草田村、國府新宿、六所明神

の社役を勤む、

○萬年氏邸蹟 知足寺の前にあり、水田六段六を隔け

り、縣令萬年七郎右衛門高頼が邸跡と云、元祿十年十月、此地を萬年傳兵衛より、里正惣左衛門が祖先へ譲りし證狀あり、其側に妙淨院屋鋪と唱る地あり、妙淨院は、井田藏人が法諱にて、享保十年二月、同人より里正に譲りし證狀あり、井田氏の事其人を考へ

○川勾村加波和、二ノ宮郷に屬す、江戸より行程十八里餘、古押切川曲流せし故をもて、此地名起りしと云、舊は梅澤村なり、の地と一區たりしなり、後各村に別れしは、寛永十七年の頃と云、抑川勾の稱呼は、舊く聞えて延喜式に載する當郡の神名に、川勾神社と見えたるも、

其所在の地名をもて稱せしなり、今二ノ宮明神と唱へ、其社地山西村に屬すれども、即當村内に接せり、故に本村にても是を鎮守と唱ふ、是其昔一區たりし證とすべし、

總て地域彼是犬牙すれば、四隣廣狹全く詳にし難し、東西凡三町許、南北五町許、東南、山西村、西、足柄下郡、中本郡、山西村、及足柄下郡、民戸四十、東海道南方を通ず、幅五、今本郡、山西村、及足柄下郡、民戸四十、東海道南方を通ず、關五、今大久保加賀守忠貞領す、古領主の遷替を傳へず、明曆の頃は小田原領たり、寛永六年御料とな

り、享保元年より大檢地は、萬治三年九月、小田原城主、久保氏の所領たり、稻葉美濃守正則糾せりと云、

○小名 △押切 東海道係る所にして、足柄下郡羽根尾村入會地なり、 △雲雀田

△上さ可 △下川 加波 △宮 △坂下 △寺久保

○林二 一は城山と唱ふ、何人の壘址なり、正保二年領主よりの村方割付に、鹽永五

○海 南方にあり、古へ鹽田あり、百七十文上納、慶安年中の割付に、船二艘を置ること見ゆ、今廢す、鹽永の沙汰なし、

て、農隙には漁業をなせり、所獲の魚前村に同じ、

○押切川 西方足柄下郡、中村原の堺を流る、幅八、此川、古は村内字根からみに堤ありて曲流し、西隣足柄下郡前川村に注ぎしが、中古水溢し、彼堤崩壞せし後、今の水路となれりと云、

○山王社 寛文十一年の勸請なり、西光寺持、○淺間社 村民持、下同じ、○稻荷社 ○御嶽社 ○妙見社

○密嚴院 川輪山廣濟寺と號す、古義眞言宗、足柄下郡國剛寺、開山覺鑊密嚴坊と號す、依て寺に名づ

末、開山覺鑊と云へど、能なる傳なし、長元二年二月廿八日寂す、本尊不動、胎中に覺鑊作、長二寸の像を納む、

【寺寶】△不動畫像二幅、一は智證、一は覺鑊筆と傳ふ、△高野四所明

神畫像一幅眞如筆と云、△弘法大師畫像一幅

○西光寺 無量山雨寶院と號す、本寺前に、開建詳ならず、天正四年、良印再興すと云、本尊不動を置く、△三重

塔 胎藏界の大日を安ず、

○山西村 也末仁、江戸より行程十八里、古は川勾村と一區にして、即梅澤の里と呼べり、其名舊くは文中聖護

院准后道興、此地を過りし時の詠、【回國雜記】曰、梅澤の里心替らねば聞もなつかし梅澤の里、同十二年太田道灌の詠吟、【平安紀行】曰、

春ならば旅行袖もつらから、【梅澤と云里にて、旅衣春待じ名のみは句ふ梅澤の里、等に見えたり、古此地梅樹多し、故に名とすと云、されば、元和八年十二月、内大臣通村、

關東より歸洛の路次、此地において梅花の詠あり、【關東記】曰、元和八年十二月十六日、江戸を立て登りけるに、十八日大磯のこなた、梅澤と云所にて梅の咲きに、冬かけて咲梅澤の所に春の隣、今も猶多く植て、其實を齧ぐ者許多あり

さて寛永中に至たり、別れて二村となる、事は川勾村條より後は梅澤村と唱ふ、既に正保國圖にも然記せり、又

土人の傳に、古は埋澤と書せり、そは日本武尊、東征の歸路、此海上にて難風を鎮んが爲、橘姫身を海中に投ぜし後、其衣爰の汀に流寄して埋たるより起ると云へど、是は村内吾妻社の縁起より設け出たるにて、全く妄誕浮

説と云ふべし、寛文の檢地帳に、始て山西村の名見えたり、是は此地良方總て連山にて、其西に値れる故名づく
と云、今或は舊名を存して、梅澤の里とも呼べり、東西
十六町餘、南北十二町餘、東、二ノ宮村、西、川勾村、及び
川・羽根尾・五村、南は海、北、本郡中
里・二色二村、及び足柄下郡小竹村、民戸百二十、今御料、
及び、神谷左内が知る所なり、古は御料所、寛文六年板
同十二年御料に復し、延享元年酒井雅樂頭忠知に賜り、寛延二
年松平大和守直賢に替賜ひ、同七年又御料となり、文化九年神
谷氏に裂、東海道南方を通ず、幅三間半より、小名越地に立場
あり、梅澤の立場と呼ぶ、茶店軒を連ね、諸侯の憩息所
等もありて、頗繁榮なり、飛地、元は足柄下郡、沼代・
小竹・中村原三村にありしが、元祿中改定の時、他郡に
跨るを以て其地を裂て所在の村々に屬せらる、寛文五年
の檢地高と、今現存の高と比すれば、七十二石餘を減ぜり、今
其地は彼村々にて、御料の沼代、小田原領小竹、小笠原知行中
村原と辨別して唱、其餘れる所、今猶足柄下郡小竹村に十八
歩、あり、

○小名 △元梅澤 △釜野 △道場 △越地
○一里塚 立場茶屋の東にあり、雙塚相對す、南側高一丈
植、北側高一丈二、東は郡中國府新宿、西は足柄下郡小
尺餘、楓樹を植、

係る所土橋間、長十六、を架す、橋下に蘆荻場あり、此代永
を收む、○梅澤川 村内山間より湧出し、幅二、南流し
て海に入る、東海道の係る所土橋間、を架せり、

○二ノ宮明神社 往古は川勾神社と稱す、是【延喜式】
に載する所、當國十三座の一なり、衣通姫命・大物忌命・
級津彦命、の三座を祀れりと云、神體は函中に納、當村、
及び川勾・二ノ宮・中里・一色・西久保、六村の鎮守なり、
建久三年八月五日、源賴朝神馬を奉納あり、【東鑑】曰、
八月五日、二ノ宮、川勾大明神等、同九日、夫人平産のた
仁奉神馬、景時、義村、奉行之、
め神馬を納めらる、八月九日、御臺所御産氣、鶴岡、相模
社之一、二ノ宮、國神社佛寺、奉神馬、被修誦經、十二
河勾大明神、建長四年四月、宗尊親王鎌倉に下向あ
りし時、將軍事始の儀として、幣帛神馬等を收めらる、
建長四年四月十四日、御幣神馬、可被奉獻之、所々、諸國二
ノ宮總社、宗尊親王、關東下向無爲之上、依爲將軍始也、
當社應永の頃回祿に罹りしより、總て古傳を失へりと
云、例祭毎年五月五日、神輿を昇て、國府本郷村、宇神揃
六月晦日、此日には、當所の海濱に神、是を大祭と云ひ、
又正月元日より十五日迄祭事を行ふ、是を小祭と呼り、
元三、六日、七日、御的神事、八日、十一日、十國府新宿、
三日、牛王祭、十五日、御筒粥と唱へ祭儀あり、

八幡村の里塚に續く、

○山 良方に連なる吾妻山、山上に吾妻社あるを以
何人の墨蹟なりや傳へず、或書の考に、この邊の白田を、宇
小太郎如など唱るに依れば、走湯山文書に見えたる、中村安
藝太郎憲平が居址なるべし、釜野山・大入山・宮山・石坂山・
道場山・房ヶ山・長峯山・上ノ山・倉上山等の名あり、中
に就て、大入山・石坂山に秣場、三町九あり、○坂四
一は押切坂、登九、二は共に梅澤坂、各登四十と唱ふ、
各海道中にあり、一は野木多坂、能義於之佐加○と云、
中里村へ超る道なり、○洞 所々山址にあり、淵何れ
間より四五間に至る、鎌倉の方言に、矢倉と云る類なり、中
に寺穴と呼べるものあり、洞中に墳墓あり、洞口に扉を設け
見跡など、○御林三 一は吾妻山、一町五段三 一は字須
崎、二段五 一は字濱邊、一町一段二 にあり、共に松林な
り、○海 異方にあり、潮干六、船十三艘地引船七、小買
の、を置く、漁魚は大抵前村に同じ、鮫鱈を此濱の名
品とせり、河岸場ありて貢米・竹木・炭薪等を運致す、江
戸迄海上三十六里、此海濱を袖ヶ浦・小餘綾の磯など呼
り、○押切川 西境を流れ、幅二十、海へ入る、東海道の

六所社神主、近藤因幡が藏する、天文十三年、北條氏
の出せし文書、全文は、國府新宿六所 中に、一貫五百文、
二ノ宮明神端午祭とあるは、即當社五月五日、大祭の
費用として、彼社より當時配當ありしなり、天正十九
年、社領五十石の御判物を賜ひ、元和三年、舊に依て
御朱印を賜ふ、拜殿・幣殿あり、

【神寶】 △石一顆、高八寸、圓徑四尺三寸餘、網の如き目
神主二見氏の祖先、勢州二見浦より携來りし物にて、
早年には河中に投じ、雨を祈るに驗ありと云、
△末社 神明・八幡・春日合社、當國式内神十二座合社
菊久理姫・啖耶姫・淡島合社、八百萬神・阿屋葉連合社
辨天社、已上東五社と云、仲哀天皇・仁德天皇・武
内大臣合社、素盞鳴命、猿女命、愛宕、天神、已上西
五社と唱ふ、香取・鹿島・息栖・道祖神合社、稻荷・山
神合社、已上の末社破壊して未再建ならず、
△隨身門 豐磐間戸・櫛磐間戸の二神を置、△本地
堂 本社より南方四町許を隔、海道の入口にあり、前
に華表あり、礎石のみにて、礎石のみにて、長八尺八寸、行基作
納、及十二神を安ず、成就院持、堂の東西に、銀杏樹
三株、西方圍一丈三尺餘、あり、注連掛木と呼り、△鐘樓

二宮明神社地圖



元祿八年の鐘を掛く、△神主 二見神太郎景房 家系に據るに、祖先是二條中納言の二子、藤原景平より出景平伊勢國二見七郷を領す、因て二見を氏とす、後當國に下向し、神職となりしより、連綿として三十四代に及ぶと云、古文書五通を藏す、一は元龜三年閏正月、小田原北條氏の臣、山角刑部左衛門奉り、給田及び麻役錢等を祖先に與ふる狀なり、日、紅林助右衛門給、并三島麻役錢被下者也、仍狀如件、元龜三年壬申閏正月十七日、二見民部丞殿、山角刑部左衛門奉之、虎朱印あり、一は某年、同氏より出馬以前、武具を修理し、用意すべき旨の下知狀なり、日、箔のはけ損じたる鎧不可持推直すべし、鎧して推直すべし、うち悉致直箔可置、持小旗、指小旗、共に或切、或ふすひたる不可持、以上、右之條々火急に致支度、來出馬以前、如何にも相嗜、結構に可致直者也、仍如件、卯月廿三日、二見民部丞殿、北條氏虎朱印、此餘二通も、同氏出陣前の下知狀なり、一は日、來月可爲出馬乍毎度の儀嚴密に可致之、雖兼日之法度候、猶被仰出候、鎧小旗持之は、悉く可致指物、きれ小旗、古小旗相止、結構に可致之、又鎧二間之中より短不可爲持、改可申付、朱して悉新可致之、鎧之箔はげたるをば可推直、此筋目雖不及申出候、猶自然爲油斷候、若拵忽緒付而者可慮嚴科者也、仍如件、二月廿六日、二見民部丞殿、同神平殿、虎朱印あり、一は日、小旗指物以下古きをば皆可致直事、鎧の箔可推直、并して新致之、鎧いかに能磨くべし、團扇爲損候をば皆致直、箔可推

直事、諸武具何とも無不足、如定違念無見苦敷様に、如何様にも結構に可致立、取分立物の金銀、少も無古光様に可致之事、七夕を傍爾に出來候様に、諸事を指置無油斷可致之事、童子ケ間敷者、先段如下知令停止事、右先段申出着到帳を披、細かに見届可致候、當年の弓矢當方是非候處に、例式之様に致覺悟、致無嗜候者、可爲重科者也、仍如件、六月十日、二見□□□、同神□□□ 一は文祿二年、東照宮名護屋御在陣の時、左門朝家、御陣所へ參上せしにより、賜はる所の御書にして、壺の御黒印あり、日、當國在陣爲盾、遠路罷越候事、御祝着被思食候也、正月二日、相州二宮神主、此時全阿彌よりも添狀あり、日、舊冬儀に而、遠路御見舞に被參候段、被成御説、御黒印を被下候間、慥に届申候、江戸拙者宿に而、可有御請取候、恐々謹言、返返此浦迄爲御見舞、被參候段、大形は御祝着被成候而、御黒印を被遣候、可有御請取候以上、正月十二日、二宮神主左門殿、全阿彌華押、表書に、二ノ宮神主左 此例により、今も隔年江府に參り、御祈禱の符を捧げ、拜調を遂と云、△成就院 神主の比隣にあり、二ノ宮山神宮寺と號す、古義眞言宗、足柄下郡國府津村寶金剛寺末、開山良傳、長保元年十月、曩昔、字釜野と呼べる地より社地に移せりと云、今も其地六畝歩、按ずるに、當院今は供僧と唱へ、六院、當院、川あり、勾村密嚴院、西光寺、國府新宿蓮華院、寶積院、の二に列すれども、其實は別當

寺なり、本尊十一面觀音、長一尺八寸、行基作と云、△稻荷社 △下社家 佐々木喜十郎 神主の門前に住す、祖先權之尉は、景平に隨ひ、勢州より來りしものと云り、
○吾妻社 吾妻山の頂上にあり、橋比賣命を祀れり、社傳に日本武尊東征の時、橋媛當國の海底に投じて風浪を靜め給ふ、後七日を歴て、海汀に流寄所の櫛を得て社内に納む、或は衣袂をとりて此山に埋め祀りしなど云り、本地佛千手觀音、長一尺許、天平中行基此邊遊化の殿に納むを神體とす、寛延三年九月、再興の棟札を納む、例祭正月六日、十六・十七の兩度なり、腹痛・痞積等に惱者祈請するに驗ありと云、等覺院持、下同じ、△神主 内海筑後 二ノ宮村に住す、吉田家の配下なり、鐘銘に、彌宜本願内海右近と△鐘樓 鐘は寛永八年の鑄造なり、梅澤山千手院四阿大權現云々と鐫る、按廢寺となる事は、等覺院の條に辨ず、△二王門 寛永十年、別當千手院頼榮創建せしが、近世破壊の後再建ならず、○三武社 日本武尊・若武彥命・武日命・七胸脛命の四座を祀り、藏王金毘羅を相殿とす、此山は日本武尊東征のとき、

行宮を設けし地なりと傳ふ、本地不動座像長二尺餘、弘法手刻して弟子某隣に與へし像を安ぜり、例祭は正六九の三月、十六七兩日に行ふ、寛永十四年の鰯口を掛く、瘡疾を患る者祈誓をかくと云、○神明社 本地大日を置く、毎歲正月元日より七日迄、里人燎火を點して祭る、△末社 稻荷 山神 疱瘡神 ○熊野社 本地薬師長一尺、行を安ず、祭期神明に同じ、○天神社 村持、下同じ、○八幡宮 每歲八月十五日護摩を修行す、○天王社 例祭六月七日字小原と云所に假屋を設け、神輿を出して祭り、十五日歸座す、○稻荷社 ○秋葉社 第六天・稻荷を合祀す、川勾村密嚴院持、

○等覺院 梅澤山東光寺と號す、古義眞言宗、足柄下郡國剛寺 往昔、千手院・東光寺・神願寺、と號せし三寺あり、千手院は村内吾妻社の別當坊にして、天平中行基の創建なり、東光寺は其先詳ならず、梅澤山神願寺は、天長の昔釋杲隣弘法の弟子十哲の一なり、承が創する所なり、安貞の頃、鶴岡別當隆辨、箱根山往返の路次、宿寺とするにより修理を加ふ、永正の末より享祿の始に中りて、神願寺の住僧寛惠、天正元年十月十二日寂す、當寺に墳墓あり

光・千手、の二寺を中興す、永祿四年兵燹の爲に、三寺共烏有せしを、天正三年に至り、僧實雄元和四年二月十二日寂す、等覺房と號せり、隣郡中村の産にして、彼地に墓あり、更に東光廢寺跡を開き、神願寺を合せて一寺を建つ、即當寺是なり、時に兩寺の山寺號を合せ稱し、雄が號等覺房と云へるを執て院號とす、按ずるに、今隣を開山、辨を中興、惠を再中興、雄を中興二世と稱するは中らず、即隣は神願廢寺の始祖、辨は同寺中興、惠は東光廢寺の中興、雄は二寺の本尊不動、再中興にて、其實は兩寺合建の始祖と云べし、本尊不動、長一尺五寸、又弘法、理源各長一尺二寸、塑像の不動長五寸、安阿彌作、同作、塑像の不動和州生駒山寶山等を安ず、境内觀音堂の前に古藤樹あり、花は紫白の二種なり、元和九年、大猷院殿御上洛の時、當寺に御駕を駐給ひ、藤樹台覽せさせ給ふ、其時賜物あり、今に寺寶とす、亦寛文の頃、仁和寺宮、關東下向の時、藤花を一覽ありて、藤卷寺の別號を負せられしと云、

【寺寶】 △茶碗二口 一は葵御紋を押す、大猷院殿より賜宮より與へ、△視一面 長八寸八分、横五寸三分、東湖秋月らんと云、△靱 黒漆なり、今は損失して前輪の三を存す、川勾三郎政頼所持の品にて、小澤治部宗清と云者寄附せりと傳ふ、治部は當村の人にして、寛永十六年 △愛染畫像 一幅 弘法十二月死、墓村内にありと云

△薬師堂 聖德太子の作佛長四尺五寸を安ず、是古東光廢寺の本尊なりしと云、背に享祿五年再興の銘あり、大日本國、相州勸木郡、二ノ宮庄之内、梅澤於宿奉殊薬師如来再興、檀那宮戸臣朝、昌林比丘敬白、于時享祿五年壬辰六月十三日と記す、按ずるに、宮戸臣日光、月光各長二尺、朝は里正與左衛門の祖なりと云、日光、月光行基作と云、十二神各長一尺、賓頭盧長一尺、運等をも置り、抑古東光廢寺は、其始詳ならず、天平十三年、行基東遊の時感得する事ありて、日月光十二神を自刻し、合せ安じて再營の志を遂ぐ、建武の亂に荒蕪して、纔に草堂のみを存せしを、享祿中神願寺の僧寛惠、靈夢に因て古寺を再興し、本尊の背に年紀を書記す、然るに、永祿四年兵火の爲に、寺焼亡に及び、纔に佛體を遺存せしを、天正三年僧實雄、神願・東光、二寺を合して、當院を建るの時、此堂も修理せしとぞ、今の堂は其後朽損しけるを、近き寶曆中再造せしなりと云、△觀音堂 正觀音長三尺、行を置く、是其昔、廢千手院廢跡今字松ヶ窪に在、に在し所なり、抑千手院は、天平中行基東遊の時、村内吾妻社の神託に因て、千手の像を刻し、彼社殿に收、別當坊を建て即千手院と號し、正觀音の像を刻し

て本尊とす、建武の亂に、古東光寺と同じく荒蕪せしを、永正の末に至り、僧寛惠再建しけるが、永祿四年の兵火に焼亡に及び、天正中實雄、又再興すと云へども、是より等覺院の兼管となれり、正保中又荒廢に及び、本尊を等覺院に移せしより、永く廢寺となる、數年の後、寶曆五年江府の商家報賽の爲、當寺境内に堂宇を再興し、更に百觀音を新刻して合せ安ず、△鐘樓 明和年中の鑄鐘をかく、△稻荷社 藤卷稻荷と號す、△表門 梅澤山朝鮮國春の三字を扁す、○金剛院 釜野山と號す、本寺前に相傳ふ、此寺は鳥羽法印光實卒年を傳へず、光實が事蹟は、「高僧傳」が憩息の坊蹟なり【東鑑】嘉禎元年の條等に見えたり 正應五年八月 中興と云、仍て寶を開山とす、二世慶傳十四日寂す、秀雅弘治二年二月本尊不動長一尺、又荒神弘法の作と傳を置く、△清瀧宮

【寺寶】 △水天畫像 一幅 光寶鎌倉にて水天供を修せし、自書せしものと傳ふ、

○寶藏寺 延命山と號す、曹洞宗二ノ宮村大古は地藏堂なりしが、元和の頃舜桐本寺五世、寛永四年一寺とす、仍て是を開山と稱せり、本尊地藏、△稻荷社

△天神社 △石神社 ○光福寺 圍繞山と號す、時宗、

足柄下郡國府津、開山他阿真教、遊行二世、元

村、蓮臺寺末、應元年寂す、本尊三尊彌

陀日、遊行卅二世記之とあり、△觀音堂 馬頭觀音の

石像を置、○觀音堂二 一は十一面觀音を安す、小澤

廢寺の蹟なりと云、見捨地一 一は正觀音を置、正福寺

廢蹟と傳ふ、見捨地五 兩寺とも廢せし年代詳ならず、

共に等覺院持、下同じ、○地藏堂 神願廢寺の堂なり

と云、見捨地 一畝、石像を置、堂地に中興祖、寛惠の墓碑あり、

文字剝落して見えす、○十王堂 十王、及地藏を置、

慶長の頃、小澤治部宗清、今此人を傳へず、按ずるに、小澤廢寺も、若くは彼が建立せし寺なる 建と傳ふ、村持、下同、○阿彌陀堂

○千手院廢蹟 字松ヶ窪にあり、白田二段三畝を開く、等覺院持、

○塚二 一は小名道場にあり、斥候塚と書し、土俗へび塚と唱へり、高一尺五寸、二尺 一は東海道並木の下にあり、頸塚

と呼ぶ、高三尺五寸、二尺 共に來由を傳へず、

○舊家與左衛門 世々里正を勤む、氏を宮戸と呼べり、等覺院藥師堂本尊の背に、宮戸臣朝と記せるは、即彼が祖先なりと云、天正十八年豊太閣より當村に出せし

制札を家藏す、是臣朝の孫、與左衛門道泉が時なりと云、

○國府本郷村古不保武、賀字牟良 江戸より行程十七里、往昔、當國の府廳を此地に置れしが故、即此遺稱を存するなり、されど古昔の事歴傳ふるものなし、又「倭名鈔」には、國府大住郡に在しと見えたり、是も彼郡中に其蹤跡遺名等存せざれば、何れとも詳にし難し、或は此地古くは大住郡に隸せしを、後郡界變遷ありて本郡中に併入せしとも云べきなれど、其地形をもて考ふれば、此地郡の中央にありて、古昔隣郡に屬せしとせしは甚迂遠なり、今考ふるに、其昔國府廢置變遷ありしを、古傳の存するものなきが故、かかる疑はあるなりけり、國府新宿に、本州の總社六所明神鎮座あるが上、國府の遺名現に存すれば、此地古國府たること辯を俟べからず、猶古國府の事、建置沿革に委しく辯ずべし、又此地の舊名今推考するに、「倭名鈔」當郡の郷名に、餘綾の唱あり、是舊名と云んか、往古郡中にて此地最蚤く開け、多く村落をなせしものにて、郡中宗とあるべき地なりしならん、故に其名郡名に及ぼし、後又國府の廳をも置れしなるべし、國府の號は「東鑑」治承四年十月の條に、國府六所宮と載せたるを始として、彼書往々此稱呼所見あり、下に注

即立場なり、東方、大磯宿へ一里、西方、山西村北の山間に秣場、段別五あり、

○高札場 ○小名 △中丸 古は中丸村として一村落をなせしなり、 △馬場

○神揃山 西北の方、生澤村堺にあり、高二十間許、山上平衍の所、方四十間、 五月五日近郷五社の神輿、集會する故名とす、許は六所明神社の條に載す、○城山 東方、西小磯村に跨り、長尾左衛門尉景春が被官、越後五郎四郎と云し者の城跡なりと云、委くは、西小磯村に辨す、

○馬場 六所明神社領の内、生澤村堺にあり、字櫻馬場、又日陰の馬場とも云、長百廿七間、幅三間半、五月五日、六所社神事の時、こゝにて調馬の儀あり、此所は、古へ小栗判官助重と云者、鬼鹿毛と云馬を賣し所と云へど、うけがいがたし、○切通東方、西小磯磯村、東海道の往還なり、高八尺、幅二間半、

○一里塚 雙塚なり、東海道の左右に對す、塚上に各榎一株を植、東方、大磯宿・西方・山西村の里につゞけり、○化粧塚 西北の方、生澤村堺にあり、由來詳ならず、此所は三

もの併せ見 又或は柳田郷とも唱へしなり、鎌倉建長寺塔頭寶珠庵所藏、永和五年の文書に、相模國柳田郷新日吉今國府新宿に敷地内、云々と見えたる是なり、今國府新宿六所社の古名を、柳田大神と唱へしも、即所在の地名に因れるなり、是も「東鑑」建久三年の條に、總社柳田と見えれば、其頃も蚤く此稱呼は在しと識るべし、天正十八年、豊太閣の出せし制札には、相模國このの郷とす、今村民所藏す、治承四年十月、源頼朝、北條時政等二十五人が勳功の賞を、當所にて行へり、「東鑑」曰、治承四年十月廿二日、着于相模國府給、始被行動功賞、北條氏等二十五人被賞云々、其頃、大庭三郎景親當所にて梟首せらる、鎌倉將軍家譜曰、頼朝自駿河歸相模國府、小田原北條氏の頃は、大形某「役帳」曰、大形百貫四百三十文、國府所に罷成、が采知、及び六所明神の社領、相州六所領、六十五貫伏云たり、今白須甲斐守政徳が知る所なり、其先御料所たる、二年酒井雅樂頭忠知に賜ひ、寛延二年松平大和守直賢に替賜ひ、文化八年白須甲斐守政雅に賜ふ、檢地は天文十二年、北條役帳の後、寛文五年、成瀬五左衛門重治糾せり、民戸百十四、東西十一町餘、南北二十町許、東、西小磯、北、寺坂、生澤二村、東海道村の中間を貫く、幅三間、當所餘、

ノ宮明神の休息所と云、

○林二 地頭林なり、段別二 共に南方字向原にあり、

○海 南方にあり、海濱を古余呂岐之濱と云、獵船二艘ありて、農間には漁業をなす、獲る所の魚は、鱒・鯖等なり、○川二 一は本郷川と唱へ村東を流れ、南方にて海に沃ぐ、幅五間 東海道に係る所、土橋長十二を架す、中丸橋とも云、是は此邊の小名をもて呼べるなり、一は南川と唱ふ、南方を東流し、海際にて本郷川に合す、幅三

○守公神社 手摩乳・脚摩乳を祀る、國府新宿六所社神主近藤因幡が藏する、天文十三年北條氏が出せし文書に、全文は國府新宿六所社燈明分、五百文同九日祭とあるは、即當社の費用として、當時彼社より配當ありしなり、今も猶彼社の末社に屬して、彼社頭の内高二石七斗を配當す、例祭六月廿日、

○眞勝寺 相府山遍照王院と號す、古義眞言宗、大住郡岡頂寺、六所明神の別當寺なり、開山行基、中興眞長、天文三年三月十一日寂す、本尊大日、及び三尊彌陀筆、惠心の畫像を安す、△觀音堂 本尊如意輪觀音、長一尺、一丈一尺、及び藥師所明神の

田八斗六升あり、高入となる、東海道東西に亘りて、村の中央を貫く、幅三間 村東にて、北方に達する岐路あり、幅三尺 伊勢原道と云、

○高札場 ○小名 △上町加美 △中宿 △木ノ下 △原 △月京 △南 △祇園塚 △岸 ○山 西方にあり、古磯山也、不留守伊曾 山王臺・稻荷山・權現山等の名あり ○御林 南方字向原にあり、段別二町五 山等の名あり ○宇田川 南方を流る、幅三 又村北を流る、一流あり、幅九 尺、字小川と唱ふ、○海 南方にあり、獵船四艘ありて漁業をなす、獲る所の魚は、志羅宇 鱈・鯖等なり、浦邊を袖ヶ浦又洵綾浦と唱ふ、

○六所明神社 當社は本州の總社と唱へ、當村、及び國府本郷・生澤・虫窪、四村の鎮守なり、〔行藏抄〕曰、六所大 小社なり、或は本社は是より北、生澤にありと云、按ずるに、當村と生澤相接すれば界の變革せしも知べからず、古は柳田大神と號せしと云、柳田は、所在の古名なり、祭神は、稻田姫命にして、素盞鳴・大己貴の二尊を合祀す、崇神天皇の御宇勸請ありしと云、例祭正月三ヶ日、護摩を修行す、五月五日、國中一ノ宮高座郡宮山、二ノ宮郡中山山西村にあり

本地佛とす、を安す、共に行基の作なり、○寶前院 國府山阿婆寺と號す、本寺前に本尊不動を置、六所明神の供僧をつとむ、故に社領の内を配當す、

【寺寶】 △六字名號一幅、弘法 △藥師堂 △稻荷社 △天神・金毘羅合社 ○梅林寺 谷村山 元祿の鐘銘山とあり、何の頃と號す、淨土宗鎌倉光明 中興待譽享保改めけん傳へず、年六月四日、本尊地藏長四尺九寸五分、行基作、緣起によるに、日寂す、惡太郎と云もの、常に 此地蔵を信仰せしに、建久二年不慮の難を逃れ、又明曆中岡崎某の女も、不思議の災を免れしかば、土人首切地藏、或は化地藏、身代地藏、など稱せりと云、 △鐘樓 元祿十五年鑄造の鐘をか

○彌勒院跡 所在詳ならず、大住郡岡崎金剛頂寺、寛永の頃の末寺帳に、國府彌勒院とみえたり、

○國府新宿古志由久 元祿の郷帳には、國府新宿村と記す、江戸より行程十七里、戸數百十五、東西八町許、南北十町許、東、國府本郷村、西、二ノ宮村、今御料、及び堀十郎兵衛利和知行なり、文政十一年 地檢は、寛文五年、成瀬五左衛門重治改む、寶曆七年、志村多宮が檢せし新

三ノ宮大住郡三ノ宮 四ノ宮同郡四ノ宮 及び平塚新宿に鎮座する、八幡の神輿、神揃山、前村の に集り、一人は三種と號せる、銚の如きものを馬上に押立、又一人は、守公神と號して神を持、次第に列して神揃山の下山高天原と云所に至る、彼五社の神輿、次第に山を下り爰に至り、神事終りて歸社す、此祭事は、養老年間に始むと云へど、未詳にせず、治承四年、賴朝參詣ありし事、〔東鑑〕に見ゆ、 武衛至于相模國府六所宮、文治二年、 當社修造の結構あり、又曰、文治二年五月廿九日、於東海井國分寺破壞、及同尼寺顛倒事、是重被經奏聞、隨事體爲被加修造也、 建久三年、賴朝夫人平産祈の爲神馬を牽る、曰、建久三年八月九日、御臺所御修誦經、十二社之、 一、總社柳田云々、建長四年、 宗尊親王京師より下向し、將軍の事始として幣帛神馬等を納めらる、曰、建長四年、 御幣神馬、可被奉獻之、天文十三年、 北條氏より、社領六所々、諸國二宮總社、社人近藤因幡所藏文書 十五貫七十八文の地を寄附あり、曰、相州六所領、六十 五貫七十八文之内、壹貫二百文御供分、三百六十文燈明分、三百文武射祭、五百文端午祭、五百文臨時之祭、六百文守公神御供分、百廿文同社燈明分、五百文同九日祭、二貫文天王祭、五貫文二ノ宮明神端午祭、五貫文衆徒領、二貫四百四十

六所册神社地圖



四文神主分佈三河守所務、六貫文在廳四人各壹貫五百文宛壹貫五百文宮使一人壹貫五百文職掌一人、壹貫五百文神官一人、六百文兩彌宜、三貫文催促五人各六百文づつ、五百文承仕一人、百五十文手水懸免、壹貫三百文年中諸色、卅貫五百三文卯年増分御造管方、都合六十五貫七十八文、右六所に定候御祭其外供僧社人以下、如注文爲給恩可配當、相殘分三拾貫五百文造管方に付之、年中之造管以日記可申上、田島抱り候社人其外百姓、年貢就令難澁者、小田原申上、所を可拂者也、仍如件、天文十三甲辰十二月廿三日、社僧中、虎朱印あり、永祿に改し役帳に據れば、其地生澤村に在しと見ゆ、天正十九年先規に任せ、社領五十石を宛らる、旨御判物を賜ふ、其地今國府本郷村にあり、正保四年四月制札を賜ふ、日、定、府中祭禮におりて、押買狼藉禁制之事、喧嘩口論禁制之事、有來神事并諸役無懈怠急度可相勤事、社中山林竹木猥不可伐取候事、年貢難澁之百姓有之者可訴出事、官造管諸普請有之節、百姓共致走廻急度可相勤事、附り非分之課役禁制、右之條々堅相守、殊可專祭祀者也、若違亂におゐては、可爲越度、仍而禁制之所如件、正保四年亥四月、安藤右京進、松平出雲守、幣殿・拜殿・神樂殿あり、△鐘樓 寛永八年の鑄鐘を掛く△社守庵 △別當眞勝寺 國府本郷村に住す、鶴岡八乙女大澤氏所藏文書によれば、古は神主持にして、鎌倉八幡宮神主の指揮により、北條氏の軍役を勤めし事あり、日、應申仍當國六所之宮主にて、先代任御引付其地へ參り、申候、於其元可然様口走廻一役可被仰付候、爲其口口謹言、卯月三日、鎌倉神主殿參、横地監物承吉信華押、按ずるに、横地家譜に、監物長廣と云ものあり、是は應永頃の人な

り、吉信は其等の後別當職として眞勝寺の持となれり、子孫なるべき歟、
△供僧四院 實積院 蓮華院 村内に、寶前院 國府本郷村にあり、
△社人十五戸 所々に散在し、各社領の内其職免を配當す、
△社主 近藤因幡、國府本郷村に住す、
△社領の寄附狀全文は前に引用せり、を藏す、其文に據れば、神主分配當の地を北條氏の臣、布施三河守當時、大住郡上下今子孫下吉澤村にあり、彼村の所務せり、故に當時の神條に小傳を擧ぐ、併せ見るべし、所務せり、故に當時の神主は、おのづから三河守が附屬たりしと覺ゆ、某年北條氏の爲に軍役を勤めし事、鶴岡八乙女大澤氏の所藏文書前に引用に見えたり、果して彼に屬せしが故と識らる、是因幡が祖先なるや詳ならず、△神官 出繩主水萬田村に、是鍵取役なり、天文の頃は、寺山清三郎此職を務む、即十二年九月、北條氏より鍵取免を附與す、其時の證書今主水が許に傳來す、日、山下郷寺山之内、田鍵取免令寄進候、但自此田之内、十歩之年貢可出者也、仍如件、天文十二卯九月吉日、寺山清三郎殿、中村小四郎、松田六郎左衛門、按ずるに、寺山清三郎は、即主水が家祖にて此頃は寺山を稱せし由傳ふれど、其實は中古以來、主

水が家にて其職を繼し而已、其家の祖先にはあらざるべし、萬田村文祿三年、及び慶長中、彦坂小刑部元正が出せし水帳に、六所社領五十石之内、中畑二段歩、主水に可渡云々、と見えたるに據れば、其頃より相續せしものと知らる、△執事 近藤右馬允、△在廳四人 戸塚玄蕃・牛村左衛門・後藤右門・戸塚左兵衛、已上各國府本郷村に住す、△大禰宜 三野島神七、△小禰宜 三野島佐次、已上村內、△催促五人 近藤主膳・戸塚右門・柳田戸右衛門・同本丞、各國府本郷村に住す、後藤十郎左衛門、△宮使 後藤掃部、已上生澤村、○牛頭天王社 六所社神主近藤因幡が藏する、天文十三年、北條氏の出せし文書全文は、六所社書の條に引用す、中に、二貫文天王祭とあるは、即當社祭事の費用として、彼社より配當ありしなり、今も彼社の末社に屬し、社領の内、高一石六斗九升七合餘、を配當す、○日吉山王社 本地佛三尊彌陀を置、例祭六月十五日、創建の年代を傳へず、建久三年、頼朝の夫人平産祈の爲、神馬を牽れし事あり、【東鑑】日、建久三年八月九日、佛寺、奉神馬被修誦經、御臺所御産氣、鶴岡相模國神社二社之一、新日吉云々、蓮花院持、△末社 秋葉 稻荷 ○天王社 寶積院持、下同、○諏訪社 ○稻荷社 ○天神社 青木天満宮と號す、大巳貴尊・素盞鳴尊・日

稱見ゆ、其頃は神主ありて執事せしと識らる、二年四月廿七日、相模國生澤直下社神主清包、與地頭土屋三郎、降於御前遂一決、是清包爲地頭被切取社内桑之由所訴申也、降りて寛文の頃も、猶此遺稱ありしこと、棟札の文に見ゆ、曰、奉造營、鷹取直下山、富士淺、間善薩廣前、寛文元年三月三日、本地佛薬師を安ず、例祭六月八日、天正十九年社領二石の御朱印を賜ふ、観音寺持、△薬師堂 今廢せり、○御嶽社 清光山の號あり、村持、下同、△撞鐘 正徳元年の鑄造なり、△山王社 子神社、○辨天社二 各東西溜池の中島に祀る、○山王社 ○藏王權現社 ○天神社 村民持、○観音寺 清生山と號す、天台宗、大住郡土屋村 本尊十一面観音、△稻荷社 ○東昌寺 生澤山と號す、曹洞宗、大住郡下吉澤 開基東昌寺善等、俗稱を傳へず、寶徳三年七村松岩寺末、寛永二十年八月七日死す、五輪塔の古墳あり、中興開山眞達、月七日寂、本尊釋迦、△観音堂 △白山・天王・秋葉合社 ○阿彌陀堂 村持 下同、○地藏堂 ○観音堂 村民持

○虫窪村 無志久 江戸より行程十七里八町許、民戸二十八、東西十四町半餘、南北十二町餘、東、生澤村、西、村、南、國府新宿、二ノ宮二村、北、黒岩村、今武田大膳大夫信典知行す、寛永四年、木部藤左衛門直方に賜ひ、延享二年御料と爲す、四年、寶暦六年より武田氏の采地となる、檢地は、天正十九

年改の後、元祿十四年正月、木部藤左衛門糺せり、村西に土屋道係れり、尺、幅六、村の東南に秣場、八町六あり、○高札場 ○小名 △下田 △喜多橋 △向窪 △入之窪 △臺 △船窪

○山 愛宕山、許、登二町 谷戸山・長坂山・丸山・中尾山・しけさは山等の名あり、○川 南北二方の山水二條、尺許、幅各四東流し、字前下田に至り、會合して一流となり、幅七尺、東南に沃ぐ、

○天神社 鎮守なり、例祭九月廿五日、天正十九年社領一石の御朱印を賜ふ、神主を二宮彌五兵衛、吉田家の配と云ふ、○山王社 村持、○八幡宮 村民持、

○慶林寺 本宗山と號す 曹洞宗、大住郡下吉澤 村、松岩寺末、慶長元年の創建と傳ふ、開山間達、本寺五世、寛永五、本尊釋迦 △稻荷社 ○阿彌陀堂 慶林寺持、

○黒岩村 久呂伊 江戸より行程十七里半、民戸二十五、東西廿五町許、南北七町餘、東、生澤村、西、西ノ久保村、上吉澤、北條氏割據の頃は、大形某知行す、【役帳】曰、大二十文、國府癸卯檢地辻、此外二十、今窪田主水・伏見勘解由貫文、黒岩村御料所に罷成云々、

○神明社 東光寺持、下同、○第六天社 ○山王社

右衛門正俊、采地を檢地せり、西北に亘りて土屋道係れり、郡土屋村に達す、

○高札場 ○小名 △向谷 武加比 △岩町 △堂ノ前

○山 堂ノ上山・丸山・向山・大久保山・中ノ山・斥候山・長尾山・なから山・囊山、呂也麻、等の名あり、

○池之明神社 鎮守とす、神體丸石、長五、本地佛薬師を置又神鏡一面、徑八、を安ず、裡に寶永四年の銘あり、鏡水山池之大明神、寶永四年戊子五月吉祥、長六、日、奉納願主守屋正春、人見和泉佐、相殿に石一顆、長六、を祀り、岩嶺明神と唱ふ、例祭九月八日、△別當寶積寺 黒岩山と號す、古義眞言宗、大住郡土屋村 開山覺雄、延六年五月廿三日寂す、本尊彌陀、△稻荷社 ○山王社 村民持、

○正泉寺 黒岩山と號す、曹洞宗、大住郡下吉澤 起立は天正十三年と傳ふ、開山間達、本寺五世、寛永五、本尊正観音、△金毘羅・天神・稻荷・道了合祠 ○地藏堂 村持

○西ノ久保村 爾之廻玖 江戸より行程十七里半、正保元祿の國圖には、共に西窪村と記す、西方一色村界に山あり、其西の窪地なれば村名とす、民戸二十、東西四町、南北七町、東、虫窪、黒岩二村、西、一色村、南、中里、今小幡又十郎知行す、古御料なりしが、明和 土屋道村東を通ず、方北

○飯繩社 鎮守とす、例祭九月廿四日、村民持、○天王社 村持、下同、○薬師堂 ○庚申塔ノ森 社もなく塔のみ建り、高三尺、槻松樹二株、圍各八、を神木とす、

○一色村 伊都志 江戸より行程十八里、民戸八十、東西十七町、南北十三町、東、西ノ久保村、西、足柄下郡小竹村、四村、南、本郡中里村、北、西、今大久保甚右衛門・田澤縫ノ久保村、及大住郡土屋村、今大久保甚右衛門の年代、村殿・深谷鎌吉・成瀬吉次郎等の知行なり、各拜賜の年代、村南より西北に亘りて、大山道係れり、西隣足柄上郡井ノ口村に達す、幅九尺、

○高札場三 ○小名 △大殿畑 △梅ノ木 △北ノ根 △中南 △下南 △下向 △下合 △打越

○山 久杉山・林臺山・杉ヶ入山・塚越山等の名あり、○井ノ口川 大住郡五分一村より來り、村の中程を流る、幅九、○打越川 字杉ヶ入邊より湧出せる山水二條、小名打越に至り合して一流となり此川名を唱ふ、幅六、

○神明社 東光寺持、下同、○第六天社 ○山王社

○東光寺 日照山と號す、古義眞言宗、大住郡土屋村開山傳祐、本尊不動、○淨源寺 寶林山光明院と號す、淨土宗、芝増上寺末、往古淨圓寺と云小寺なりしが、元和年中乘應 寬永十二年十と云僧、此寺に來り再興して今の寺號に改めしと云、故に應を以て中興開山とす、本尊彌陀三尺三寸、は聖德太子の作と云ふ、△稻荷社 △觀音堂如意輪觀音を置、又西國三十三所の模像を安ず、△地藏堂 弘法の作佛尺一を置く、淨源寺持、

○中里村 奈加佐 古は中里郷と唱ふ、文祿三年檢地帳に、相模國小中郡、中里郷云々、江戸より行程十七里半餘、民戸七十七、東西八町餘南北十一町餘、東、二ノ宮・虫窪二村、西、一色村、及び足柄久保二村、今伏見勘解由、古御料所、寬永十年設樂主馬之助に賜り、後御料に復し、寬文三年稻葉美濃守正則領地となり、天和二年又御料となり、元祿十一年倉橋氏に賜、等知行す、檢地は文祿三年、慶長八年改の後、寬文五年、稻葉美濃守正則其領地を改む、大山道村の中央を通ず、幅九尺、秣場四所段、二は各六段、にあり、

○高札場 ○小名 △假宿 加利 △軒吉 能機 △栗屋 △四谷 △中島 △宮久保 △貝ヶ久保 △扇畑

新編相模國風土記稿卷之四十一

村里部 淘綾郡卷之三

二ノ宮庄

○大磯宿 於保伊 江戸より行程十六里、當所は東海道五十三驛の一なり、延喜【兵部式】當國傳馬の數を記せし條に、本郡五匹と見えたるもの、他に斥す所なく、全當所に的して、古より驛路たる事識るべし、南方宿裏、すべて磯濱にして、長磯、長十間、短磯、幅三間、或は烏帽子岩など唱る磯あり、因て地名に呼べるなるべし、【倭名抄】郷名の部に、伊蘇磯長等の名を載す、是當所の舊名ならん歟、後區別し大小をもて分ち唱ふる事も、や、舊き事にや、小磯の内、東西に分ち呼ぶ事は、正【源平盛衰記】【平家物語】【東鑑】等に其名散見せり、且古くより相繼で驛路たる故、行客の事跡も又諸記に往々見えたり、耳目に觸るゝもの、今爰に併せ採録す、治承四年八月、和田義盛當所を経て酒匂に出張せり、【源平盛衰記】曰、八月廿五日、和田義盛三百餘騎にて、腰越、

○山 へい久保山・池川山・大藏ほう山・田ニ谷津山・栗屋山・山王山・梅ノ木山・鬼澤山・宮後山等の名あり、○鹽海川 村中を流る、幅三、一色村井ノ口川の downstream、○打越川 村の中程を流れ、鹽海川に合す、間、幅二、○萬年堰 村内にて鹽海川を分水し、當村及二ノ宮村の用水とす、萬年七郎右衛門高頼、掘割し堰なれば、かく唱ふと云、

○明星 阿加明神社 鎮守とす、祭神詳ならず、本地佛は虚空藏なり、正保三年の棟札に見えたり、例祭六月廿三日、村持、下同、△神樂堂 ○天王社 ○第六天社 村民持、下同、○山王社 ○神明社二

○寶泉寺 中里山と號す、曹洞宗、二ノ宮村、開山舜桐、本寺五世、寬永四年五月十二日寂す、本尊地藏、○藥師堂 行基の作佛二尺六寸、を本尊とす、脇立日光、月光、及び十二神の像を置、二ノ宮村大應寺持、

新編相模國風土記稿卷之四十終

箱村、八松原・大磯、小磯打過、文治元年五月、内大臣宗盛父子で、酒匂の宿に着にける、

京より下向の路次、當所を歴て鎌府に入る、曰、内大臣下磯、唐ヶ原・相模川・腰越・稻村、打過て、鎌倉に着給ふ、【平家物語】壽永三年重衡下向の條にも、小磯、大磯の浦々打過て云々、四年六月、奥州泰衡より、貢金貢馬等を京師へ奉るの使、當驛に止宿す、【東鑑】曰、文治四年六月十一日、奥州泰衡京進貢是に始て見、建仁元年六月、源頼家、江島へ詣するの序、當驛に止宿し、遊女を聚て歌曲を催せし事あり、六月一日左金吾、御參江島明神、以此次、令遣遙相模川邊、給、中略、今夜到大磯令止宿給、召遊女等被盡歌曲、貞應二年、源光行、當所の磯邊を經て鎌倉に下る、時に詠吟あり、【海道記】曰、大磯の浦小磯の浦遙々と過れば、雲のかけはし浪の上に浮みて、鵲の渡し守天ツ空に遊ぶ、哀れさびしき旅の浦かな、ながめ馴てや人は行らん、大磯や小磯の浦風に行とも盡す返る袖かな、文明十二年、太田持資京に上る時、當所其路次たり、時に詠歌あり、行、曰、大磯に至りて、草枕おき行露も、十八年、聖護院准后道興巡國の路次、當所にかゝれり、時に遊女虎が事を思ひ寄せて詠吟あり、【回國雜記】曰、大磯の宿と云る處は、古虎と云好今は又虎臥す野邊と荒に、永祿三年、上杉輝虎小田原を攻伐けり人は昔の大磯の里、永祿三年、越前俊於相し時、當所に陣を取れり、小田原、而陣營大磯小磯云々等邑、

文祿四年七月、豊臣秀次征討の時、東照宮も京に上らせ給ふ、則十八日當驛御宿陣なり、【東武談叢】曰、文祿四年乙未七月、秀次の隠謀征討の爲、家康公も上洛あるべしとの事にて、同十四日に飛脚江戸に到着す、是に依て翌十五日、家康公江戸を御出馬有て云々十七日藤澤、十八日大磯云々、寛永十一年六月、御上洛の路次當驛を過らせ給ひ、濱邊御遊覽ありて御詠歌あり、【柳營上洛記】水無月の中の十日に、江府の柳營を出御ならせ給ひ、廿二日大磯より晝の御中やとりを出させ給ふ、御道すがら海邊の眺望を御詠覽あるに、汀の松陰移りて浪に浮べるさま、いと興ありければ、うつす繪も及ばぬ山の海かけて松に浪こす浦のながめは、此御詠を寛永御上洛道中尊詠には、うつすともえや、は及びむ海山の松にも波のかゝる詠めは、とあり、十三年、朝鮮人來聘の時、淺野又一郎長綱、仰を承け當宿にて三使を獲す、【寛永譜】曰、淺野又一郎長綱寛永十三年、朝鮮國當驛、舊くより宿驛の唱へありしが、【東鑑】文治四年の條に、大磯驛と見え、【回國雜記】に大磯宿と云へる所に云々と、寛文中の水帳には村とあり、共に前の條下に引用せり、寛文中の頃より又宿と唱へけん詳にし難し、又東小磯村、加宿となりしは、寛文以前前の事と傳へて、詳ならざれど、既に寛文の水帳には、加宿東小磯とあり、東西二十九町半餘、南北十二町、東、古花水川を隔大住郡平塚宿、及び本郡高麗寺村、西、小磯村、南、海北、高根二村、戸數六百七十

八、内本陣三、一は小名北本町、二は南本町にあり、旅籠屋八十五、此内大家の分を脇本陣に充ると云、又此内東小磯村に住する民、往還の左右に連住す、此餘海邊に漁者二百戸數あり、當所北方は山にて、東南は海濱なり、按ずるに列住せり、【名所方角抄】には、大磯小磯とて中間五六町あり、南は汀なり、北は野なり、富士は乾の方に見えたり云々とあり、今當峯往還より、望まれず、北方の山に倚て見ゆるな、故に屢風波の難あるに、總て古今の沿革合考して識るべし、故に屢風波の難あるに據り、悉く平家造りなり、【板葺のさま、小田原葺に似て少製鳥の羽を重ねたる、農隙には、其居の便宜に任せ、或は行旅の少憩に酒食を嚙ぎ、或は海濱の漁業を以て生産を資く、天文の頃は、笠原玄蕃助は采地にして、宿内海邊に居住せり、【東國紀行】曰、今夜旅泊は、此磯枕思ひ出なるべし、入遣はして儲したり、たゞにはとて一折の懇望尤の由にて、若草に波もとをよる磯邊哉、旅宿は山陰の小庵云々、永祿二年の【役帳】にも笠原美作守が知る所と云、【日、笠原美作中郡大磯、按ずるに、玄蕃美作同人なる、或は父相續なせしものか未詳にせず、檢地は、寛文六年、坪井次右衛門改む、元祿十五年、平岡三郎右衛門、三十五合、享保十七年、日野小左衛門、一石、宇虎ヶ池、寶曆七年、志村多宮、二石二斗、明和七年、久保田十左衛門、二石二斗等が檢地せし新田あり、東海道宿内中央を貫く、幅三間より五間

至る、土人傳へて今村の北方字駒留橋邊より凡二町許西に入り宿裏直道にて愛宕御林裏通り、東小磯妙大寺及び御嶽社前通り字池ノ下立野より西小磯村に通ずる野道あり、是古海道なりと云、是非詳ならず、

○高札場二 一は海手にありて、浦方の提書四枚を掲ぐ、一は寛永八年、一は正徳元年、一は享保六年、一は某年辰八月令せらるゝ所なり、

○小名 △山王町 △神明町 △南本町 △北本町 △南下町 △北下町 △南茶屋町

○問屋場二 一は南本町にあり、南組と唱、問口五、一は北本町にあり、北組と唱、問口三、句を期として相交り勤む、問屋年寄一人宛、帳付四人、人足役馬、東海道の人馬、指共二人宛、日々交代して事を執る、西方足柄下郡小田原宿へ四里、良方大住郡平塚宿へ二里半の脇道、是は東海隣郡平塚宿地内にて北方に分る、を繼送る、人夫百人、馬百疋を定額とし、傳馬役地子一萬坪を免除せらる、【免除の年】寛文以前のこと、定助郷、高一萬五千五百六十石は、元文三年六月證書を賜ふ、【此村郡中十三村、大住郡十三村、都て二十八村なり、又加助郷、高三千四百八十二石八斗九升六合、【此村郡中一村、大十七村、を以て、其役の助けとす、問屋給米七石、寛文】

五年より賜ふ、又寛政十年より、繼飛脚給米二十八石九斗二升を賜ふ、安永三年十一月、當宿困窮の聞えありて、七ヶ年の間貸錢四割を増賜へり、期年の後、二割増に定られ、文化七年十月、又三割を増加し、今は五割増となれり、

○一里塚 宿の東、並木中にあり、方三間、雙塚なり、北側梅檀樹を植う、南側は古榎樹あり、【梅檀樹を植う、南側は古榎樹あり、】西方國府本郷村、東方大住郡馬入村の里塚に續けり、

○山 八俣山 【高凡七丈許、高麗寺山に續けり、】 谷原山 【高六丈、】 王城山 【高四丈、】 跡と傳、一子山 【高七丈、】 立石山 【高五丈、】 東小磯 【高四丈、】 羽白山 【高四丈、】 等の名あり、

○御林二 一は東方字濱嶽にあり、【段別三段、一は西方字愛宕にあり、【段別八畝、】】 共松林なり、○化粧坂 東方並木の間、小高き地所を云、○唐ヶ原 或は諸越原とも記す、正保國圖に、稍平塚驛に接せし海岸の地を唐ヶ原と題す、されば古は其邊より高麗寺山麓をかけた、一面曠莫なる郊原と識るべし、宗祇が【名所方角抄】に、北は野と記せしも爰を斥せるならん、今は彼山麓往還より東嶽、田畝となりし所より以南をのみ唱ふ、彼

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

○塔前寺 金龜山と號す、本寺前に、中興有眞、本尊地藏を安す、△稻荷社 △鐘樓 延寶二年鑄造の鐘を掛、

○楊谷寺 灯燈山明星院と號す、天台宗、高麗寺村高麗徒たり、享保六年八月、寺傳に、當寺は永正元年、伊豆國養國寺より此地に移ると云ふ、もしくは此地楊ヶ谷の唱

あれば、もと養國寺と號せしを、此に移りて文字を改しも知るべからず、寺傳他に據ところ無れば今考べからず、開山慶傳、中興眞純、元文四年八月、本尊薬師、長四寸、行 ○慶覺院 小洵綾山東昌寺と號す、高麗寺門徒基作、

同、本尊阿彌陀、長一尺、惠心筆來迎佛の畫像一幅を寺寶とす、○法光院 海見山香取寺と號す、中興慶山、享保十八年九月四日寂す、本尊地藏、○常樂院 灯燈山明星寺と號す、本尊地藏を置く、○妙輪寺 福聚山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷、開山日輪、大經院と號す、本寺三世な本尊、妙本寺末、開山日輪、延文四年四月四日寂す、本尊三寶を安す、又日蓮、身代守護の像と云、

日輪の像を置く

中興長盛、寛永五年十一月 本尊薬師を安す、秘佛とす。○福

壽院 歡喜山と號す、前寺、中興有宣、延寶三年七月四日卒、本尊不動を置く、△稻荷社 △天神社 ○千手院 遍照山と號す、本寺前、中興を宥傳と云、延寶四年五月 本尊不動、同日寂す、廿日寂す、

く、
【什寶】 △日蓮眞筆一軸、其文に、人師の釋、所依の經論疑なき由、享保十七年正月、日蓮の裏書あり、
△曼荼羅一軸、日、日輪と記す、華押あり、こは二世日尙に授與のものなり、
△毘沙門堂 本尊は傳教作、長六、厨子の裏に住僧日壽修補の記あり、
日、根本傳教大師之御作而、勅滿願寺日量殿修補之、別在佛工定券矣、按ずるに、此定券は、佛師駒井安之進が、明和七年寅十月、駿州富士郡河合村妙興寺顯道院へ贈りし書にて、傳教大師眞作の由を記す、顯道院日壽後當寺に住職するに及び、持して此に安せしなるべし、爰に鬼子母神、稻荷の二像を合せ置く、△鐘樓 延享四年の鑄鐘を掛、○延臺寺 宮經山と號す、法華宗、甲州身延、開山日道、本寺十九世、慶長七年十二月十二日寂す、開基は宿内の民次郎右衛門、慶安元年二月十四日死す、法名 本尊三寶祖師、及鬼子母神、十羅刹女、開山像を置く、△番神堂 寛永八年、檀越今村傳四郎正長、造立の由棟札に見ゆ、日、信心且越、今村傳四郎正長、法號了知院法仙日泰、圓臺寺鎮守番神の寶殿建立之、寛永八年五月如意珠日、日蓮と記す、鬼子母神、傳教作、長七寸、遊女、虎池辨天と稱す、も、信用ならず、七面等を合せ安す、△虎子石 番神堂

中に置く、長二尺一寸、幅一尺許、高四寸五分、曾我十郎祐成身代り石と號す、石面に鏤痕あり、其昔十郎祐成、遊女虎が許に通ひし夜、怨嫉の者遠矢をもて射たりしかど、此石其所に飛到り、其矢空しく石に中りて、祐成恙なかりしかば、虎奇として歡び、深く是を愛玩せしとぞ、彼が遺愛の石なるをもて、虎子石と稱すと傳ふれど信じ難し、林道春が丙辰紀行に、此石の吟あり、

日、大磯に、曾我十郎が妾虎が舊跡ありとて、一の石を人々集り見て、もたけころはかしなと跡、昔より虎石と名づけ

今にあり、十郎慷慨愛於苑、血氣武人犀甲 又林春齋が癸未

紀行にも詩あり、曰、大磯路邊有虎石、虎娘元是倡家人、

片石問 舊は鳴立澤邊に在しを、廿年許已前爰に移せし

と云、今は錦を纏はして猥に見る事を禁す、○大運寺

群生山普廣院と號す、淨土宗、芝増上、開山秀譽、讚蓮社

元和中寂す、中興相譽、實蓮社と號す、寛文二 本尊彌陀、心

と云ふ、作、長 三尺、を安す、○海前寺 龍澤山寶珠院と號す、淨土

宗、願寺末、中興貞譽、尊蓮社と號す、慶

長二年二月寂す、本尊三尊彌陀

を安す、○善福寺 龍頭山花山院と號す、一向宗、

京西六條本願寺末、天正中一旦東

派に轉じ、安永二年再本門に屬す、開山了源、寺傳に據れば、

伊東入道祐親が

二男、九郎祐清が子にして、祐清木曾義仲の爲に討死の後、

外祖父狩野介に養はれ、伊東四郎祐光と稱す、後叙爵して左

衛門尉に任ぜられ、當國平塚を領し、花水の邊宿河原に居住

す、和田合戦及び承久の亂に勳功あり、然れども常に名利を

避る心深く、遂に嘉祿元年五十六歳にして世を遁ると云へり

大谷遺蹟録には、曾我祐成が子と云、三浦那東浦賀乘譽寺の

傳記にも、祐成が子とし、母は大磯ノ虎女、童名祐若河津三

郎信之と稱すと見えて、其傳へ一定せず、今按ずるに、寺傳

に云處、祐清が事蹟、【東鑑】と異にして、且祐光が平塚を領

せし事、其餘軍功の聞え、所見なくして疑はしき事多し、又

祐成が子とするも父子の年齢合 は、種鸞の徒弟、關東六

老僧の一にして、第二座に居れり、初は台家の宗脈を

受て、平塚入道法求と號し、花水の幽栖に在り、【大谷遺

蹟録】に

は、初台家たり、後高麗權現の別當職に補せられ、寛喜元

年、更に親鸞の徒弟と成て、一向專修の徒となり、法

名を了源と改む、師に隨從して巡歩する事數年、師其

至誠を感じて手づから太子の像、明曆二年三月四日、東

に收む、及自己の壽像、長二尺三寸五分、を刻して授與

す、源歡喜の餘り一字を起立す、當寺則是なり、建長

△碑二基 一は深草元政が西行の讚詞を鐫り、好名 之人不受千金、欲利之士不捨一針、西行之於銀猫也、輒受焉、即捨矣、可見其無名利之心也、又覺之強直也、一見翠鳳焉、又可見其所養之深也、孔子曰、根也慾焉得剛、吁非無名利之心、豈得所養之深也哉、按ずるに、此詞扶桑隱逸傳に載する所なり、一は戸田茂睡が建しものなり、中央に、鴨立澤戸田 思へ昔の秋の夫ならて鴨立澤に残す我名を、廣に天 和三年三月廿五日、爲亡息高野詣之序造之と鐫す、

○鞍掛石 字杏形往還の西畑にあり、方二間、往古、鞍を掛し事あるをもて名を得しと云、○猫塚 同所にあり、方九尺、由來詳ならず、土人傳へて、花水橋修理の時、此塚許に、粟粒色の土塊出づ、を穿しに、小石累々と埋れり、其邊下に石櫃あり、鬼崇を怖れ、元の如く埋しと云ふ、

○御茶屋跡 宿内地福寺域の邊を唱ふ、其廣表定かならず、廢せし年代も詳ならず、寛文中の水帳に、御茶屋替地高三尺と云事見えたり、文祿四年七月、東照宮當宿に御着陣ありし事、又寛永十一年、大猷院殿御上洛の時、晝の御中舎り在せられし事など、皆當所の事なるべし、事は前に詳なり、又此所の接地、本陣才三郎が宅地の邊に、御厩道と號する字あり、寶永二年迄、其道幅二間、長存在せしが、是年十二月、御拂地となりしより、今は年貢地なり、當時才三郎が祖先、買得せし事、彼家所藏

の文書に見えたり、曰、覺、屋鋪一畝廿二步、此代永五貫 磯町並表口二間、裏行廿六間之御厩道、此度御拂入札申付候處、落札に付書面之代金請取之、右屋鋪相渡候條、永可爲地主者也、寶永二年四月、大磯町才三郎へ、平岡三郎右衛門、○蓮華寺蹟 字愛宕御林の下に在、本尊彌陀は宿内慶覺院に收む、古は宿南に在しが、元和六年八月、宿民に其地を讓與へ、宿民衛所藏文書曰、渡申蓮華寺屋鋪之事、右是者、上町屋鋪割に付而、寺地に相抱置候、依之蓮華寺從前々屋鋪之内、貴所へ半分被相抱候、殘而居地計に而、寺地に不相成候、貴所上町之抱地上に、蓮華寺建立仕候に付而、先屋敷割、貴所へ永渡し申、此爲地領金子一兩一分請取申、蓮華寺相建申候、若從横合此屋鋪之儀に付而、異議申者有之付而者、吾々罷出子細可申分候、爲後日如件、元和六年庚申八月十二日、石井又兵衛殿參、蓮華寺、楊谷寺、各華押、今の廢跡に再建せり、其後廢せし年代詳ならず、○磯多助左衛門 小頭役なり、當宿及五ヶ村、大住郡、伊勢村三村、及高座郡、の黨類を支配す、宿内に配下十八軒あり、此内八郎右衛門と云者、通閉散、又截雲丹と云妙薬を出す、江戸より多く乞求る人ありと云、○加宿、東小磯村比加志巨 往古は、此地及び大磯宿西小磯村、共に一區たり、後二分し、大小をもて分ち唱ふ、大磯、小磯の別稱、古記に散見せ 其後小磯の地、東西二區に

分ち唱ふる事、其年代詳ならずとされど、正保の國圖には、小磯とのみ記して其別を云はず、但し此頃も、小名の如く土人私には別稱せしも識るべからず、寛文の水帳に、初て加宿東小磯と記せり、是に因て按ずるに、正保已後全く東西二村に分析し、其後寛文已前加宿となりしものか、又此地を裂て加宿となすに及び、自然東西二區の別稱起りしものか、今詳にし難し、村内の諸事は、總て本宿と共にし、只年貢割付等の事は各別なり、延寶二年、坪井次右衛門良充、七斗一升、寶曆七年、升九合、同九年一升の兩度、志村多宮が檢地せし新田あり、東海道村南を通ず、幅本宿に同じ、

○小名 △南臺町高地なる故此唱あり、 民家左右に列住す、○山 泡多羅山此山萬田村に跨れり、 立野山・不老門山・堀切山等の名あり、就中立野山は、相模なる立野の山の霧迷ふ小餘綾の磯の歸るを、 及び、宗祇が「名所千句」に、忽に君に逢ふと思は 等に見えて、其名舊く聞えたり、○御林二 共に、字濱邊に在り、松林なり、一は八町四段二畝廿三歩半、一は是は村内里正の祖父久右衛門、四十年前より松苗、年々落葉木植立、文政五年官に申て、御林となりしなり、年々落葉永八十八文を收む、

○御嶽社 鎮守なり、神體三軀を置く、例祭九月九日、妙昌寺持、○一本松稻荷社 妙昌・妙大二寺にて隔年に進退す、○妙昌寺 大乘山と號す、日蓮宗、鎌倉比企谷妙本寺末、 當寺往古は妙大寺地續にありしと傳ふ、轉地の年代詳ならず、舊地は今に妙昌寺古屋敷と 唱、本尊三寶四菩薩、及祖師の像を安ず、中興を日征と云、是應仁中の住職と云へど、來歴總て詳ならず、△鬼子母神堂 本尊長六、は傳教の作と云、享保十三年本寺輪番日辰が書せし、略縁起に據れば、往昔京に榮信と云僧あり、叡山の麓にて此像を得得し、後僧日慶に附與す、慶又寶永二年、當寺の現住日隆に授與せしものと云ふ、○妙大寺 乘勝山と號す、本寺前に 開山日語、法性院と號す、 文明二年三月十七日寂す、本尊三寶四菩薩、鬼子母神、及日蓮の像を置く、【寺寶】△日蓮筆、首題一幅、弘安三年日蓮と書し、華押あり、又側に俗彌太郎と記せり、 △同筆、聖教之切一幅、外に日蓮の鑒定書あり、曰、汝等府法華寺日班、妙大寺に寄附す、慶長三年三月十八日日懺、と記し、華押あり、 △日向筆、曼陀羅、弘安六年十月八日日向、四 △日詔筆、曼陀羅、條金吾賴本與之と記せり、 長十三年正月廿三日、日詔とあり、

△妙正明神・子神合社

○西小磯村爾志古伊蘇牟良 往古は大磯宿、及加宿東小磯共に一區たり、後大小二區に分れ、後又小磯の地、東西二區に分割せし事は、既に大磯宿、及び東小磯村の條に辨ぜしが如し、江戸より行程十六里三十町、戸數百三十九、廣十三町、袤十八町許、東、大磯宿、西、國府本郷村、北條氏の頃は花之木の所領たり、〔役帳〕曰、花之木、百貫文中郡小磯、今御料所及び瓦林幸之助・堀中務等の知る所なり、文化八年、村高の内兩氏に、檢地は、寛文六年、坪井次右衛門良充改む、又享保十七年、日野小左衛門十石一斗 寶曆七年、志村多宮四石三升三合 等が檢地せし新田あり、高入となる、東海道、幅三中央を貫く、傳へ云、村内切通開けざる已前は、北の方宇賀神則大磯宿の條にも辨せし、古海道是なり、又北方に分る、岐路あり、伊勢原道と云、小名中分より分れ、萬田村に達す、村北萬田村境に秣場あり、當村及び大磯村・萬田村等入會なり。

○高札場 ○小名 △本郷 △田中 △西方 △高砂 △中分

○城山 西方にあり、登一町頂に老櫻樹あり、こは長尾

左衛門尉景春が被官、越後五郎四郎が籠りし城跡なり

文明九年、太田左衛門入道に責破られし事、〔鎌倉大草紙〕に見ゆ、曰、文明九年、長尾左衛門尉景春、謀叛を起春が被官人、越後の五郎四郎、小磯と云山城に桶籠る、太田左衛門入道、下知して扇谷より勢を遣し、同三月十八日、小磯の要害を責らる、一日防ぎ戦ひ、夜に入られ、越後五郎四郎不叶して城を渡して降参す、此他萬田、寺坂境、總て連山なり、○御林四 各松林なり、一は三段六畝七歩、一は九畝、○切通 國府本郷村境にあり、幅三間 即東海道往還なり、○海 南方にあり、此海濱を小餘綾浦と云ふ、潮干五 地引網をもて鱈・鯖等を獲、○切通川 村北の山水二條、會合して南流し、幅二間 東海道往還、字切通を横ぎる、故に此川名を得直に村内にて海に沃ぐ、○溜池 北方、字八木澤山下にあり、長三十間、幅十八間、公費をもて修理せられしが、中絶して今は形のみを存す、○十二社權現社 村の鎮守なり、神體白馬に乗り弓矢を持ち、往古は白岩權現と號せしと云、白岩は所在の字なり、例祭は正月七日、流鏝馬式あり、村民八 天正十九年十一月、社領一石の御朱印を賜ふ、松樹一株あり、圍七尺、神木

と唱ふ、金龍寺持、下同し、△鐘樓 天保四年の鑄鐘を掛く、○牛頭天王社 是も村の鎮守とす、○宇賀神社 畑中に小祠を建、村持、

○金龍寺 小磯山と號す古義眞言宗、大磯宿地、中興を深譽と云、本尊不動を置く、又弘法の畫きし、不動及び八祖の像あり、○圓昌寺 白岩山と號す、本寺前に、不動尺九寸、明、を本尊とす、△天神社 ○觀音堂 金龍寺地境、西方除地内、石階の上に建り、本尊十一面觀音、長二尺七寸、及び前立あり、此堂、元は字觀音谷にありて、別當を眞樂寺と云、今廢、縁起に據るに、光明皇后の守本尊にて、良辨僧正鎌倉に下向し、少刻由比郷に安じ、後此地に安置すと云、眞樂寺廢絶の後、何の頃か當所に移轉し、今は金龍寺の持なり、△鐘樓 寛政元年の鑄鐘を掛く、

○藥師堂 村持、下同、○阿彌陀堂二 ○大日堂 ○觀音堂跡 字觀音谷にあり、村内觀音堂の舊地なり、今洞穴に觀音の石像を置き、眞樂寺觀音堂跡と云傳ふ眞樂寺は子遠山と號し、古義眞言宗にて、村内東泉院、今廢、末なり、即此堂の別當たりしとぞ、〔東鑑〕建久三年八月の條には、新樂寺と記せり、曰、建久三年八月九日、御臺所御産氣、

鶴岡、相模國神社佛寺、奉神、馬被修誦經、新樂寺小磯、廢せし年代詳ならず、藏觀音

堂の縁起に據れば、元弘の亂に兵火の爲に焼拂れ、廢絶に及しと云、○東泉院蹟 除地にて、今は金龍寺の進退なり、當院は古義眞言宗にて、大磯宿地福寺の末なりしと云、

○高麗寺村加字羅以慈牟良 江戸より行程十五里餘、當村名は、村内高麗寺に因て近く名づくる所なれども、元來舊き唱へにて、〔續日本紀〕に、靈龜二年五月、駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國の高麗人、千七百九十九人を以て、武藏國に移し、高麗郡を置とあるに據れば、當國も其住國たり、さては當時高麗人、此地に屯居せしなるべし故に地名も是に起りし物と云べし、又〔柿本人麻呂集〕

に、唐ノ里乃左登之唱あり、曰、東路の里に織てするに、是は五畿七道の國名を物名に詠せし中にて、即佐渡を隠せし歌なり、詞書に據れば、後人の後に書添しものにて全人麻呂が眞詠には有ざるべし、是其因にて、やがて此地の古名ならん、猶此邊に、唐ヶ原・唐ヶ濱二所の事、郡の總説に詳なり、など唱ふる地名、舊き物に見え、今に至りても、唐ヶ原は現存せり、是其遺名なり、又按ずるに、〔倭名鈔〕大住郡の郷名に、高來の名あり、唱を註せざれど、例に據れば、多加久と唱しならん、彼郡中斥すべき地なし、若郡界變遷ありて、本郡中に分隸せしにや、今高麗寺、弘安十一

堂内に虎が位牌を置く、法名、法虎妙惠禪尼、嘉祿三年、抑虎女は建久四年五月、曾我祐成討れし後、尼となりて諸山を巡拜し、後當山に入て草庵を結び、幽居せしと云【曾我物語】曰、虎は山々寺々巡りけるが、流石に故里や懸しかりけん、又は十郎が在し邊やなつかしく思ひけん、大磯に歸り高麗寺の山の奥を尋入、按ずるに、此堂は其庵跡ならんか、今詳にし難し、山下村に草庵跡と呼べる所あり、彼村の條併せ見るべし、
 △供所 △本地堂 千手觀音を置く、是高麗權現の本堂と云、應神帝の御宇、海中より出現せしと傳ふ、七年に一度開扉せり、
 △末社 權現社 伊豆箱根の兩 稻荷 道祖神 △二王門、△鐘樓 弘安十一年の鐘を掛く、銘末に、奉治鑄高那四人、別當阿闍梨□□、弘安十一年戊子卯月廿八日、大工大和權守物部國光とあり、光綱及び蓮光がこと、【東鑑】に見所あり、曰、寛元三年八月十五日、將軍頼朝公鶴岡御參、先陣隨兵阿蘇沼小次郎光綱、又曰、仁治三年四月、△別當高麗寺月二十九日、毛呂五郎入道蓮光と載す、
 △別當高麗寺 鷄足山雲上院と號す、天台宗、末傳へ云、昔し大同年中、役小角初て當山に登り、兩部垂跡の事を里人に告し後、法相沙門由來詳な堂社を開建し、其後小野文觀僧正中興すと云、此頃は眞言宗なりしが、何の頃か天台宗となり今に至る、客殿に千手觀音を置く、建久

三年五月八日、後白河法皇、七々日の佛事を鎌倉南御堂に於て修せられし時、當寺の僧徒其事に與る、【東鑑】建久三年五月八日、法皇四十九日、於南御堂被修之、有百僧供養、高麗寺三口、同年八月、頼朝夫人平産祈の爲、當社へ神馬を牽れ、且當寺に於て佛經の讀誦あり、佛寺、奉神馬被修誦經、高麗寺大磯、按ずるに、十五年の、四年三月、法皇一周の忌辰に依り、鎌倉において千僧供養を行ふ、當寺の僧徒又其事に與る、曰、建久三年四月、來十三日法皇御周闋也、仍被供養千僧之間、臨當日各可參上之由被觸仰寺々、俊兼奉行之、高麗寺、按ずるに八寺の一、永享十年九月、持氏追討の時、上杉中務少輔持房當寺に陣を取る、【東鑑】曰、永享十年九月、海道を押破て、大將上杉中務少輔持房、北條氏の頃は、六十七貫房、相州高麗寺に陣を取る、【役帳】曰、五十五貫七百七十七文、七百七十文を領せり、中郡坂間に伏、十二貫文同山下に伏云々、以上六十七貫、今寺領百二十石餘、除地高なり、先規に任せ天正十九年賜ふ、寛永廿年正月、僧正天海十二箇條の捷書を出せり、曰、相模國鷄足山高麗寺雲上院、勤行專事祭禮、可致天下豐饒之御祈禱事、毎月十七日、可致東照大權現御供法味事、令顯密佛法相續、密者守穴太一流、於山門或東叡山可致受戒開闢事、不遂大阿闍梨者、不可致傳法引導事、縱難爲出世器量之人、於亂行僧者、早可令追放立、令峰起候云々、廢せし年代詳ならず、

事、背於國司之制法、不可致私檢斷事、企徒黨不可致公事沙汰事、背於師命者縱雖爲坊中所化、不可令介抱、又雖爲我弟子、於不孝輩者、早可令追放事、從山林下草、至坊中神人百姓屋鋪竹木等、猥不可伐採事、神領之内走入之者、或雖爲縁類知人、牢人一切不可抱置事、御與昇之神人等、不可闕神事祭禮之出仕社役等事、坊中神人百姓等、別當下知者不及申、不可致公儀之御用、所々之掃除等無沙汰事、右條々可相守者也、寛永二十癸未歲正月十七日、山門三院執行探題、大僧正天海、舊き書記寺寶等相傳ありしが、永祿の兵火に多く烏有せしと云、當所は高麗寺山下にして、樹木繁茂し最幽邃の地なり、古くは山内に、中之坊・千手坊・闕伽井坊・上之坊と唱へ寺領宛、各三石 配當の僧坊ありしと云へど、今は廢してなし、山中に澤二流あり、一は瀧ノ澤、一は地獄澤と云、△東照宮 本堂に安置し奉れり寛永中、東叡山に請て神影を是に勸請すと云、正四九月十七日、開扉して諸人に拜せしむ、
 【寺寶】 △牛王刻板一枚、建長七年卯十二月十八日、高麗△慈惠大師肖像一幅、慈眼 △定家卿詠歌一帖、十二月の詠歌
 ○虚空藏堂 熊野社を合殿とす、村民持、別當大磯宿法光院、
 ○高麗寺城跡 今蹤跡詳ならざれど、高麗寺山上に在しこと識るべし、永正七年、上杉民部大輔顯定の老臣、

長尾六郎爲景主に叛きし時、北條新九郎早雲是に同心し、松田・大道寺等を引率して、當所及び住吉の古城を取立、楯籠りし事あり、【小田原記】曰、上杉の家老長尾六郎爲景逆心を起、永正七年六月、吾身は松田・大道寺以下の軍勢を引率し、高麗寺山、并住吉の古城を取立楯籠、又上杉五郎憲房、上乘院に呈する古證文に曰、伊勢新九郎入道宗瑞、長尾六郎與相談、相州へ令出張、高麗寺并住吉之古要害取立、令峰起候云々、廢せし年代詳ならず、
 ○山下村 也末之 江戸より行程十六里、山下郷に屬す、高麗寺山の麓なるが故此名ありと云、天文十二年九月、北條氏より當所の内にて、國府新宿六所宮神官へ、鍵取免として寄附の地あり、萬田村民所藏文書に據る、其文永祿の頃は、大和某の所領、【北條役帳】曰、大和殿、百貫文、中及び高麗寺領交れり、高麗寺領、十二貫文、四年三月上杉輝虎小田原亂入の時、當所に陣取あり、【甲陽軍鑑】曰、輝虎は高麗山の麓山下と云所に陣、民戸五十四、東西十町餘、南北六町、麗寺村及び大住郡上平塚村、西、本郡萬田村、今保々監物・高木富南、高根村、北、大住郡河内・南原二村、今保々監物・高木富太郎・日向主税等知行す、舊は御料所たり、寶曆十二年、地所安永七年日、檢地は寛文五年、坪井治右衛門改む、延寶

元年、同人が檢地せし新田^{二石一斗三}あり、又寛保三年、齋藤喜六郎が檢せし見取新田^{五石九斗三}あり、南境に波多野道^{幅八}係れり、

○高札場 ○小名 △上山下 △下山下

○花水川 東界を流る、^{幅二十}堤あり、○住吉川 高根村谷戸澤の下流にて、當村住吉社邊を流る、より此名起れり、東方にて花水川に合す、^{幅六}堤あり、^{高六尺}より^{九尺}に^至、○金目川 東北界を流れ、是も花水川に合す、^{幅十五}堤を設く、^高一 ○澤 瀧ノ入澤と唱ふ、南隣高根村より沃ぎ、異方にて花水川に合す、^{幅五} ○惡水堀 北界を流れ、東界にて是も花水川に合す、^{幅九尺}、享保二年の頃掘削しと云、

○八幡宮 小名上山下の鎮守とす、天正十九年社領一石の御朱印を賜ひ、慶安二年又一石八斗を増、二石八斗を寄附し賜ふ、海音寺持、下同、△末社 山王 △鐘樓 文化十年再鑄の鐘を掛く、○若宮八幡宮 小名下山下の鎮守なり、例祭四月三日、△末社 山王 ○住吉社 例祭六月晦日、△末社 稻荷 ○神明宮 △末社 山王

○海音寺 西光山成福院と號す、天台宗、高根村莊嚴本尊三尊彌陀を置、慶安二年四石五斗の御朱印を賜はれり、△十王堂 △山王堂 ○觀音堂 十一面觀音 ^{長二尺八寸五分}、^{春日}作、を置、是は八幡宮の本地佛と云、海音寺持、下同、○阿彌陀堂

○山下長者宅蹟 坤方にあり、^{濶四段}今村民等が宅地となる、南西北の三方に土手^許、^{高八尺}跡あり、形ばかりを存す、長者の事蹟詳ならず、【曾我物語】に十郎祐成が妾虎女は、大磯の長か女と云に因て、爰を彼長か宅蹟なりと云説あれど、全く牽強附會せしものにて、信すべからず、○虎草庵蹟 長者宅蹟の傍にあり、建久四年五月、曾我祐成討れし後、大磯の虎尼となり、此所に閉居せしと傳ふれど、既に【曾我物語】には高麗寺の奥に籠りしと云へば、其地方大に違へり、されど此所も高麗寺山下なるが故、地名となると云へば、頗て【曾我物語】に云所も、全く此地なるにや、今詳にし難し、高麗寺村、高麗權現社地藏堂の條、併せ考べし、

○文塚 村民宅地にあり、今塚は崩れて小社を建つ、玉章明神と唱ふ、虎女祐成が贈りし文を瘞めし所とぞ、又此邊に灰塚の字あり、彼文を火焼せし跡なりと云、

○高根村 ^{太加福} 江戸より行程十六里山下郷に屬す、戸數十七、東西十町、南北四町、^{東、高麗寺村、西、萬田村}、^{南、大磯宿、北、山下村}、今保々監物知行す、^{古より御料所なりしが、寶}檢地は、寛文五年三月、同十年四月の兩度に、坪井次右衛門改む、北境に波多野道係れり、^{幅八}、高根山、淺間山に秣場^{總て九段十}あり、又貝山に茅野^二あり、各代永を納む、

○高札場 ○小名 △上高根 △下高根

○山 高根山・貝山・淺間山^{各二}、等の名あり、共に南方にあり、○澤^二 一は谷戸澤と云、^{幅五}、淺間山字神澤の下流なり、一は瀧ノ入澤と唱ふ、^{幅五}、高根山の裾より流出す、

○岩分明神社 鎮守なり、本地佛不動を安じ、神明天王を相殿とす、例祭六月十五日、古松樹四十株^{圍五尺}より^{八尺}に至るあり、神木と唱ふ、龍福院持、下同、△末社 天神

△鐘樓 正徳三年鑄造の鐘を掛く、△別當龍福院 靈格山鑿王寺と號す、天台宗、^{莊嚴寺}門徒、本尊地藏、○淺間社

○莊嚴寺 劍光山寶藏院と號す、天台宗、^{武州入間郡仙本}尊地藏、^{長二尺}、は縁起に據るに、大磯の遊女虎が持念

佛にて、其昔此邊に小堂を營み安置しけるが、天正小田原の役に堂地も荒蕪し、年を歴て頽廢しければ、慶長十一年當寺に移して本尊とすと云、開山開基詳ならず、第二世を惠海と云、^{貞觀元年三月}、^{廿八日寂す}、中興開山豪觀、^{天祿十二年三月}、^{廿八日寂す}、中興開基溝口筑後室と云、^{法名修善院揚譽}、^{利稱敬心}、^{卒年}、^{月傳は}、寺領十五石の御朱印は、慶安二年八月賜ふ、

【寺寶】 △鎗一筋、^{無銘}、^{長三尺}、^{曾我十郎}振、^{無銘}、^{長四尺}、^{五郎時}振、^{宗が納しものと云}、△長刀一

△鐘樓 元祿十三年の鑄鐘を掛く、○藥師堂 運慶の作佛^{長六}、を置く、龍福院持、下同、○釋迦堂

○萬田村 ^{萬牟駄} 江戸より行程十六里山下郷に屬す、民戸六十、東西十二町餘、南北九町餘、^{東、山下村、及び大}、^{住郡河内村、西、本}、^{郡寺坂、出繩二村、南、大磯宿及び西小磯、高}、^{北條氏の頃は、}、^{根二村、北、出繩村、及び大住郡根坂間村、}、^{須藤總左衛門領せり、}、^{〔役帳〕曰、職人衆須藤總左}、^{衛門、百貫文中郡萬田、}、^{今神原十}、^{右衛門・神原市之丞・日向主税・白須甲斐守政徳等知行}、^{す、御入國已後御料所、慶安中、松平備前守隆綱が領知となり}、^{後御料に復し、安永七年、日向氏に賜ひ、其餘文化八年、}、^{白須氏に賜はれり、神原兩氏}、^{檢地は文祿三年の後、慶安三年、}、^{に賜ひし、年代傳はらず、}、^{松平備前守隆綱糾せり、又寛政六年江川太郎左衛門英毅}

新田一石五升八合五勺を檢す、波多野道、尺、伊勢原道、尺、村内に係り、秣場六町八段七畝五歩、泡多羅山にあり、又笹山にも

四村、當村及び大磯宿、東四村小磯村、西小磯村、入會の秣場三町四段九畝あり、

○高札場三、○小名、△上久保、△下久保、△小向久保、△ぬか田窪

○山、西南に連なる、泡多羅山、登五町餘、中腹に小池あり、

とるに足らず、此山大磯、瀧山、登三町、笹山等の名あり、

宿、東小磯村に跨がれり、六町六段、地頭三給の雜木林なり、

○林、瀧山にあり、八歩、

○谷戸澤、東方を流る、尺、幅六

○愛宕社、鎮守とす、脇立二體あり、是を奇ノ宮明神と號す、

縁起略曰、往昔此山に何地ともなく、翁婆二人來りて住る事久し、

其形容尋常の人にあらず、或夜此山に光明赫々たり、

村人行て見れば、二人の翁婆はあらずして、勝軍地藏の尊容一軀あり、

今の靈像是なり、依て山を愛宕山と號して鎮守と崇め、

二人の翁婆こそ奇滅奇異不思儀なると云、奇ノ宮明神と云なり云々、例祭六月廿四日

大泉寺持、下同、△末社、神明、春日、稻荷、○王子權現社、

小名上久保の鎮守なり、例祭六月十五日、△末社、稻荷、

○辨天社、小名小向久保の鎮守とす、傍に池あり、

十間に、例祭四月上旬、老松樹あり、一丈神木と唱ふ、

高根村莊嚴寺持、下同、○藏王社、是も

き分と載せたるに據れば、天正の末文祿の始の頃より

相續せしなるべし、

○出繩村、以泥奈、江戸より行程十六里餘、民戸四十二、

東西十一町許、南北八町餘、東南、萬田村、西、寺坂、

村、北、大住郡根坂間村、北條氏割據の頃は、

須藤惣左衛門領す、藤總左衛門千貫文出繩之内云々、

以上二百貫文、此内六十一貫三百、今倉橋總左衛門五十八文、

出繩御細工御用錢に御預け、御入國後御料所なりしが、

寛文三年、稻葉美知行せり、

濃守正則に賜はり、其後倉橋氏に替賜ふ、檢地は、

寛文五年稻葉美濃守正則改む、伊勢原道南北を貫き

波多野道東西に亘る、各幅九尺、

○高札場、○小名、△待場臺、南方蓮大寺御朱印地の所を云

の時、住僧是にて待請奉りて、御朱印を頂戴せしにより此名ありと云、△上久保、△下久保

△根岸、△額田、○木塚川、東南を流る、幅三尺、

此餘北境に才戸川と唱ふる小川あり、

○粟津明神社、鎮守なり、祭神詳ならず、甲冑具足の像

を神體とす、例祭六月十五日、元和八年、寛永十四年

寛文八年、寛延二年の棟札あり、村民吉兵衛が幣殿・拜殿

立續けり、社領一石五斗の御朱印は天正十九年賜へり

蓮大寺持、△末社、三島、○子神社、稻荷を合祠す、

小名小向久保の鎮守とす、例祭六月十五日、△末社、稻荷、荒神

○大泉寺、無縁山玉城院と號す、天台宗、高根村莊、開山

慶了、寛文二年正月、本尊釋迦、○阿彌陀寺、阿彌陀山

來迎院と號す、淨土宗、足寺末、貞享元年四月の起

立なり、開山凡愚、樂運社信譽と號す、貞享三年六月二日寂す、

本尊彌陀、長一尺五寸、○藥師堂、村持、

○舊家慶藏、往昔より、國府新宿六所宮の神官として鑰

取役を勤め、社領の内を配當す、即職名を出繩主水と

呼べり、職務に與かる事は、總て六所宮別當眞勝寺進

退すと云、又大住郡四ノ宮の在應役を兼ね、四ノ宮別當

より麥三斗を贈ると云ふ、天文十二年九月、北城氏より鑰取免寄附

あり、其文書今に藏す、曰、山下郷寺山之内、田一段同畠

但此田之内十歩之年貢可出者也、仍如件、天文十二卯九月吉

日、寺山清三郎殿、松田六郎左衛門尉、中村小四郎、各華押

宛名寺山清三郎とあるは、即祖先にて、此頃は寺山を

稱せしと傳ふれど、其實は祖先にあらず、別人にて、

後此家にて彼神官鑰取役を相續せしものならん、故に

此古文書も傳來せしと識らる、文祿三年、及び慶長中

の水帳に六所宮社領の内、中畑二段歩、主水に渡すべ

村持、下同、○辨天社、傍に池あり、段別一

○蓮大寺、妙法山常住坊と號す、法華宗、身延山久、天文

五年の起立なり、村民吉兵衛が家傳には、天文六年本、開山

日傳、本寺十三世、寺日傳を請じ、當寺を開基すと傳ふ、開山

領十石の御朱印は、慶安二年賜ふ所なり、境内に村民

須藤氏代々の墓所あり、△番神堂、七面を相殿とす、

○地藏堂、行基の作佛、長二尺を置く、大住郡馬入村

高福寺持、○觀音堂、五寸を置く、大住郡根坂間村

寶珠院持、

○舊家吉兵衛、須藤氏なり、永祿の頃須藤總左衛門當所

を領せし事、北條役帳に見えれば、其子孫なるに

や、今村内蓮大寺に、一族の墳墓多く見ゆ、天正の頃

和泉守盛次と云、十四年八月盛次に授與せしと云、日新

筆の曼茶羅を藏す、又村内粟津社元和八年・寛永十四

年・寛延二年等の棟札を藏せり、

新編相模國風土記稿卷之四十一 之終

新編相模國風土記稿 卷之四十二

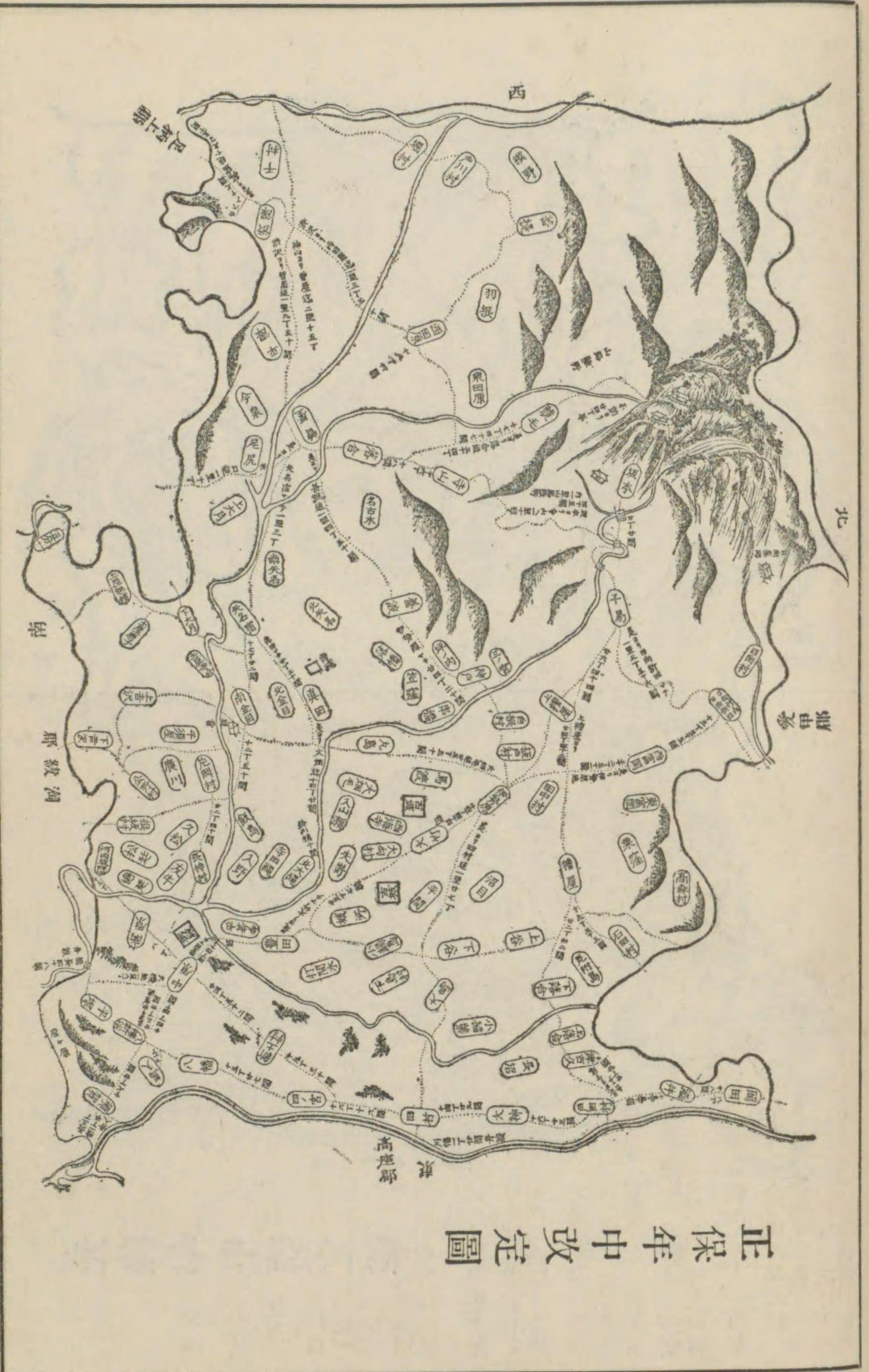
村里部 大住郡卷之一

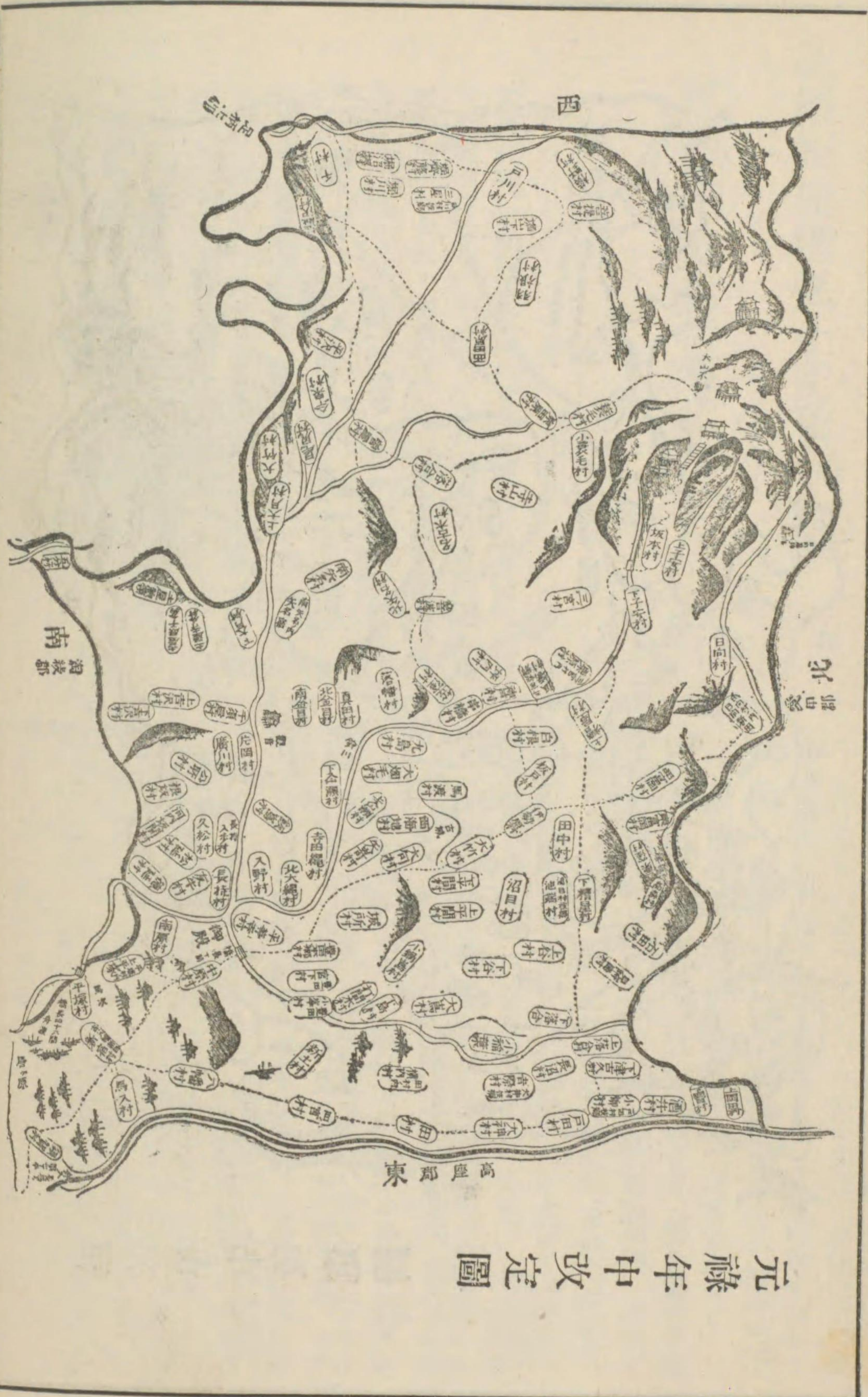
圖說

當郡の圖、正保四年改定の官本を舊しとすれば、往綾古の沿革は知るべからず、されど「倭名鈔」に載る海那郷名の内金目・幡多等は今本郡に屬し、當郡の郷名中島の遺名、高座郡に存するあり、今村名となる、蓋れば、洪水の時水流變遷して、彼郡に屬せしならん、又郡中五分一村は、足柄上・洶綾の二郡に孕まり全く郡の地域を離れたり、是等を以て想ふに往古とは郡界大に改まりしなり、されば村里の境界に至ては尤沿革多かるべけれど、土人の口碑にも傳ふる事稀なれば今より知るに由なし、又往古荒廢の田或は空閑の地を開闢ありし事、「三代實錄」に見えたり、其文下に註す夫より遙の後も猶廣野の地高見原・實蒔原・多かりしが、勝國以前に開墾ありしと

見え後世の新田は少し、今爰に正保元祿改定の二圖を縮寫し、且今考定の略圖を載せて正保後の沿革を示し、又闔郡に係れる大綱を擧、或は古今郷庄の唱、山川土産等に至迄、粗是を擧て、其説を附す、大住郡は國の中央にて、江戸日本橋より、郡の南端平塚宿迄、東海道に里數十五里半、「倭名鈔」國郡の部、大住を於保須美と注す、舊本には大墨と書せり、承和七年正月、當郡の大領壬生直廣主、窮民に代て私稻を貢し、且戸口増益せしを褒して、外從五位下を假せらる、【仁明紀】曰、正月壬

中、相模國大住郡大領、外從七位上壬生直廣主、代窮民輸私稻一萬六千束、戸口増益五千三百五十人、褒此善狀、假外從五位下、按ずるに壬生は壬生なり、下條の註を見るべし、十年三月、廣主に外從五位下を授らる、曰、三月壬子、相模國大住郡大領、借外從五位下壬生格所授貞觀元年三月、廣主を從五位下、大神朝臣田仲麻呂を、外從五位下に叙せらる、【清和紀】曰、三月五日辛酉、授相模國大住郡大領、外從五位下壬生直廣主、從五位下、正六位上大神朝臣田仲麻呂、外從五位下、按ずるに「倭名鈔」當郡郷名に、大上と記し、今大神村あり、同村條に辨あり、四年十二月、郡中の荒廢田三十二町を以て、冷然院に宛られ、曰、十二月七日辛丑、相模國大住七年三月、郡中空閑の地を、淳和院に充らる、曰、三月廿八日己酉、以相





元禄年中改定圖



今考定圖

模國大住・愛甲兩郡、空閑地四百町内見開田十五町、充淳和院、十七年六月、當郡の河水、赤色に變ずること二度なり、曰、六月壬子朔、相模國言、大模國言、大住郡、住郡河水變赤、廿一日壬申、相河水二所變赤、郡の形狀、巽を首とし、乾を尾とす、東田村の境より、西澁澤村まで、五里半、南根坂間村より、北日向村まで三里餘、四境、東は相模川にかぎり、高座郡、西は、足柄上郡、南、淘綾郡及び海面、北、愛甲郡なり、土地平坦にして、西北の隅にいたりて山嶺あり、所謂大山・堀山等なり、されば村落をなすに便ありて、空閑の地少し、土性は野土黒眞土砂交れり、水田少く、陸田多し、水田、二千九百五十七町二段一畝十歩五厘、陸田、四千九百五十二町五段八畝二十八歩六厘、用水は玉川・鈴川・金目川、を引用する、郡の村數、正保の改に百七村、元祿の改に百二十七、前に比すれば増加すること二十、按ずるに、一村を上下に分つもの四村、某村枝郷と稱するもの六村、某村内と唱ふるもの二村、全く別村となりしもの八村、今十村を減じ、百十九村となれり、按ずるに、三村を合て、一町とするもの一、又枝郷或は某村内と唱へし地を、本村に合するもの七村、又一村を上下に分つもの一所あり、全く地の減したるにあらざ、郡の石高、正保の改に、六萬六千二百一十一石二斗五升七合、元祿に至て、六萬四千四百二十四石二升三合七撮、前に比すれば増加すること、三千八百二十七斗六升六合七撮、

今百二十七石八斗八升七撮を減じて、六萬四千二百九十石一斗四升三合となれり、是は中古相模川・玉川等掘替ありし時、川敷となり、石高減じたるなり、其村々の條に辨あり、此餘寺社領、三百七十八石、寺社の除地少許あり、一石八五合六勺七撮、及段別二町四段三畝九歩餘の地なり、又流作、見取場等の租税の定數なきもの、四十町一段一畝十三歩なり、相模川・金目川、等の傍にあり、農業の外、海邊に住するものは、魚漁を専らとし、山邊の民には、盆器を製して、生産を資くるものあり、されど富饒の戸は稀なり、且諸方へ便宜の地なれば、人の集どへること多く、殊に毎歲六月下旬より、七月中旬にいたるまで、大山石尊祭禮中は、諸國の人民群參して賑はへり、故に自から、質朴の風を失へり、歲時の風俗他に異なることなし、海道一條係れり、東海道の大略にして、東方高座郡中島村より、相模川を渡り、郡内馬入村に入、平塚宿を経て、淘綾郡大磯宿に達す、道程三十一町五十間、郡中を經る所の道程なり、下皆、同じ、道幅三間より五間に至る、又脇往還一條係る、矢倉澤往來なり、愛甲郡厚木村より郡中に入、上下岡田、酒井の三村を通じ、又愛甲郡愛甲村に達し、再び郡中石田村に入り、夫より十五村を経て、千村にいたり、足柄上郡松田總領に達す、道程六里二十三町餘、幅二、小往還八條あり、其

内五は大山道にして、一は高座郡一之宮村より、相模川を渡り、郡内田村に入り、九村を経て、大山に達す、道程三里許、幅二、是を田村通大山道と云、一は高座郡門澤橋村より、是も相模川を渡りて、郡内戸田村に入、六村を通じ、上糟屋村小名石藏に至て、前の大山道に合す、道程一里三十二町許、幅二、是を柏尾通大山道と唱ふ、一は愛甲郡岡津古久村より、郡内西富岡村に入、上糟屋村にて前路に合す、一は足柄上郡篠窪村より、郡中澁澤村に入、四村を経て、糞毛村より大山に達す、道程三里十九町、幅九尺より二、此道郡中にては、小田原通行道と呼べり、一は足柄上郡井ノ口村より、郡中大竹村に入、三村を経て、寺山村にて、岐路となり、右折して糞毛村に係るは、道程二里十町餘、幅九尺、左折して坂本村に係るは、道程三里餘、幅九尺、此道道興准后遊、一は波多野道なり、淘綾郡出繩・寺坂二村の堺より、本郡下吉澤村に入り、四村を過て、曾屋村に達す、道程二里十二町許、幅九、一は平塚宿邊より、津久井縣及び甲州への往來なり、東海道の大略、平塚新、より北に分れ、八幡村に入、夫より數村を経て、上下岡田村境より、愛甲郡厚木村に達す、道程三里餘なり、幅二、此餘の小徑岐路等は爰に略せり、往古領主の沿

革詳ならざれど、古書に散見する物を摘擧して、粗其大略を記す、波多野庄は、筑後權守遠茂の所領にて、保延三年正月、二男波多野次郎義通に譲り、嘉應元年六月、義通の子五郎義通の子五郎義景傳領す、【東鑑】文治四年八月廿三日條曰、波多野五郎義景與岡崎四郎義實於御前遂對決、是相模國波多野本庄北方者、義景累代相承所領也、而竊在京之隙、義實望申之、歸參之後、義景申云、當所者保延三年正月廿日、祖父筑後權守遠茂讓與二男義通、又嘉應元年六月十七日、讓義景之後無生籠之處、依何由緒望申哉、就之被召決之刻、義實申云、可與孫子先法師冠者之由、有義景先年狀、義景申云、先法師者、義景外孫也、縱雖請讓狀、外祖存生、爭可競望乎、是偏義實奸曲也云々、義實雖伏、爲全未來所言上也、御成敗云、當所進退宜任義景意、義實違、文治五年七月、義景所領の地を幼息に譲りし事あり、七月十四日條曰、爲征伐依可令赴奥州給、爲御供被催事あり、義景之處、進奉之後、讓所領於幼息、是向戰場不可歸するに、義通の居蹟寺山村にあり、是當庄内の所領なりしにや、波多野中務承忠綱、義通二男、小同三郎義定、伊勢元の三男にて、等も庄内を領せしと見ゆ、曰、忠綱、義定、義通の孫なり、等も庄内を領せしと見ゆ、者、相傳故波多野次郎義通遺跡、住于當國云々、按ずるに、此餘【東鑑】源平盛衰記等に波多野氏の人所見あり、人物部に詳載す、此下是に倣、又觀應二年八月、庄内關所の地を以て、波多野次郎某の軍功の賞とせし事あり、鎌倉圓覺寺佛日庵文書曰、相模國南波多野庄關所三分一、云々

事、爲勳功賞所預置也、者且配分軍忠庶子等、且守先例可被沙汰之狀、依仰執達如件、觀應二年八月九日、波多野次郎殿、散位華、岡崎郷には、三浦庄司義繼の子、四郎義實在城上入山瀬村に在、して、其邊を領し、岡崎を氏とす、其子與一義忠は、眞田を稱號とす、是眞田村に卜居せし故なり、土屋郷には中村庄司宗平の三男、土屋三郎宗遠始て居住接するに、〔東鑑〕に治承四年十月二十三日、頼朝勳功の賞を行ひし時、本領を安堵し、或は新恩に浴せし者の内、宗遠の名あり、又建久二年四月二十七日、當國庄澤直下社神主清包の訴に因て、宗遠を召決せらる、條に、地頭土屋三郎と記せり、生澤は洵綾郡の屬にて土、せしより、子孫代々領せしなり、後世屋村の接地なり、其地を土屋惣領分、同庶子分など唱へしは、元祿の頃迄、しが、今は合して一村となれり、彼子孫に至り、嫡庶の領を分ち唱へし遺名なり、糟屋庄は、藤大納言良方、嗣子、左大臣冬の子、元方の所領にて、則糟屋庄大夫と號す、其子孫代々傳領す、又文明の頃、上杉修理大夫定正庄内に居住せり、上糟屋村條に詳載す、但定正、豐田庄は、豐田次郎景俊、按ずが箇蹟は、下糟屋村に在、〔東鑑〕に五郎と記す、されど景俊は大庭庄司景宗の子にて、俣野五郎景久と兄弟なり、然れば五郎とは稱すべからず、今〔源平盛衰記〕に從て、次、善波村は、善波太郎某、石田郷は、石田次郎爲久、三浦黨なり、始、三之宮村は、三宮次郎某、四宮村

は、四宮三郎某等居住して、其地を領せしなり、鎌倉三代將軍の後より足利管領の時に至る迄、其間所見少し、蓋城所郷に、城所藤五郎正揚居住し、同所及吉澤郷を領す、系譜曰、本國相模、正揚、相模國城所、應永二十四年三月、大石石見守憲重、軍功の賞として、郡中八郷、其地詳なを賜ふ、武州多磨郡下柚木村民所藏、大石系圖曰、石見守憲重、節、同二十四年三月十日、犬懸入道反逆、於武相數度合戰盡忠爲忠賞相州大住八郷賜之、又康正二年、三浦介時高、岡崎城に據て、近郷を押領す、鎌倉大草紙に左證あり、永正十九年八月、北條長氏入道早雲、岡崎城を攻取り、城將は義高、奥守義同入道道寸なり、上杉氏も此年早雲の爲に武州に退き、下糟屋村に館あり、蓋當時高座郡大場城に居り、住せしを、早雲攻落す、五郎朝良の時なり、郡中悉く北條氏に屬し、氏直に至迄都て五代傳領す、其頃國中を、東郡・中郡・西郡と三分して稱せし時、當郡は中郡に屬せり、本郡中郡、中の大郡なれば、大中郡と稱せしなり、天正十八年、北條氏滅亡して、御分國となりしより、領主地頭の遷替は、各村の條に見えたり、

○〔倭名鈔〕所載合郷十四、并驛家餘戶

○中島 郡中の郷名は、都て唱を注せず、今隣郡高座に中島村あり、是遺名なるべし、其地は相模川を隔て、

當郡に隣りたれば、川の變遷に依て、彼郡に入しならん、○高來 多加久と唱へしにや、其地詳ならず、若字音を以て、唱へしならば、洵綾郡に、高麗寺村あり、當郡の接地なり、○川相 松延村字に河井あり、遺名なるべし、○片岡 今に此唱あり、○方見 其地詳ならず、下同じ、○和戸 ○日田 今日向村あり、則此地なるべし、按ずるに、三之宮村に、古比々多郷の唱ありしと云、されと其傳ふる所覺束なし、○大服 詳ならず、○櫛椅 本書武州久良岐郡名良椅を、與之波之と注す、是を以て推せば、久志波之と唱へしならん、今申橋村、其遺名なり、○渭邊 奴末倍と唱へしなるべし、本書武州比企郡郷名渭後を、沼乃之利、上州利根郡郷名渭田を、奴末多と注するを以て知べし、〔北條役帳〕に沼部郷と記す、今奴末女と唱へ、又字も沼目に作れり、○石見 其地詳ならず、○大上 今大神村あり、○前取 四ノ宮村に此唱あり、○三宅 詳ならず、○驛家 ○餘戶

○今所唱合郷二十四

○前取 止利 四ノ宮村にて〔倭名鈔〕載する所なり、下、○大神 於保 大神村一村の唱なり、○日向 非奈 日向

村一村なり、○金目 加奈 南北金目一村にて唱ふ、〔倭名鈔〕には洵綾郡郷名とす、此郷名〔東鑑〕及古文書等に往々見えたり、○申橋 久志 申橋村一村是を唱ふ、〔倭名鈔〕には、櫛椅と記せり、○沼目 奴末 沼目は一村の唱なり、〔倭名鈔〕渭邊に作る、○白根 志良 白根村以下六村是に屬す、曆應二年の古文書に見ゆ、鎌倉淨光 ○坂間 佐加 根坂間村以下三村是に屬す、元暦元年の文書鶴岡社に、中坂間郷と記し、至徳四年の文書南金目村人藏に、西坂間郷と見えれば、古は東西中と三分して唱へしなり、○岡崎 遠加 上入山瀬村以下七村是に屬す、○落幡 於知 落幡村一村の唱なり、〔北條役帳〕にも見ゆ、○平間 比羅 上下平間二村是を唱ふ、是も〔北條役帳〕に載たり、○豐田 止與 打間木村一村是を唱ふ、天正十八年の文書小峰村民藏に見ゆ、○大島 於保 大島村一村にて唱へり、〔北條役帳〕に見ゆ、○堀利 堀川村以下四村是に屬す、○谷 爾 上谷、下谷二村にて唱へり、○大槻 於保 上下大槻二村是を唱ふ、○矢名 奈也 南北

矢名二村是を唱ふ、○石田伊之 石田村一村の唱へなり、此下各其村のみの唱なり、○城所木渡 ○片岡可多
遠 ○土屋津知 ○真田佐奈 ○羽根波 ○横野與古
○千村知牟

○今所唱合庄五

○波多野葉駄 簗毛村以下二十三村是に屬す、倭名鈔 淘綾郡郷名に、幡多と載せたるは則此地なるべし、中古南北に分ち唱へり、曾谷村條に ○糟屋可須 上糟屋村以下八十三村是に屬す、糟屋系圖に、糟屋庄大夫元方居住し、其子久季庄司たりし事見ゆ、詳なる事、上糟屋村條にあり、
○八幡也波 八幡村以下八村是に屬す、○豊田止與 豊田本郷村以下四村是に屬す、○土屋津知 長持村一村の唱なり、

○大山於保

郡の西北坂本・簗毛・子安・日向、等の村々に跨り、山趾愛甲郡丹澤山に續けり、登三里 國中の高山なる故、大山と名づく、一に雨降山阿女布里と唱へ、當國の名所とす、夫木集に 又大福山・如意山等の名ありと云、天平勝寶七年、僧良辨山中に大山寺を造立せり

十三里、浦賀へ十八里、豆州下田へ三十五六里と云、正保元祿の國圖に、湊口長三町、横一町半、船入川口深、満潮時五六尺、大船不入と記す、當所廻船の事に依て、元祿四年柳島村と争論ありしより、柳島・須賀二村にて、運送の事を進退す、但里俗の通稱は、須賀湊といへり、

○瀑布 善波村に在を駒ヶ瀧と云、高二丈、幅五尺、 又大山坂本村等に數ヶ所あり、

○相模川佐賀美

愛甲郡厚木村、高座郡中新田村の間より、本郡と高座郡の堺に入り、郡堺を流れ、須賀村に至り海に入、水路凡二里十七町、幅百間より百二十間 此川馬入村にては、馬入川と唱へり、屢水溢するに依て、水除の堤高七八を設けたれど、洪水の時は、田圃を害する事多しと云、又田村・八幡・馬入・須賀、等の村々に古川蹟と唱ふる水流若干あり、是は洪水の時、川瀬變遷せし蹟なり、此川古書に往々所見あり、○玉川太満 可波 倭名鈔 愛甲郡の郷名玉川は、此川に依て得たる名なり、又舊本に當國東は玉川に限ると記したるも、此川なるべし、源は日向村山中より出、愛甲郡に沃ぎ、又本郡石田・上落合兩村の境に入、數村を流れ、南原

り、詳なる事は、坂本村條に附出す ○堀山保里 郡の西に在、堀郷四村、戸川村、及足柄上郡に跨れり、登凡二 峯を郡界とす、頂上に石塔文字見えず、供養塔なるべし、一基あり、其邊を塔ヶ嶽と唱ふ、○唐ヶ原毛呂古志 郡南平塚宿、八幡村及淘綾郡大磯宿等の海邊を云、今陸田となれり、當國の名所にして、堀川百首を始め、歌書紀行等に往々詠歌あり、詳なる事は、淘綾郡圖說に辨す、正保改定の圖には、平塚宿の海邊に唐ヶ原と記せり、

○海

南方少しく海に瀕す、東高座郡界須賀村より、西淘綾郡大磯宿界に至る、蒼海の長三十四五町、潮干なく遠淺なり、海岸惣て荒磯にて、船ががり最あし、往昔當國に聞えし小淘綾古愈留の磯は、淘綾郡中より、此邊迄の海岸を云しならん、詳なる事は淘綾郡の部に載す、又走湯山縁起に、唐濱と記せしは、日、人皇十六代、應神天皇二年辛卯四月、東夷相模國唐濱磯部海濱、現一圓鏡、徑三尺有餘、唐ヶ原に近きを以て、此邊の海濱を云しにや、海中所獲の魚類、船數等は、海邊の村々に詳載す、○湊 南方相模川落口にあり、對岸柳島村高座郡と須賀村との間にして、常に廻船九艘を置、諸方運送の便とす、當所より江戸銚炮洲迄、海路三十六里、三崎へ凡

村にて、鈴川合し、是より下流を新川と呼び、末は金目川に合す、水路三里廿町許、幅四間より八 此川水を引て、田圃に沃ぐ所、六村石田、上下落合、下津、古久、長沼、小稻葉あり、川に添て堤を築き、水溢に備ふ、高一丈、 寶永四年十一月、富士山燔燒し、其焦土此邊の江河を埋みしを以て、五年四月、松平伊豫守、六年七月、松平豊後守宗俊、七年二月、藤堂和泉守、此時宗俊猶其事に預りしなり、等、命を奉て、郡中の川十二條相模川は、其數にあらすの泥土を浚ひ堤防を修理す、○鈴川寸々可波 源は大山の溪間所々より出る清水一流となり、大山川と稱し、串橋村に至り、始て鈴川と名づく、南原村に至て、玉川に合す、水路四里十九町餘、幅三間より八間餘、此川を分派して、田間の用水とする村々、上糟屋、三之宮、串橋、神戶、長持、丸島、大畑、寺、入野、南原、城所、宮下、あり、水除の堤を設く、高七八尺、 小峯・大勺・上下子安

○金目川加奈比 源は簗毛村春嶽山より湧出す、故に上流にては、春嶽川と稱し、東田原村に至て始て金目川と呼ぶ、大槻・落合等の村にては、各村名を以て、川の名とせり、平塚宿の乾方にて新川合してより、花水

川と唱へ、淘綾郡に入、末は海に沃ぐ、水路六里三十町許、幅上流にては三四間、下流 按ずるに、【源平盛衰記】に畠山次郎重忠、金江川の耳に陣取しと見えたるは、則此川なり、石橋合戦の條に、三浦の輩は、酒匂宿に給ぬと聞、さてはいかゞすべき、前には伊藤・梶原・大場・侯野等引へたり、後には、畠山五百餘騎にて、金江川の耳に陣を取て待と 按ずるに、金江は金目の誤なり、又重須本間云々、

【曾我物語】には、金屋川と記せり、曰、建久四年四月、倉、大磯宿晝息通、助經立後、云龜若傾城出來、居五郎傍、虎御前見之、何只今は和田殿御在、疾不來遲御在、申我等客人、有平事云、龜若不開致、宮藤左衛門尉殿、上鎌倉下宿候御酒宴程、佐運參云、虎聞之、何時事、只今事、超金屋川大橋語、五郎聞之、十郎急渡目見合、爲認、是も金目の誤なるべし、花水川の名義及古記等に所見せし事は、淘綾郡圖説に詳載す、此水を用ゑとして、耕植する村許多、南金目、北金目、矢崎、大畑、北大畑、飯嶋、寺田、長持、入野、南原、寺山、袋毛、落合、東田原、朝氏、松延、徳延、下大槻、上大槻、廣川、根坂間、久松、あり、水除堤を設く、間、〇水無川 美豆奈 今泉、尾尻二村にては、天谷川と呼り、又戸川村にては、砥川とも唱ふ、水源は堀山下村塔ヶ嶽邊より出、南流する事二里十町許にして、會屋・上大

根二村の境にて、室川相合し、夫より金目川に注ぐ、幅百間 但平常は水涸て川中を歩すべし、霖雨の時に至りては、水勢甚強しと云、此川に水ある時は三屋・戸川・堀山下三村の用水に引けり、水除堤あり、尺、高五、葉川 久須波 源は菩提村より流出す、故に菩提川とも唱ふ、會屋村にて金目川に合す、水路一里十七町、幅四間より十二間餘に及ぶ、〇室川 無呂 源は千村より出、澁澤村に至る迄は、前川と稱し、同村より此川名を唱へ、會屋・上大槻二村の堺にて、水無川に合す、水路一里十町餘、幅三、此水を千村・平澤・今泉・上大槻・尾尻五村の用水とす、〇延澤川 乃武佐 源は寺山村字延澤より出、落合村に沃ぎ、會屋村に至りて、金目川に合す、水路一町許、寺山・會屋二村の用水とす、〇澁田川 志賦他幅一間餘、源は日向村山中、字澁田山より湧出するを以名づく、水路四里七町許を流れ、大島村にて玉川に合す、幅四、但西富岡村にては、弓張川と唱へり、此水流を引、八村西富岡・上下糟屋・大島、の用水となせり、堤を設く、村田中・上谷・下谷・小鍋島、の用水となせり、堤を設く、高、〇歌川 宇太 源は東富岡村より出、大島村に至りて、玉川に合す、水路二里二十四町許、幅八尺より二

此水を田間の用水となす村、下糟屋、東富岡、粟、にも堤を設く、高七、〇谷川 也加 源は大竹村より出、馬渡村に沃ぎ、矢羽根川と唱ふ、夫より大勺村に至り、谷川と呼び、宮下村にて玉川に合す、水路一里六町許、幅七尺、〇戸張川 止邊利 源は高森村より出、下落合村にては、ひいた川と呼べり、末は歌川に合す、水路一里十七町許、幅八尺、〇筒川 度宇 源は田中村より出、下谷村にて澁田川に入る、水路一里二十五町餘、幅八九尺より、〇栗原川 久利婆 栗原村より涌出るを以三間に至、〇栗原川 羅加波 栗原村より涌出るを以て、此名あり、但神戸村にては、川久保川と呼、坪之内、申橋等の村にては、澤山川と稱す、流末鈴川に合す、水路一里七町許、幅三四、此水栗原村の用水とす、〇大根川 於保彌 源は南北矢名二村より出る小流合して一筋となり、眞田村に至り、此川名を得、末は鈴川に合す、水路一里十六町餘、幅三四、堤あり、〇板戸川 伊多度 源は板戸村字毘沙門池より出、三十町餘を流れて鈴川に合す、幅二間、堤あり、〇善波川 世牟波 善波村山中駒ヶ嶽の下流にて水路一里餘、丸島村に至りて、大根川に合す、幅九尺より二、堤あり、〇恩蘇川 於無所 愛申郡船子間に至る、堤あり、〇恩蘇川 可波 愛申郡船子

村より本郡上下岡田村、兩村の地、に入り、田間の用水となせり、水路六町許、幅七尺、〇齋藤川 佐伊止 源は堀齋藤村より出、足柄上郡との界、堀沼城・千村等を経、足柄上郡查沼村にて、川音川に合す、此川千村邊より松田惣領 足柄上、に至る迄を、四十八瀬と唱ふ、足柄上郡萬蒲川と、水路二里許、幅七間より十間、堀齋藤・堀沼城兩村にて、田間の用水に沃げり、〇市見川 伊知美 澁澤村より涌出し、十五町許を流れて、足柄上郡篠窪村に沃ぐ、幅五尺、上郡にては、堀田川と呼ぶ、

〇渡津四 共に相模川にあり、船渡なり、一は馬入渡と呼び、馬入村より、對岸高座郡中島村に達す、東海道官路の係る所なり、事に馬入村、一は田村渡と稱し、田村より高座郡一之宮村に達す、是藤澤宿邊より、犬山及中原宿等への順路なり、一は戸田渡と呼び、戸田村より、高座郡門澤橋村に達す、程ヶ谷宿と戸塚宿の中間下柏尾村より、大山への順路なり、一は岡田渡と唱ふ、岡田村より、高座郡社家村へ達す、岡田村、此餘農民耕作の便に設し渡二所、四ノ宮村、同じ川にあり、

〇大用水 愛甲郡恩名村、田村用水より、本郡上下岡田村

新編相模國風土記稿卷之四十三

村里部 大住郡卷之二

八幡庄

八幡村 夜波太 江戸より行程十五里、八幡庄の本村にして、地名は八幡宮、當國第五の鎮座あるを以て呼べり社はず、按ずるに、此新正保慶安の頃は、八幡新宿と唱へたれば、古は當村に屬したる地なるべし、猶平塚宿條、併せ見る【東鑑】建久三年八月條に初て此地名見えたり、九日條曰、御臺所御産氣、鶴岡、相模國神社佛寺奉神馬被修誦經云々、五大堂、八幡、按ずるに、五大堂は、四ノ宮村にあり、永享十年十月、足利左馬頭持氏、京都の討手を防がん爲、木戸左近大夫將監持季をして、當庄内に陣取らしむ、【相州兵亂記】曰、海道の討手、大手搦手一に成、箱根の陣を押破て、大將軍上杉中務少輔持房、相州高麗寺に陣を取、さては此敵に向へとて、木戸左近大夫、將監持季を、大將として、御旗を賜つて、相州八幡林に陣取、將監持季を、【鎌倉九代記】曰、十月二日、木戸左近大夫將監、七、永祿の頃は、伊勢兵庫頭、庄内を領せり、【北條役帳】曰、伊勢兵庫頭殿、二百二、天正十七、貫三百八十四文、中郡八幡郷、

に沃ぎ、戸田・大神・田村等都て五村の用水とし、流末相模川に入る、水路二里半餘、幅四間堤あり、○五ヶ村用水 廣川村にて金目川を堰上げ、同村、及公所・根坂間・河内・淘綾郡山下等五村の用水となす、幅三尺、○九ヶ村用水 廣川村にて金目川を堰入れ、同村、及入野・長持・長持入部・公所・根坂間・河内・久松・朝氏・松延・徳延等十一村の用水、最初堰入れし時は、公所・根坂間・河内の三村、一村とす、幅九尺、

○土産 東西田原二 煙草 波多野庄村々の産を、品なり、足柄上郡松田邊の産を、波多野煙草の佳稱を負せり、○大麥 上下大槻二村に播す、○薺 原村産、○葱 小稻葉 菜菔の類にて、根細長なり、波多野大根と唱へ、波多野庄中に産するを佳品とせり、されど、今は絶て播種せず、西田原村香雲寺藏、天文中の文書に、當所 甘藷 八幡・平塚・上下大槻・中原菜菔の事見えたり、○甘藷 八幡・平塚・上下大槻の産を佳品とす、○越瓜 志呂宇里 小稻葉 平塚 塚上下大槻四村産、○西瓜 上下大槻村、○山椒 日向村の産最佳品にて、日向山椒と稱し、大産、贈るを 盒器 坂本村邊にて例とす、

新編相模國風土記稿卷之四十二

十八年小田原陣の時、豊臣太閤庄内に制札を與ふ、村民家郡八幡庄 永祿四年三月、上杉輝虎、小田原發向の時、此地に陣す、【豆相記】曰、永祿三年、越師伐於相小田原、而陣營尺寸卓錐地矣、按ずるに、【相州兵亂記】【小田原十二年八月、武田信玄、小田原發向の時も、又陣所となる、八月信玄公、小田原表へ御働あり、田村・大上・八幡・平塚に陣取給ふ、【小田原記】曰、信玄小田原へ寄、兩三月在陣し、食つまりければ夜の間に引退き、大磯・平 今、御料 庄八郎・山角鐵藏等の采地なり、塚・八幡を打過云々、

しが、刑部左衛門・孫十郎の知行は、早く上りて、御料となり、庄八郎が采地は、延享二年故ありて收公せらる、鐵藏が知行は文化十二年上、及山角市左衛門・同綱三郎、元和三年五月、先賜りし知行御朱印に、岡部小左衛門忠安知行す、家數百十當村の名を載らる、七、東西十三町半、南北十六町、東、相模川を隔、高座郡平當郡中原上下二宿、南、平塚、新宿、馬入村、北、四ノ宮村、檢地は、寛文十二年・延寶二年の兩度、坪井治右衛門良充改む、其餘延享二年、神尾若狭守春英の檢せし、流作場及芝地・秣場等あり、八王子道幅二に係れり、

○高札場 小名 △上町 △田端 △坂戸 △尼沼 ○相模川 東界を流る、幅五十堤あり、一は内堤、高六尺、一は外堤と唱ふ、高

の鑄鐘を掛、△未社 牛頭天王 痲瘡神 山王殿辨天を相、
辨天 金毘羅 天神 稻荷 ○神明社二 一は末社に
善女龍王を祀る、智正院持、一は村民持、○天神社二
一は圓光院持、一は村民持、○諏訪社二 一は妙樂寺
持、一は村民持、○天獲社 白山稻荷を合祀す、村民
持、○山神社 村持、

○妙樂寺 祥雲山と號す、中門に三字を扁す、臨濟宗、鎌倉
寺、本尊千手觀音、開山義堂周信、嘉慶二年四月
左馬頭基氏 貞治六年四月廿二日卒、泉院 月四日卒、開基足利
年十一月、足利左兵衛督滿兼、祈願所となす、書曰、
相州田村郷妙樂寺事、可爲祈願所之狀如件、應永
十一年十一月一日、當寺長老 左兵衛督花押、寺領十石
の御朱印は、文祿三年二月賜れり、往古鐘樓ありしが
天文十九年、洪水に流失し、今に再建せずと云、

【寺寶】 △古文書四通、一は觀應二年十二月、足利尊氏よ
べき由、兵部少輔某への下知狀、一は足利滿兼の文書、其文
前に註す、一は應永十五年二月、常香免寄進の狀にて、實名
華押宛所あれど、詳に讀難し、一は天正小田原陣の時、太閤
秀吉、當村へ出せし制札なり、此内當寺に預りし證なき物は
藝文部に
△天神稻荷合社 △閻魔堂 堂地村内にあり、今假に

内に天長七年七月七日、於江島辨財天、法秘密護摩一
萬座、奉修行、以其灰、此形像作者也、空海とあり、を安
す、○智正院 横内山と號す、末、本尊十一面觀音、内
御靈社の本 △鐘樓 寛文元年、鑄造の鐘を掛、○長泉
地佛なり、寺 寶春山と號す、淨土宗、下嶋村、靈 本尊彌陀、△天
神社 ○貞性寺 大龍山と號す、法華宗、鎌倉妙本
尊三寶、開山日久、善覺院と稱す、文安 中興開山日喜、
開達院と稱す、延享 二年六月三日卒、○正覺院 法光山と號す、本山修
驗、小田原玉瀧 木尊不動、開山正範、弘治二年八月 十六日卒、○觀
音堂 堂中に僧秀範の木僧を置、寛文の頃、智正院の
住僧なり、此僧の起立なるにや、智正院持、下同、

○地藏堂 ○十王堂 妙樂寺持、
○神事舞太夫二戸 小林左太夫、同茂太夫共に國府、本
郷村、海綾郡 六所社領の内、配當を受、五月五日例祭
の時、其社役を勤む、村八大夫配下、田
○三浦義村山莊蹟 小名馬場の北、八王子往來の東側に
堀及土居の蹟とおぼしき所、村民五郎兵衛と云 あり、其邊
四町許の所、義村山莊蹟と云傳ふ、貞應二年四月、義
村當所より、鎌倉に歸參の事、【東鑑】に見ゆ、廿九日、

駿河前司義村、去夜自田村歸
參、今日獻盃酒於若君御方、安貞二年七月、將軍賴經、
此山莊に來り、三日逗留、是田家の秋興を遊覽の爲な
り、曰、六月廿五日、明日可有入御田村館之由、兼日被定之
由、申案内、日來彼家加修理、令新造御所一字、自其砌至門
田、造渡廊、草花盡員殖東南之兩庭、廿三日、將軍家渡御駿河
前司義村田村山莊是爲遊覽田家秋興也、辰尅出御、御水干、
被用御輿、自金洗澤邊、御騎馬、奉御日早笠、去夜今晚、宿
老數輩行向彼所訖、是漏供奉人々也、廿四日、將軍家御逗留
田村、有違笠懸、人々候埒際見物云々、及晚有田家御遊舞女
數輩群集、廿五日令還鎌倉給、義村獻御引出物、御劍、御
野矢弓、御行騰、沙 嘉禎二年三月賴經止宿あり、三月十四
金、御馬三匹、 嘉禎二年三月賴經止宿あり、日、若宮
大路東、依可被立御所、來廿五日、爲御本所、可有御一宿于
田村之間、當太白方否、可糾方角之由、被仰于駿河前司、仍
相伴陰陽師、於武藏大路之山峯、令札之、歸參
田村、若戊方分歟、不相當正方西之旨申之、

爰に移す、△松樹 庭前にあり、圍九尺六 寸許、ゆるぎの松
一枝を動かせば、一 又珠數懸松と呼ぶ、當寺十一世、惟山
木悉く動くと云、 松に懸たり、依て名づくと云、惟山は寛文中卒す、△池 西
隅にあり、鐘ヶ池と呼ぶ、片葉の葦生せり、
○東福寺 南光山と號す、前寺末、本尊藥師、長二尺七寸二
脇侍日月光、同、開山龍派禪珠、寛永十三年四月廿日卒、按
作、一尺八寸餘、開山龍派禪珠、するに、龍派は、野州足利
鏗阿寺十世の住持にて、武州足立郡芝村、長徳寺を兼帶す、
其頃御歸依僧なり、村の舊家、五郎兵衛所藏の家系に、此僧
は先祖道閑の、曾 孫なりと記せり、
○西福寺 無量山と號す、本尊藥師、
開山前寺に同じ、古地頭本多百助の位牌、善立院眞譽實
二壬辰年九月廿四日、得昇院香譽儀容安山、享保十二丁未年
閏正月廿五日と記す、何れか百助の法名たる事を知らず、
を置、△天満宮 ○淨安寺 田村山と號す、曹洞宗、
大神村、眞 本尊正觀音、開山萬嶺祝、寛永十一年七 開基穩
叟淨安、源太郎と稱す ○常勝寺 法幢山と號す、古義
眞言宗、高野山無量 本尊地藏、開山宥雄、寛文三年六 是、武
州王子、金輪寺僧たりしが、小田原常勝寺を引、寺號
として、當寺を建、隱栖の所とす、△鐘樓 文政六年
の鐘を掛、△稻荷社 ○圓光院 南向山と號す、宗派
前寺に同じ、平塚新宿、本尊不動、外に辨財天 背に手形
あり、其

義弘に仕へ、後致仕して、當所に居住す、是より代々
相續して、今に致ると云、家系一卷の者所持すと云、此
家系に武州足立郡芝村、長徳寺住職龍
派は道閑の曾孫なるよし、見えたり、を藏す、
○四ノ宮村也幸良 江戸より行程十五里、前取郷に屬す、
村名は當國第四宮村内に在を以て呼べり、按ずるに、鎌
倉淨光明寺藏、應永廿七年、享徳二年等の文書に、四宮

義弘に仕へ、後致仕して、當所に居住す、是より代々
相續して、今に致ると云、家系一卷の者所持すと云、此
家系に武州足立郡芝村、長徳寺住職龍
派は道閑の曾孫なるよし、見えたり、を藏す、
○四ノ宮村也幸良 江戸より行程十五里、前取郷に屬す、
村名は當國第四宮村内に在を以て呼べり、按ずるに、鎌
倉淨光明寺藏、應永廿七年、享徳二年等の文書に、四宮

庄内、長沼今里云とあれば、當時は四ノ宮を以て庄名にも唱へしならん、又【東鑑】に四宮を稱號とせし人あり、建保元年五月、和田義盛謀反の條に、四宮三郎、四宮太郎、是承久三年六月、宇治橋の戦に、鎌倉方四宮但馬丞等あり、是當所の住人なるべし、北條氏の頃は、關新次郎領す、

【役帳】曰、關新次郎三十一貫九百四十文、中郡四宮長沼、今御共、玉繩御城御用、從前々諸篇走廻付而、知行役御免、今御料、延享元年、酒井雅樂頭忠知領分となり、後松平大和守朝矩に、古伊丹播磨守康勝、大久保與一、郎忠辰等も、村内を知行せし事見えたり、其文書の條に註す、又四ノ宮別當鏡智院、寛文二年の棟札に、伊丹五左衛門、貞享四年の棟札には、伊丹大隅守の名あり、家譜に據るに、五左衛門は、大隅守の初名にて、勝政と稱し、康勝の孫なり、然れば、勝政の時迄、傳領せし事知るべし、但勝政の子左京勝守、元祿十一年斷家となりたれば、此時收公せら、及杉浦健次郎、寶曆十一年、先世出、竹尾駒太郎、享保七年、先世四、服部擣次郎、服部太郎、賜すと云、大念寺文書にも、服部兵吉の名見えたり、等が知行なり、檢地は延寶二年、成瀬五左衛門重治糺す、飛地相模川を隔、高座郡一ノ宮・田端二村の境にあり、五町七段一畝八歩、是洪水の時水流變遷せしなり、元祿十二年、平岡三郎兵衛檢す、流作場二ヶ所、對岸に在、あり、一は延享二年、堀江荒四郎芳極、一は文化十三年、江川太郎左衛門英毅檢して、

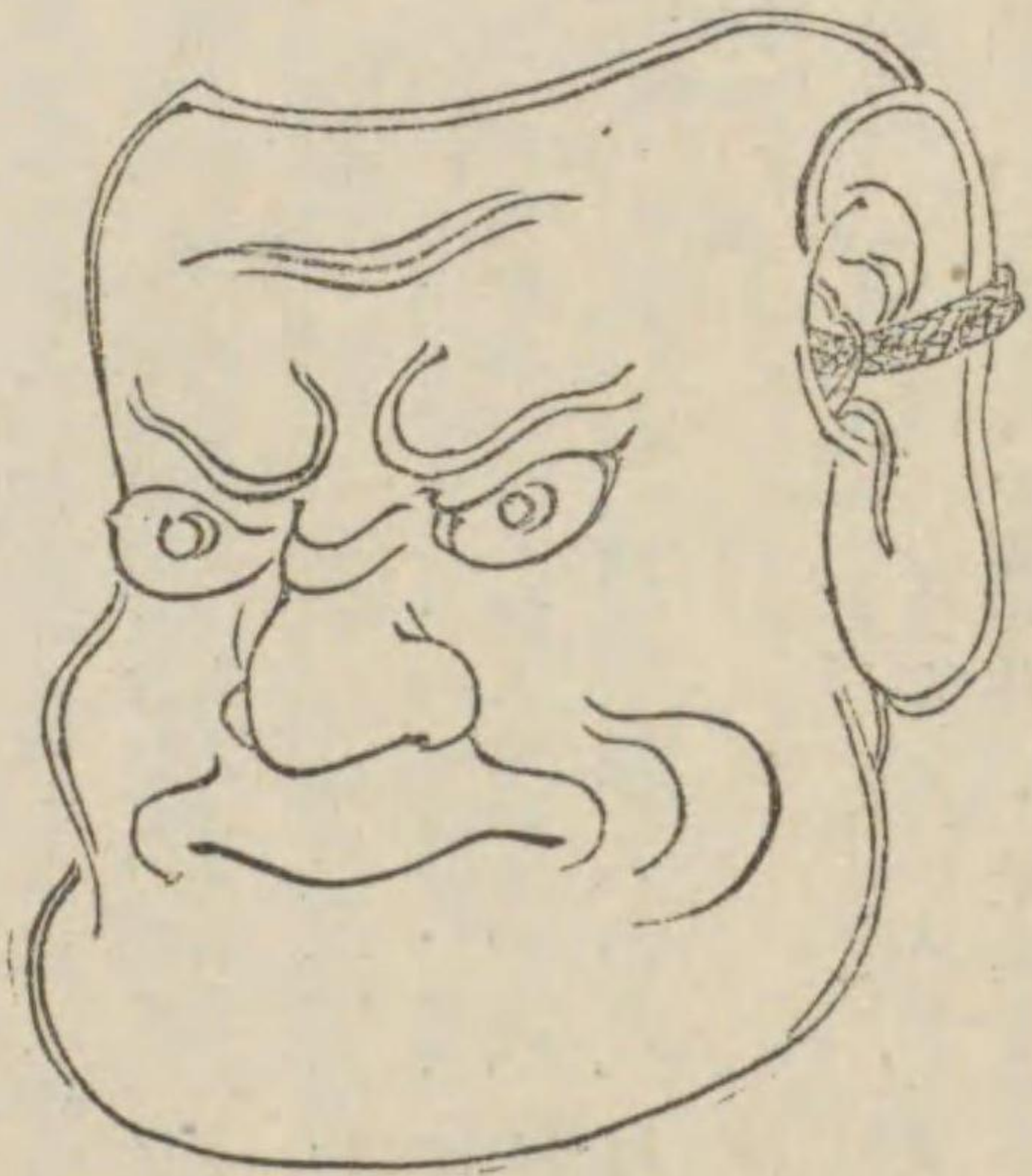
村の持添とし、御料に屬す、又相模川を隔て、秣場あり、民戸百四十六、内六軒は、飛地に住す、東西二十八町、南北二十四町、東、相模川に限高座郡一ノ宮・田端・萩園三村、南、八王子八幡村、西、中原、上下二宿、及新土村北、田村、八王子道係る、幅二、此道の左右に一里塚、各高四尺五寸、上は中原村邊にありしならん、あり、

○高札場四 ○小名 △通町 △寺ノ臺町 △南町 △中庭町 △西町 △上郷 △下郷

○相模川 村東を流る、川幅百間許、河堤を設く、長四百間、爰に渡船二艘を置いて耕作の便とす、又東北の方に、古川あり、

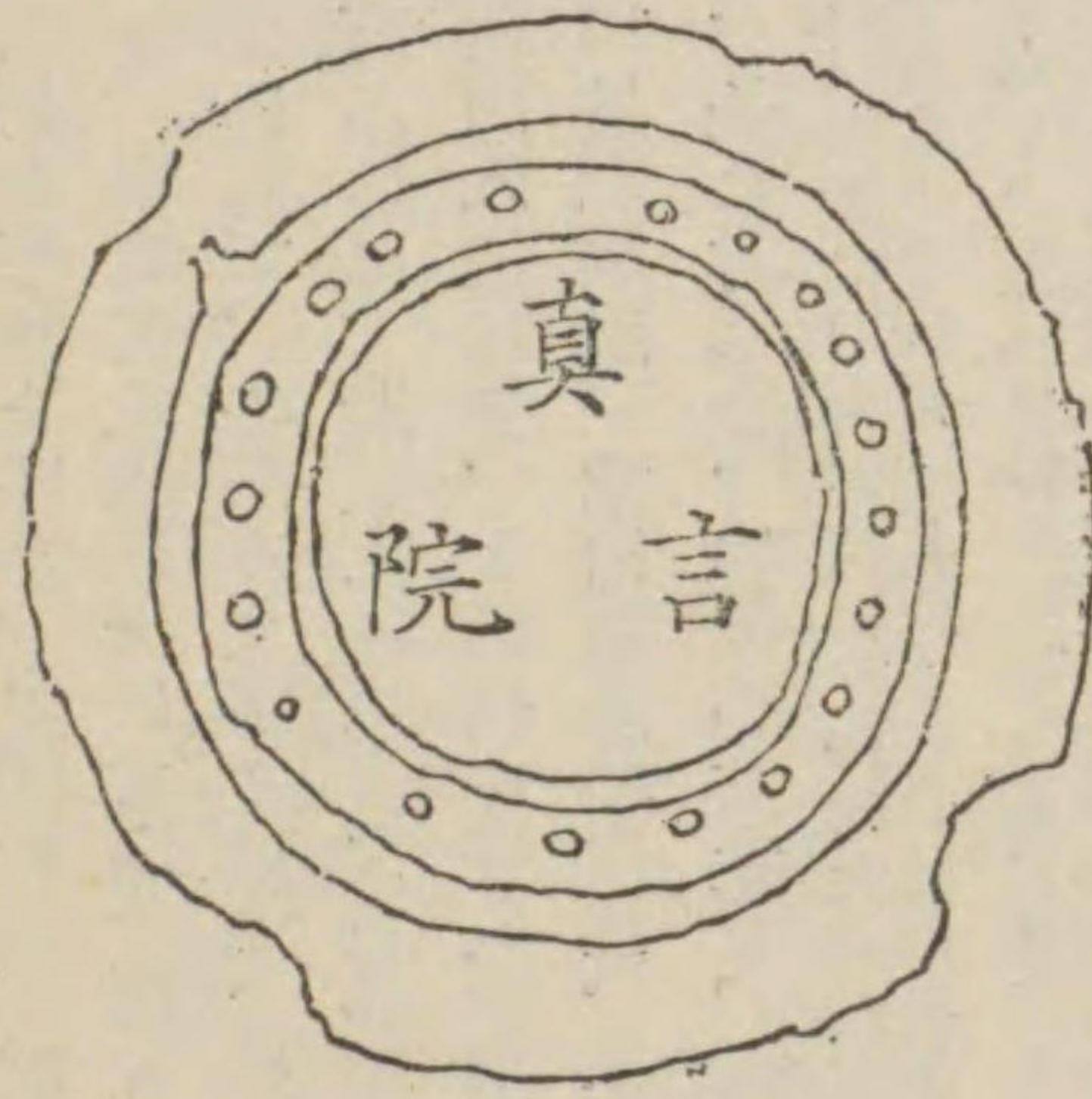
○四ノ宮明神社 社地東西四十間餘、南北百五十間、村の鎮守とす、延喜式「神名帳」に載する所、前鳥神社是なり、祭神菟道稚郎子尊、神體束帶木像、長一尺、建久三年八月、賴朝當社に神馬を奉らる、【東鑑】曰、八月九日、國神社佛寺、奉神馬被、御臺所御産氣、相模修誦經云々、四宮、天正十九年十一月、社領十石の御朱印を附せらる、例祭五月五日、淘綾郡國府本郷村、神揃山へ渡輿あり、但當社神輿供奉の者に、四月晦日、米一升を桶に盛、芋の葉の汁、干菜菘菘椒をあへものとして饗す、是を麥振舞と稱せり、幣殿・拜殿・神輿殿・供所等あり、社前に相模國十三座之内、前取神社

日本武尊之面



分五寸五幅寸七長

古瓦



分二寸五渡差

と彫たる、石標を建つ、

【社寶】 △面一枚、日本武尊の面と云、圖下の如し、 △古瓦一枚、傳來詳ならず

△鐘樓 鐘は寛政二年の再鑄なり、△末社 牛頭天王天神 稻荷二 聖天 △別當鏡智院 雪霜山神光寺と號す、古義眞言宗、平塚新宿、本尊大日、長三尺五寸、行地佛な 脇立毘沙門不動共長三尺、を置、△供僧定光院 祈願山四ノ宮寺と號す、本寺前 本尊不動、神明社 十二天を相殿とす、○八王子社 定光院持、○藏王社 大念寺持、○山王社 小名下郷の鎮守なり、もとは村内觀音堂の北、三町許隔て在しが風雨の爲に、屢破損するを以て、文化中觀音堂境内に移し、舊地には石の小祠を置、例祭六月十三日、高林寺持、下三社同、○諏訪社 ○天満宮 ○稻荷社

○高林寺 圓通山不動院と號す、古義眞言宗、須賀村、長樂寺末 本尊不動、中興開山宥儀、文政九年十月、十六日卒 △稻荷社 △地神社 ○大念寺 見光山眼性院と號す、淨土宗、芝増上寺末 開山源譽哲道、明曆三年十一月四日卒 開基玉法院深譽西入、俗稱文左衛門、寛永四年十一月四日卒 本尊彌陀二尺五寸、當寺地は日死す、子孫村民にあり、大久保與一郎忠辰、服部兵吉古地頭伊丹播磨守康勝、大久保與一郎忠辰、服部兵吉

等の寄附する所なり、所藏文書曰、相州四之宮村、大念寺吉殿、寄進候間、我等知行分之内も、如二段令寄進候、恐々謹言、十月廿一日、大念寺、伊丹播磨守康勝華押、按ずるに、此文書、寛永中の物なるべし、康勝の叙爵せしは、寛永の初めなればなり。 △神明天稻荷合社

△彌陀堂 ○觀音堂 北向聖觀音と唱ふ、聖德太子尺三寸、圓通山大會寺と號す、賴朝求福の靈場なりと云、【東鑑】に、五大堂、又大會御堂と號すと記せしは、則

此所なり、【東鑑】の文、下に註す、按ずるに、今五大堂を此所と定めたるは、【東鑑】に其所在を八幡と註し、又大會御堂の名、今の寺號に合し、且鐘銘にも、賴朝信仰ありし事見ゆ、又此邊の字に、大會前、大會下など、唱ふるあれば、建久三年八月、賴朝夫人臨産の時、令して誦經

せしめし事あり、【東鑑】八月九日條曰、御臺所御産氣、鶴五大堂、八幡、號、高林寺持、△鐘樓、延享元年鑄造鐘銘に、圓通山大會寺者、觀音之大士、垂化勝地、賴朝將軍、求福靈場、其信徳之所餘、乃雖堂宇至今、鑿空巍巍云々、を掛、△寮 地藏を安ず、

○鹿見堂蹟 何の頃か廢して、今除地のみ存す、定光院持、

○下島村志毛之末幸良、江戶よりの行程十六里、【鎌倉大草紙】に相州島ヶ原、又嶋河原に作る、合戰の事あり、今當國に其地名なし

○八幡宮 村鎮守とす、祭神は、應神天皇、仁徳天皇の

二座、神祓秘封、例祭九月十三日、社領一石五斗の御朱印は、天正十九年十一月賜ふ、東照宮此邊御放鷹の時、御鷹當社地の、松樹に翳して、取あへず御祈請有しに、御拳に戻りしかば、御悅ありて、社領を御寄附有しと云事、鐘銘に記せり、△鐘樓 寶曆六年、再鑄の鐘を掛、銘文あり、△末社 神明 天王 稻荷 △神木 松樹園八 △神職 高梨右近吉田家配下、

○靈山寺 正定山小松院と號す、淨土宗、芝増上寺末、開山念譽終故、信連社と號す、卒年月詳ならず、開基信譽德善ならず六月十日 本尊三尊彌陀、△淡島社 △天神社 △辨天社

○大神村於保加美幸良 大神郷と唱ふ、江戶より行程前村に同じ、按ずるに、【三代實錄】に、當郡の大領大神朝臣田仲麻呂あり、【清和紀】曰、貞觀元年三月五日辛酉、授相模國大住呂あり、郡、大領正六位上大神朝臣田仲麻呂外從五位下、又【倭名鈔】當郡郷名の部に、大上と記す、今村内小名に大下あり、是に據て想ふに、古は氏の如く於保和と訓し、此郷二區に分れ、大神上、大神下と唱へしを、國郡の文字を二字に定められし時、足上足下に等しく、大上大下と書せしならんか、然して【倭名鈔】の頃、蚤く大下の方は郷中の小名の如くなりし故、郷名の部に、上を擧て下

を脱せしならん、其以來大下は、替る事なく、當村の小名となりて存し、大上は、後世足上足下をいつとなく、舊に復して、足柄上下と記す如く、大神の文字に復せしを村内眞芳寺藏、天文十七年の文書に、大神とあり、天正の御朱印も同じ、自然の訓も、於保加美なる故、大神上於保和とは云はずして、文字の儘に於保加美と唱へしにあらざるや、永録四年三月、上杉輝虎、十二年八月、武田信玄等、小田原發向の時、共に此邊陣所となる、證八幡村、條、隣村吉際は、當村より分れし村なり、年に見えたり、當村より分れし村なり、年代詳ならず、元祿圖に、當村廣十町餘、表十五町餘、但乾方に廣八町、表二町許、張出せる所あり、土人枝地と稱す、東、相模川を隔、高座郡宮山、倉見二村、西、戸田、長沼、下、吉際村、及玉川に限、小稻葉村、南、田村、北、津古久三村、今御料所、及永見伊勢守、伊澤攝津守、榊原吉之丞、速水織之助、寛勘右衛門、服部擣次郎等知行す、遷替詳ならず、文祿中檢地の時、七給に分ると云、御料所は、木部庄八郎某が知行なりしが、延享二年、家斷絶せしより、御料となれり、檢地は、文祿二年糺せり、往還二條係れり、一は八王は大山道、共幅二間、

○高札場 ○小名 △平屋鋪比良也 △東町比我之 △仲町奈可 △西町仁志知 △仲下奈可 △大下於保 △宿町之久知 △門前

○相模川 東堺を流る、幅河原共、六七十間、或は百二十間、に至る所あり、爰に土人私に渡船場を設け、渡船一艘を置、川添に堤あり、長八百八間、高八丈、○玉川 西堺にあり、幅四間、堤を設く、長七百二十間、高九尺、

○寄木明神社 鎮守なり、天照太神宮を勸請せしと云、神號の由來詳ならず、神跡秘して開扉せず、寛永八年、別當清傳再建と云、例祭四月・九月朔日、幣殿・拜殿等あり、本社

の背後に、内宮太神宮あり、槻の大樹圍一丈三、を神木とす、△鐘樓 寛永十五年の鐘をかく、△末社 天王天満宮 山王 金毘羅 △別當觀音寺 寄木山と號す

古義眞言宗、平塚新宿、等覺院末、正觀音行基作、を本尊とす、の本地佛なり ○八幡宮 觀音寺持、下同、○御嶽社 ○第六天社 ○社宮神社 ○稻荷社二 一は般若院持、一は村持、

○眞芳寺 大上山と號す、曹洞宗、津久井縣根小屋忠、天文二年三月廿日卒、小天文十七年二月、北條氏より採事を許さる、所藏文書曰、自大神新芳寺、薪草無相違、可爲取之者也、若兎角之儀有之者、小田原へ可被申越候、仍如件、天文十七年二月廿八日、新芳寺、十月當寺作事の時、匠の事依て命あり、曰、當寺作事、番匠志次第、來候者に可被爲之候、横合非分之儀、不可有之也、仍

○藥師堂 本尊行基作、長一尺、傍に同作の正觀音を置、正安寺持、○番神堂 村持、年代詳ならず、元祿改定の國圖に、大神村枝郷と傍記す、今は全く別村なり、江戸より十六里、家數十一、廣二町半餘、袤三町許、東北、西南、玉川を境、小稻今地頭加藤三左衛門、元祿四年、先小葉村、乾、長沼村、川惣左衛門益利拜賜の年代、世拜賜す、先小瀬五左衛門長俊、八木仁兵衛糾す、大山道東北に貫く、幅九、飛地、六歩、小稻葉村にあり、

○高札場 ○玉川 西南の界にあり、幅五間、板橋二を架す、共に長尺、川添に堤を設く、長五百二十一、間、高二間、

○稻荷社 鎮守なり、例祭二月初午の日、及八月十三日なり、龍寶院持、○山王社 村民持、

○龍寶院 蘆際山と號す、本山修驗、坊配下、小田原玉瀧中興源覺坊、延寶中住、職す、本尊不動、

○馬入村 牟良 或は馬乳に作る、寛永系譜曰、秦氏、秦幼少より西山に於て書を讀、寛永八年、父徳隣が病にふすを聞て、江戸に趣、時に相州馬乳に於て、訃音を聞、江戸

如件、天文十七戊申十月二日、新芳寺、又毎年、葭十束を興へし事見えたり、曰、よし拾束づ、毎年大藤代所より可被請取之者也、仍如件、壬戌十月十五日、新芳寺、増阿彌奉、按ずるに壬戌は、永祿五年なるべし、以上、延寶二年九月、實山惣領派と定文書、皆虎朱印あり、曰、眞芳寺開山仁忠者、實山之長嫡、空相極條、於實山派誰争之哉、爲後來、仍三判如件、延寶二年九月十八日、相州眞芳寺、龍穩寺、大了印、大中寺好覺印、總印、文政十二年、火災に罹りて未再建ならず、釋迦を本尊とす、寺領十石の御朱印は、其文前に見たり、天正十九年十一月賜へり、北條氏文書三通を寺寶とす、えたり、

△白山社 △稻荷社、隆盛寺 大神山と號す、法華宗、鎌倉妙本、元祿十六年、火災に罹りて、舊記等皆烏有し、開山開基詳ならず、蓋慶安三年、池上本門寺十八世、日耀を勸請開山とせしと云、本尊宗風の諸尊を置、此餘日蓮の木像を安ず、長一尺、背に正中、△番神堂 ○正安寺 樂迎山攝取院と號す、淨土宗、芝増上、南蓮社忍譽、本尊彌陀、長二尺、○般若院 光明山と號す、古義眞言宗、須賀村惠心作、○般若院 光明山と號す、古義眞言宗、長樂寺末、本尊不動、開山を傳へず、世代の中、元和四年廿九日、に卒せし、朝海と云僧を古しとす、

より十五里、民戸百二十九、東西十二町半餘、南北十一町四十間餘、東、高座郡、中嶋村、西、當郡平塚新宿、南、須田、及郡中八幡村、東海道往還、村南を東西に貫く、道幅三、里塚、高六尺、上に榎樹あり、東方は高座郡、茅ヶ崎あり、村、西方は海邊郡、大磯宿への一里塚なり、又北方に、東海道古往還と稱する小徑あり、間、往古は今の渡馬入より、五町許、川上を渡りて、往來せしと云傳ふ、其頃の海道なり、按ずるに、此地舊くより、海道にして、相模川の係る所なれば、古昔に、相模川を渡りしなど記し、或は相模川合戦とあるは、皆當所の事なるべし、故に今爰に載す、元暦元年正月、佐々木四郎高綱此地を過て、京師に赴く、是木曾義仲追討の時なり、【源平盛衰記】曰、佐々木四郎高綱は、十七騎にて稻村、四月、腰越、片瀬川、砥上原、八松原、馳過て、相模川を渡る、四月、池大納言頼盛、鎌倉下向に依て、頼朝當所に来て、迎へらる、【平家物語】曰、四月五日、都を立て、大納言鎌倉に入給ふと、聞えしかば、兵衛佐大勢引具し、相模川の端迄、迎に來り給へり、按ずるに、異本【平家物語】二年五月、平宗盛此地に係りて、鎌倉に下る、【源平盛衰記】曰、内大臣下向原、相模川、腰越、稻村、打過て云々、建久九年冬、相模川橋供養に依て、頼朝爰に來らる、【保曆間記】曰、建久九年の冬、右大將殿、貞應二

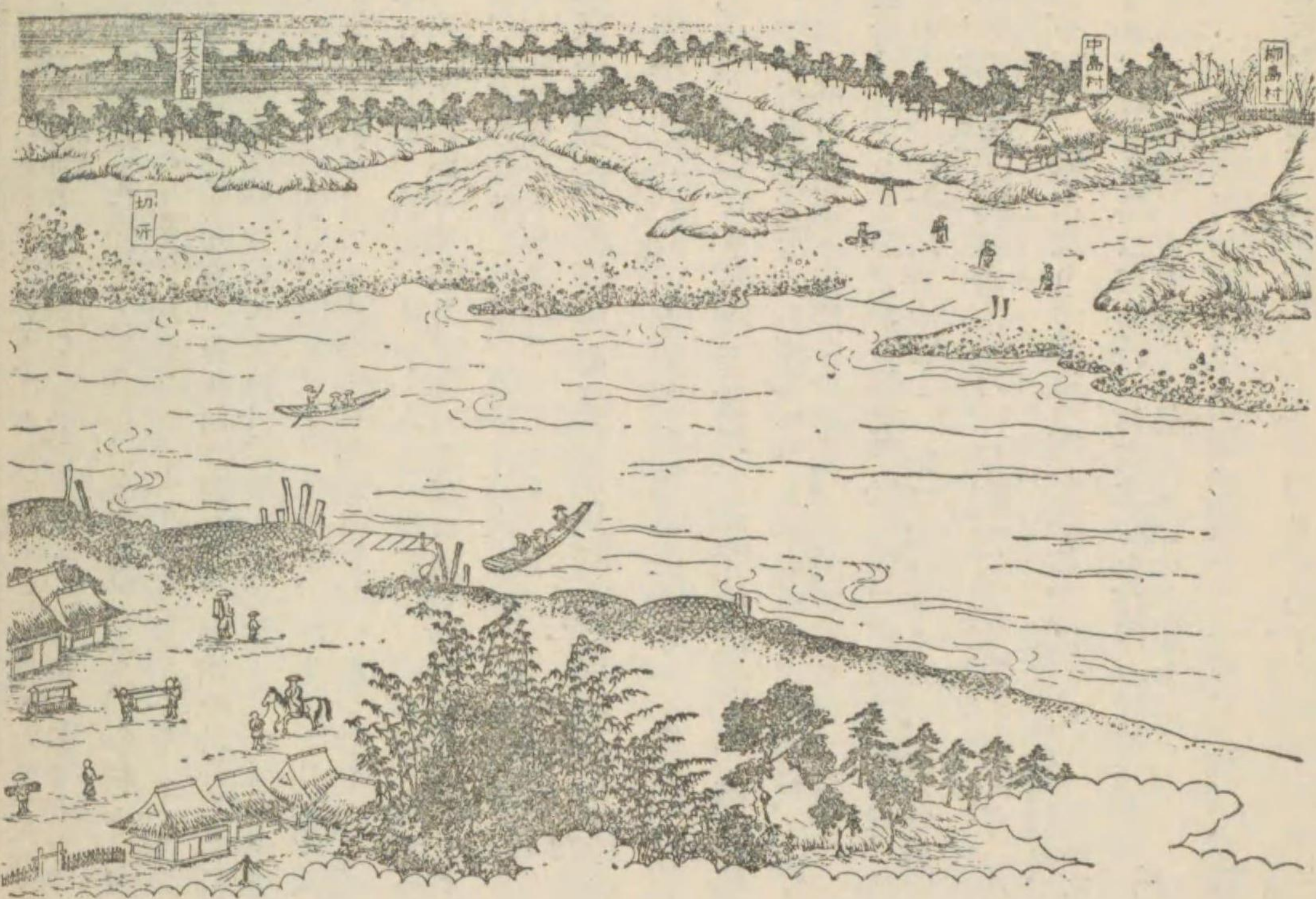
年四月、源光行相模川を渡りし事、【海道記】に見ゆ、
 日、十七日、相模川を渡り、元弘三年五月、相模太郎邦時當所
 にて生捕らる、【太平記】曰、相模太郎は、道に相待敵の、有
 とも思寄らず、五月二十八日、憔悴の姿にて
 相模川を渡ると、渡守を待て、岸の上に立ちたりけるを、五大院
 右衛門、餘所に立てあれこそ、件の人よと、教ければ、船田力
 郎等三騎、馬より飛下り、建武二年八月、中前代蜂起の時、
 透間もなく生捕奉る、
 平家の大将、名越式部大輔某、按ずるに、金勝院本【太平記】
 曰、時基と記し、式部大輔は、八月十四、相模川を阻て、打手の
 兵を支へんとす、官軍高越後守師泰・赤松筑前守貞範・佐
 々木佐渡判官入道道譽・長井治部少輔等を始として、川
 を渡りて相戦ふ、今川式部大輔賴國に作る、父子、小笠原
 七郎・同彦四郎等、川中にて討死すと雖、終に平家打負引
 退く、【太平記】曰、平家相模河を引越て、水を阻て支へたり、
 折節秋の急雨一通して、河水岸を浸しければ、源氏よも
 渡しては懸らじと、平家少油斷して、手負を扶け、馬を休めて、
 敗軍の士を集んとしける處に、夜に入て、高越後守二千餘騎に
 て、上ノ瀬を渡り、赤松筑前守貞範は中ノ瀬を渡し、佐々木佐渡
 判官入道道譽と長井治部少輔は下ノ瀬を渡して、平家の陣の後
 へ廻り、東西に分れて同時に鬨をどつと作る、平家の兵、前後
 の敵に圍れて、一戦にも及ばず、皆鎌倉を指て引ける、天正本
 【太平記】曰、名越式部大輔が兵、過半減じければ、相模川を引越
 て水を隔て支たり、折節時雨一通して河彼岸を浸しければ、敵

左右なく渡さじと、手負を助け、馬を休めて、敗軍の士を集ん
 と、常陸大掾、河端に楯つき雙へて、透間もなく、控たり、か
 らる處に、佐々木佐渡判官入道、河を前に當て、敵の支たるは
 當家の通れぬ所なり、元暦の美談今にあり、渡さずは有べから
 ずとて、打立ければ、赤田神保吉田箕浦、宗徒の者ども、十四
 五騎、河端に打臨て、我先に馬を打入んと、進みけれども、暗
 さは暗し、渡る瀬も知ず、暫く猶豫しける處に、赤革鎧に、白
 羽の征矢負て鶴毛なる馬に乗たる、老翁一人、現して愛を渡せ
 とぞ、教ける、道譽喜て、彼翁に軍の意見を問んとすれば、か
 き消様に失にけり、是則佐々木大明神の、爰に現して、示され
 つる、靈託なりと、道譽馬を打入て、流を截て渡されたり、新
 屋三郎先驅して一陣に進けるを、常陸大掾、川中に支て、爰を
 破られじと、防ぐるに、鐵雨の如にて、新屋は忽に討れけり、
 是を見て、道譽自ら太刀打して、敵二人川中に斬落し、支る敵
 を追拂ひ、一文字に、川をかけあがりて、此度の相模川の先陣
 は、佐々木佐渡判官入道、渡したりと、高聲に二度、呼はりけ
 るにこそ、官軍力を得て、高越後守師泰・長井治部少輔・今川
 式部大輔・佐々木富田判官・赤松雅樂助貞範、是等を宗徒の兵と
 して、上ノ瀬をば、渡されける、此中にも、今川式部大輔賴國
 先陣に進で、渡けるが、あらし浪に、推落されて、水に溺て、
 徒に失給ひける、其餘の兵共は、仔細なく、向の岸にかけあが
 る、金勝院本日、十八日、名越土佐四郎、佐介安藝太郎政氏以
 下、大勢にて、相模川の東の端に控たり、折節河水増りて、岸
 を浸しければ、左右なく、渡しつべき様無りける、所に、佐々
 木道譽、同四郎左衛門尉入道等を、始として、一族七十餘騎許
 馳來て申けるは、川に於ては、當家代々の能なりとて、漲り流
 る、川中へ、馬を颯と打入て、宇多天皇の御末、佐々木三郎信
 綱末孫と、聲々に名乗て、高越後守、二千餘騎にて、上の手を

渡り、赤松筑前守貞範は、中の手を渡りけり、かゝりける處に
 曾我奥太郎師祐、川中にて、馬に蹴倒されしを、抱立てぞ、乗
 たりける、上の手を渡ける勢共、上り場悪して、今川式部大輔
 入道父子、小笠原七郎同彦四郎、長瀬父子討れにけり、【難太平
 記】曰、式部大輔入道殿、中前代合戦の時、海道の大將として、
 京都より下向相模川にて、大水の時分敵支けるを、上下の渡は
 佐々木判官入道以下、渡しけり、中の手、殊更強かりし端渡さ
 れしかば、河中にて、人馬共に射殺されて、打れ給ひき、今川
 三郎と云しも、川を、と云し人も一所にて、打れき、式部入道
 は、矢二十ばかり立ちたりけり、故殿は大御所の御供にて、此戦
 には、はづれ給ひしかば、後日に河底、應永二十四年正月、上
 より、此死骸を取られけるとなり、
 杉安房守憲基、相模川を渡し、足利右衛門督滿隆、左馬頭
 男、同持仲、左馬頭、上杉禪秀等と合戦す、上方勢今川勢
 進んで、前後より責戦ふ故に、滿隆等敗北し、鎌倉に退
 く、【鎌倉大草紙】曰、正月九日、上杉安房守、北國勢、上野下
 野・武藏・相模の軍勢を引卒し、相模川東の岸に押寄て、川
 を渡責戦ふ、上方勢、今川勢乗勝て進戦、禪秀敵を前後に請て
 大に敗北し、味方大形心替し、敵に加はりしかば、持仲滿隆禪
 秀不叶其後鎌倉へ没落す、嘉吉元年五月、足利左兵衛督持氏の子、春王
 安王二人、虜となりて、當所を過る、【鎌倉九代記】曰、春
 せらる、宗徒の兵二百餘騎、前後左右を打圍み腰越片瀬
 を打過て、相模川の夕霧に、曇るか空の月影も云々、明應
 五年、三浦荒次郎義意、北條早雲と、當所に戦ひ、義意
 討死せし由、【豆相記】に見えたり、
 日、明應四年、三浦荒
 次郎與早雲、挑戰歴歳

而未決雌雄每歳六七月、自三浦攻入小田原、而退去時、必風乎
 馬生河邊、而士卒泳游焉、而水于汗馬歸、及數度早雲橫梁隱兵、
 而不出、三浦士卒益懈矣、翌年又三浦師攻來、雖焚鄉黨荒田園、
 早雲不出銳卒、故三浦師、於彼河而宴安甚矣、於是早雲以銳兜
 襲三浦甲、三浦甲愕然、而拜矛戟、忘弓矢、而敗北四維矣、荒
 荒井城にして、早雲の爲に、討死せし事、諸書に見えたり、且
 明應四年以前、歷歲小田原に攻入し由、記したれど、早雲小田
 原に打入しは、明應三年以後の事、御打入の後、御料所及保々
 なり、【豆相記】の説、信じ難し、御打入の後、御料所及保々
 監物が采地拜賜の年代、なり、檢地は、寛文五年、坪井治右
 衛門良光改む、新田は十年同人、寶永三年、平岡三郎右
 衛門、寶曆八年・九年二度、志村多宮糺せり、流作場あ
 り、延享二年、堀江荒四郎芳極檢地す、當村も中原御林
 組合七村の内なり、
 ○高札場 ○小名 △上宿 △中宿 △下宿
 ○林四 中原御林、十六所の内なり、新宿入會、阿老北
 中等の字あり、詳なる事は、中原、此外村民持の林、一所
 あり、○相模川 村の中程を流る、幅七十、當村にては
 馬入生に作る、川とも唱ふ、文治四年正月、將軍賴朝
 伊豆箱根三島等社參の時、三浦介義澄浮橋を設く、
 【東鑑】正月廿日條曰、一品立鎌倉、令參詣伊豆箱根、三建
 嶋社等云々、爲三浦介義澄沙汰、構浮橋於相模河云々、建
 久九年冬、橋供養あり、【保曆間記】に見ゆ、其文前に出ず
 按ずるに、此橋廢せし年代詳なら

渡船場眺望圖



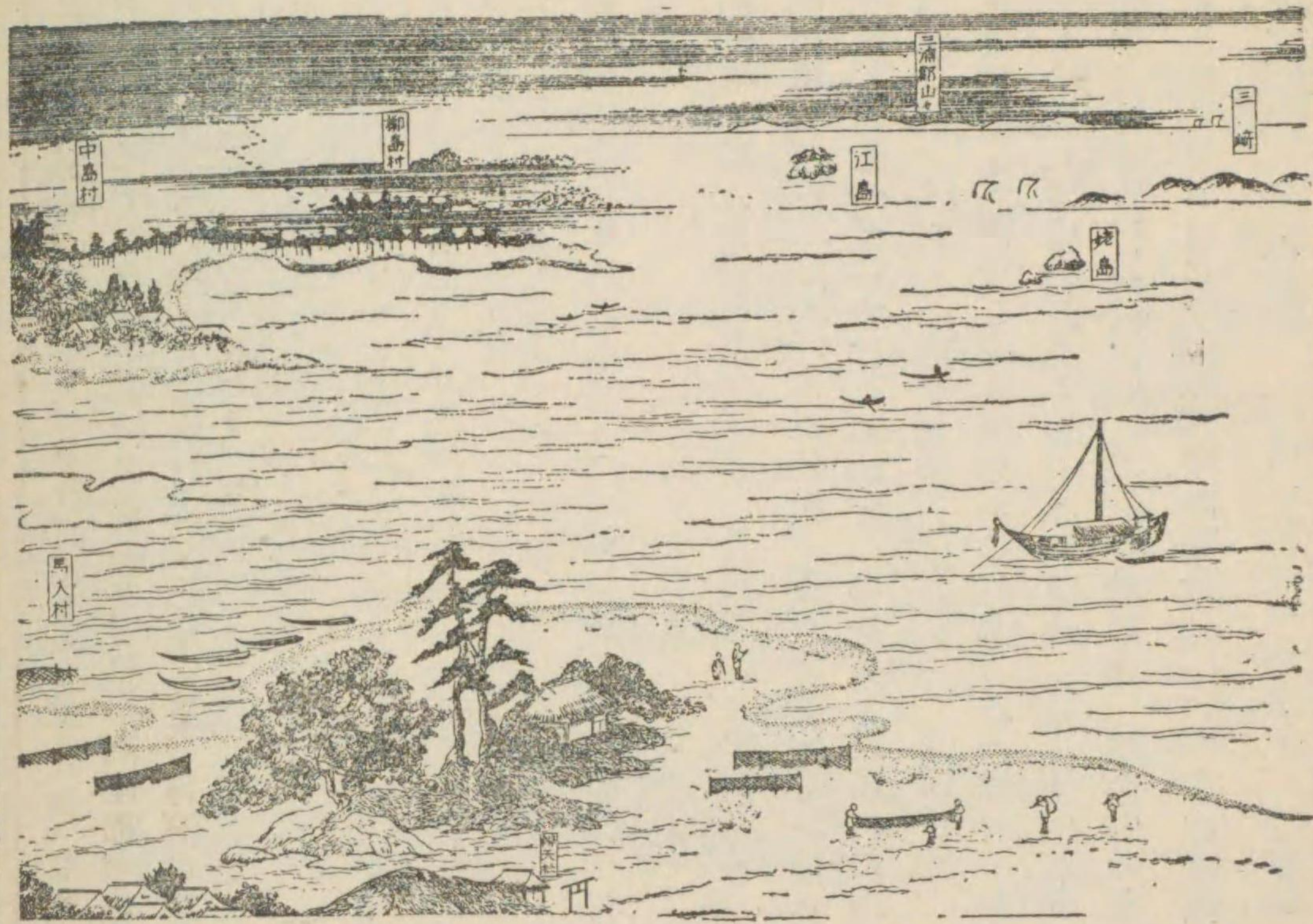
ず、又橋供養の日、頼朝の乗馬、物に驚て此川に落
 入る、是より馬入川の名越れりと云、俗説あり、實朝此
 川を渡る時、歌を詠す、【金槐集】曰、相模川と云川あり、
 月さし出後、舟に乗て渡るとて、
 夕月夜さすや川瀬のみなれ棹なれともうと、
 小田原北條氏の
 臣、福島伊賀守成賢、此川にて鱸魚を刺たる事あり、
 總説に詳寛永十一年七月、御上洛の時、船橋を架せら
 載す、高座郡藤澤宿民所藏文書曰、今度御上洛に付て、御泊の
 所へ寄候人馬、并馬入船橋手傳人足、御領私領共に被申
 觸、御事かけざる様に可申付候、道橋之儀、前々より作來候、
 郷中無油斷作候様に、可被申渡候以上、二月、服部總左衛門
 殿、酒雅樂、土大炊、酒讀岐、松伊豆、按ずるに、連書
 姓名に據るに、寛永十一年、御上洛の時なる事知べし、【羅山
 詩集】に、相模川の詩あり、曰、昔絶長橋今有舟、舊名不改
 雖深非、此餘古戦等の事は、村の總説に載、川の邊に波
 急流、一は東岸にあり、長二百八十間餘、一は西岸にあ
 除三所、一は長十二間餘、一は河原にあり、長八十間餘、
 堤一所あり、高二古相模川 北方より流來り、村内
 にて相模川に合す、間餘、堤あり、高九池五共に相
 模川の東に在、洪水の時水流の蹟、池の如くなりしな
 り、土人押切堀と號す、○渡船場 相模川にあり、東
 海道の往還にて、馬入渡と唱ふ、渡幅七十間餘、是常は
 船六艘 渡船三、平田船二、御召船と稱する一を置、但一艘
 に水主三人宛なり、是は當村及定助郷の村より出す

其村々は、高座郡、萩園、下町屋、今宿、松尾村等なり、又郡中
 須賀村、高座郡、柳嶋村も定掛りにして、獵船二艘を出せり、
 を置、往來を渡す、蓋通行多き時は、助郷の村々、高座
 田端一之宮、門澤橋、中新田、河原口等五村、當郡、戸田、大
 神、田村三村、愛甲郡、厚木村、鎌倉郡、村木座、坂之下二村
 等なり、但大神、田村の兩村は、より、若干の船を出せり、
 五年づ、相替て勤むと云、
 當所渡守へ、二十石の畑七町六畝地を賜ひ又寛文中
 より、船頭等に月俸十口を賜ふ、川會所一字あり、川年
 稱し、渡船の事に與る者、
 爰に在て、其指揮をなす、寄と

○神明宮 蓮光寺持、下同、○第六天社 ○稻荷社 村
 民持、
 ○高福寺 馬入山馬入院と號す、古義眞言宗、須賀村、長
 開山有賢、慶長六年八月 本尊不動、當寺は、平塚新宿八
 幡社の供僧を兼帶す、△稻荷社 ○蓮光寺 神戸山流
 入院と號す、本寺前に
 入院と號す、同じ、開山有賢、慶長六年五月 本尊不動、
 當寺も、平塚新宿、八幡の供僧を兼帶す、△東照宮 勸
 請し奉りし御由緒詳ならず、△稻荷社 △天満宮 △藥
 師堂 本尊は行基作、長三尺
 六寸、○眞福寺 歸命山無量
 院と號す、一向宗、東本願、永祿二年八
 寺末、開山善秀、月十日卒、本尊彌
 陀、畫像、實
 如筆、△鐘樓 鐘は、正徳三年鑄造す、○阿彌

院堂 蓮光寺持、△地藏堂
 ○須賀村 須賀 江戶より十五里餘、民戸四百五十二、廣
 凡二十町、袤十五町許、二村、西、中原御林を隔、平塚新宿
 南、海、北、小田原北條氏、分國たりし時、村民に命じて
 馬入村、鯛魚或鯨等を漁せしめ、何にも、大成鯛を二十枚、明日之晚
 に可致持參候、引上於濱端、則薄鹽を致、舟を以早々可漕來候、
 公物者内村前より、可請取者也、仍如件、追而御陣御留守之間
 御隱居様、御封判也、酉八月廿三日、須賀小代官船持中、朱印
 又曰、小鳥の餌の御用、あち二百ひき□網場より、すぐに上可
 申、二時とも程候は、はや損じ候、其旨を存、相かせき取可申、
 度々に御用候問せいせん二百文被下候、一錢にあち三づ、之積
 にて、以上六百魚數上可申、此内此度二百、此者に越可申、殘
 て四百は、田中に被預候、何時も御用之時、可被仰越者也、仍
 如件、追而料足に増阿彌判封を付候、丑十月六日、須賀郷田中、
 増阿彌奉、朱印あり、按ずるに、此二通共、年代詳ならず、下同、
 又當麻の渡、高座郡當 渡船十艘を出し、曰、明後日當麻
 越間、須賀之船十艘、當麻之舟庭へ廻、御通之一日、可致奉公
 候、能舟方乗組可罷上候、仍如件、三月廿七日、須賀小代官舟
 持中、山角紀伊守 或は此地より、豆州熱海迄運漕の課役、百
 奉之、虎朱印、或は此地より、豆州熱海迄運漕の課役、百
 卅俵、自須賀熱海迄、可相届船之方乗組、富士代依田代に可渡
 之、舟方公用、從宰領前可請取之者也、仍如件、午七月廿日、
 須賀郷代官船持中、石卷
 彦六郎奉之、虎朱印、及材木を預りし事等、所見あり、勢
 出、百廿五丁、五六、以上七澤より出、右材木少も不致紛失様

須賀湊圖



に、可罷預、舟來次第、嚴密相渡、委細以書立、安藤豊前に可申斷者也、仍如件、甲戌正月廿四日、須賀田中清田、安藤豊前奉、虎朱印、按するべし、又人返の事を、當所清田某に、令せし天正二年なるべし、

○高札場 ○小名 △北町 △横町 △中町 △西町 △南町

○海 南方に在、村内に係る、海岸二十町許、須賀浦と唱ふ、漁船凡三十二艘、海士船十五艘、地曳網船十七艘、押送船五艘あり、獲る所の魚は、鯛・鱈・比目・鯖・鰯等なり、○須賀湊 巽の方、相模川河口に在、湊口二十間餘、大船は入らず、四百、爰より江戸鐵炮へ海路三十六間餘、石積の船を限とす、

○相模川 東方村境を流れ、幅二十二、巽の方に至て、海に注す、水除堤あり、高九、○古相模川 村落に添て流る、幅六間、河岸に、荷物揚場あり、又納家と稱し、公の荷物等を假に入置所あり、○惡水堀 北方にあり、幅五、

里、三崎、三浦郡、屬へ十三里許、浦賀へ凡十八里、豆州下田へ、三十五里と云、元祿四年五月、高座郡柳島村と、湊論の時より、兩村にて廻船を置、運漕に便す、廻船の數、大抵九艘なり、定員なし、廻船問屋八軒あり、

○三島社 村の鎮守なり、祭神大山祇命、本地佛藥師、長樂寺に 相殿に、貴船山王二座を祀る、例祭隔年九月廿九日、神輿村中を渡る、拜殿あり、長樂寺持、△末社 金毘羅・淺間・熊野合祀 稻荷 辨天 △不動堂 △石二王 ○稻荷社五 一は乘蓮寺持、二は村持、二は村民持、○貴之宮社 祭神詳ならず、萬光院持、

○長樂寺 海詠山聖無動院と號す、古義眞言宗、高野山關東檀林の一なり、相傳ふ、此地は弘法止宿ありし靈地にして、遙の後、僧鎮海草庵を結び、海詠庵と號して居住す、其後建保年中朝秀中興して、山寺號を稱せ

り、故に鎮海蓋文治の頃、在世の人なりと云、を開山とし、朝秀を中興開山とす、本尊不動、長二尺八寸、脇藏を安ず、弘法の衣一具を、什物とす、是は本山に安ずる禁廷より賜る所の衣なり、文化十一年、高野山高室院より譲りし由、添狀あり、△鐘樓 元祿八年、鑄造の鐘を掛、△護摩堂 藥師なり、長一尺五寸と云、を安ず、又當國新札所、第八番の觀音を置、△天神社 △三峰社 △銅塔 長八尺、五智如來を安ず、塔前に燈明堂あり、○萬光院 醫王山藥師寺と號す、長樂寺末、下開山秀圓、正保四年三、中興惠任、寛文七年三ヶ寺同じ、開山秀圓、月四日卒、

○乘蓮寺 花翁山觀音院と號す、本尊十一面觀音、尺三寸、行當寺も、古は長樂寺の塔中なりしと云、△稻荷社 ○長源寺 西光山と號す、中興開山慈全、正徳二年卒、本尊阿彌陀、○地藏院 如意山延命寺と號す、中興開山日盛、天和年中卒、本尊地藏行基作、△稻荷・天王・聖德太子合社 △天神社 ○海寶寺 常圓山智光院と號す、淨土宗、京知恩、天正七年起立、開山貞雲、城蓮社嚴譽、一月六、本尊阿彌陀、聖德太子作、長三尺、△鐘樓 天明元

年の鑄鐘を掛、△天満宮稻荷合社 △觀音堂 △地藏堂
○大寶院 南湘山と號す、當山修驗、開寺配下、開山
重達、延寶四年九月、△牛頭天王社 △不動堂 ○淨閑
院 海寶寺末庵、本尊阿彌陀、○雲晴庵 村民の内庵
にて、是も海寶寺の末に屬す、近き頃洪水に破壊して
未再建せず、本尊は本寺に置、

○舊家伊八 清田氏なり、先祖の事蹟詳ならず、家藏の
文書に據れば、小田原北條氏の頃、當所の小代官を勤
めしと見ゆ、所藏の古文書の六通 一は宛所清田、一は清
其餘は當所小代官船持中とあり、皆北條氏の出す所なり、
○同彦七 佐藤氏なり、先祖傳左衛門某は、北條氏に
仕へ、天正十八年四月、内藤大和守景豊に屬し、白根
郡中、白根に於て、軍功あり、景豊感狀を賜ふ、今に家
藏す、白、中郡白根表に、京勢地衆、集居所打散、敵一人討
捕、走廻之至、忠信感悅に候、彌可抽粉骨候、小田原へ
申立、可遣御感狀候、當時往行就不自由に、先自判を出之者
也、仍如件、天正十八庚寅四月十七日、佐藤傳左衛門殿、大
和守花押、御檢使大藤長門守花押、按ずる
に、大和守は、津久井城主内藤景豊なり、

豊田庄

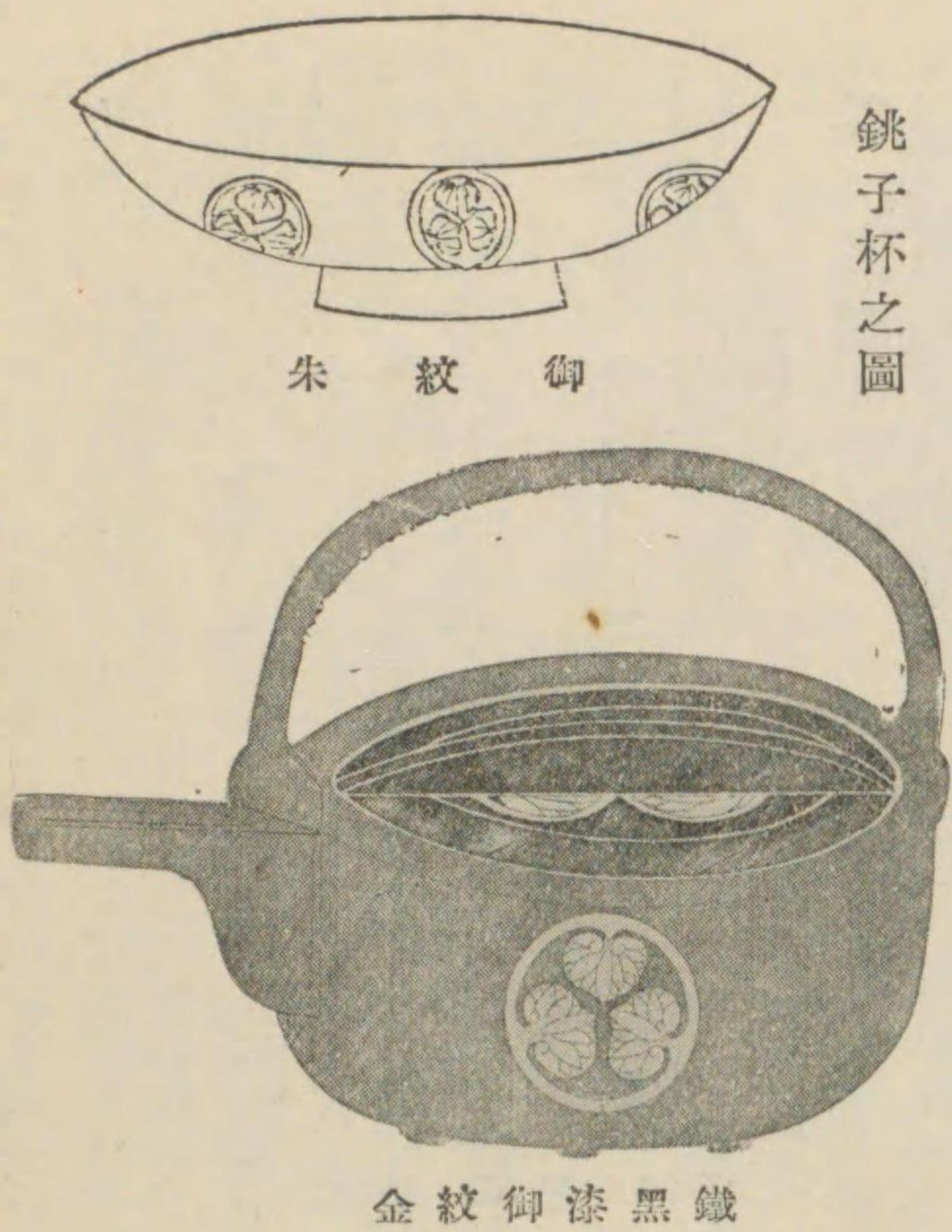
○豊田本郷村 圖與駄保無 江戸より十六里餘、【北條役帳】

には、豊田郷とあり、其文下に又正保四年鑄造宮下村、大
鐘銘に、糟屋庄豊田郷と刻す、是に據れば、當時豊田は
郷名にして、糟屋庄に屬したるか、延寶の水帳に、始て
豊田庄本郷村と見えたり、正保國圖には豊田村元祿圖に
今の村名を載す、隣村宮下・小嶺・平等寺等は、當村より
分れし村々なれど、其年代詳ならず、各村の條、並按ずる
に、【東鑑】に豊田氏の人、十餘人見えたり、治承四年八月
豊田五郎景俊、壽永元年正月廿八日、同太郎幹重、文治五年七
月十九日、同兵衛尉義幹、承久三年六月十八日、同四郎、同五
郎、同平太、曆仁元年二月十七日、同彌四郎、寛元元年七月十
七日、同源兵衛尉、嘉禎元年六月廿九日、同太郎、同次郎等なり、
恐くは、皆當所の住人にして、在名を稱號とせしならん
世降て北條氏の頃は、玉井平六、同帶刀左衛門等知行す、
【役帳】曰、三十貫文、中郡豊田之内、玉井平、六百五
十二貫六百三十文、中郡豊田郷、玉井帶刀左衛門分、今地頭
山名佐渡守、白須甲斐守政徳、御入國以來、御料所なりしが、
となり、寛延元年松平大和守朝矩に替、寛保三年酒井雅樂守忠知領分
賜ひ、文化七年兩氏の先世に替れり、なり、檢地は、延寶二
年成瀬五左衛門重治糺せり、民戸七十四、東西五町、南
北八町、東、宮下、小嶺二村、西、鈴川を隔、寺田、北
二條一は中原道、幅七尺、係る、飛地東方玉川に添てあり、
新土・平等寺・小嶺・宮下・中原・打間木、數村に間せり、

其地を散田と呼ぶ、十
一町四段一畝四歩、

○高札場 ○小名 △豊中武知 △西 △宿 △箕子橋
○鈴川 村の西界を流る、幅六、川に傍て堤あり、高一丈
○神明社 福藏院持、例祭四月十六日、○第六天社 村
民持、下同し、○稻荷社二 ○道祖神社三
○清雲寺 豊年山と號す、臨濟宗、鎌倉壽福開山樂林妓、
文明十三年七
月十一日卒、本尊釋迦、慶長四年二月十日、東照宮中

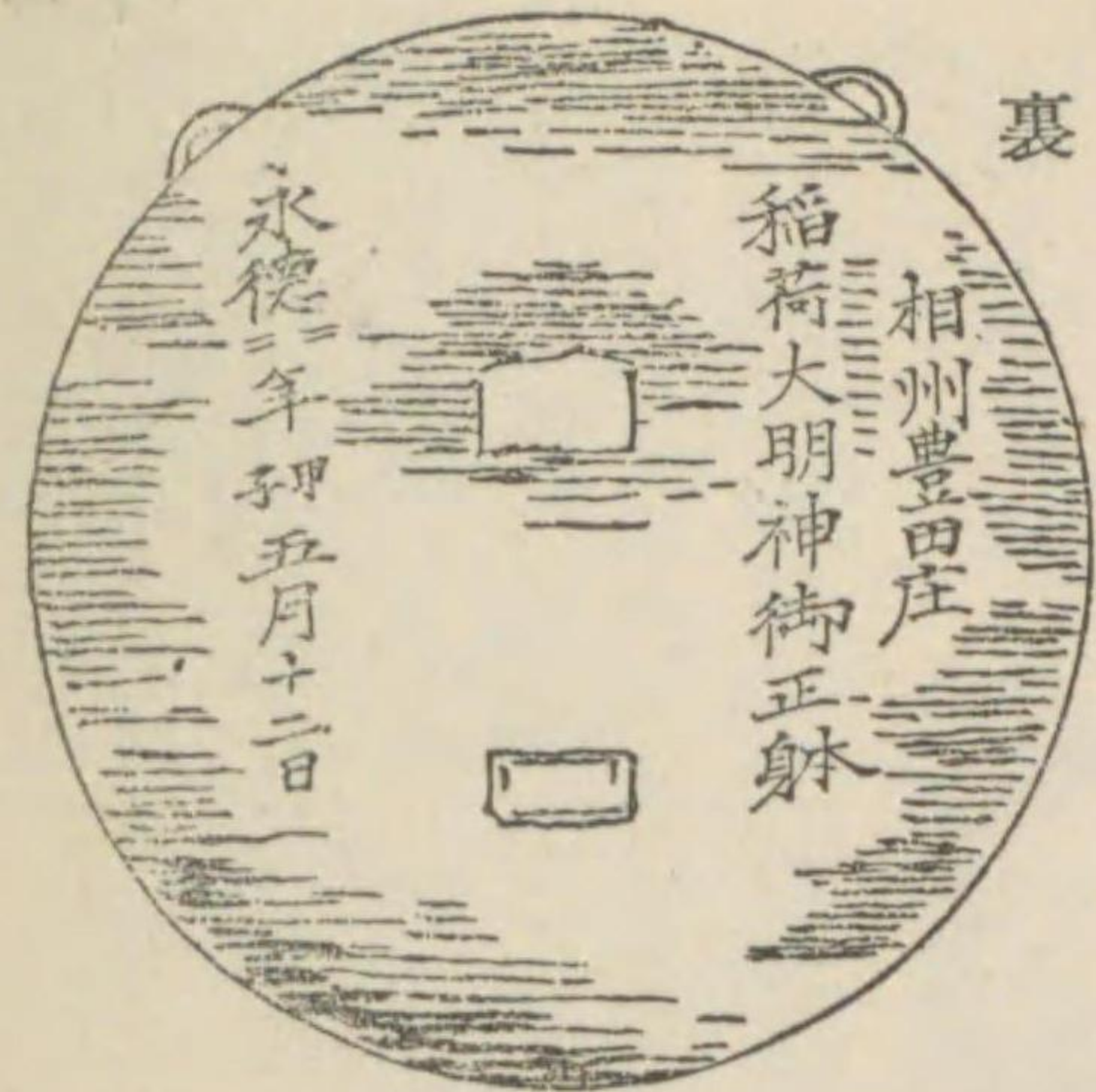
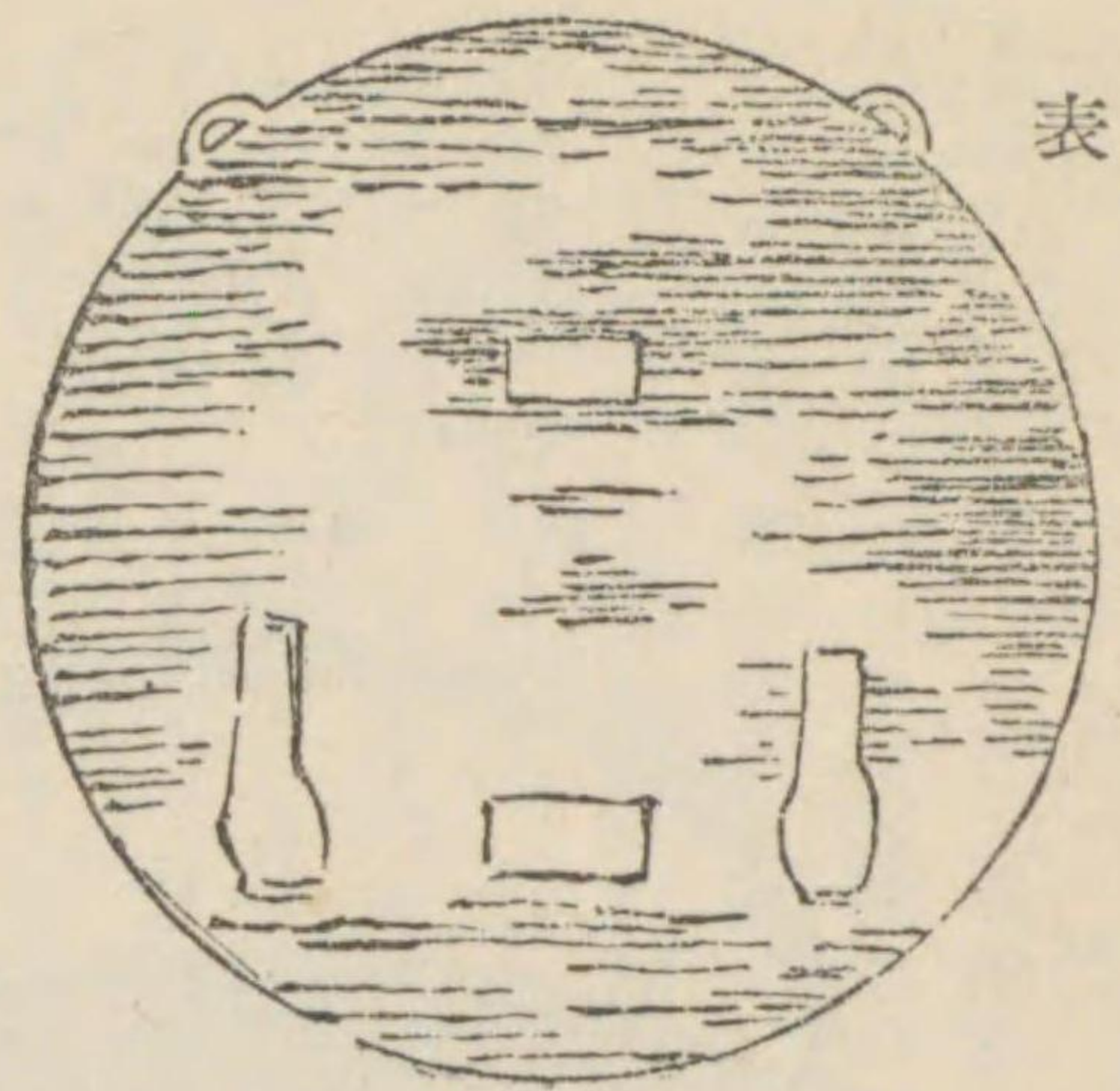
銚子杯之圖



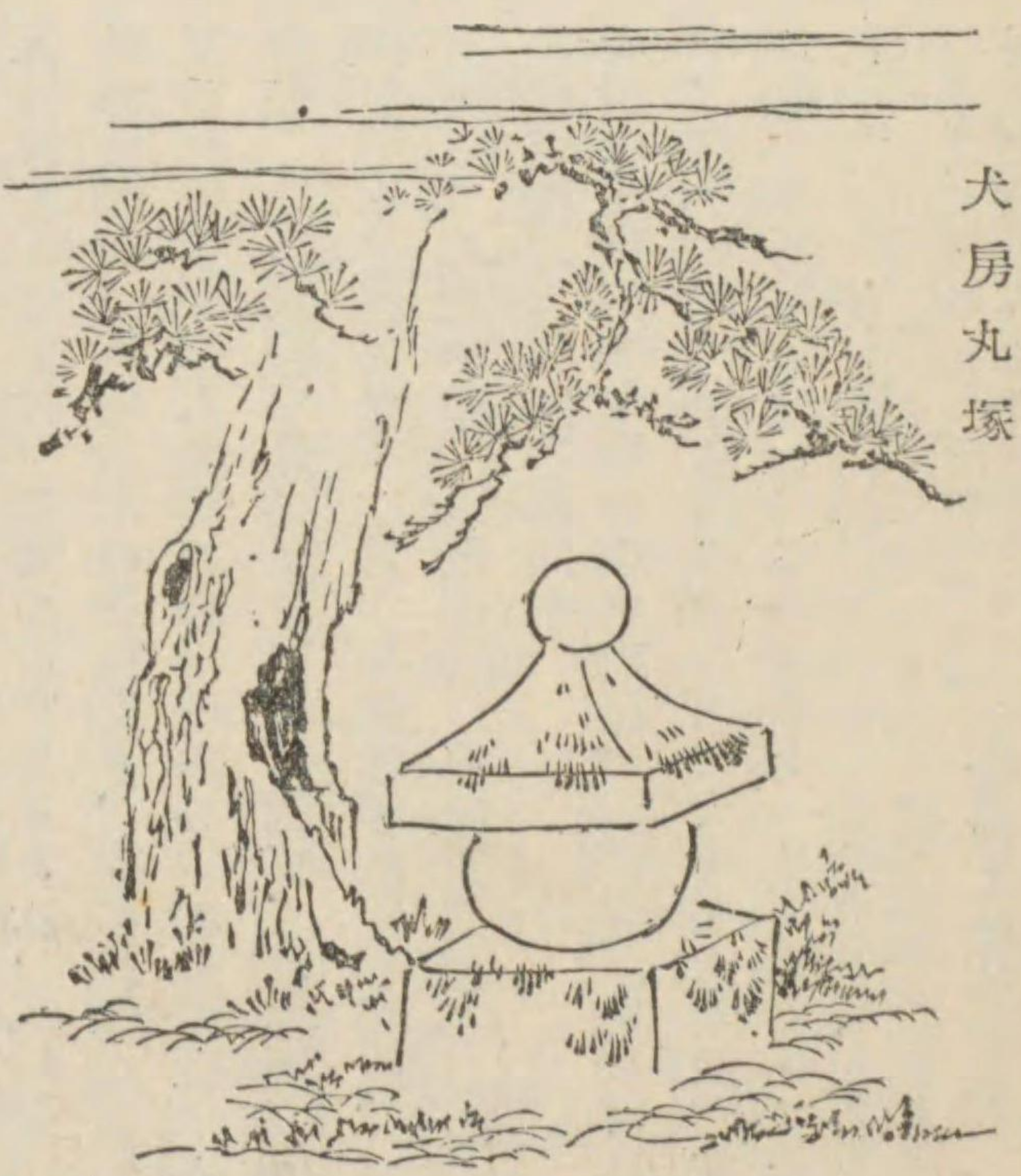
朱紋御

金紋御漆黒鐵

原御殿逗留ありて、此邊御放鷹の時、當寺へ入御あ
り、境内の井水、清冷なりとて御茶の水に召上られ、
是より當寺を御茶屋寺と稱せり、其時寺領十石の御朱
印を賜はり、且銚子杯を賜りて、今に寺寶とす、其の
圖左の如し、△鐘樓 寛正八年鑄造の鐘を掛、△衆寮
△隱寮 △稻荷社 ○福藏院 鶴崎山宮下村八幡社地を
の持なれば、是より、鶴崎山と號し當寺
得たる山號なり、平塚新宿、
本尊不動、又宮下村八幡の本地佛、彌陀を安す、
△八幡宮 宮下村、八幡の本宮なりと云、△稻荷社
神舁圓鏡は、永徳四年の鑄造なり、表に佛像ありしと
見ゆれど、損失す、表裏の圖左の如し、△聖天社 △天
神社 ○法藏院 豊中山吉田寺と號す、淨土宗、中原上
末、開山宗蓮社專譽一傳、中興縁蓮社三譽滿説、本尊
阿彌陀、△天神社 ○觀音堂 本尊正觀音、長二尺五寸
法藏院持、下同、○彌陀堂
○大場塚 村東字道淨の畑中に在、高四尺五由來傳はら
ず、按ずるに、【東鑑】に據るに、大場平太景能が父、
景宗の墳墓なるべし、文治四年十一月群盜來りて是を
掘開きし事、同書に見ゆ、日、十一月二十七日、景能父景
盜竊來、掘開塚、盜取所納之重寶等、宗墳墓、在相模國豊田庄、而群
去畢、雖追奔之不知其行方云々、蓋當所に埋葬せしは、全



く所領の地なるべし。○犬房丸塚 異方畑中にある、古松の下に五輪の石塔建り、傳へ云、工藤左衛門尉祐經の息男、犬房丸の塚なりと、されど碑石の様、當時の物と見え、且當所に其墳墓あるべき因み、未考ふる所なし最も疑ふべし、圖左に載す、
○宮下村 美也之、江戶より行程前村に同じ、八幡鎮座の地なれば、此村名あり、當村は豊田本郷村の分村なり、其年代は傳へざれど、正保國



圖に載せず、元祿圖に村名を載せ、傍に豊田と記したり、今も彼村より分れし三村、及本村を合て、豊田四ヶ村と唱へり、されば正保後、分村せし事知べし、民戸五十一、東西十町半、南北六町、東、新土村、郷平等寺二村、南、豊田本郷、北小嶺村、今堀田備中守正篤領分にて、御入國後、中原御林、北小嶺村、今堀田備中守正篤領分にて、御料なりしが、寶曆十年先、檢地は、延寶二年三月、成瀬五左衛門長俊世守拜賜す、大山道伝る、幅二間
○高札場 △小名 △堂之前 △禰下 △山之越 △池

一田

○玉川 東南の方を流る、幅六、川に傍て堤あり、高九尺、土橋二を架す、共に長八間、
○谷川 東方を流る、幅三、南方にて玉川に合す、

○八幡宮 豊田庄四ヶ村、及打間木村の鎮守とす、神體座像、例祭八月五日、若宮八幡を相殿とす、此祭神は後醍醐天皇第三の皇子、護良親王なりと縁起に見えたり、曰、相模國大住郡、豊田村、鶴崎山若宮八幡と奉申者、後醍醐天皇第三皇子、護良親王、智勇兼備にして、誠に興國の大量まし、ければ、足利尊氏舍弟直義、左兵衛督と計て、讒奏をして、宮を落し入まゐらせ、しばし直義預り、鎌倉へ移し奉らんと、建武元年五月三日、關東へ下し奉り、二階堂ヶ谷に、土の牢をかまへ、是に奉入置、其後亂起に及て、淵邊義博に命じ、殺し奉り、御首をば、傍なる藪の中へ投捨たりしを、理智光寺長老、ひろひ取、葬禮の事營み、山上に納、今に御石牌理智光寺に有、其頃元祖長尾長右衛門者、鎌倉長尾村の産にて、宮の恩顧の者なれば、御尊骸を分て、豊田村へ持來、密に土中に埋敬ひ傳き、其頃八幡宮別當福藏院は、伯父の續なれば、御尊靈を、若宮八幡と勸請し、御本社會殿に奉安置也、其後年曆おし移り、御代官所へ相願候所故有て御供料として、百口の御除地、被下置候、即鎮守免八幡田と稱す、依之正月三ヶ日の間、御供は長尾長右衛門方より、備ふるなり、子々孫々に至る迄、懈怠すべからざる者也、若不心信に於ては、神罰を蒙るべき者なり、寛社領三永三年とあり、長右衛門が子孫、今村民にあり、

石の御朱印は、天正十九年十二月賜へり、別當豊田本郷村、△福藏院 △鐘樓 寛永十五年、鑄造の鐘をか、△末社 牛頭天王 神明 山王 日宮 稻荷
△供所庵 彌陀を本尊とす、○道祖神社 村持、
○大智寺 曹洞宗 下吉澤村、最勝山と號す、開山月松宗尖、天正五年二月 中興寶田實秀、享保十一年十二月廿二日卒、月十四日卒、本尊釋迦、寺領三石の御朱印は、天正十九年十一月賜へり、△鐘樓 正保四年、鑄造の鐘を掛、△荒神社 △稻荷社 △金毘羅社 △開山堂 △禪堂 △衆寮 ○大日堂 清法院の號あり、不動をも安じて、羽州湯殿山の行屋とす、豊田本郷村、福藏院持、
○小松 字大繩橋にあり、一本松と呼、圍一丈三尺、根上り十五、
○小嶺村 古美彌 江戶より十六里、當村も豊田本郷村の分村にて、元祿國圖に始めて村名を載せたる事、都て前村に同じ、豊田四村の内、此の地高き所なれば、村名起れりと云、東西十町半、南北六町半、東、玉川に限、新土間木村、西、豊田本郷村、東、宮下村、北、小嶺村、民家二十九、檢地の年代前村に同じ、奥村治左衛門知行す、享保十九年、
○高札場 △小名 △田中

○玉川 東南の方を流る、幅六、川に傍て堤あり、長二町、高九尺、

○谷川 東寄を流る、間、幅三

○子權現社 宗圓寺持、○道祖神社二 共に村持、○十二神社 十二天とも唱ふ、村民持、

○宗圓寺 小峯山と號す、法華宗、安房國、小湊 寛永元年の起立と傳ふ、開山日鐵、顯詔院と稱す、正保三、開基飯山傳左衛門、寛文十年六月二日死す、法名緣、本尊三寶及了院想運、今子孫村民にあり、本尊三寶及諸尊を安ず、境内に松樹圍一丈六、あり、宗祖日蓮、身延山往來の時、此樹に腰を掛しと云傳ふ、○福正庵 曹洞宗、寺田繩村、村民の内庵にして、其祖方譽倚哲、俗半左衛門、元祿十五年四月廿一日死す、起立す、本尊彌陀、△藥師堂 ○庵是も村民の内庵なり、城所村淨心寺持、本尊彌陀、

○塚 金塚と呼、高三、畑中に在、塚上に雜木立り、

○平等寺 村備也字等、宇茲牟良 江戸より行程、及豊田本郷村より分村せし事、前村に同じ、村内に平等寺あり、因て村名とす、民戸二十三、東西一町、南北八町餘、東、宮下村、西、鈴川に限、寺田繩村、南、中原上宿、及中原上宿及鈴川を境、入野村、北、豊田本郷村、今領主堀田備中守正篤、御料なりしが、寶曆十年、先世守に賜ふ、檢地は、寛文六年四月、坪井治

右衛門良充糺せり、大山道間、係れり、

○高札場 ○鈴川 西界を流る、幅六、兩岸に堤あり、高一

○道祖神社 村持、○稻荷社、宮下村民持、

○平等寺 豊田山醫王院と號す、古義眞言宗、岡崎金剛、建久三年、鎌倉將軍家より、祈願ありし古刹なり、【東鑑】曰、御臺所御産氣、相模國神社佛寺、本尊正觀音、一尺五寸、奉神馬被修誦經云々、平等寺、寺領十石三斗餘の御朱印は、慶安二年八月賜はれり、

△天満宮 △稻荷社 △藥師堂 本尊は行基作、長三尺、

△鐘樓 正保三年、鑄造の鐘を掛、○阿彌陀堂 平等寺持、

新編相模國風土記稿卷四十三之終

新編相模國風土記稿卷四十四之

村里部 大住郡卷之三

糟屋庄

○上糟屋村 加美可須 古書に、或は糟谷と書す、郷名を唱へず、按ずるに、下糟屋村は、古高部屋郷と、唱へしと傳ふれば、此村も其唱へありし事知べし、元暦元年九月、源頼朝先例に因て、此郷を大山寺領に寄附す、大山寺藏文書曰、下高部屋郷、可早任先例引募大山寺島等事、右件田島、任先例無相違、可奉免之狀如件、放下、元暦元年九月十七日、補判、當所は、糟屋庄の本村なり、土人の傳へに、往昔糟屋藤後左兵衛尉、有季、居住の地なりと云、居蹟、下村、村内熊野太と云、有季、居住の地なりと云、居蹟、下村、村内熊野社に、建久七年、有季願主にて、鑄造せし鐘あり、其銘に大住郡之邊有二伽藍、名極樂寺、按ずるに、別當、濫觴季舊、劫驗日新、蓋乃曾祖父藤原盛季之福田也、云々とあり、又糟屋系譜に、左大臣冬嗣の孫元方、糟屋庄大夫と稱し、其子久季は、糟屋庄司と載す、是等に據るに、元方初て庄内に住して、在名を以て稱號とし子孫聯綿と

此邊を領せしなり、【東鑑】【源平盛衰記】其外諸書に、糟屋氏の人、多く所見あり、糟屋權頭盛久、權頭重國、左衛門三郎行村、三郎宗秋等なり、又近江國番場宿、蓮華寺過去帳に、糟屋氏の人多く見ゆ、皆元方の子孫なるべし、人物部に、觀應の頃、當庄に政所ありし事、鎌倉圓覺寺藏文書に見えたり、曰、正續院領、相模國石田庄内津與致濫妨畢、早葦彼所、退狼藉人等、可全寺家知行由、可下知糟屋庄政所之狀如件、觀應二年十二月六日、上杉宮内大輔殿、直義華押、按ずるに、政 又古當國金山寺 今國中に此寺號を聞かず所の蹟詳ならず、又古當國金山寺 廢寺となりしならん、

領、此邊にあり、【禪林僧傳】、不聞和尚行狀曰、師諱契開、號請住相之金山寺有糟屋莊田、爲豪、寶徳三年、或は二年と、四月、奪、十有二年、師請於官歸其侵、寶徳三年、或は二年と、四月、太田備中守資清、長尾左衛門尉景仲、由比濱鎌倉にて千葉新介・小田謙岐守・宇都宮肥前守等と戦ひ、資清・景仲敗北して、庄内に引退く、【鎌倉大草紙】曰、太田備中守・長尾左衛門尉、餘騎にて、鎌倉の御所へ押寄ける云々、敵は大勢にて、由比濱へ押來間、味方千葉新介・小田謙岐守、宇都宮肥前守、四百餘騎にて馳向ひ、散々に追散攻戦ける、太田備中長尾左衛門が郎等百廿餘人討死して、陣床も取得ず、相州糟屋の庄へ引退く、文明十七年九月、僧萬里此地に止宿す、【梅花無盡藏】曰、宿糟屋、此村上下二村に分ちし、年代詳ならず、されど天正十九年、村内の神社に賜りし御朱印に、上糟屋郷と記されれば、其頃既に上下の唱ありしなり、今間部主殿頭、

中川三十郎・中川市右衛門・中根宇右衛門・飯河茂藏等の知る所なり、按ずるに、伊豫田家譜に、由右衛門一正入道親休成、相伴一正在相州糟屋知行所、依忠成之介抱成人とあり、是に據れば、忠成當所を領せしなり、又間宮家譜に、新左衛門信冬始號大森與一郎頼明、於相州糟屋、領五百、檢地は寛文十三年三月、大久保半右衛門邑を糺す、延寶六年四月、成瀬五左衛門・八木仁兵衛 中根氏の采邑の 等糺せり、江戸より十七里半、家數百三十八、此外長吏廿八軒あり、廣三十町半、表十四町餘、東、下糟屋・東富岡二村、西、下子安村、南、三往還五條を通ず、其二是大田道、一は田村通と唱ふ、幅二間、一は長後通と云、小名石藏にて田村通に合す、一は八王子州、道、幅一丈、一は荻野郡、道、幅八尺、一は藥師村、道と唱ふ、飛地上子安村に在、五段一畝

○高札場四 ○小名 △子易 △石藏 伊之 △七五三引 之女△峯岸 △秋山 北條役帳に、中郡秋山内栗窪分と載比喜△峯岸 △秋山、但其頃は廣く保りし地名にて、専ら唱へしにや、寛永譜にも、秋山上糟屋と記せり、栗窪は今一村となれり、 △山王原 △臺 △久保 △尾崎 △一牛王 △辻 △渡打 △原 △内出 △井戸久保 △川上 △三軒茶屋 △足立岡 ○山八 澁田・塔ノ坊・虫送・一本松・二ヶ久保・烏帽子・芝・

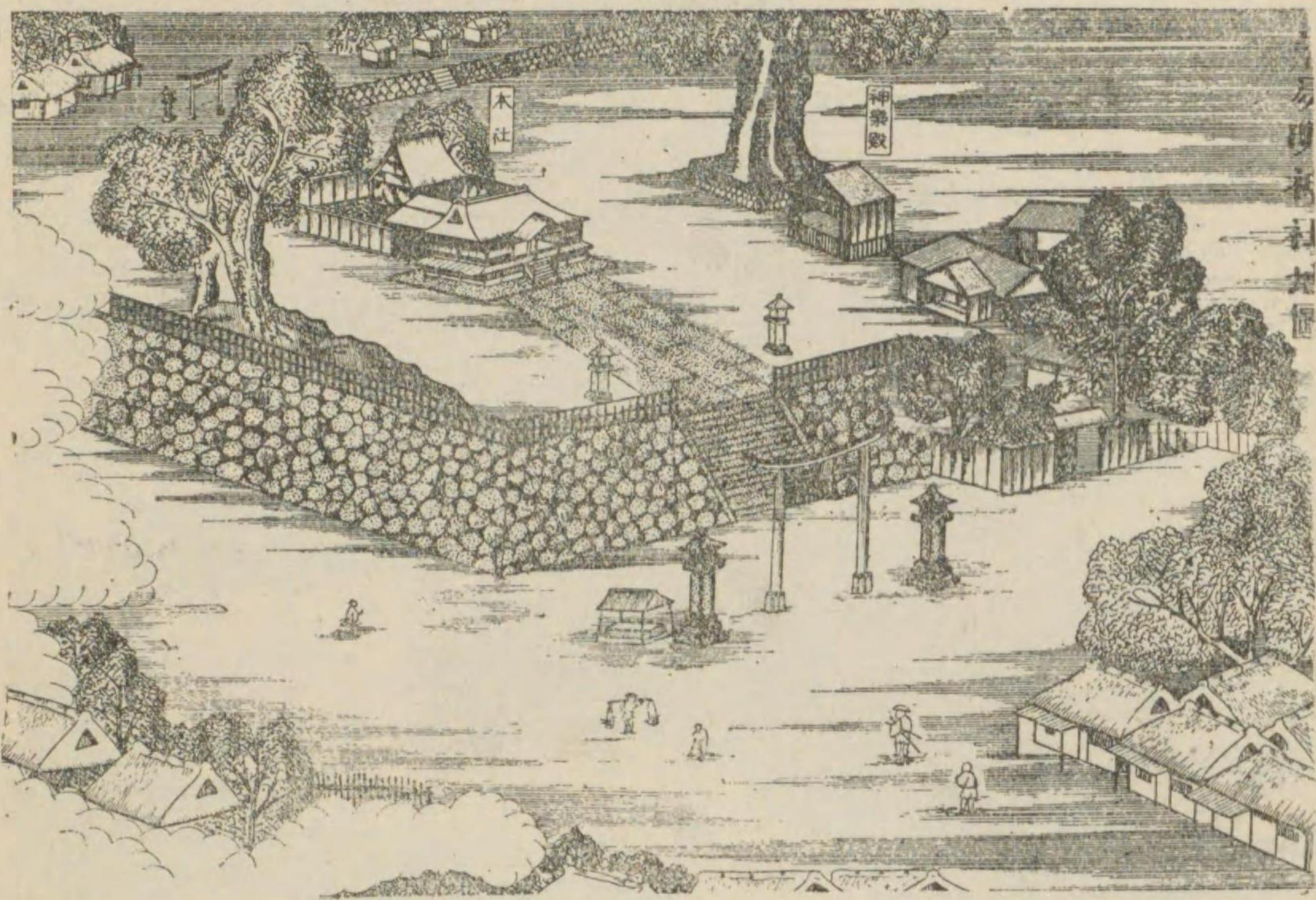
木立等の名あり、何れも登三四町、一本松山は八町許、 ○坂三 こうこく 登一町、觀音、三十間、どうじば、一町半、等の名あり、

○高見原 村の中程にて、廣十町、表四町許の地なり古戰場なりと云、今都て白田となれり、此邊に古塚廿六基あり、當時戦死の者の塚なるべし、按ずるに、當所合戦の事、未だ考ふる所なし、但文明十八年七月、上杉修理大夫定正、太田道灌を誅せし時、上杉民部大輔顯定、合力として高見原に出馬すと、鎌倉九代後記 等に見えたるは、日、七月廿六日、扇谷定正、家臣太田道灌を相州糟屋館にて誅す、山内顯定も、 合力として高見原まで出馬云々、小田原記 同、此所の事なるか、されど合戦ありしとは見え、又長享二年十一月、兩上杉氏合戦ありし高見原は、武州の地村邊なり、にて當所にあらず、

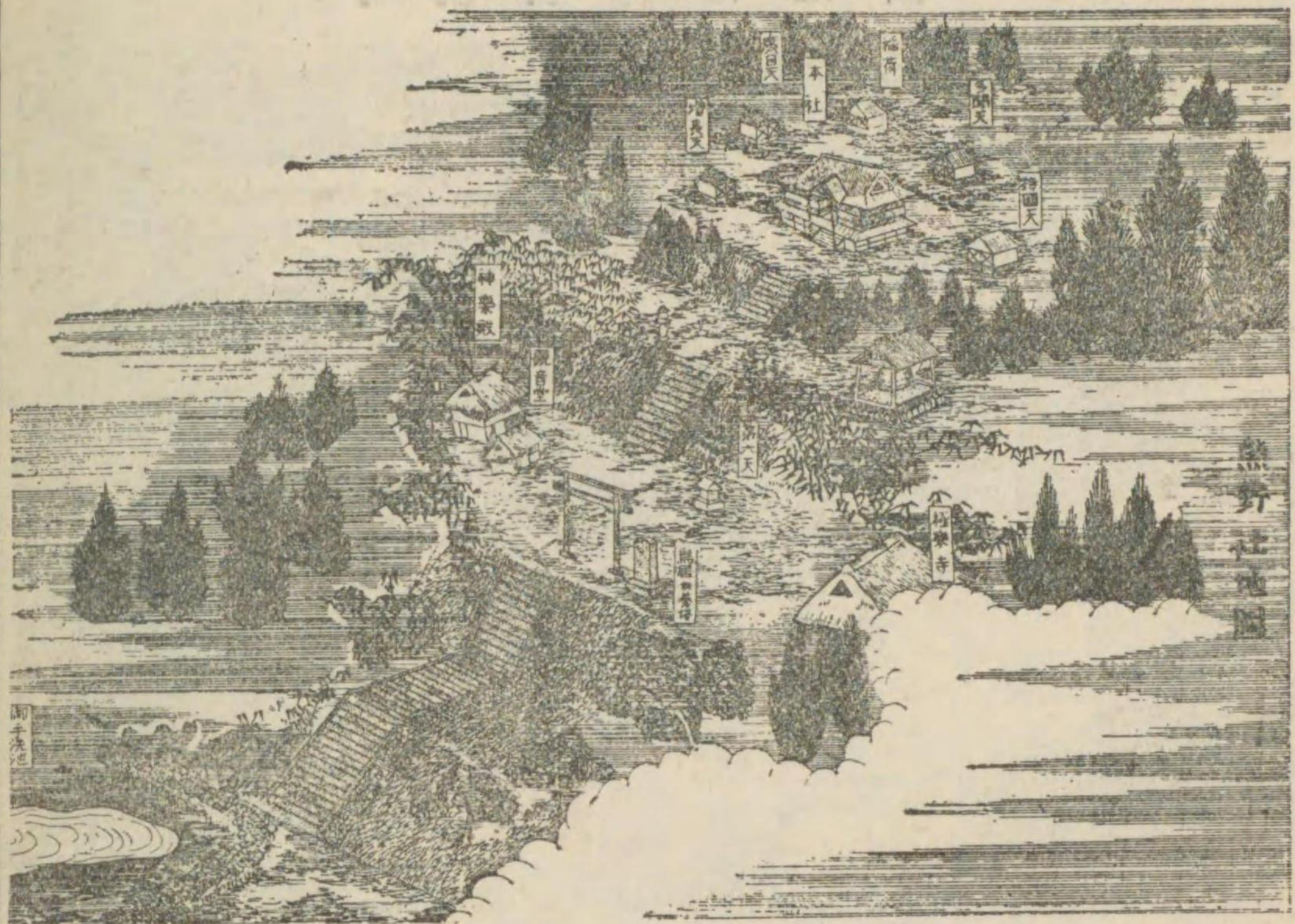
○澁田川 北方、澁田山の麓より流出し、西富岡村に入、又當村に來る、上流幅四尺、下流三間、 源は、弓張川 善波此川水にて、弓弦を潤して、 と唱へ、再び村内に入てより張りしより名づくると云、と唱へ、 再び村内に入てより澁田川の名あり、橋六を架す、五間、 ○大山川 西界を流る、幅三間、

○子易明神社 延喜式に載せし、當郡四座の内、比々多神社なりと云、 華表に、比比多神社子易大明神の額を掲ぐ、文化元年吉田二位良連書す、 按ずるに、三之宮村、三ノ宮明神も、比々多神社と云社傳あり、兩社共證とすべき事なれば、何れを正しとも決し難し、祭神神吾多鹿葦津姬命、相傳ふ天平年中、當國主染屋太郎時忠と云者、社頭造立の志願ありしが果さずして卒す、其妻嘗て安産守護の、靈驗を蒙りし事あれば夫の志を繼ぎ、やがて社頭以下造營せしと、村の小名子易、及隣村上下子安の鎮守なり、例祭六月十五日、七月七日、六月を大祭、七月を小祭と云、 幣殿・拜殿・神樂殿・供所等あり、社領二石の御朱印は、天正十九年十一月賜へり、神木二株 一株は圍一丈六尺餘、一株は殊に老樹、圍一丈三尺にして、幹より小貝を出す、子易貝と稱し、安産の符と あり、△末社 熊野 稻荷 山王 天満宮 辨天 △神主鶴川大隅 吉田家の配下なり、先祖は鶴川丹後と云、寛永中、 小田原北條氏の家臣にて當社神主を兼帶せしが、小田原落城以後、當所に移住し、御入國の後、更に神主を命ぜられしと云、○山王社 天平年中、僧良辨 大山寺開山、 の勸請なりと云、小名山 王原の鎮守なり、例祭六月廿二日、毎年十二月廿日、社地に年の市立り、 幣殿・拜殿・神樂殿等あり、社領一石五斗の御朱印は、前と同時に賜ふ、槻の大樹 圍二丈 を神木とす、吉祥院 持△鐘樓 明暦三年、鑄造の鐘を掛く、△末社 稻荷

子易明神社地圖

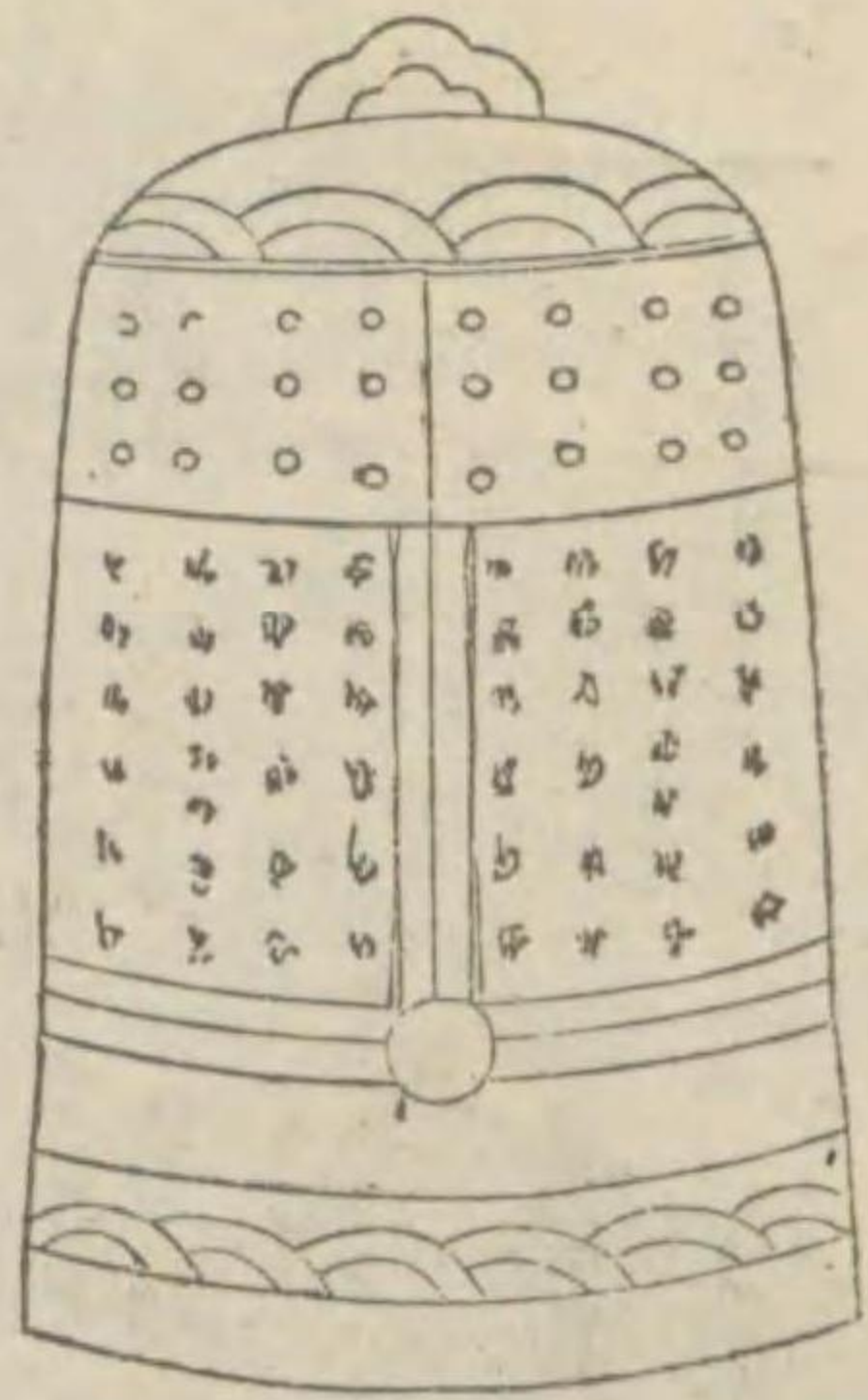


熊野社地



八王子權現 築山權現 荒神 天王 天神 庚申
 ○熊野社 小名秋山、辻等の鎮守とす、例祭八月十六日、社領二石、前と同時に、御朱印を賜ふ、拜殿・神樂殿あり、○鐘樓 鐘は、建久七年、糟屋左兵衛尉有季願主にて鑄造す、序銘あり、曰、極樂寺鐘銘并序、相模國名極樂寺、濫觴季舊、効驗日新、蓋乃曾祖父藤原盛季之福田也、弟子左兵衛尉有季、尋先祖之本願、思當寺之興隆、遂致修復、添以莊嚴、道場之具、於此備焉、真俗之望、亦復足矣、箇中所闕洪鐘而已、是以殊課鑄工、專抽微力、一音初報、十方口驚、罪霜忽消、發露尤切、仰願以此善業、廻向于彼衆生、上自有頂、下至無間、虛吼高聞、拔苦之利遍被、毒睡自覺、與樂之誠遠覃、于時建久七年、歲次丙辰、夏四月十八日丁卯、作銘曰、乾槌正扣、遐邇旁通、夜漏驚睡、曉更破夢、罪隨聲滅、福應響蒙、一念凝信、三時挺功、諸天有聽、悉地無空、居肆屠者、臨流釣翁、閑讖業障、忽識圓融、披苦云洽、利生匡窮、羽胎濕化、禽獸魚蟲、逸頓收及、良緣可同、誰輕此器、已用多銅、使是神力、豈思鑄工作銘者、文章生三善宣衡、清書金剛資僧覺然、壽師廣階忠次、按ずるに、序文に據れば、此鐘別當寺の爲に鑄造せし物なれど、今は社前に掛置けり、三善宣衡は、京師の人にて、關東に來り奉、鐘の形尋常に異なり、圖左の如し、△末社 持國天 增長天 廣目天 多門天 稻荷 第六天 △觀音堂 三十三觀音を置、△別當極樂寺 渡打 鐘銘には、渡山と號す、曹洞宗、洞昌本尊阿彌陀、往昔糟屋盛季の起立せし事、前に註記せ

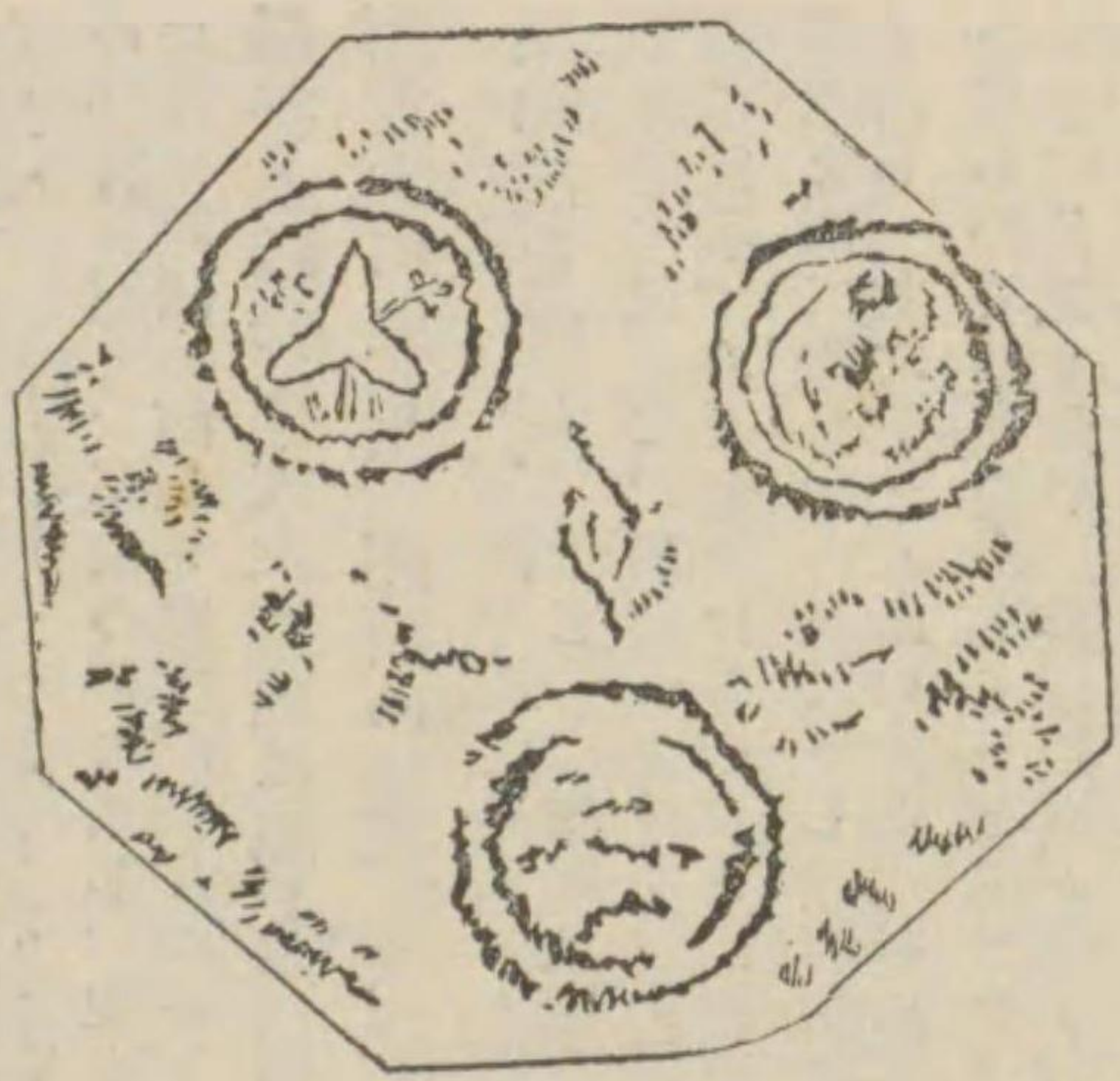
高二尺八寸廻六尺徑 一尺六寸五分厚二寸



し鐘銘に見えたり 中興開山、目堂詔存、本寺二世、元龜三年六月六日卒、今は甚衰微して、庵室の如し、○熊野社 小名川上の鎮守なり、神體木像、長二尺、例祭六月十九日、神樂殿あり、建久七年、糟屋有季が記せしと云、當社の緣記 村民家藏すれど、全く後世の偽書と見ゆれば採らず、實相院持、△末社 神明 天王 稻荷

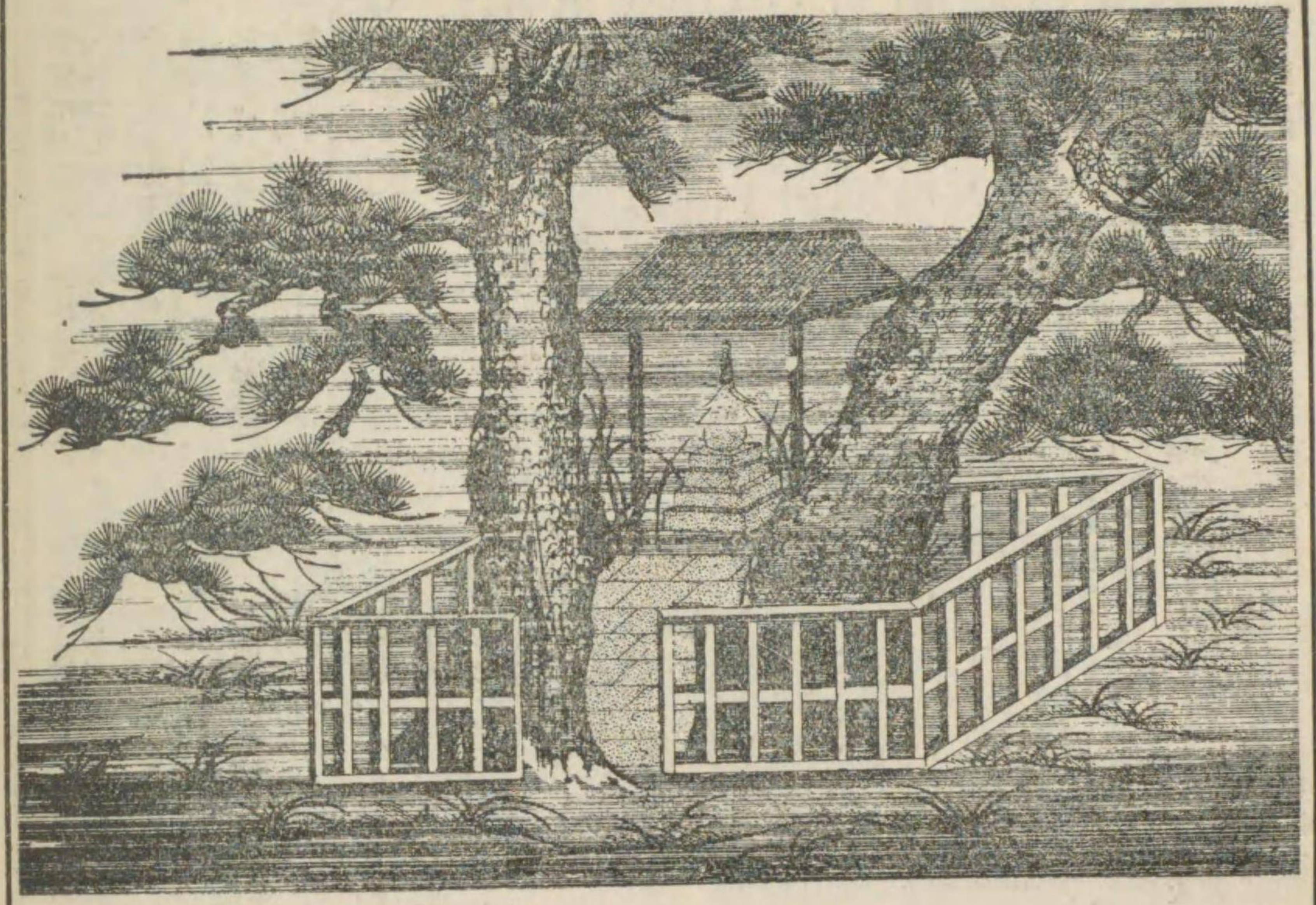
○五靈社 一は、江戸日本橋、瀬戸物 福徳稻荷神主持一は、寶曆十二年勸請す、村持、○神明社 四 二字は村持、二字は村民持、○住吉社 村持、下同、○天狗神社 ○八幡宮 ○稻荷社 五 一は自性寺持、四は村民持、下同、○山神社 ○石神社 ○若宮八幡宮 ○白鬚社 ○白山社 長吏持、末社に金山稻荷二祠を建、洞昌院 蟠龍山公所寺の字なり、寺邊と號す、曹洞宗、津久根小屋村、開山崇旭、長祿二年三月、中興陽室照寅、天文八年七月八日、開基は、太田左衛門大夫持資入道道灌、七月二十六年卒、

日卒、法名洞昌 院心圓道灌、なり、釋迦を本尊とす、寺領三石の御朱印は、天正十九年賜りしが、寛永六年九月九日、火災に罹り、烏有せしを以て、十九年九月再び賜ふ、岡田淡治推舉 撞鐘寶永六年のを本堂の廊下に掛、【寺寶】 △鏡三面角にて至て薄し、裏の圖左の如し、



△鐘樓 延寶六年の鑄鐘を掛、△開山堂 △衆寮 △稻荷社 △白山・金毘羅・秋葉・毘沙門・不動合社 △塔頭 龍光寺 依山と號す、本坊二世目堂詔存開山す、本尊勢 正覺寺 山と號す、開山上に同、本尊地藏、今廢す、△太田道灌墓 五輪塔、高三尺五寸許、傍に古松一株、一は一あり、按ずるに、石塔の様當時の物にあらず、後世建し物と見ゆ、下村淺間社別當大慈寺にも、道灌の墳墓あれど、當院に埋葬せし事其證、【寛永系譜】其、あ

大田道灌墳墓圖



り、道灌は太田備中守資清の子にして、左衛門大夫持資、初資と稱す、長祿元年、武州江戸、及川越岩槻の三城を築く、【寛永譜】曰、資長、源六郎左衛門大夫、刺髮元年、千代田・齋田・寶田三氏の家臣に命じて、城郭を江戸・河越・岩槻に築く、道灌軍法に精きを以て、世に師範と稱せられ、屢軍功あり、曰、道灌常の兵書を讀て、軍法の道に達し、能く城郭の地を知る、此故に世に軍法の師範と稱す、若年の時より、數度戦功あり、扇谷上杉修理大夫定正に屬して用ゐらる、故に關東の諸家大に服し、關西の諸將も、其風を慕ふ者あり、

又和歌を好む、曰、道灌もとより扇谷修理大夫定正が招に深く是に任じて、萬大小となく、道灌に問き、是に依て關東の諸家、心を道灌に寄せずと云者なし、關西の諸大將も、其風を聞て靡き従ふ者又多し、道灌父が風俗を慕ひて、和歌を好む、加之諸子百家の史傳、并に本朝二十一代集等の書籍を集め貯て、平生のもてあそびとす、其詠する所の家の集十一卷、其類を分て、碎玉類題と號す、按ずるに、今道灌の家僅に一卷あり、殘闕なるか、寛正文明の間、兩度上洛し、將軍義政に謁す、其時勅問の事あり、和歌を詠じて勅答す、【寛永譜】曰、寛正文明の間、兩度上洛して、源義政公に謁す、時に勅問あり、屢和歌を詠じて勅答となす、

太田家譜曰、勅使來于東山殿、被問武藏野廣原、即詠和歌勅使、其歌曰、露置かぬ方もありけり夕立の、空より廣き武藏野の原、又勅使來被問武州之風景、即席詠和歌勅使、述平昔之遊覽、其歌曰、我庵は松原つゞき海近く、富士の高根

を軒端にぞ見る、此時觀感不少、賜御製、武藏野はかる萱のみと思ひしに、かゝる言葉の花や咲らん、按ずるに、【墓景集】に嘉吉元年五月、上洛の事見えたり、今道灌の卒年を以て、是を推し、十歳の時に當れり、家集は書寫の誤なるか、覺束な、文明十八年七月、讒言に依て、當所定正の館館蹟下條に、にして誅せられ、當院に葬す、【寛永譜】曰、七月あり、正が館に入て卒す、五十五歳、秋山上槽屋洞昌院に茶思す、【小田原記】曰、七月廿六日、扇谷殿定正相州槽屋へ御馬を被立、道灌を對治し給ふ、去程に道灌入道打て出たりしを、鎗にて突落し、首を取らんとしければ、道灌鎗の柄に取付て、かゝる時こそ命の惜からぬ、兼てなき身と思ひしらすば、唯忠のみ有ながら、道灌一朝に讒言せられて、百年の命を失ふ、云々、按ずるに、此歌は康正元年冬、藤澤の役、八月十日、道灌敵の首級に手向し歌なり、【墓景集】に見ゆ、

日、道灌二七日の忌辰に當て、僧萬里其靈を祭る、其時の祭文寫今に藏す、曰、洞昌院殿心圓道灌大居士、二七日之祭文、維時文明龍集丙午、秋之孟念有六、太田二千石公心圓道灌、入相陽槽屋之府第、俄系白刃之厄、形骸隕墜、而魂魄飛流矣、共厥爺自得老人、積汗馬之勞、幹鏡于國家、至炊骨爺存而息沒、寔所哀鐘也、仲秋十日、伏值二七日忌之辰、漆桶九萬里謹具香華灯燭不腆之饌、以祭亡靈、厥詞曰、嗚呼、上天所賦、若人爲英、露然和繼、如花就榮、八州草木、悉服威名、倭歌三昧、文武兼并、誦孫吳術、陶數萬兵、揮羽扇戰、護帝旌征、深屯敵地、剪棘除荆、履岷管險、唾血共盟、長橋虹臥、不脣條營、重城擊折、誅暴屠鯨、關塞不鎖、女織男耕、苦非父子、國豈有精、天呼天呼、白刃俄生、時呼時呼、黃葉暗驚、五十五載、露酒榷莖、託蟻宮夢、謝蝸角爭、比斯亡極

海邊倚輕、弄思泥土、混節濁清、雖無所訴、天監惟明、見機合速、胡爲請纓、陀羅尼雨、亡心洗聲、非來非去、湛然圓成、孫子百世、松秀栢萌、祭是不曠、燭燼燒榮、今も毎年太田野葉清酌、默告丹誠、嗚呼哀哉、來襲

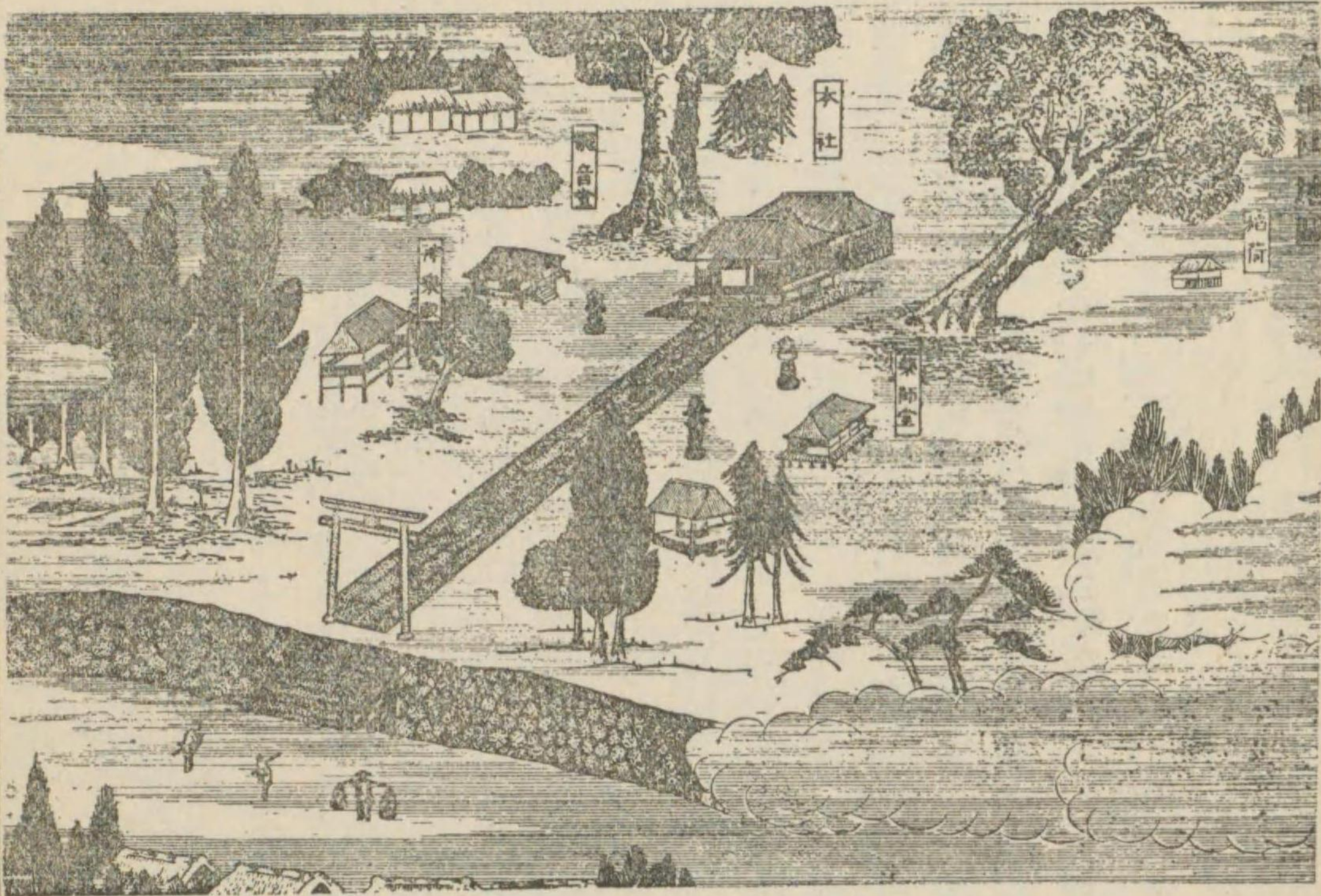
氏より禮奠あり、○宗源寺 上峰山と號す、洞昌院末、開山目堂留存、本寺二元龜三、享和二年、住僧笑山法地となし、其師正巖泰道、明和六年七月八日卒、を請て、中興開山とす、本尊釋迦、△白山社 ○金光寺 龍岩山と號す、開山學峰守養、本寺三世、慶長十三年六月廿六日卒、本尊藥師、○徳雲寺 諏訪山と號す開山前寺に同じ、本尊十一面觀音、△稻荷社 諏訪明神を合祀す、○寶泉寺 福地山と號す、臨濟宗、下槽屋村、開山節翁忠勳、文正元年六月四日卒、本尊正觀音、△辨天社 ○智光寺 福聚山と號す、本寺及開山本尊等、前寺に同じ、△天滿宮 ○補陀寺 雙溪山と號す、黃檗宗、瑞聖寺末、開山龍堂珠、開基須水、寶曆五年十月六日卒、本尊十一面觀音、△白山社 ○自江戶市中の人なり、

性寺 寶昌山聖無動院と號す、古義眞言宗、岡崎金剛開山は行基と云傳ふ、中興賢勝、永祿十一年八月十八日卒、本尊不動、○吉祥院 日吉山と號す、本寺前寺 本尊藥師、△藥師堂 本尊は行基作、長一尺、山王の本地佛なり、

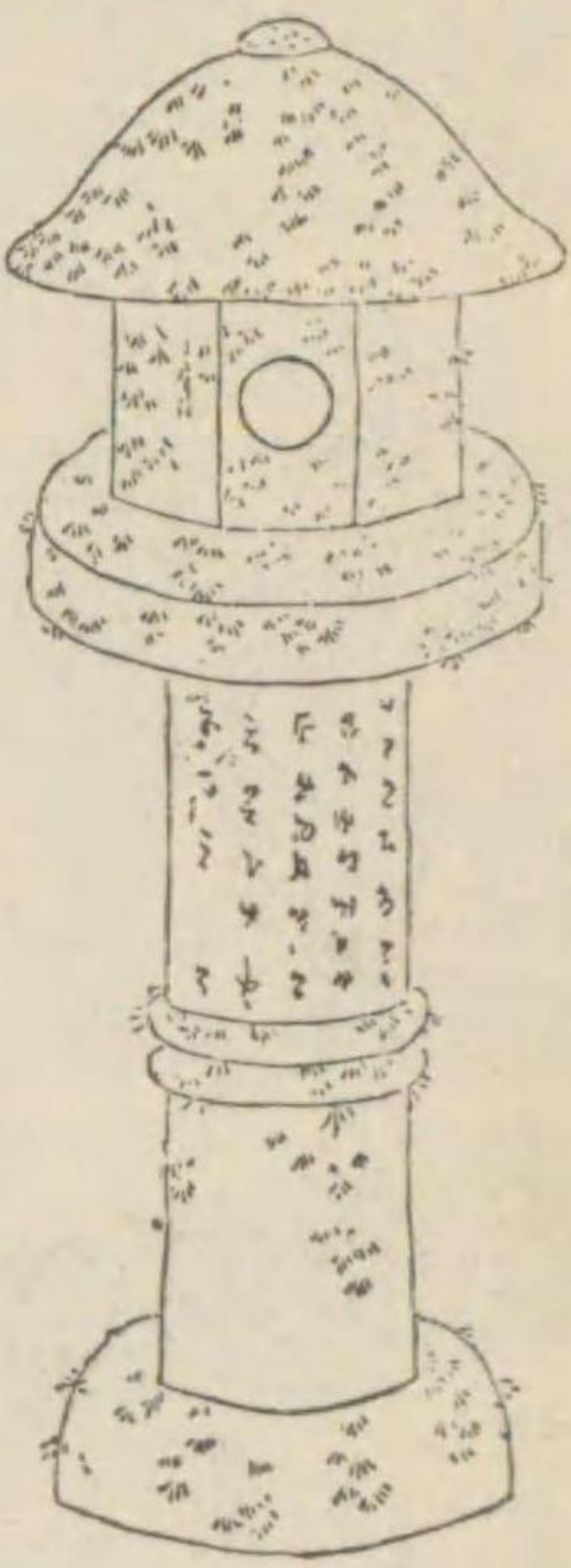
○實相院 愛宕山地藏院と號す、本寺前、本尊地藏、
 ○壽昌院 當山修驗、江戸青山、鳳、本尊不動、○善應院
 是も同じ配下なり、本尊前に同じ、△瘡瘡神社 ○地
 藏堂二 一は駒立地藏と呼ぶ、實相院持、一は寶泉寺
 持、△阿彌陀堂 寶泉寺持、○閻魔堂 村持、下同じ、
 ○不動堂二 一は智証作の木像、長二尺、を置、
 ○神事舞太夫二戸 山田庄兵衛・清水久太夫と稱す江戸
 淺草田村八太夫配下なり、二人共に國府本郷村、
 所明神祭禮の時社役を勤むるを以て社領の内配當あり
 ○上杉修理大夫定正館蹟 今其地詳ならず、當時糟屋館
 と稱し、定正久しく居住せし事、古證文に見えたり、
 曰、老拙二十餘年、於糟屋河越、且暮之雜談、深懸心、泉林齋
 上田留井深町方相尋事者、於京都城攻軍之行、就中兩島山方
 數度戰之事、幾度も間置度候之間、近年推名慶珍、同遊口
 忠を節々招越、彼兩家之武略、爲聞迄候云々、延徳元年三月
 一日、江戸城主曾我豊後守殿、定正在判、【小田原記】曰、長
 享元年、山内顯定、憲房、扇谷修理大夫定正を、對治あるべ
 きと聞えければ、定正朝良は、糟谷に在ながら、河越 文明
 に曾我を籠め、小田原に大森式部少輔を籠め云々、註記す
 十八年七月、定正太田道灌を此館にて誅戮す、註記す
 ○下糟屋村 志茂加須 江戸より十五里、古高部屋郷と唱
 へしと云、元暦元年九月、源頼朝此郷を大山寺領に、寄

附せし事あり、其證上村條 家數九十一、廣三十町半餘、
 表七町餘、東、下落合、小稻葉、見附島三村、西、上糟屋、田中、
 往昔糟屋氏、代々領せし事は、上村條に辨ず、天文の頃、
 渡邊石見守某、地頭たりし事、村内八幡社棟札に見えたり、
 其文下に、今大久保佐渡守領分、及中川市右衛門、若林
 荒之助、岡部監物・宇津野金右衛門等が知る所なり、
 何れも賜はりし、檢地は、貞享二年三月、成瀬五左衛門・設
 樂孫兵衛糾す、古は毎月五十の日、市立しが、今廢す、
 脇往來四條係れり、大山道、幅二間、矢倉澤道・伊勢原道・田
 村道等なり、人馬繼立をなす、矢倉澤道は、北、愛甲郡愛甲
 一里、東、戸田村へ一里を繼送る、
 ○高札場 ○小名 △横町 △宮坂 △琵琶久保
 ○山 西方にあり、富士淺間社あるを以て、富士山と字
 す、登凡一 ○澁田川 村の程を流る、幅五、板橋二を
 架す、一はせきと橋、長五間、一は 水除堤を設く、高九尺
 ○歌川 北方を流る、幅二間 ○筒川 渡宇 南境に在、幅二
 ○八幡宮 鎮守なり、【延喜式】に載たる、當國十三座の
 内、高部屋神社なり、華表に、其神號の額をか、祭神五座
 中央應神天皇、神跡座像、長二尺、仁德天皇、神
 寸、本地佛彌陀、右若宮大神、仁德天皇、神

八幡社地圖



氣長足姫大神、神功皇 左姫宮大神、大日靈 住吉大神、筒
 男命、中筒男 命、底筒男命、なり、例祭七月七日、幣殿・拜殿あり、天
 文二十年九月、地頭渡邊石見守某、當社造營す、棟札あ
 奉造立、大日本國相州大住郡糟屋庄、八幡大菩薩、大檀那、地
 頭渡邊石見守、小檀那代官、築城太郎左衛門、別當律師賀順
 大工明王太郎、本願主得生、鍛冶當村宣助助次、天正九年五
 吉次彦右衛門、天文二十年辛亥、九月廿八日、天正九年五
 月、境内三ヶ條の法度を定む、糟屋文書寫曰、相定法度、
 右前後、竹木不可剪、并馬不可繫候事、喧嘩口論不可致候事、
 并殺生放火之事、出陣之砌、松山家中衆、別而如斯之法度、
 致覺悟、以下之者共に、堅可申付候事、右三ヶ條有違犯之輩
 者、以書付都筑豊後守所へ可申來候、其斷明白可申付候、仍
 如件、天正九年巳年、五月十日、別當法禪坊、能登守長則華
 押、按ずるに、長則は北條氏の臣なるべし、其氏詳ならず、
 社領十石の御朱印は、天正十九年十一月賜ふ、社前に
 應永廿八年の石燈籠あり、銘曰、奉彫造相州糟屋惣社、正
 一基、右意趣者、天地清寧、皇風永扇、殊者同郡元帥身宮
 安泰、壽算綿延、專祈當庄秋山郷地、及藤原某等、家門繁榮、
 親屬快樂、天下泰平、國土豐饒者也、應永 圖左に載す、
 二十八年九月下旬天、勸進主重先敬白、
 △鐘樓 鐘に至徳三年の銘あり、惣社、八幡宮鐘銘
 夫當社者、瑞籬最久、威光森明、星霜甚舊、利生倍新、晨晚
 雲晴、雨排柏城、宵曉月寒、風響宮甍、靈夢靜覺、夜凌五更、
 龜鐘待聲、執驚三聖、因茲勵一身微管弘精口、依亡父之宿願、
 成功口、既醒三熱、眠於樓口寔歸四攝覺於閑遲耳、仰願者、



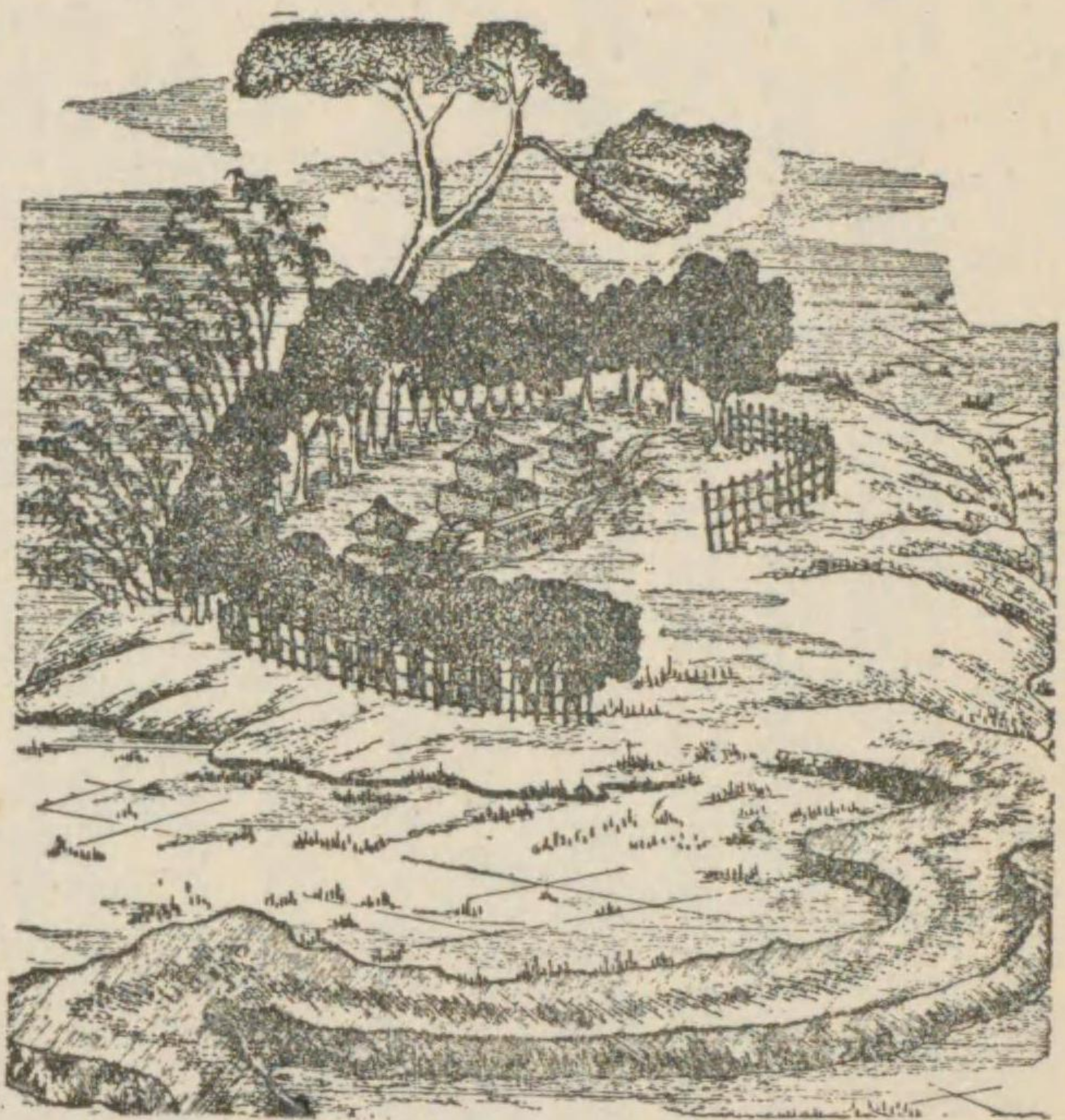
天地長久、國家治世、信心檀那、家門繁昌、息災增福、志弘法界、一切群類利益等、願主平秀憲、至德三年丙寅十二月日、大工河内、
 △神樂殿 △槻樹 神木なり、圍二丈 △末社 天神 稻荷 秋葉 神明二内宮 聖天二 金毘羅 天王 水神 △藥師堂 △觀音堂 △別當神宮寺 糟屋山と號す、臨濟宗、鎌倉建長、開山大本師嵩山、月六日卒、中興海岳、月三日卒、按ずるに、本社條に引用せし、天正九年の文書に、別當法禪坊とあり、是當寺の舊號なるにや、本尊釋迦、△社僧圓福寺 照林山と號す、古義眞言宗、岡崎金剛、不動を本尊とす、○若宮八幡宮 本地佛大日を置、縁起に據に、仁壽元年、東三條左大臣の息男、兵庫頭某、故有て當國に下向あり、其子岩若丸、當所豐民能條太郎兵衛と云者の家を繼、其父兵庫頭の遺骨を爰に納め、若宮八幡と崇めしと云、此縁起、年に記し、文祿二年改書すと、卷末に記したれど、其文全近世の物と見ゆれば、原文は註せず、例祭四月五日、社領一石五斗の御朱印は、天正十九年十一月賜ふ、

村民縁起に載たる能條太郎兵衛が子孫と云、持、△鐘樓 明和五年の鐘を掛△末社 稻荷 秋葉 道了 ○淺間社 例祭六月十八日、社領二石の御朱印は、天正十九年賜ふ、然るに、寛政二年正月、別當寺失火して、御朱印焼失す、御書事を願ひしに、御序の時、境内に石の小祠二を建、大慈寺賜るべき命ありと云、境内に石の小祠二を建、大慈寺持、△鐘樓 寶曆五年の鐘を掛、○住吉社 鎮守八幡の社内に祀れる、住吉の元宮なりと云、例祭六月十五日、村民持、下同、○稻荷社
 ○普濟寺 千秋山と號す、臨濟宗、鎌倉建長、開山節翁中勵、文正元年五月、開基上杉寺月鑑明公、上杉氏なるべけれど、且卒年月も詳ならず、中興玄稅、寛文十年八月十五日を忌日とす、本尊地藏、長一尺三寸五分、慶安元年八月、寺領十石の御朱印を賜り分、行基作、慶安元年八月、寺領十石の御朱印を賜りしが、享保十八年紛失し、追て書替賜るべき由、命ありしと云、按ずるに「雜話燭談」附録に、享保廿年六月、當寺御朱印紛失に依て、諸方へ其尋を觸られし事見えたり、今其寫三通を藏す、本堂の軒に、寶曆四年の鑄鐘を掛、△稻荷天神地神秋葉金毘羅合社 △塔頭 法徳庵、觀音、行基作、長四寸八分、當國札、觀音寺、英、本尊正觀音、金剛寺、本尊は所第三番なり、
 ○大慈を置、△番神堂

寺 法雨山と號す、本寺前、貞治五年六月、開山東勝、中興開基太田道灌、文正八年七月廿六日卒、此寺號を稱ふるは、當寺のみにて、なり、按ずるに、上村洞昌院及系譜等、皆洞昌院を號とす、
 先住東陽 月六日卒、寅政十年三、が詩文遺稿中に、當寺小鐘の序銘あり、是に據れば、古は鎌倉に在しを、道灌此地に移して再興し、其叔父周巖、藤波村密嚴院に卒、叔悅禪師と謚、を請じて、中興開祖とせしなり、
 寺、小鐘銘并序、曰、考舊記、吾寺昔在手鎌倉開祖覺智禪師者、隆蘭谿之法孫也、四世周巖禪師者、普明國師之高弟、而實灌公之叔父也、公抱命世之才、相於上杉氏、欲一匡天下、以歸正治、當斯時也、移寺斯邑、請叔父、以爲中興之祖、公雖誠忠無私、其主昏而不寤焉、終信姦詐之言、運慶作、害善良佐、於是乎寺門漸頽矣、云々、本尊正觀音、長二尺、道灌の畫像一幅、太田攝津守資順筆、を寺寶とす、
 社 ○南蓮寺 東臺山西光院と號す、淨土宗、芝増上院山西光惠慶、南蓮社忍譽と號す、天正、中興通海、本蓮社法九年六月廿二日卒、本尊彌陀、△稻荷社 ○法眼寺 學清山と號す、法華宗、鎌倉比企谷、開山日現、慶長年中卒、開基頓證院日圓、開山塔の左に、檀那開山頓證院日圓、右に武州日圓慶長十八年卒とありて、姓氏俗稱詳ならず、本尊宗風の諸佛

○太田道灌墓 村西白田中に在、五輪塔三基、中央一基は、少く低し、並ぶ、中央の一基、則ち道灌の印なり、二基は詳ならず、傍に榎の大樹圍八尺立り、毎年七月、太田氏より禮奠あり、洞昌院條に詳載す、大慈寺持、
 ○糟屋左衛門尉有季居蹟 西北の方にて、八幡境内より社領の地に係り、東西百間餘、南北百十間餘、殿ノ窪と字せり、四面に堀の遺形あり、有季は將軍賴朝、及賴家に仕へ、屢功ありし事、「東鑑」「源平盛衰記」等に見ゆ、文治二年九月源義經の臣、堀彌太郎景光を生虜し、又佐藤四郎兵衛忠信を襲て、自戮せしめ、正治二年正月、梶原平三景時謀叛の時、追討の命を蒙り、其餘類安房判官隆重を生虜す、獨詳なる事は、人物の部に載たれば爰に贅せず、有季は、比企判官能員が掣たるに依て、建仁三年九月能員誅せられし時、彼一族等と共に自害せり、按ずるに、此地有季の居蹟とのみ、傳ふれど、其祖先方庄大上村條に見えたり、
 夫と稱す、詳なる事は、
 住せしなるべし、○蓮乘院廢蹟 南蓮寺の末寺たりしが、何の頃か廢して寺地は白田となせり、
 ○舊家道怡 龜井氏なり醫を業とす、家系は傳へざれど

太田道灌墳墓圖



舊き民にして、關本村足柄上郡最乗寺開山了庵は此家に出生すと云傳ふ、按ずるに「本朝高僧傳」に了庵相州糟屋縣人と記したるに符合せり、○同龜吉 名主を勤む山田氏なり、先祖山田左京進は薩摩守忠吉卿に奉仕し慶長六年五月尾州中島郡西五城村にて二百石の采地を賜ふ、其時の朱印を藏すれど宛所慥ならず、曰、於長州城村、貳百石之地、田之間、全可領知、中島郡西五城村、慶長六年五月朔日、朱印久伯、當村土着の年代詳ならず、○同安左衛門 能條氏なり、仁壽の頃既に村民

たりしより今に連綿すと云、家藏、若宮八幡縁起に、仁壽丸故ありて此家を相續せし由、記したれど、信用すべき物にあらざれば採らず、若宮八幡條并せ見るべし、

○東富岡村 比賀志止美 江戸より十七里、東富岡郷と號す、家數五十七、東西九町、南北廿三町、東、栗久保、上糟屋、西富岡二村、南、下糟屋村、北、愛甲郡岡津古久村、東西二村に分れし年代詳ならず、されど村内八幡社、天正十九年の御朱印に、東富岡とあれば、古く分れし事知べし、永正十六年四月、北條早雲幼息菊壽丸、三郎長綱と稱し、後幻庵と號す、箱根山別當坊に在を以て、其知行分として、當所を箱根領に寄附す、箱根山金剛

曰、箱根領所へ菊壽丸知行分、七十三貫文、とみをか大草云々、永正十六年己卯四月廿八日、菊壽丸殿、宗瑞華押、【北條役帳】にも、幻庵が知行にして、大草右近に與へし由見ゆ、曰、幻庵御知行、八十貫文、今地頭水野讚岐守勝吉、安藤九郎左衛門保敬等なり、水野氏拜賜の年代詳ならず、安藤氏は元祿十一年六月、先世拜賜す、檢地は延寶六年四月成瀬五左衛門長俊、八木仁兵衛札す、臨往還三あり、一は大道二は八王子道なり、共に幅八尺、

○高札場二 ○小名 △竹林寺谷 谷を也度と唱 △大福寺谷 此邊の字大福寺前と唱ふ、寺蹟たる △三間谷 △杉戸谷 △相原谷 △建野谷 △田切谷

○竹林寺蹟 其地に、天神稻荷の小社を建、村持、下同、○阿彌陀堂蹟 彌陀地藏大日の石像を置、○觀音堂蹟 龍散寺持、下同、○十王堂蹟 ○塚六 所々に在、何れも來由詳ならず、又字に飛塚金堀等あり、

○西富岡村 通志止美 江戸より十七里、民戸五十一、廣十二町餘、袤二十町許、東、愛甲郡岡津古久村、及本郡東富岡村、西南二方、上糟屋村、北日向村、永正十六年四月、北條早雲幼息菊壽丸、知行分として、當所を箱根領に寄附せし事、前村に記す如し、今水野讚岐守勝吉・戸田三左衛門等知行す、往還四條あり、一は津久井縣道、幅九尺、一は荻野道、一は日向道、一は大山より荻野への道なり、一段七畝、日向村にあり、

○高札場二 ○小名 △駒渡堂 古麻多 △阿彌陀堂 △實蔭原 △外堀 △内見堂 △寶地 △長竹 △久澤

○山 東方村界に連り、諏訪山・飯綱山・向山・物見峠等の名あり、小山なり、○實蔭原 北方に在、今都て畑となり、僅に名のみ存せり、此原は兩上杉氏の古戰場なれど、土人其事を傳へず、但兩家の合戦は、長享二年二月にして民部大輔顯定、兵庫頭憲房等、多勢を率て此地に出張せしを、修理大夫定正、僅の兵士を以て是を討、大に勝利ありしなり、古證文曰、去年二月五日、相州實蔭原之軍靜謐者、當月不及一

○山 西より長に廻れり、小山な 此外切通一ヶ所、小坂九ヶ所 下馬場坂・額坂・谷口坂・富坂・庚申坂・道神坂、あり、仲丸坂・天神坂・五郎兵衛坂等の名あり、

○歌川 小名、田切谷、相原谷より湧出す、幅九尺、

○八幡宮 鎮守なり神躰圓石、例祭九月十四日、社領二石の御朱印は天正十九年十一月賜ふ、元和元年十一月の棟札あり、境内の老松樹圍一丈二、を神木とす、拜殿・神樂殿建り、龍散寺持、△鐘樓 天保六年再鑄の鐘を掛、△末社 貴船稻荷山王合祀 天王 ○御嶽社 村持下同、○天満宮稻荷合社 ○稻荷社 ○天神社二

○龍散寺 金鳳山と號す、寺號始は了珊の文字を用ひしが、御朱印に龍散寺と書し、賜りしより改しと云、曹洞宗、愛甲郡三田村、弘治三年起立す、開山英顔素哲、本

五世、慶長二年、開基海珍了珊庵主、神保宮内輝廣と稱す、北條氏の臣なり、永祿元年七月朔日卒、按ずるに、隣村栗久保は、北條氏の頃、神保孫三郎知行せしなれば、宮内は其氏族などにて、此地の地頭たりしも知 本尊十一面觀音、天正十九年十一月、寺領三石の御朱印を賜ふ、△大鐘 明曆四年の鑄造なり、

客殿の軒にかく、△白山社 相殿、熊野稻荷秋葉道了を置、△衆寮 ○大乘院 當山修驗、伊勢原村、大本尊覺院觸下、

不動 ○觀音堂二 共に龍散寺持、

新編相模國風土記稿卷之四十四 村里部 大住郡卷之三

三七七

○坂三 割地坂、登一町 白金坂、登三十間、許、下同、一ノ崎坂等の名あり、此餘僅の坂、所々にあり、○歌川 西堺に在、幅八尺、○戸張川 東界にあり、村内谷々より出る、清水一流となりて、此川の名あり、幅九尺、

○八幡宮 北高森の鎮守なり、多門歡喜二天を合殿とす、例祭八月六日、村民持、下二社同じ、神樂殿あり、

△鐘樓 元祿九年の鐘をかく、△末社 疱瘡神 ○若宮八幡宮 前高森の鎮守なり、神躰鏡裏に、八幡の立像を彫れり、本地阿彌陀、例祭八月七日、△鐘樓 元祿五年の鐘なり、△末社 稻荷 ○七社權現社 神躰木像、長一尺一寸二、十一面觀音を本地佛とす、例祭六月十一月、共に十五日なり、△鐘樓 享保二年鑄造の鐘なり、△末社 稻荷 ○吾妻權現社 村持、下同、

○神明社 △末社 稻荷 ○稻荷社二 共に村民持、
○長龍寺 金林山桑岳院と號す、一向宗、西本願寺末、按本山より與へし、本尊の箱に、歸參申替、享保中云々とあれば、一旦東派となりしなり、開山圓寂、二年三月廿一日卒、中興圓暢、寶曆二年九月 本尊彌陀、慶安二年十一月、寺領十石の御朱印を賜へり、○關泉寺 高森山と號す、曹洞宗、東富岡村、開山聲安修聞、寛永元年正月廿八日卒、本尊釋迦、寺領五石の御朱印は、慶安二年八月賜へり、

△白山社 ○壽經寺 觀照山西光院と號す、淨土宗、鎌倉光明 古は西光院と號せし、地藏堂なりしが、元和九年下糟屋村、南蓮寺前住、殘道と號す、と云僧、來りて住持し、堂宇再建して一寺となし、壽經寺と名づく、故に殘道を開山とす、寛永十七年、當寺を辭し去る、故に卒年詳ならず、中興開山了喜、教蓮社信譽、寛文十一年十一月朔日卒す、此僧の時、光明寺末に屬せり、本尊阿彌陀、△稻荷社 △地藏堂 石像長一尺三寸、を置、○大寶院 當山修驗、關寺配下、本尊不動、○松高庵 揚柳觀音運慶作、を本尊とす、當庵は關本村 足柄上郡、最乘寺開山了庵、及徒弟道了居住の地なりと云、村持、下同、△道了權現社 △了庵石碑 文字見えず、高一尺、臺石を了庵座禪石と呼ぶ、長四尺、幅二尺五寸、△袈裟掛松 是も了庵の袈裟を掛しと云、圍一丈一尺三寸、○觀音堂 十一面觀音を安ず、長二尺二寸、峯觀音堂と稱す、△天王社 海翁寺蹟 廢せし年代詳ならず、其地を海翁寺臺と呼ぶ、按ずるに、諸寺末寺帳に、愛甲郡三田村清源院の末なる由、見えたり、

新編相模國風土記稿卷之四十四 之終

新編相模國風土記稿 自卷之二十四 至卷之四十四 要目

卷之二十四	欄干橋町	二四
足柄下郡卷之三	筋違橋町	二六
早川庄 小田原宿上	山角町	二七
高札場一	足柄下郡卷之四	三三
浦賀高札場一	早川庄 小田原宿下	三三
浦高札場一	茶畑町	三三
海	代官町	三四
早川上水	千度小路	三五
浦番所	古新宿町	三五
問屋場二	青物町	三七
御用物繼所	一町田町	三七
一里塚	臺宿町	三〇
土産	大工町	三〇
新宿町	須藤町	三三
萬町	竹花町	三三
高梨町	谷津村	三三
宮前町	卷之二十六	四〇
本町	足柄下郡卷之五	四〇
中宿町		
	早川庄	四〇
	板橋村	四〇
	風祭村	四三
	水野尾村	四三
	入生田村	四五
	後河原村	四五
	卷之二十七	五五
	足柄下郡卷之六	五五
	早川庄	五五
	湯本村	五五
	湯本茶屋	五六
	須雲川村	五六
	畑宿	五七
	箱根宿	五七
	卷之二十八	六三
	足柄下郡卷之七	六三
	早川庄 元箱根上	六六
	箱根三社權現社上	六六
	卷之二十九	七〇

足柄下郡卷之八	七〇
早川庄 元箱根下	七〇
箱根三社權現下 別當金剛王院	七〇
元箱根門前町	七二
賽ノ河原	七三
三ツ屋	七四
元賽ノ河原	七四
姥子	七六
卷之三十	七六
足柄下郡卷之九	七六
早川庄	七八
蘆野湯	七八
底倉村	八〇
大平臺村	八〇
塔之澤	八二
卷之三十一	八二
足柄下郡卷之十	八二
早川庄	八三
早川村	八三
石橋村	八四
米神村	八四
根府川村	八四
江ノ浦村	八五〇
岩村	八五一
卷之三十二	八五一
足柄下郡卷之十一	八五一
早川庄	八五一
眞鶴村	八五二
福浦村	八五三
土肥吉濱村	八五三
土肥鍛冶屋村	八五三
土肥門川村	八五三
土肥堀ノ内村	八五三
土肥宮上村	八五三
土肥宮下村	八五三
卷之三十三	八五三
足柄下郡卷之十二	八五三
早川庄	八五三
山王原村	八五三
網一色村	八五三
今井村	八五三
中島村	八五三
町田村	八五三
荻窪村	八五三
池戸新田	八六一
堤新田	八六一
卷之三十四	八六一
足柄下郡卷之十三	八六一
早川庄	八六一
池上村	八六一
井細田村	八六一
久野村	八六一
多古村	八六一
穴部村	八六一
穴部新田	八六一
府川村	八六一
北ノ久保村	八六一
卷之三十五	八六一
足柄下郡卷之十四	八六一
成田庄	八六一
飯田岡村	八六一
清水新田	八六一
新屋村	八六一
小臺村	八六一
堀ノ内村	八六一
中曾根村	八六一

蓮正寺村	三三三
成田村	三三四
桑原村	三三五
西大友村	三三六
東大友村	三三七
永塚村	三三八
延清村	三三八
千代村	三三九
高田村	三三九
別堀村	三三九
下堀村	三四〇
矢作村	三四〇
卷之三十六	三四〇
足柄下郡卷之十五	三四〇
成田庄	三四〇
飯泉村	三四一
飯泉新田	三四一
鴨宮村	三四一
上新田村	三四一
中新田	三四一
下新田村	三四一
酒匂村	三四一
酒匂鍛冶分	三四三
小八幡村	三四三
卷之三十七	三四三
足柄下郡卷之十六	三四三
成田庄	三四三
國府津村	三四三
前川村	三四三
羽根尾村	三四三
中村原	三四三
中村原	三四三
小船村	三四三
上町村	三四三
沼代村	三四三
沼代村	三四三
小竹村	三四三
小竹村	三四三
卷之三十八	三四三
足柄下郡卷之十七	三四三
曾我里	三四三
曾我谷津村	三四三
曾我岸村	三四三
曾我原村	三四三
曾我別所村	三四三
田島郷	三四三
田島村	三四三
卷之三十九	三四三
淘綾郡卷之一	三四三
圖說	三四三
倭名鈔所載合郷七	三四三
今所唱合郷二	三四三
今所唱庄名一	三四三
海	三四三
船着場	三四三
花水川	三四三
古花水川	三四三
國府本郷川	三四三
井ノ口川	三四三
打越川	三四三
押切川	三四三
小川	三四三
五ヶ村用水	三四三
萬年堰	三四三
唐ヶ原	三四三

產物	三六七	山下村	三五	延澤川	三四〇
卷之四十	二六八	高根村	三七	澁田川	三四〇
淘綾郡卷之二	二六八	萬田村	三七	歌川	三四〇
二ノ宮庄	二六八	出細村	三九	谷川	三四一
川勾村	二九〇	卷之四十二	三〇	戸張川	三四一
山西村	二九一	大住郡卷之一	三〇	筒川	三四一
國府本郷村	二九八	圖說	三〇	栗原川	三四一
國府新宿	三〇〇	倭名鈔所載合郷十四并驛家餘戸	三六	大根川	三四一
寺坂村	三〇四	今所唱合郷二十四	三七	板戸川	三四一
生澤村	三〇五	今所唱合郷五	三七	善波川	三四一
虫窪村	三〇六	大山	三八	恩蘇川	三四一
黒岩村	三〇六	堀山	三八	齊藤川	三四一
西ノ久保村	三〇七	唐ヶ原	三八	市見川	三四一
中里村	三〇八	海	三八	渡津四	三四一
卷之四十一	三〇九	湊	三八	大用水	三四一
淘綾郡卷之三	三〇九	瀑布	三九	五ヶ村用水	三四二
二ノ宮庄	三〇九	相模川	三九	九ヶ村用水	三四二
大磯宿	三〇九	玉川	三九	土産	三四二
加宿東小磯村	三二八	鈴川	三九	卷之四十三	三四二
西小磯村	三三〇	金目川	三九	大住郡卷之二	三四二
高麗寺村	三三一	水無川	三九	八幡庄	三四三
		室川	三九	八幡村	三四三

田村	三四四	豐田本郷村	三六〇	上糟屋村	三六五
四ノ宮村	三四七	宮下村	三六二	下糟屋村	三六二
下島村	三五〇	小嶺村	三六三	東富岡村	三六六
大神村	三五一	平等寺村	三六四	西富岡村	三六七
吉際村	三五五	卷之四十四	三五五	栗久保村	三七八
馬入村	三五五	大住郡卷之三	三五五	高森村	三七八
須賀村	三五七	糟屋庄	三五五		
豐田庄	三五九				

新編相模國風土記稿 自卷之二十四 至卷之四十四 要目終

昭和七年十一月廿五日印刷
昭和七年十一月三十日發行

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿二

非賣品

版權所有

編輯者 雄山閣編輯局

發行者 長坂金雄

東京市麴町區飯田町六ノ二三

印刷者 上田榮吉

東京市澁橋區戸塚町一ノ一三

東京市麴町區飯田町六ノ二三

發行所

雄

山

閣

振替東京二四二二七番
電話九段二三一四番

